

令和2年6月定例会

長 崎 県 議 会 会 議 録

長 崎 県 議 会

令和2年6月定例会

令和2年6月定例会日程表（結果）

月 日	曜	内 容 等	備 考
6. 1 2	金	本会議 （議案上程） （開会、議席の一部変更、新任の幹部職員紹介、会期決定、会議録署名議員指名、議長報告、議案一括上程（第96号議案乃至第107号議案及び報告第3号乃至報告第20号）、知事議案説明、散会） 常任委員会（総務、文教厚生、環境生活建設、農水経済）	質問通告締切
1 3	土		
1 4	日		
1 5	月	（議案調査）	
1 6	火	（議案調査）	質問通告内容事前調整期限
1 7	水	（議案調査）	請願受付締切
1 8	木	本会議 （開議、一般質問、散会）	
1 9	金	本会議 （開議、一般質問、散会）	陳情受付締切
2 0	土		
2 1	日		
2 2	月	議会運営委員会 本会議 （開議、一般質問、散会）	会派・議員提出決議案等締切
2 3	火	（議案調査）	
2 4	水	（議案調査）	
2 5	木	常任委員会・予算決算委員会（分科会） （総務、文教厚生、環境生活建設、農水経済）	
2 6	金	常任委員会・予算決算委員会（分科会） （総務、文教厚生、環境生活建設、農水経済）	
2 7	土		
2 8	日		
2 9	月	常任委員会・予算決算委員会（分科会） （総務）	
3 0	火	離島半島・地域振興特別委員会	
7. 1	水	予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会	
2	木	観光振興・交通対策特別委員会 人口減少・雇用対策特別委員会	

月 日	曜	内 容 等	備 考
3	金	<p>本会議（議案採決） （開議、追加議案上程（第109号議案）、知事追加議案） （説明、第109号議案・予算決算委員会に付託、休憩）</p> <p>予算決算委員会（分科会）（文教厚生） 予算決算委員会 議会運営委員会</p> <p>本会議（再開、委員長審査結果報告、質疑・討論、採決、意見書上程、質疑・討論、採決、副議長辞職の件、副議長選挙、休憩）</p> <p>議会運営委員会</p> <p>本会議（再開、予算決算委員会副委員長の辞任許可及び補充選任の件、議会閉会中委員会付託事件の採決、知事あいさつ、議長あいさつ、閉会）</p>	

（会期 22日間）

目 次

第1日目（6月12日）本会議（議案上程）

一、議事日程	1
一、出席議員	2
一、欠席議員	2
一、説明のため出席した者	2
一、開 議	3
一、議席の一部変更	3
一、新任の幹部職員紹介	3
一、会期の決定	4
一、会議録署名議員指名	4
一、議長報告（中村和弥議員・議員辞職の件、中島廣義議員・議会運営委員会委員に選任、中島廣義議員・人口減少・雇用対策特別委員会委員、辞任申し出・許可）	4
一、議案一括上程（第96号議案乃至第107号議案及び報告第3号乃至報告第20号）	4
一、知事議案説明	4
一、散 会	11

常任委員会〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕

第2日目（6月13日）

第3日目（6月14日）

第4日目（6月15日）（議案調査）

第5日目（6月16日）（議案調査）

第6日目（6月17日）（議案調査）

第7日目（6月18日）本会議

一、議事日程	13
一、出席議員	14
一、欠席議員	14
一、説明のため出席した者	14
一、開 議	15

△県政一般に対する質問

一、徳永達也議員質問	15
・新型コロナウイルス感染症について（コロナの影響と今後の対策について）	15
（観光産業への影響とその対応について）	15
（飲食業、小売業といったサービス産業への新型コロナウイルス感染症拡大の影響と、県の対応について）	16
（本県農林業に対して、具体的にどのような影響が生じているのか。また、県として、	

生産者の経営継続に向けて、どのように対応しようとしているのか) ……………	16
(漁業者にはどのような影響が生じているのか、県として水産物の消費拡大対策は どのように講じるのか) ……………	16
(厳しい経営状況にある交通事業者の事業継続に向けて、どのように対処しようと 考えているのか) ……………	17
(これまでの資金繰り支援策と今後の取組みについて) ……………	17
(感染症拡大に伴う県財政への影響について、どのように考えているのか) ……………	18
・コロナの影響を踏まえた高校生、大学生の就職対策について ……………	18
(コロナの影響を踏まえた高校生、大学生の就職活動に関する、これまでの取組と 今後の支援について) ……………	18
・教育面への影響と対策について ……………	18
(G I G Aスクール導入の進捗状況) ……………	18
(学校が休業となり学校に登校しての授業ができなくなった場合、どのように 児童生徒の学習機会の確保を考えているのか) ……………	18
(学校再開にあたり、様々な悩みや不安が生まれることが十分考えられるが、 児童生徒の心のケア等についてはどのように対応しているのか) ……………	18
(現時点で高校では求人の情報をどのように把握して、どのような進路指導を 行っているのか) ……………	19
・クルーズ船の集団感染への対応について ……………	19
(今回のクルーズ船の集団感染への対応における医療体制について、どのように 総括しているのか。また、今後、一地域に集中して重症者が出た場合の対策に ついては、どのように考えているのか) ……………	19
(今後のクルーズ船の受入れ及び修繕事業の取組みについて) ……………	19
・コロナとともに生きていく今後の社会について ……………	19
(この機会を好機と捉え、人や企業を呼び込む施策を次期総合計画に盛り込んでいく ことが必要ではないか) ……………	20
知事答弁 ……………	20
文化観光国際部長答弁 ……………	21
産業労働部長答弁 ……………	21
農林部長答弁 ……………	22
水産部長答弁 ……………	23
地域振興部長答弁 ……………	23
総務部長答弁 ……………	24
産業労働部政策監答弁 ……………	24
教育委員会教育長答弁 ……………	24
徳永達也議員質問 ……………	26
・中小・小規模事業者について、主な国の支援策、県の事業について、どのような ものがあるのか ……………	26
産業労働部長答弁 ……………	26
徳永達也議員質問 ……………	26

• 持続化給付金の状況について	26
産業労働部長答弁	26
徳永達也議員質問	26
産業労働部長答弁	27
徳永達也議員質問	27
• 雇用調整助成金について	27
産業労働部長答弁	27
徳永達也議員質問	27
• 特別定額給付金について	27
地域振興部長答弁	27
徳永達也議員質問	27
• 資金繰り支援の状況について	27
産業労働部長答弁	28
徳永達也議員質問	28
• 「ふるさと再発見の旅」は、6/16で予約を終了となったが、今後、追加補正の 予定はあるのか	28
文化観光国際部長答弁	28
徳永達也議員質問	28
• 全国や国のキャンペーンでは他県も誘客対策に力を入れると予想されるため、 本県も負けないように多くの方に来ていただく対策が必要ではないか	28
文化観光国際部長答弁	28
徳永達也議員質問	28
• 高校生に対しても小中学生と同様に一人一台のパソコンを所持させるべきでは ないか	29
教育委員会教育長答弁	29
徳永達也議員質問	29
教育委員会教育長答弁	29
徳永達也議員質問	29
• コロナとともに生きていく今後の社会について（本県の特異性というものを出して、 企業を誘致すべきではないか）	29
知事答弁	30
一、休 憩	30
一、再 開	30
一、前田哲也議員質問	30
• コロナ感染による本県への影響と現況について（県の財政・事業への影響） （新型コロナウイルス感染拡大により、県の財政・事業にどのような影響がある のか）	30
• 補正予算の執行状況 （緊急資金繰り支援資金、休業要請協力金、非接触サービス対応普及支援事業の 申請件数、決定件数、決定金額等の執行状況について）	31

(コロナ対策の補正予算の執行状況について)	31
・ 今後の補正予算での対応	31
(慰労金の支給やC T検診車の導入、大学生や専門学校生及び交通事業者への支援について、どのように考えているのか)	31
・ ウィズコロナ、アフターコロナへの取り組みについて (課題認識と第2波への対応)	31
(新型コロナウイルスに対し、県はどのような課題があると認識しているのか、また第2波に備え、どのような対応をとるのか)	32
・ これからの県政運営について	32
(ウィズコロナ、アフターコロナにおける県政運営について、どのように考えているのか)	32
・ 今年度の事業執行と来年度予算編成	32
(コロナの影響で消化できない事業について、どのように対応するのか)	32
(今年度ほどの交付金がこない中、来年度の予算編成方針をどのように考えているのか)	32
・ 地方創生への取り組みと課題について (人口減少対策について)	32
(人口減少対策の今年度の取組及び現在の状況はどのようになっているのか)	32
・ 重点事業の進捗と今後の取り組み (新幹線・駅周辺整備、I R、旧県庁舎跡地)	32
(九州新幹線西九州ルート of 現状と今後の県の対応)	32
(長崎駅周辺整備における交通結節検討の進捗状況)	32
(I Rについては、コロナの影響で、他候補地の動きも踏まえて、タイムスケジュールに変更がないか)	32
(コロナ後を見据えたときに、感染症対策を実施方針に追記すべきではないか)	32
(新型コロナウイルス感染症による、県庁舎跡地活用の検討スケジュールへの影響と、今年度どのような取組を進めていくのか)	32
・ 県民所得向上・雇用維持対策について (第一次産業の所得向上に向けた基盤整備)	32
(漁港漁場事業について、予算推移の状況、また今後の事業見込みについて)	33
(農業農村整備事業の直近5カ年の事業推移と成果、今後の事業見込み)	33
・ 経済再生のための今後の施策展開と取り組み手法の検討	33
(中小企業支援について、頑張れるところに支援せざるを得ないと思えるが、行政としてどのように考えているか)	33
(事業承継の支援充実のためのマッチング事業の拡大や金融機関との連携が必要ではないか)	33
(働く場を失った方々の雇用の場を農業で準備すべきではないか)	33
・ 教育行政・医療福祉行政の充実について (教育のI C T化と外部人材の活用)	33
(オンライン教育に対する認識と今後の取組について)	34
・ 高齢社会を見据えた先駆的な医療福祉行政への取り組み	34
(高齢社会を見据えた先駆的な医療福祉行政にどう取り組むのか)	34
知事答弁	34
総務部長答弁	35

産業労働部長答弁	36
文化観光国際部長答弁	37
福祉保健部長答弁	37
企画部長答弁	38
地域振興部長答弁	38
土木部長答弁	39
水産部長答弁	39
農林部長答弁	40
教育委員会教育長答弁	40
前田哲也議員質問	40
・補正予算の執行状況について	40
・マイナンバーカードの全国及び県内における交付率は、どのような状況か。また、市町が策定している「マイナンバーカード交付円滑化計画」に対して、県はどのように関わるのか	42
・令和元年度中の地方公務員のマイナンバーカードの一斉取得が通知されていたが、知事部局職員の取得状況はどうなっているのか	42
地域振興部長答弁	42
総務部長答弁	42
前田哲也議員質問	42
・価値ある施策の構築のため、官民協業がさらに必要と思うがどうか	43
・県から見て、どの自治体が人口減少の課題克服に取り組んでいると認識しているのか。人口減少対策チームが次なるステップに進み、市町の課題解決の手法や施策展開に工夫が必要ではないか	44
・長崎市・佐世保市は人口流出のダム機能が果たせていないが、両市とどのような協議を行い、具体的に今年度どのような新しい取組がなされているのか	44
企画部長答弁	45
前田哲也議員質問	45
・新幹線について	45
・県庁舎跡地の整備にはまだ時間がかかるので、跡地の歴史的な重要性とこれからも長崎発展のシンボリックな場所となるとの趣旨で「大型時計」をモニュメントとして先行設置できないか	46
地域振興部長答弁	46
前田哲也議員発言	46
一、休憩	46
一、再開	46
一、山口経正議員質問	46
・地域を支える人材育成について（新型コロナウイルス禍後を見据えた情報系人材の育成について）	47
（これから情報系人材の育成と確保はどのように取り組むのか）	47
・産業人材育成と若者の県内定着について	47

（産業人材育成資金と奨学金アシスト事業の状況はどうか）	47
（寄付企業に対するPR等の充実はどうか）	47
（対象業種拡大の経緯と考え方はどうか）	48
・制度改正後の企業版ふるさと納税について	48
（活用推進に向けた周知とアピールの方法はどうか）	48
（情報人材育成の拠点である県立大学の充実にはどう活用するのか）	48
知事答弁	48
産業労働部政策監答弁	49
企画部長答弁	49
総務部長答弁	50
山口経正議員質問	50
・アシスト事業について	50
産業労働部政策監答弁	50
山口経正議員質問	50
一、議長発言	50
一、休憩	50
一、再開	51
一、議長発言	51
産業労働部政策監答弁	51
山口経正議員質問	51
産業労働部政策監答弁	51
山口経正議員質問	51
・情報セキュリティ高度人材の育成を企業に強くアピールして、企業版ふるさと納税に関心を持ってもらうよう働きかけていく必要があると思うが、どうか	51
企画部長答弁	51
山口経正議員質問	52
・農林業の振興について（スマート農業の推進について）	52
（作目ごとの導入の現状と支援策及び今後の導入可能性はどうか）	52
（低コスト化につながる優良事例はどうか）	52
（推進には基盤整備促進が必要ではないのか）	52
・農作物の品種育成について	52
（主要農作物種子法廃止と種苗法についてはどうか）	53
（新品種育成の取組状況はどうか）	53
（国・関係機関や農家との連携による品種育成の効率化はどうか）	53
農林部長答弁	53
山口経正議員質問	55
・スマート農業について	55
農林部長答弁	55
山口経正議員質問	55
農林部長答弁	55

山口経正議員質問	55
・道路行政について（国道206号・207号の混雑緩和対策について）	56
（西彼杵道路時津工区と井手園交差点改良工事の進捗はどうか）	56
（時津工区供用開始に伴う川平有料道路の交通量予測はどうか）	56
・長崎南北幹線道路について	56
（ルート検討状況と整備方法はどうか）	56
（西彼杵道路との接続はどうか）	56
土木部長答弁	56
山口経正議員質問	57
・国道206号・207号の混雑緩和対策について	57
土木部長答弁	57
山口経正議員質問	58
土木部長答弁	58
山口経正議員質問	58
土木部長答弁	58
山口経正議員質問	58
・国道206号の長崎市北部地区の交通混雑解消対策について	58
土木部長答弁	59
山口経正議員質問	59
知事答弁	59
山口経正議員質問	59
・長崎南北幹線道路について	59
土木部長答弁	60
山口経正議員発言	60
一、休憩	60
一、再開	60
一、堤典子議員質問	60
・新型コロナ感染拡大防止の取組みについて（新型コロナウイルス感染症の雇用に 与える影響と対応）	61
（県内の労働者の解雇の現状はどうか）	61
産業労働部長答弁	62
堤典子議員質問	62
・解雇された人の雇用の受け皿などの対応について	62
産業労働部長答弁	62
堤典子議員質問	62
・防止対策や支援制度等の周知について	62
（定例会見や記者会見時の手話通訳者の配置について、県の基本的考えはどうか）	62
総務部長答弁	63
堤典子議員質問	63
・情報格差の是正、わかりやすい情報提供に向けて、どのように取り組んで	

いくのか	63
総務部長答弁	63
堤 典子議員質問	64
・資金繰り支援等の申請手続きにおけるサポート体制の充実について	64
産業労働部長答弁	64
堤 典子議員質問	64
・若い世代への支援について（大学生、大学院生、専門学校生などへの支援策について）	64
総務部長答弁	65
堤 典子議員質問	65
・外国人留学生に対する支援策について	65
文化観光国際部政策監答弁	65
堤 典子議員質問	66
・教育現場の取組みについて	66
（感染防止の取組みについて）	66
教育委員会教育長答弁	66
堤 典子議員質問	66
教育委員会教育長答弁	66
堤 典子議員質問	66
教育委員会教育長答弁	67
堤 典子議員質問	67
・学習の遅れを取り戻すための取組みについて	67
教育委員会教育長答弁	67
堤 典子議員質問	67
教育委員会教育長答弁	68
堤 典子議員質問	68
・教育環境の整備について	68
教育委員会教育長答弁	68
堤 典子議員質問	68
・選挙のバリアフリー、ユニバーサルデザインについて	68
（投票所のバリアフリーについて）	68
選挙管理委員会委員長答弁	68
堤 典子議員質問	69
（投票所入場券の形式について）	69
選挙管理委員会委員長答弁	69
堤 典子議員質問	69
・期日前投票所の商業施設や大学等の利用、移動投票所の現状について	69
選挙管理委員会委員長答弁	69
堤 典子議員質問	69
・視覚障害者、盲ろう者、高齢者などの交通弱者に関するノーマライゼーションに	

について	70
(交通弱者対策についての基本的な考え方)	70
警察本部長答弁	70
堤典子議員質問	70
・障害者や高齢者の横断を補助する信号機の普及や体験教室開催の状況について	70
警察本部長答弁	70
堤典子議員質問	71
・性の多様性の尊重について	71
(性の多様性の尊重についての啓発や研修の現状)	71
県民生活環境部長答弁	71
堤典子議員質問	71
・県職員向けのアウティング禁止のための指針の整備について	72
県民生活環境部長答弁	72
堤典子議員質問	72
・渋滞緩和のための道路整備について	72
(佐世保縦貫線(国道35号)の渋滞とまちづくりについて)	72
土木部長答弁	72
堤典子議員質問	73
・佐世保市子ども発達センターへの支援について	73
(佐世保市子ども発達センターの役割に対する県の認識とセンターへの支援に ついて)	73
福祉保健部長答弁	73
堤典子議員質問	73
・県北地区での難病相談の充実について	74
(難病相談体制の充実について、県の認識を確認したい)	74
福祉保健部長答弁	74
堤典子議員発言	74
一、散 会	75
第8日目(6月19日)本会議	
一、議事日程	77
一、出席議員	78
一、欠席議員	78
一、説明のため出席した者	78
一、開 議	79
△県政一般に対する質問	
一、松本洋介議員質問	79
・コロナ禍における経済雇用対策について(県内経済活動の回復拡大対策について)	79
(県内観光業の回復に向けた取り組みについて)	80

知事答弁	80
松本洋介議員質問	80
・ 県外から来県される宿泊者への感染予防対策について、どう考えているのか	80
文化観光国際部長答弁	80
松本洋介議員質問	81
・ 学校給食に食材として、長崎県産の牛肉と養殖魚の提供について	81
農林部長答弁	81
水産部長答弁	81
松本洋介議員質問	81
・ 令和2年度の公共事業の考え方について	82
土木部長答弁	82
松本洋介議員質問	82
・ 経済対策の一環として、県でもリフォーム等に対するの補助も検討すべきと思うが、どうか	82
土木部長答弁	82
松本洋介議員質問	83
・ 雇用機会の創出について	83
(離職者に対する雇用機会の創出について)	83
産業労働部長答弁	83
松本洋介議員質問	84
・ 大学生の採用・就職活動支援について	84
産業労働部政策監答弁	84
松本洋介議員質問	84
・ 新しい生活様式への対応について(新しい生活様式対応支援事業について)	84
(県内の対象事業者数と、いつからいつまで、どのようにして、この制度を周知するのか)	84
産業労働部長答弁	85
松本洋介議員質問	85
・ スムーズに給付できる体制ができているのか	85
産業労働部長答弁	85
松本洋介議員質問	85
・ 新しい生活様式に対応した新規需要の獲得について	85
(県内企業にどのようなニーズがあるのか、その状況について)	85
産業労働部長答弁	86
松本洋介議員質問	86
・ 営業活動への支援について	86
産業労働部長答弁	86
松本洋介議員質問	86
・ コロナと向きあう県民生活について(県民のニーズに合った情報発信について)	87
(コロナ対策の支援補助制度の周知拡大について)	87

総務部長答弁	87
松本洋介議員質問	87
• 県におけるツイッターの活用について	87
総務部長答弁	88
松本洋介議員質問	88
総務部長答弁	89
松本洋介議員質問	89
• コロナ禍における防災対策について	90
(コロナ禍における避難者への対応について)	90
危機管理監答弁	90
松本洋介議員質問	90
• 避難所における感染予防・拡大防止対策について	90
危機管理監答弁	90
松本洋介議員質問	91
• 休校後における児童生徒の対応について	91
(休校における学習の遅れについて)	91
教育委員会教育長答弁	91
松本洋介議員質問	91
教育委員会教育長答弁	92
松本洋介議員質問	92
• 受験生への対応について	92
(新たな公立高等学校入学者選抜入試制度導入とコロナによる影響について)	92
教育委員会教育長答弁	93
松本洋介議員質問	93
• オープンスクールについて	93
教育委員会教育長答弁	93
松本洋介議員質問	93
• 感染の第2波が発生し、再び休校になった場合、また受験会場でのコロナ対策、 このような課題に対して、どのように考えているのか	93
教育委員会教育長答弁	93
松本洋介議員発言	94
一、休 憩	94
一、再 開	94
一、中村一三議員質問	94
• 中村県政3期10年間の総括について（実績と残された課題と次期総合計画について）…	95
(県政のこれまでの総括と残された課題、そして総合計画策定に向けた方向性に ついて)	95
知事答弁	95
中村一三議員質問	96
• 島原半島の産業振興を含む地域活性化に向け、島原半島が抱える課題をどのように	

とらえ、どのように取組んでいこうと考えているのか	96
知事答弁	97
中村一三議員質問	97
・新型コロナウイルスによる経済の現状と今後の課題について	97
(観光立県長崎に対する新型コロナウイルス感染症収束後の支援策について)	97
(雇用調整助成金、休業協力金の現状と課題、金融支援融資について)	97
(オリンピック・パラリンピック延期による海外チームキャンプの本県の影響に ついて)	98
文化観光国際部長答弁	99
産業労働部長答弁	99
文化観光国際部長答弁	100
中村一三議員質問	100
・来年実施の聖火リレーについて	100
文化観光国際部長答弁	100
中村一三議員質問	100
産業労働部長答弁	101
中村一三議員質問	101
・島原半島の振興について	101
(堂崎港埋立地の部分売却について)	101
(世界遺産「原城跡」の持続的な魅力づくりについて)	101
(島原手延そうめんの産地振興について)	101
(太陽光発電の設置に伴う林地開発許可について)	101
土木部長答弁	102
文化観光国際部長答弁	102
産業労働部長答弁	102
農林部長答弁	103
中村一三議員質問	103
・堂崎港埋立地について	103
土木部長答弁	103
中村一三議員質問	104
・木造マリア像の件について	104
・太陽光発電の設置に伴う林地開発許可について(仮に災害が起きた時は、誰が責任を 負うのか)	104
農林部長答弁	104
中村一三議員質問	104
・災害対策について(新型コロナウイルス感染症と自然災害への対策について[3密の 観点])	104
(今回の感染症を踏まえた避難所の運営について)	105
(市町全域に避難情報等が出された場合の住民避難の考え方はどうか)	105
(旅館・ホテル生活衛生同業組合との災害協定はどのような形で活用されるのか)	105

危機管理監答弁	105
中村一三議員質問	106
• 水産業の振興について	106
(有明海地域水産振興について)	106
(資源・漁場保全緊急支援事業の活用について)	106
(養殖ワカメの生育不良対策について)	106
水産部長答弁	107
中村一三議員質問	108
• 道路網の整備について(島原道路の進捗状況と今後の見通しについて)	108
(島原道路の南進としての深江から口ノ津間の整備について、県の見解を)	108
(南島原市内の道路整備の進捗状況について)	108
土木部長答弁	108
中村一三議員質問	109
知事答弁	109
中村一三議員発言	109
一、休 憩	109
一、再 開	109
一、下条博文議員質問	109
• クルーズ船「コスタ・アトランチカ号」対応の総括(クルーズ船対応を行った組織体制について)	109
(日々状況が変わる中で臨機応変な対応が必要だったと考えるが、具体的にどのような体制で、このクルーズ船の難局を乗り切ったのか)	110
• 対応の総括	110
(今後のクルーズ船の対策に活かせると思うが、全体を総括して、特にどのような点を評価されているのか)	110
• 第2波に備える(経済活動を封鎖しない取組)	110
(多くの人との接触を伴う事業者の方が業種ごとにガイドラインに対応していくために、どのような支援を考えているのか)	110
• 各市町独自の支援制度	110
(各市町独自の支援制度に不整合が生じていることについて)	111
• 検査体制の拡充	111
(県は検査体制を今後どのような考え方で、どのように拡充していこうとしているのか)	111
• 医療体制(医療従事者・病床・医療物資)の整備	111
(第2波に備えて、医療体制、感染防護資材の確保について、どのように考えているのか)	111
• ICTを用いた介護施設等の感染拡大防止	112
(クルーズ船コスタ・アトランチカ号で成果を上げた「健康管理チャット」の介護施設への導入について、どのように考えているのか)	112
• 避難所の整備	112

(新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた今年度における避難所運営にどう取り組むか。また来年度以降の中長期的な対策について、何か検討しているか)	112
(コロナ禍における避難対策としての車中泊について、県はどのように認識し、対策を講じていく予定はあるか)	112
・マイナンバー等、デジタルトランスフォーメーション促進	113
(県庁内部のさらなるICT活用について、県としてどのように考えているのか)	113
(県として、デジタルトランスフォーメーションをどのように進めていこうとしているのか)	113
・一次産業経済支援(花き振興支援)	113
(新型コロナウイルス感染症による花き生産者への影響について)	113
(花き生産者に対する支援について)	113
(花の販売に対する県の支援について)	113
・関係人口の創出・拡大(長崎県の取組〔コロナによって見直される地方の豊かさ〕)	113
(県が、今年度から積極的に取り組もうとしている関係人口の創出・拡大について、その考え方や主な取組は)	114
・効果的な情報発信	114
(本県への移住者の事例を交えた情報発信を行う考えはないのか。また、都市部に対する情報発信のさらなる強化について、どのように考えているか)	114
・冬季の全国における高校生のスポーツ大会開催について	114
(全国高総体や夏の甲子園など多くの全国大会が中止となったが、どのような判断で開催されなかったのか)	114
(県高総体や県高校野球大会に代わる大会の実施状況はどうなっているのか)	114
(今後、冬の全国大会の開催に向けて、開催可否の協議が行われるが、主役である選手の声を聞いていただくような対応ができないか)	115
知事答弁	115
福祉保健部長答弁	115
産業労働部長答弁	117
危機管理監答弁	117
総務部長答弁	118
企画部長答弁	118
農林部長答弁	119
地域振興部長答弁	119
教育委員会教育長答弁	120
下条博文議員質問	121
・検査体制の拡充について	121
・ICTを用いた介護施設の感染拡大防止について	121
・第2波に備えた対策について	121
福祉保健部長答弁	122
下条博文議員質問	122

・避難所における感染防止対策のため、専門の医師や看護師からなる感染制御支援 チームを設置してはどうか	122
福祉保健部長答弁	123
下条博文議員発言	123
・マイナンバーとデジタルトランスフォーメーション促進について	123
一、休 憩	124
一、再 開	124
一、田中愛国議員質問	124
・九州・長崎 I R 全般について（I R 整備法の概要について）	124
（九州・長崎 I R は、地方創生に資することをアピールすべきではないか）	124
（I R の7つの施設について、具体的に説明、見解を）	125
（カジノの G G R の考え方について）	125
知事答弁	125
企画部長答弁	126
田中愛国議員質問	127
・長崎県の I R 事業者公募の実態について	127
企画部長答弁	127
田中愛国議員質問	127
・九州・長崎 I R の規模、イメージについて	128
企画部長答弁	128
田中愛国議員質問	128
・大阪、横浜、和歌山など他都市の状況について	128
企画部長答弁	128
田中愛国議員質問	129
・I R のオープンの時期について	129
企画部長答弁	129
田中愛国議員質問	129
・カジノ事業者の状況について	129
企画部長答弁	130
田中愛国議員質問	130
企画部長答弁	130
田中愛国議員質問	130
・九州・長崎 I R における事業者公募の実施予定について （公募選定のスケジュールについて）	130
企画部長答弁	130
田中愛国議員質問	131
企画部長答弁	131
田中愛国議員質問	131
企画部長答弁	132
田中愛国議員質問	132

・ 公募申請の準備について	132
企画部長答弁	132
田中愛国議員質問	132
企画部長答弁	133
田中愛国議員質問	133
企画部長答弁	133
田中愛国議員質問	133
・ 九州・長崎 I R 用地31ha及び公共ハーバー等について	133
(I R 整備区域の用地について)	133
企画部長答弁	134
田中愛国議員質問	134
・ ハウステンボス関連について	134
(I R 施設について)	134
企画部長答弁	134
田中愛国議員質問	135
・ 交通インフラ、住環境インフラ、雇用支援について	135
(交通インフラの強化について)	135
企画部長答弁	135
田中愛国議員質問	136
・ 住環境の整備について	136
企画部長答弁	136
田中愛国議員質問	136
・ 周辺地元対策について	136
(I R 事業の推進について)	136
企画部長答弁	137
田中愛国議員発言	137
・ 今後10年間について	137
一、散 会	138
第 9 日 目 (6 月 2 0 日)	
第 1 0 日 目 (6 月 2 1 日)	
第 1 1 日 目 (6 月 2 2 日) 議会運営委員会	
本会議	
一、議事日程	139
一、出席議員	140
一、欠席議員	140
一、説明のため出席した者	140
一、開 議	141
一、議案撤回の請求の件 (第106号議案「長崎県病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について」)	141
一、上記・知事説明	141

一、上記・撤回許可	141
-----------	-----

△県政一般に対する質問

一、中村泰輔議員質問	141
・新型コロナウイルス感染症に関する医療体制について（ワクチン開発までの長期化する感染リスクを踏まえた医療体制について）	142
（長期化する可能性がある新型コロナウイルス感染症対策と既存の医療体制をどのように両立させていくのか）	142
知事答弁	142
中村泰輔議員質問	142
・県内で爆発的感染が発生した場合のPCR等検査について（相談件数に対する検査件数の割合について）	143
福祉保健部長答弁	143
中村泰輔議員質問	143
・ふるさと納税制度を活用した感染症研究への支援について	143
福祉保健部長答弁	144
中村泰輔議員質問	144
・感染防護資材の生産にかかる県内企業の取組について	144
産業労働部長答弁	144
中村泰輔議員質問	144
・新型コロナウイルス感染症が本県経済に与える影響（新型コロナウイルス感染症対策に伴う県の財政出動に対する姿勢）	144
（本県の財源調整3基金の年度末の残高について）	145
総務部長答弁	145
中村泰輔議員質問	145
・ウィズコロナの視点による休業要請のリスク軽減	145
産業労働部長答弁	145
中村泰輔議員質問	146
・今後、影響が拡大し得る可能性がある製造業についての見解	146
産業労働部長答弁	146
中村泰輔議員質問	146
・新型コロナウイルス感染症による休校措置時のオンライン授業への姿勢	146
（第2波到来時の小・中学校におけるオンライン授業実現への県の意志とオンライン授業対応の判断を支援する市町統一のガイドライン策定）	146
教育委員会教育長答弁	147
中村泰輔議員質問	148
教育委員会教育長答弁	148
中村泰輔議員質問	148
教育委員会教育長答弁	149

中村泰輔議員質問	149
・ 県立高校休校時のオンライン授業による授業推進	150
教育委員会教育長答弁	150
中村泰輔議員質問	150
・ 災害避難所等での新型コロナウイルス感染症対策等について（災害避難所での 感染症対策備品の県内広域連携について）	150
（県内市町間の広域連携について）	150
危機管理監答弁	151
中村泰輔議員質問	151
・ 避難時の必要電力強靱化へ向けた電力確保・分散化の現状	151
（災害時の電力確保と分散化の取組に対する現状と今後の考え方について）	151
危機管理監答弁	151
中村泰輔議員質問	151
・ 災害協定の県ホームページの公表について	151
危機管理監答弁	151
中村泰輔議員質問	152
・ マスク着用時における熱中症予防の現状と長崎県新型コロナ対策パーソナル サポートの活用について	152
・ 注意喚起などの情報を積極的に情報発信することを提案するが、どうか	152
福祉保健部長答弁	152
中村泰輔議員質問	152
・ 新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延下での本県でのクルーズ船受入れの 考え方（コスタ・アトランチカでのクルーズ船内感染の検証における、県・ 市〔保健所含む〕・C I Qの連携協議会の立ち上げ）	153
（構成メンバーとスケジュール、現在の検討状況について）	153
福祉保健部長答弁	153
中村泰輔議員質問	153
・ 今後のクルーズ船受入れ判断における県の考え方	153
土木部長答弁	154
中村泰輔議員質問	154
・ コロナウイルス感染症継続下での都市部からの移住推進	154
（都市部企業のテレワーク推進に伴う県内出身者のUターン移住の創出）	154
地域振興部長答弁	155
中村泰輔議員質問	155
・ 新型コロナウイルス感染症に屈しない県経済を強くする新産業創造	155
（大学発ベンチャー支援について）	155
産業労働部長答弁	156
中村泰輔議員質問	156
・ 長崎海洋産業都市の実現	156
知事答弁	157

中村泰輔議員発言	157
一、休 憩	157
一、再 開	157
一、山下博史議員質問	157
・ 統合型リゾート施設（IR）誘致について （着実な誘致のため、コロナ禍の中、どのような方向性で誘致活動を進めていくのか）	158
・ 病院船の誘致について （病院船の誘致について、検討すべきでないか）	158
・ 新型コロナ感染症収束後を見据えた長崎県の姿について（都市から県内への移住戦略について） （人口減少対策の一環として、長崎県に移住していただくための受け皿をさらに充実していくべきと考えるが、県の考えは）	159
・ 建設業における新しい働き方について （県が先頭に立って、テレワークなど接触の機会を極力減らした仕事のあり方を検討すべきでは）	160
・ 離島振興について（新型コロナ感染症の影響と支援策について） （離島地域については、全県的な経済回復の取組に加え、特別な対策も講じる必要があると考えるが、県としてどのように取り組んでいくのか） （持続化給付金等について、漁業者への周知や申請等の支援状況と、今後の県としての支援について）	160
・ 福祉・教育行政について（コロナ禍における障害者就労継続支援事業所への支援について） （障害者の働く場の確保のために、県としてどのように支援を行うのか）	161
・ 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例の周知について （条例及び障害や障害者への県民の理解を深めるため、長崎県として、どのようなことを今後取り組んでいくのか）	161
・ 教育現場における障害者理解の取り組みについて （教育現場における障害者理解の取組について伺いたい）	162
・ 介護・障害福祉施設等における外国人材の確保について （介護や障害福祉施設等における本県の外国人の受け入れの現状と今後予定している外国人の確保や定着に向けて、どのように取り組んでいくのか）	162
知事答弁	163
福祉保健部長答弁	163
地域振興部長答弁	165
土木部長答弁	165
地域振興部政策監答弁	166
水産部長答弁	166
教育委員会教育長答弁	167
山下博史議員質問	167

・九州・長崎 I R の運営による九州圏内への経済波及効果として毎年3,200億円から4,200億円、雇用創出効果として2万8,000人から3万6,000人と試算しているが、このうち、県内分としてどれくらいを見込んでいるのか	167
企画振興部長答弁	167
山下博史議員質問	167
企画振興部長答弁	168
山下博史議員質問	168
・病院船の誘致について	168
・移住戦略について	168
・建設業の新しい働き方について	169
・滞在型観光について	169
文化観光国際部長答弁	170
山下博史議員発言	170
・共生社会の実現のためには、障害のある人もない人も日常的に触れ合う場を設けることが大切と考える。そこで県主催の大規模な障害福祉フェスタの開催を提案する	170
一、休憩	171
一、再開	171
一、麻生 隆議員質問	171
・コロナ感染症対策に関して（コロナ感染症での医療崩壊防止と強化策について）	172
（コロナ感染症での医療の充実と崩壊防止及び第2波に備えた医療体制、宿泊療養施設の整備状況はどうか）	172
・クルーズ船「コスタ・アトランチカ」への危機管理対応を通じて成果と課題（今回のクルーズ船感染症対策に当たっての危機管理の成果と、見えてきた課題は何か）	172
・コロナ禍後の県内産業振興について（中小・零細企業の雇用維持対策と失業対策について）	172
（国の雇用調整助成金の活用状況と、関連する県の支援策はどのようなになっているのか）	173
（リーマン・ショック時のような雇用創出事業を実施するのか）	173
・航空機クラスターの現状と対応について	173
（航空機クラスターにおける県内企業への支援について、県として、どのように考え取り組まれるのか）	173
・洋上風力発電の進捗状況について	173
（新たな促進区域の指定に向け、どのように地域住民の理解を得るよう取り組むのか）	173
・テレワークの拡大と移住者 I ・Uターン者の取込みについて	173
（アフターコロナの環境下で、どのような戦略で、テレワークの拡大と移住者の取込みを図ろうとしているのか）	173
・コロナ禍後の I R 誘致に関して	173

(コロナ禍後の世界的変化と長崎県の目指す I R 誘致への基本的方針はいかがか) ……	173
・ I R 事業者選定のポイントについて ……	174
(事業者選定のポイントについて、どのように考えるのか) ……	174
・ 教育行政に関して(「G I G A スクール構想」本県の目指す考え方について) ……	174
(G I G A スクール構想について、本県の目指す考え方はどのようなものか) ……	174
・ I C T 教育の充実のために必要となる教職員の意識改革について ……	174
(I C T 教育を充実させるために、教職員の意識改革をどのように行っていくのか) ……	174
・ 地域交通行政(県内公共交通事業者の大幅収益減への支援策について) ……	175
(公共交通事業者に対する支援ができないか、また、アフターコロナの公共交通機関のあり方に関しての県の対応は) ……	175
・ 災害時の避難所について(コロナ禍における災害時の避難所のあり方について) ……	175
(時津町での避難所開設訓練から見えてきた課題や留意点及び各市町との連携について) ……	175
・ 3密回避の運営と備品設置等について ……	175
(本県の災害時対応に関して、感染症対策での新たな視点での取り組みにどのような備品等を準備されるのか) ……	175
知事答弁 ……	176
福祉保健部長答弁 ……	176
産業労働部長答弁 ……	177
地域振興部長答弁 ……	178
企画部長答弁 ……	179
教育委員会教育長答弁 ……	179
危機管理監答弁 ……	180
麻生 隆議員質問 ……	181
・ I R について(透明性のある事業者の公募と選定に向けて取り組むことを要望する) ……	181
・ 公共交通について(交通機関に対する支援について) ……	181
地域振興部長答弁 ……	182
麻生 隆議員質問 ……	182
・ クルーズ船対応に関して、B S L - 4 を設置するなど、感染症に強い長崎大学と連携して取り組んでいくべきと考えるが、県としての見解をお伺いしたい ……	182
福祉保健部長答弁 ……	183
麻生 隆議員質問 ……	183
・ C T 検診車を新たに導入すると聞いているが、ここに至るまでのプロセス、今後の展開について ……	183
福祉保健部長答弁 ……	183
麻生 隆議員質問 ……	184
・ 資本制劣後ローンについて ……	184
産業労働部長答弁 ……	184
麻生 隆議員質問 ……	184
・ 航空機クラスターについて ……	185

産業労働部長答弁	185
麻生 隆議員発言	185
・テレワークについて	185
・「G I G Aスクール構想」について	186
一、休 憩	186
一、再 開	186
一、山田博司議員質問	186
・新型コロナウイルス等の感染症に対する医療体制等及び対策後の経済対策について （新型コロナウイルス感染症に対する医療体制等について）	186
（日米地位協定等における米軍関係者等の検疫について）	186
知事答弁	187
山田博司議員質問	187
知事答弁	187
山田博司議員質問	187
・バス・船舶等における衛生対策等について	187
地域振興部長答弁	188
山田博司議員質問	188
・外国船の入港手続き等について	188
土木部長答弁	188
山田博司議員質問	188
平田副知事答弁	189
山田博司議員質問	189
・応援医師及び応援看護師等の準住民の対象拡大について	189
地域振興部政策監答弁	189
山田博司議員質問	190
・リフレッシュ割引（高度医療）における緊急時の対応について	190
地域振興部長答弁	190
山田博司議員質問	190
地域振興部長答弁	190
山田博司議員質問	190
・新型コロナウイルス感染拡大に伴うDV相談の状況について	190
こども政策局長答弁	191
山田博司議員質問	191
・県立高校における空調設備の設置状況について	191
教育委員会教育長答弁	191
山田博司議員質問	191
・新型コロナウイルス感染症対策後の経済対策について （新型コロナウイルス対策における補正予算による経済波及効果について）	191
総務部長答弁	192
山田博司議員質問	192

知事答弁	192
山田博司議員質問	192
・(仮称)子どもふるさと元気事業の実施について	192
文化観光国際部長答弁	192
山田博司議員質問	193
・日本の教科書における太平洋戦争による原爆投下に関する記載について (高校教育における教科書における原爆投下に関する記載について)	193
(私の質問に対するその後の県当局及び教科書出版会社の取組状況について)	193
文化観光国際部政策監答弁	193
山田博司議員質問	193
・福江港等の重要港湾のあり方及び県内港湾の管理について(福江港等の重要港湾の 整備状況について)	193
(港湾審議会の審議状況について)	193
土木部長答弁	193
山田博司議員質問	194
・重要港湾等に関する港湾管理について	194
(港湾の土地の使用許可について)	194
土木部長答弁	194
山田博司議員質問	194
・公共事業における入札制度について(公共事業における入札制度について)	194
(改善すべき点が幾つかあると思うが、県当局の見解を)	195
土木部長答弁	195
山田博司議員質問	195
・二人の副知事のあり方について(水産行政における副知事の認識度について)	195
上田副知事答弁	195
山田博司議員質問	196
・介護サービス事業のあり方について(介護サービス事業者の評価について)	196
(速やかに介護事業所認定評価制度を導入すべきと考えるが、県当局の見解を)	196
福祉保健部長答弁	196
山田博司議員質問	196
・監査事務局のあり方について(県議会議員の費用弁償について)	196
(適切な調査報告をすべきと考えるが、見解を)	197
監査事務局長答弁	197
山田博司議員質問	197
代表監査委員答弁	197
山田博司議員質問	197
・長崎県選挙管理委員会について(選挙管理委員会のあり方について)	198
(現在の選挙管理委員会の中で、特定の政党職員として勤務し、給与または報酬を 受け取っている委員がいるのか)	198
選挙管理委員会委員長答弁	198

山田博司議員質問	198
選挙管理委員会委員長答弁	198
山田博司議員質問	198
・ 県立大学における講義について	199
(講義の状況について)	199
総務部長答弁	199
山田博司議員質問	199
・ 港湾の土地の使用許可について	200
平田副知事答弁	200
山田博司議員発言	201
一、追加議案上程(第108号議案「平成2年度長崎県一般会計補正予算〔第5号〕」)	201
一、上記・知事議案説明	201
一、議案(第96号議案乃至第105号議案及び第107号議案、第108号議案、並びに報告第3号乃至報告第20号)・委員会付託	202
一、散 会	202
第12日目(6月23日)(議案調査)	
第13日目(6月24日)(議案調査)	
第14日目(6月25日)常任委員会・予算決算委員会(分科会) (総務、文教厚生、環境生活、農水経済)	
第15日目(6月26日)常任委員会・予算決算委員会(分科会) (総務、文教厚生、環境生活、農水経済)	
第16日目(6月27日)	
第17日目(6月28日)	
第18日目(6月29日)常任委員会・予算決算委員会(分科会) (総務)	
第19日目(6月30日)離島・半島地域振興特別委員会	
第20日目(7月 1日)予算決算委員会(分科会長報告、採決) 議会運営委員会	
第21日目(7月 2日)観光振興・交通対策特別委員会 人口減少・雇用対策特別委員会	
第22日目(7月 3日)本会議(議案採決)	
一、議事日程	203
一、出席議員	204
一、欠席議員	204
一、説明のため出席した者	204
一、開 議	205
一、追加議案上程、第109号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」	205
一、上記・知事議案説明	205
一、上記・追加議案、予算決算委員会に付託	205
一、休 憩	205

一、再 開	205
-------	-----

△委員長報告

一、総務委員長報告	205
一、第103号議案・原案可決	207
一、その他の議案・原案可決	207
一、文教厚生委員長報告	207
一、第104号議案・原案可決	208
一、環境生活建設委員長報告	208
一、農水経済委員長報告	210
一、各議案・原案可決	210
一、予算決算委員長報告	211
一、第98号議案・原案可決	212
一、その他の議案・原案可決、承認	212
一、総務委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議・提出	212
一、上記・動議・可決	212
一、議長報告	212
一、副議長辞職・許可・決定	212
一、副議長・退任あいさつ	213
一、副議長選挙	213
一、副議長紹介	214
一、副議長あいさつ	214
一、休 憩	214
一、再 開	214
一、予算決算委員会副委員長の辞任許可及び補充選任の件を日程に追加	214
一、予算決算委員会副委員長の辞任許可・決定（松本洋介議員）	214
一、予算決算委員会副委員長の補充選任・決定（前田哲也議員）	214
一、各委員会から、議会閉会中の付託事件一覧表・許可・決定	215
一、知事あいさつ	215
一、議長あいさつ	216
一、閉 会	217

第 1 目 目

議 事 日 程

第 1 日 目

-
- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 議席の一部変更
- 4 会 期 決 定
- 5 会議録署名議員指名
- 6 議 長 報 告
- 7 第96号議案乃至第107号議案及び報告第3号乃至報告第20号
一括上程
- 8 知事議案説明
- 9 散 会

令和2年6月12日（金曜日）

出席議員（44名）

- 1番 宮島大典君
- 2番 宮本法広君
- 3番 赤木幸仁君
- 4番 中村泰輔君
- 5番 饗庭敦子君
- 6番 堤典子君
- 7番 下条博文君
- 8番 山下博史君
- 9番 北村貴寿君
- 10番 浦川基継君
- 11番 久保田将誠君
- 12番 石本政弘君
- 13番 中村一三君
- 14番 大場博文君
- 15番 山口経正君
- 16番 麻生隆君
- 17番 川崎祥司君
- 18番 坂本浩君
- 19番 深堀ひろし君
- 20番 山口初實君
- 21番 近藤智昭君
- 22番 宅島寿一君
- 23番 松本洋介君
- 24番 ごうまなみ君
- 25番 山本啓介君
- 26番 前田哲也君
- 27番 山本由夫君
- 28番 吉村洋君
- 29番 大久保潔重君
- 30番 中島浩介君
- 欠番
- 32番 山田博司君
- 33番 堀江ひとみ君

- 34番 山田朋子君
- 35番 西川克己君
- 36番 外間雅広君
- 37番 瀬川光之君
- 38番 坂本智徳君
- 39番 浅田ますみ君
- 40番 徳永達也君
- 42番 溝口芙美雄君
- 43番 中山功君
- 44番 小林克敏君
- 45番 田中愛国君
- 46番 八江利春君

欠席議員（1名）

- 41番 中島廣義君

説明のため出席した者

- 知事 中村法道君
- 副知事 上田裕司君
- 副知事 平田研君
- 統轄監 平田修三君
- 危機管理監 荒木秀君
- 総務部長 大田圭君
- 企画部長 柿本敏晶君
- 地域振興部長 浦真樹君
- 文化観光国際部長 中崎謙司君
- 県民生活環境部長 宮崎浩善君
- 福祉保健部長 中田勝己君
- こども政策局長 園田俊輔君
- 産業労働部長 廣田義美君
- 水産部長 斎藤晃君
- 農林部長 綾香直芳君
- 土木部長 奥田秀樹君
- 会計管理者 吉野ゆき子君
- 交通局長 太田彰幸君

地域振興部政策監 村山弘司君
文化観光国際部政策監 前川謙介君
産業労働部政策監 貞方学君
教育委員会教育長 池松誠二君
選挙管理委員会委員長 葺本昭晴君
代表監査委員 濱本磨毅穂君
人事委員会委員 中牟田真一君
公安委員会委員 山中勝義君
警察本部長 迫田裕治君
監査事務局長 下田芳之君
人事委員会事務局長
(労働委員会事務局長併任) 大崎義郎君
教育次長 林田和喜君
財政課長 早稲田智仁君
秘書課長 石田智久君
選挙管理委員会書記長 大塚英樹君
警察本部総務課長 川本浩二君

議会事務局職員出席者

局長 松尾誠司君
次長兼総務課長 柴田昌造君
議事課長 川原孝行君
政務調査課長 太田勝也君
議事課長補佐 永田貴紀君
議事課係長 梶谷利君
議事課主任主事 天雨千代子君

— 午前10時 0分 開会 —

○議長(瀬川光之君) ただいまから、令和2年6月定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

まず、議席の一部変更を行います。

議席の一部変更につきましては、お手元の議席表のとおり決定いたします。

次に、知事並びに警察本部長より、新任の幹

部職員を紹介いたしたい旨、それぞれ申し出が
あっておりますので、これを受けることにいた
します—知事。

○知事(中村法道君) さきの令和2年2月定例会
議会におきまして、ご同意をいただき、任命い
たしました特別職をご紹介します。

監査委員 砺山和仁君でございます。(拍手)

次に、令和2年4月1日付で発令いたしました
幹部職員をご紹介します。

県民生活環境部長 宮崎浩善君。(拍手) 会計
管理者 吉野ゆき子君。(拍手) 理事兼県北振興
局長 木山勝己君。(拍手) 企画部政策監 吉田
慎一君。(拍手) 企画部政策監兼産業労働部政
策監 三上建治君。(拍手) 地域振興部次長 坂
野花菜子君。(拍手) 地域振興部参事監兼土木
部参事監 村上真祥君。(拍手) 文化観光国際部
次長 伊達良弘君。(拍手) 県民生活環境部次長
田中紀久美君。(拍手) 県民生活環境部次長 重
野 哲君。(拍手) 産業労働部参事監 森田孝明
君。(拍手) 水産部次長 川口和宏君。(拍手)
農林部次長 吉田弘毅君。(拍手) 同じく農林部
次長 渋谷隆秀君。(拍手)

以上でございます。

どうぞよろしく願います。

○議長(瀬川光之君) 警察本部長。

○警察本部長(迫田裕治君) 令和2年3月23日付
の人事異動で着任しました警察本部の幹部職員
をご紹介します。

生活安全部長 福山康博君。(拍手) 地域部長
佐々靖弘君。(拍手) 刑事部長 池田秀明君。
(拍手) 交通部長 森崎辰則君。(拍手) 首席監
察官 北村秀明君。(拍手)

以上でございます。

どうぞよろしく願います。

○議長(瀬川光之君) 次に、会期の決定をいた

します。

本定例会の会期は、本日より7月3日までの22日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、22日間と決定されました。

次に、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員につきましては、大久保潔重議員及び山下博史議員を指名いたします。

この際、ご報告いたします。

去る5月22日、中村和弥議員から、一身上の都合により、議員を辞職したい旨の申し出があり、地方自治法第126条の規定により、同日付をもって、これを許可いたしました。

次に、中村和弥議員の辞職に伴い欠員が生じた議会運営委員会の委員に、中島廣義議員を5月28日付で選任いたしました。

また、中島廣義議員から、同日付で、人口減少・雇用対策特別委員会委員の辞任の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

次に、知事より、出資法人の経営状況説明書等が、さきに配付いたしましたとおりに提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、知事より、第96号議案乃至第107号議案及び報告第3号乃至報告第20号の送付がありましたので、これを一括上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます―知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 本日、ここに、令和2年6月定例会県議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

開会に当たり、当面する諸課題について所信を申し述べますとともに、前定例会以降、今日

までの県政の重要事項について、ご報告を申し上げますと存じます。

―新型コロナウイルス感染症の発生状況及び医療体制―

新型コロナウイルス感染症について、本県では、4月17日に17人目の感染者が確認されて以来、新たな感染は発生していないところであります。

これまで、県民の皆様には外出自粛にご協力いただくとともに、事業者の方々には休業要請等にご対応いただくなど、感染防止に向けて、ご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

また、医療関係者の方々におかれては、感染症にかかる検査体制の構築や入院病床の確保、感染者の治療など、多大なるご尽力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

一方、長崎市の三菱重工業長崎造船所香焼工場に停泊中のクルーズ船「コスタ・アトランチカ号」の船内で発生した大規模クラスターについては、国の指導のもと、長崎市や長崎大学等と連携しながら、医療の提供や乗組員の健康管理、帰国支援に取り組んできたところであります。

県としては、市中への感染拡大や県内の医療体制への影響をできるだけ回避するため、クルーズ船に隣接する岸壁周辺にコンテナを活用した診療所を設け、24時間体制で乗組員の診断・診察活動を実施いたしました。

また、乗組員の帰国については、5月3日以降、経過観察期間を経過した方々から順次下船を開始し、5月31日までに、495名の方々が下船、126名の方々がクルーズ船とともに出港されたところであります。

無事出港の運びとなりましたことは、ひとえ

に関係各機関のお力添えの賜物であり、厚生労働省、国土交通省、外務省、防衛省など中央省庁の皆様並びに国立感染症研究所など関係研究機関、長崎大学、陸上自衛隊、県内外の災害派遣医療チーム（DMAT）、NPO法人、NGO法人、さらには長崎県医師会、長崎県薬剤師会、交通機関など、全ての関係皆様方に、改めて心からお礼を申し上げます。

なお、入院中の方の治療や帰国等についても、引き続き、支援に努めてまいります。

県内の医療提供体制については、長崎大学病院など4病院を重症者の受入病院に指定するとともに、中等症の患者の受入病院として感染症指定医療機関や公立・公的医療機関等を医療圏ごとに指定するなどの調整を行っており、現在、新型コロナウイルス感染症患者の受入病床として307床を確保しているところであります。

さらに、新型コロナウイルス感染症にかかる検査体制を強化するため、長崎大学病院において新たにPCR検査機器を導入し、自動処理技術の開発を進めることにより、本県の日当たりの検査件数を約1,600件まで拡充してまいります。

なお、これまでに多くの皆様から、医療用マスク等の寄附をお寄せいただいております。県民を代表して厚くお礼を申し上げます。

今後とも、長崎大学や県医師会等の関係機関と緊密に連携しながら、感染症の予防・拡大防止のため、県内の地域医療体制の整備に力を注いでまいります。

－国の緊急事態宣言にかかる本県の対応－

本県では、去る4月16日、国の「緊急事態宣言」の対象地域が全国に拡大されたことを受け、県民の皆様に対し、4月17日からの外出自粛や離島地域への訪問自粛をお願いするとともに、

4月25日からは、事業者の方々に対し、休業等の要請を行いました。

その後、5月4日の国の基本的対処方針を受け、5月6日をもって、遊興施設を除き休業等の要請を終了するとともに、県立学校の教育活動や県有施設の使用を順次再開することといたしました。

また、5月14日には、本県が緊急事態宣言の対象地域から解除されたことを受け、同日、本県の医療や経済の専門家からなる有識者会議を設置し、専門的見地からのご意見をいただくとともに、翌15日をもって、全ての施設にかかる休業要請を終了することといたしました。

そして、5月21日には近畿3府県で、また25日には全国全ての地域で緊急事態宣言が解除されたことから、県民の皆様に対して「新しい生活様式」を実践していただいたうえで、6月1日からは県境を越える移動自粛を解除すること等をお知らせしたところであり、徐々に経済活動の再開の段階に入ってきたものと考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症に有効なワクチン等の開発には、一定の期間を要する見込みであることから、県民の皆様には「新しい生活様式」の実践をさらに徹底いただくとともに、事業者の方々には業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿った対策に取り組んでいただき、感染予防・拡大防止と社会経済活動の両立を図ってまいりたいと存じます。

－新型コロナウイルス感染症による本県への影響と経済対策－

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により急速な悪化が続いており、本県の景気についても、個人消費が大幅に減少するなど大変厳しい状況にあるものと認識しております。

とりわけ、観光客が大きく減少した観光関連産業をはじめ、消費の減速による農林水産品等の価格低迷、中小・小規模事業者の資金繰りや雇用不安など、各分野で大きな影響が生じているところであります。

こうした中、県としては、全国の緊急事態宣言の解除状況を踏まえ、感染症の予防・拡大防止と社会経済活動の回復・拡大との両立を図るため、県民の皆様の「新しい生活様式」の実践と、事業者の方々によるガイドラインへの対応を推進しながら、段階的な経済対策を積極的に講じていくことが重要であると考えております。

そのため、まずは、さきの臨時県議会で議決いただいた補正予算については、その効果をできるだけ早く発現させ、本県経済を回復基調に転ずることができるよう、直ちに事業に着手のうえ、速やかな執行に努めてまいります。

また、5月25日には全国全ての地域で緊急事態宣言が解除され、6月19日以降は、県境を越える観光事業も順次再開される見込みであることから、観光客の誘客促進をはじめ県外市場まで視野に入れた産業施策を積極的に推進するなど、切れ目ない経済対策を講じてまいります。

その際、経済対策の効果を一時的なものに終わらせることなく、本県の構造的な課題解決や県勢浮揚につながるような施策効果の高い事業構築に努めるとともに、県と県内の市町、関係団体等との連携を一層強化し、相乗的な効果を発揮できるよう力を注いでまいります。

こうした基本的な考え方のもと、5月28日付で専決処分を行った補正予算及び本議会に提案している補正予算においては、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等の財源を引き続き最大限に活用しながら、経済対策予算を編成しております。

県としては、国の第2次補正予算を踏まえつつ、さらなる地域経済の活性化や雇用の確保等を目指し、必要な施策を適宜、構築することにより、県内経済の回復・拡大に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、経済対策の主な取組について、「感染症の予防・拡大防止と県民生活の安全・安心確保対策」、「県内の経済活動の回復・拡大対策」、「『新しい生活様式』の実践及び業種ごとのガイドラインへの対応のための環境整備対策」の3つの柱に沿って、ご説明いたします。

（感染症の予防・拡大防止と県民生活の安全・安心確保対策）

県民の皆様に、これからも長崎で暮らし続けていただくためには、新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止をはじめ、医療・福祉の充実に努め、安全・安心な長崎県づくりに力を注いでいく必要があります。

そのため、県では、引き続き感染症患者の受入病床を確保するほか、一般医療機関や歯科診療所等で不足するマスクを購入のうえ、計画的に配布するとともに、長崎大学病院内の新たなPCR検査機器の導入・整備に対する支援を行い、本県の検査・医療体制の充実・強化を図ってまいります。

また、感染症の拡大は、県民の暮らしにも大きな影響を与えていることから、収入が減少している世帯に対する生活福祉資金貸付について、資金需要の高まりを踏まえ、貸付原資を増額するとともに、住居を失うおそれが生じている世帯に対しては、国の経済対策で拡充された住居確保給付金による支援を実施し、生活に困窮されている方々のセーフティネットを強化してまいります。

さらに、離職を余儀なくされた方や家計収入

の減少など経済状況が悪化した県内在住の大学生等の雇用機会を確保・創出するほか、アルバイト先の休業等により影響が生じている留学生に対しては、県内観光地の体験活動と情報発信を通じた支援を行ってまいります。

このほか、梅雨時期の豪雨災害等に備え、市町の避難所における感染症予防対策のチェックリストを作成・通知し、避難所の追加開設や避難所での世帯間の一定間隔の確保、消毒や換気の励行などを要請するとともに、必要な資機材の備蓄を進めることとしております。

併せて、去る5月26日、避難生活において、特に配慮や支援が必要な方々のため、長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合との間で、災害時における宿泊施設等の提供に関する協定を締結したところであります。

今後とも、県民生活の安全・安心の確保に向けて、医療体制や防災対策等の充実・強化に力を注いでまいります。

（県内の経済活動の回復・拡大対策）

県内経済の活力を取り戻すためには、新型コロナウイルス感染症の影響で縮小・減退している県内の経済活動をできるだけ早く回復、拡大させることが重要であります。

そのため、まずは、大きな影響を受けている観光分野において、6月1日から県民を対象とした「ふるさと再発見の旅～宿泊施設応援キャンペーン～」を開始したほか、6月19日からは、佐賀県との相互誘客のための情報発信や全国からの誘客対策に取り組むなど、段階的に誘客対象を拡大しつつ、8月前後にも予定される国の大型観光キャンペーンにつなぐこととし、切れ目のない観光振興施策の推進に努めてまいります。

併せて、県内宿泊事業者等が実施する雇用確

保と受入体制強化に対する支援枠を拡大したほか、県産品の消費拡大に向けたオンライン物産展の開催や、インターネットを通じた前売り食事券の発行等による需要喚起に力を注いでいるところであります。

陶磁器をはじめ、地域を代表する特産品等については、テレビショッピング等を活用した販路の拡大や、生産者団体等が実施する産地情報の発信、新たな輸出に対応するための貯蔵施設の整備等を支援してまいります。

また、農業分野においては、外国人材の確保が困難となっていることから、農業大学の学生を研修の一環として産地に派遣するほか、人材確保に向けた情報発信に取り組んでまいります。

さらに、国境離島地域においても、観光産業を中心に各分野で甚大な影響が生じていることから、国の補正予算で創設された施策を最大限に活用し、これまで有人国境離島法に基づく支援策により雇用拡大を図ってきた事業者が、支援期間満了後も雇用を継続することができるよう、新たな支援措置を講じるとともに、滞在型観光の振興に向けた施策をさらに強化することとしております。

（「新しい生活様式」の実践及び業種ごとのガイドラインへの対応のための環境整備対策）

新型コロナウイルス感染症は、第2波、第3波の到来も予想されているところであり、根本的な予防法が確立されるまでは、感染防止を最優先に、これと向きあって、県民の皆様には「新しい生活様式」の実践を、事業者の皆様には業種ごとのガイドラインへの対応をお願いし、日常生活や事業活動の中に定着させていくことが重要であると考えております。

そのため、県内の中小企業・小規模事業者が

ガイドラインに沿って、非接触式体温計や消毒液等の購入、飛沫防止パーテーションの設置等、感染防止対策を進める際に所要の支援措置を講じるとともに、製造事業者が行う手洗い場や自動ドアの設置、Webを活用した情報発信などを支援し、円滑な事業活動を促進してまいります。

また、人と人との接触を回避するための非接触サービスやテイクアウト、デリバリーなど新しい事業形態への転換のほか、インターネット通販に取り組む事業者への支援を強化することとしております。

一方、都市部企業においては、リモートワークやワーケーションの流れが加速しており、地方に向けた人や企業の移動が拡大する可能性も指摘されていることから、サテライトオフィス等の誘致に向けて、受入環境の整備や関連情報の発信に努め、本県の「関係人口」の創出・拡大を目指してまいります。

なお、本県へのU I ターン者については、「ながさき移住サポートセンター」を中心に積極的な相談・支援活動を推進した結果、令和元年度の県外からの移住者数は過去最高となる1,479人となりました。今年度は、安全・安心な地方の暮らしや仕事の魅力を伝え、さらなる移住者数の増加に向けて、市町や関係団体と一体となって取り組んでまいります。

このほか、国における「G I G A スクール構想」の加速化を受けて、県立中学校や特別支援学校の小中学校では1人1台のパソコン整備を前倒しして進めることとし、児童・生徒の学習環境の充実を促進してまいりたいと考えております。

それでは、次に、新型コロナウイルス感染症対策以外の主な施策や懸案事項などについて、

ご報告を申し上げます。

（九州新幹線西九州ルートの整備促進）

九州新幹線西九州ルートについては、昨年12月の国土交通大臣と佐賀県知事との会談を受け、新鳥栖～武雄温泉間の整備にかかる協議のあり方の調整が続けられておりましたが、去る6月5日、国土交通省と佐賀県との間で確認作業の場が持たれ、協議開始とされたところであります。

県としては、諸課題について、精力的な協議の積み重ねにより、議論が進展していくことを期待するものであり、今後とも、その状況を注視するとともに、西九州ルートの関係者の一員として、必要な際には、しっかりと考えを述べるなど、議論が前進するよう対応し、全線フル規格による整備の実現を目指してまいります。

（新たな総合計画の策定）

新たな総合計画については、本県の最重要課題である人口減少をはじめ、2040年頃にかけて見込まれる様々な課題や、新型コロナウイルス感染症の影響による社会の大きな変化を念頭に置きながら、現総合計画の進捗状況や課題等を踏まえつつ、おおむね10年先の本県の将来像を見据え、今般、5年間の政策の方向性を示す計画素案骨子を策定したところであります。

素案骨子においては、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念とし、「人材を育て、未来を切り拓く」、「産業を育て、しごとを生み出す」、「希望のあるまちを創り、明日へつなぐ」の3つの柱のもと、10の基本戦略と47の施策を掲げております。

また、県内の様々なプロジェクトを総合的に取りまとめ、県内外に幅広くお示しすることで、企業誘致など民間投資の呼び込みにつなげることを目的に、「長崎県の近未来像～ながさ

きレポリビューション4.0～」を作成したところであり、次期総合計画に、その要素を盛り込むこととしております。

こうした県内各地域における本県の未来を変える大型プロジェクトが動き出すことを踏まえ、県民の皆様が夢や希望を持てる将来像を発信するとともに、昨年度策定した「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」と政策体系の共通化を図ることで両者を一体的に推進することとしております。

さらに、Society5.0の実現、SDGsの理念の反映、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた施策など、新たな方向性を盛り込むほか、政策横断プロジェクトとして、健康長寿やスマート社会の実現、人材確保・定着、災害から命を守る施策等を検討してまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見を十分にお聞きしながら検討を重ね、県民の皆様のご意見も踏まえつつ、今年度中の計画策定を目指してまいります。

（若者の県内就職促進）

今春卒業の高校生の県内就職率については、キャリアサポートスタッフによる就職支援等に積極的に取り組んだ結果、速報値において、前年比4.5ポイントの増となる65.6%となり、「第1期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」における目標値の65.0%を上回る見込みであります。

一方、大学生の県内就職率は、都市部企業の採用意欲の高まりなどにより、前年を下回る37.8%となり、厳しい状況が続いております。

こうした中、来年4月採用にかかる動向については、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により、企業の採用活動や学生の就職活動が大きく制限されている状況であります。

そのため、高校生については、「Nなび」に掲載している県内企業の動画等の活用を促進するとともに、引き続き、キャリアサポートスタッフによるきめ細かな就職支援を行ってまいります。

また、大学生については、県のテレビ会議システムを活用したオンライン企業説明会の開催等の対策を講じており、今後もオンラインによる企業と学生との交流の場を常時確保できるよう、システム環境を強化することとしております。

新型コロナウイルス感染症の影響により雇用情勢が厳しさを増している中、県内企業がこれまで以上に県内就職促進に取り組んでいただくことが重要であることから、県としても、良質な雇用の場の確保や県内就職に対する意識の醸成、県内企業の採用力の強化などに全力を注いでまいります。

（企業誘致の推進）

去る3月23日、東京都に本社を置くトランスコスモス株式会社が、県内3カ所目の拠点となるBPOセンターを長崎市へ新設することを決定され、5月25日に立地協定を締結いたしました。新たな拠点では、5年間で180人を雇用して、企業から受託した総務事務や人事・経理などのバックオフィス業務を行うこととされております。

また、京都府に本社を置き、医療用分析装置等の製造・開発を行うアークレイ株式会社が、長崎市に子会社となるアークレイ長崎開発センター株式会社を設立され、5月20日に立地協定を締結いたしました。同社は、3年間で30人を雇用して、糖尿病検査機器等の開発を行うこととされております。

さらに、東京都に本社を置く新日本無線株式

会社が、佐世保市への立地を決定され、5月27日に立地協定を締結いたしました。同社は、車載向けの半導体集積回路等を製造されており、5年間で23人を雇用して、基板設計やソフトウェア開発を行うこととされております。

このほか、本年2月に長崎市への立地が決定しておりました、株式会社ゼンリンと3月25日に立地協定を締結したところであります。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の影響による状況の変化を十分に踏まえながら、雇用の拡大と地域経済の活性化につながるよう地元自治体等と連携のうえ、企業誘致の推進に努めてまいります。

（交通基盤の整備）

去る3月31日、本年度の国土交通省関係予算の発表において、道路関係では、西九州自動車道の松浦佐々道路に昨年度内示額を大きく上回る80億円が配分されるとともに、島原道路の有明瑞穂バイパスが新規事業化されたほか、東彼杵道路については計画段階評価に着手されることとなりました。また、港湾関係では、長崎港松が枝岸壁2バース化が新規事業化されました。

本県選出国会議員の皆様をはじめ、県議会並びに地元経済界や地元自治体の方々のご支援とご尽力に対して、心から感謝申し上げます。

さらに、国道34号の新日見トンネルについても、今年度、4車線化の完成が予定されており、交通混雑の緩和及び交通安全の確保につながるものと期待しているところであります。

今後とも、地域の活性化や県民生活の基盤となる交通ネットワークの整備の推進に努めてまいります。

（文化・スポーツの振興）

新型コロナウイルス感染症の影響により、県美術展覧会をはじめとした文化イベントのほか、

県高等学校総合体育大会や全国高等学校野球選手権長崎大会等の各種スポーツ大会の中止が相次いでいることについては、大変残念に思っております。

こうした中、高校生がこれまでの部活動の成果を披露する場として、文化部ではインターネット上での全国高等学校総合文化祭の開催が予定されるとともに、運動部においても競技ごとに代替となる県大会が計画、実施されていることから、参加される皆様には、培ってきた力と技、鍛え上げてきた精神力を存分に発揮していただきたいと考えております。

今年10月に開催される鹿児島国体については、開催可否が6月中に決定される予定となっております。県としては、本県選手が「ふるさと長崎」の代表として活躍できるよう、引き続き、競技団体や関係機関と連携し、さらなる競技力の向上を目指してまいります。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が1年延期され、それに伴い、オリンピック聖火リレーの延期も決定されておりますが、県としては、国の動向等も踏まえつつ、関係市町や競技団体等との連携を図りながら、しっかりと準備を進めてまいります。

なお、V・ファーレン長崎が所属するサッカーJ2リーグは、2月23日の開幕戦以降、試合ができない状況が続いておりましたが、6月27日に無観客試合で再開される見込みとなっており、J1昇格へ向けて再スタートするチームを、県民一体となって力強く応援してまいりたいと考えております。

次に、議案関係について、ご説明いたします。

まず、補正予算であります。今回は、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費、その他緊急を要する経費について編成いたしました。

一般会計8億6,243万3,000円の増額、特別会計1億7,832万5,000円の増額補正をしております。

また、報告第19号「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）は、新型コロナウイルス感染症対策について、特に緊急を要することから、地方自治法第179条の規定に基づき、去る5月28日付で知事専決処分を行ったものであり、一般会計159億2,870万3,000円の増額補正をいたしました。

この結果、現計予算と合算した本年度の一般会計の歳入歳出予算額は、7,670億7,406万9,000円となり、前年同期の予算に比べ、559億3,747万2,000円の増となっております。

次に、予算以外の議案のうち主なものについて、ご説明いたします。

第100号議案「一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、国において人事院規則の特例が定められ、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急措置の業務に従事した際に、防疫等作業手当を新たに特例として支給することとされたことを踏まえ、所要の改正をしようとするものであります。

第103号議案「長崎県税条例及び長崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置への対応及び都市再生緊急整備地域にかかる課税の特例措置の新設など、所要の改正をしようとするものであります。

第106号議案「長崎県病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について」は、長崎県病院企業団規約の一部を変更することについて、関係市町と協議をしようとするものであります。

その他の案件については、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重にご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(瀬川光之君) 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日から6月17日までは、議案調査等のため本会議は休会、6月18日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午前10時38分 散会 —

第 7 目 目

議 事 日 程

第 7 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

令和2年6月18日（木曜日）

出席議員（44名）

- 1番 宮島大典君
- 2番 宮本法広君
- 3番 赤木幸仁君
- 4番 中村泰輔君
- 5番 饗庭敦子君
- 6番 堤典子君
- 7番 下条博文君
- 8番 山下博史君
- 9番 北村貴寿君
- 10番 浦川基継君
- 11番 久保田将誠君
- 12番 石本政弘君
- 13番 中村一三君
- 14番 大場博文君
- 15番 山口経正君
- 16番 麻生隆君
- 17番 川崎祥司君
- 18番 坂本浩君
- 19番 深堀ひろし君
- 20番 山口初實君
- 21番 近藤智昭君
- 22番 宅島寿一君
- 23番 松本洋介君
- 24番 ごうまなみ君
- 25番 山本啓介君
- 26番 前田哲也君
- 27番 山本由夫君
- 28番 吉村洋君
- 29番 大久保潔重君
- 30番 中島浩介君
- 欠番
- 32番 山田博司君
- 33番 堀江ひとみ君

- 34番 山田朋子君
- 35番 西川克己君
- 36番 外間雅広君
- 37番 瀬川光之君
- 38番 坂本智徳君
- 39番 浅田ますみ君
- 40番 徳永達也君
- 42番 溝口英美雄君
- 43番 中山功君
- 44番 小林克敏君
- 45番 田中愛国君
- 46番 八江利春君

欠席議員（1名）

- 41番 中島廣義君

説明のため出席した者

- 知事 中村法道君
- 副知事 上田裕司君
- 副知事 平田研君
- 統轄監 平田修三君
- 危機管理監 荒木秀君
- 総務部長 大田圭君
- 企画部長 柿本敏晶君
- 地域振興部長 浦真樹君
- 文化観光国際部長 中崎謙司君
- 県民生活環境部長 宮崎浩善君
- 福祉保健部長 中田勝己君
- こども政策局長 園田俊輔君
- 産業労働部長 廣田義美君
- 水産部長 斎藤晃君
- 農林部長 綾香直芳君
- 土木部長 奥田秀樹君
- 会計管理者 吉野ゆき子君
- 交通局長 太田彰幸君

地域振興部政策監 村山弘司君
文化観光国際部政策監 前川謙介君
産業労働部政策監 貞方学君
教育委員会教育長 池松誠二君
選挙管理委員会委員長 葺本昭晴君
代表監査委員 濱本磨毅穂君
人事委員会委員長 水上正博君
公安委員会委員長 片岡瑠美子君
警察本部長 迫田裕治君
監査事務局長 下田芳之君
人事委員会事務局長
(労働委員会事務局長併任) 大崎義郎君
教育次長 林田和喜君
財政課長 早稲田智仁君
秘書課長 石田智久君
選挙管理委員会書記長 大塚英樹君
警察本部総務課長 川本浩二君

議会事務局職員出席者

局長 松尾誠司君
次長兼総務課長 柴田昌造君
議事課長 川原孝行君
政務調査課長 太田勝也君
議事課長補佐 永田貴紀君
議事課係長 梶谷利君
議事課主任主事 天雨千代子君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(瀬川光之君) ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、一般質問を行います。

徳永議員—40番。

○40番(徳永達也君) (拍手)〔登壇〕 皆さん、おはようございます。

自由民主党・県民会議、雲仙市選出の徳永達

也でございます。

まず、質問に入ります前に、このたびの新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げます。

また、罹患された方々及びそのご家族、関係者の皆様、感染拡大により日常生活に影響を受けられている全ての皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、医療の最前線で新型コロナウイルス感染症に立ち向かう医師や看護師をはじめとする医療従事者の皆様には、敬意を表しますとともに、改めて心から深く感謝を申し上げます。

本県では、4月18日以降、新型コロナウイルス感染症の新規感染患者の発生は見られておりませんが、全国的には、東京都をはじめ、複数名の新規感染患者の発生が続いております。このため、「キープゼロ」が続く本県といたしましても、予断を許すことができない状況と認識をしております。

感染流行が小康状態である今だからこそ、第2波、第3波に備えた水際対策の徹底や医療体制の構築等が求められますとともに、県民が一丸となって新たな生活様式の定着を進めていくなど、引き続き、気を引き締めて感染予防対策に取り組んでいくことが、ますます重要になると考えております。

それでは、通告に従い、質問に入ります。

1、新型コロナウイルス感染症について。

(1) コロナの影響と今後の対策について。

本県における新型コロナウイルス感染者数は17名で、4月17日に発生して以降、新たな感染者は発生しておりません。これはひとえに県民の皆様並びに事業者の皆様が、日頃から感染症防止対策を講じられるとともに、外出自粛や休

業要請などにご協力をいただいたおかげであると考えております。

しかしながら、一方で、全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、あらゆる業種で県内の経済活動の停滞など、大きな影響が生じているところ です。

日本銀行長崎支店が6月10日に発表した「長崎県の金融経済概況」によれば、「本県の景気は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から厳しい状況が続いている」とされております。観光関連が低迷しているほか、個人消費が大幅に減少しており、生産も弱含んでいる中で、雇用、所得環境は弱い動きとなっている状況です。

特に、本県の基幹産業である観光業については、1月から3月の県内主要宿泊施設の宿泊者数は、対前年同期比27%の減少、平成19年の調査開始以来、最大の減少率となり、4月については、速報値ではありますが、82%の減少と、さらに厳しい状況となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響は、国内外からの観光客の減少という形であらわれ、その後、影響は、幅広い業種に及んでいると懸念をしております。

そこでまず、観光業への影響と、その対応についてお尋ねをするとともに、飲食業、小売業といったサービス産業への影響と、その対応についてもお尋ねをいたします。

次に、農林水産業について、お尋ねをいたします。

まず、農業についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響で、インバウンド需要の減退やイベント等の中止、飲食店の休業などにより、消費が大幅に落ち込み、和牛枝肉や花卉の価格が大幅に下落をし、生産者の皆さんが今後の経営継続に大きな不安を抱えているのではないかと

と危惧をしております。

加えて、県では、農業における労働力不足を解消するため、「株式会社エヌ」を設立し、特定技能外国人材の受入れを進めておられますが、これについても新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響で外国人材の受入れができない状況であり、生産者の皆さんは不安に感じているのではないかと思います。

そこで、本県農林業に対して具体的にどのような影響が生じているのか。また、県として、それらの影響を踏まえて、消費の落ち込み、労働力不足を含めた生産者の皆さんの経営継続に向けて、どのように対応しようとしているのか、お尋ねをいたします。

水産業につきましても、「緊急事態宣言」による外出自粛や飲食店休業要請などの影響を受け、水産物の外食向けの需要が大幅に低下したため、関東、関西方面の消費地市場においては、荷動きが鈍くなり、高級魚を中心に魚価が大きく下落したと聞いております。

先月の緊急事態宣言の全面解除により、飲食店の営業は再開されており、また、様々なキャンペーンによる観光客の回復により、水産物の需要は次第に回復していくと思われませんが、以前の水準に戻るまでには相当の時間が必要ではないかと考えているところです。

2か月に及ぶ緊急事態宣言の発出による外出自粛や飲食店の営業自粛に伴う外食消費の低迷により、漁業者の皆様は、大変なご苦勞をされていると思いますが、具体的にどのような影響を生じているのか、お尋ねをいたします。

また、漁業者の方々は、一日も早い魚価の回復を望んでおり、スピード感をもって対策を講ずる必要があると思いますが、県として水産物の消費拡大対策をどのように講じていくのか、

お尋ねをいたします。

言うまでもなく、本県は、離島・半島地域が多く、交通事業者は、人口減少や少子・高齢化に伴う利用者数の減少などにより、厳しい経営状況にあります。今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度と比較しても、運送収入が大きく落ち込んでいる状況であります。

地域住民や観光客等の移動手段とする重要な役割を担っている公共交通機関は、新型コロナウイルス感染症の影響で人の流れがほとんどない中においても、簡単に運行を止めることはできません。

また、安全・安心に運行するためには、車両や船舶などの維持管理や修繕等への対応も必要不可欠であることから、このまま収入が増えない状況が続くことは、各事業者の存続が危ぶまれるところであります。

先般、国土交通省では、今回の2次補正予算において、地域公共交通事業者に対し、十分な感染拡大防止対策を講じることができるよう、新たな補助金を創設しましたが、事業者がその補助金を活用しても限界があるのではないかと思われます。

県として、このように厳しい経営状況にある交通事業者の事業継続に向けて、どのように対処しようと考えているのか、お尋ねをいたします。

これまで述べたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて幅広い業種に影響が出ており、多くの事業者は売上げが減少して資金繰りに困っているところであります。

報道によると、今年4月の全国の負債額1,000万円以上の倒産件数は、前年と比べて15%増加、負債総額は35%、増加しており、とりわけ本県においては、倒産件数が前年比2倍、負債総額

は5.5倍となるなど、県内の景気は全国と比べても厳しさを増していると考えられます。

この先、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化すれば、企業の倒産がさらに増加するおそれがあるものと大変懸念しているところであります。

県内の事業者数の99.9%、従業者数の91.8%を占める中小企業は、雇用の担い手、多様な技術、技能の担い手として地域の経済、社会の中で重要な役割を果たしていただいているため、中小企業の倒産の増加は、地域の貴重な雇用の場や、技術、技能の創出をもたらし、地域の経済、社会の維持に多大な影響を与えてしまいます。

このように、県内経済を維持していくためには、中小企業の事業の継続を支えていく必要があります。資金繰りに困っている中小企業の皆様が円滑な融資を受けられるよう、県では、これまでどのような施策を講じてきたのか。また、今後、引き続き、どのような施策を講じていくのか、お尋ねをいたします。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大と、それに伴う緊急事態宣言等の措置に伴い、県内では、個人消費をはじめ、様々な企業活動に影響が生じ、県内経済は大きな影響を受けました。

本年5月の金融経済概況でも、観光関連が低迷しているほか、個人消費は大幅に減少し、生産は弱含んでおります。雇用・所得環境を見ると、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から弱い動きが見られはじめていることとなっております。

こうした県内経済の停滞は、結果として、法人、個人県民税などの税収にも影響を及ぼし、県財政における収入も減少するのではないかと

憂慮しております。

県として、財政に与える影響をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

(2) コロナの影響を踏まえた高校生、大学生の就職対策について。

新型コロナウイルス感染症の影響により、高校や大学が一時休校により、また、大学生においては、合同企業説明会が軒並み中止になるなど、企業にとっての採用活動や、高校生、大学生の就職活動に相当な影響が生じているところであります。

大学生の就職活動においては、新型コロナウイルス感染症防止の観点からウェブ面接を導入し、学生の獲得を目指す企業が増加しているところであり、報道によれば大学生の就職活動における内定率は、4月1日時点では34.7%で、前年同期を8.3ポイント上回っていたものの、6月1日時点では64%で、前年同期比7.1ポイントの減少となるなど、コロナの影響により、採用スケジュールが後ろ倒しになっている状況であります。

コロナ禍においても、若者の県内定着は、本県の重要課題であることに変わりはなく、現在、苦境に立たされている県内企業の支援の意味においても、高校生、大学生の県内就職による企業の活性化が求められております。

そこで、これらのコロナの影響を踏まえ、高校生、大学生の就職活動に関して、これまでの取組と、今後、どのような支援を行っていくのか、お尋ねをいたします。

(3) 教育面への影響と対策について。

国の「GIGAスクール構想」において、学校の校内通信ネットワーク及び小中学生の一人一台端末整備が進められていると聞いております。

国の調査によれば、新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業の際に、全国の公立学校においてオンライン指導を通じた家庭学習が実施できた学校は、約5%しかなかったとのこととです。

今後の新型コロナウイルス感染拡大に備え、子どもたちの学びを支えるためには、本県においても早急な整備が必要と考えます。

しかしながら、当初、2023年度までに導入予定となっていた計画が、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度までに導入するよう前倒しになっており、全国でこれまでにないほどの大規模な調達が行われるうえ、世界的な供給の不安定化もあり、機器を整備することは大変難しいものとなると思われませんが、本県におけるGIGAスクール導入がどのようになっているのか、その進捗状況をお尋ねをいたします。

また、本県においては、4月以降、学校の臨時休業や分散登校の措置が取られ、授業日が欠けた日数は、小中学校及び県立学校で最大15日となると伺っております。

このことにより生じた学習の遅れが懸念されるところでありますが、夏休みの短縮による授業日の設定や学校行事の見直し等を行って授業時間を確保することで遅れを取り戻せると聞いております。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大については、第2波、第3波がくることも予想されており、再度の学校休業となることが考えられます。学校が休業となり、学校に登校しての授業ができなくなった場合、どのように児童生徒の学習機会の確保を考えているのか、お尋ねをいたします。

さらに、3月から続く学校の臨時休業の長期化に伴って、子どもたちの学習面のみならず、

生活の変化や心に与えた影響についても懸念されるところであります。学校再開に当たり、様々な悩みや不安が生まれることが十分考えられることから、児童生徒の心のケア等の対応についてもお尋ねをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、企業の業績が悪化し、採用計画にも影響を与え、昨年度までと比べ、今年度の高校生の就職状況が厳しくなることが想定されるところです。

就職を希望する生徒や、その保護者の不安は大きいと考えられますが、現時点で高校では求人情報をどのように把握して、どのような進路指導を行っているのか、お尋ねをいたします。

(4) クルーズ船の集団感染への対応について。

三菱重工業長崎造船香焼工場の岸壁に停泊していたクルーズ船「コスタ・アトランチカ号」において、149名の集団感染が発生しましたが、入院を必要とする感染者が30名以上になれば、医療体制は限界に達していたと思われま

す。県民への感染の広がりも懸念されたところですが、県と長崎市が国の支援を受け、長崎大学や自衛隊、民間医療支援団体などの協力を得ながら迅速な対応をとったことで、県民への感染拡大はなく、入院された方が11名、そのうち重症者は1名にとどまるなど、医療崩壊の危機を回避できたと考えております。

特に、感染症の分野に強い長崎大学の全面協力のもと、「LAMP法」による全乗組員623名の検体検査が早期に完了できたことや、アプリで乗組員の日々の健康状況を把握できる体制がとれたことも大きかったのではないかと感じているところでもあります。

今回のクルーズ船の集団感染の一連の対応について、課題を検証して教訓にしなければなら

ないと思いますが、医療体制について、どのように総括をしているのか。また、今後、一地域に集中して重症者が出た場合の対策については、どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

また、県は、基幹産業である造船業の活性化を図るため、クルーズ船修繕事業を三菱と連携して進めてきており、インバウンド対策の柱の一つであるクルーズ船の誘致についても積極的に取り組んでおり、昨年は国内4位の寄港実績となっているところであります。

そのような中、今回、不運にも長崎港内に係留しているクルーズ船で新型コロナウイルスの感染者が発生し、県が進めてきた取組にも大きな影響が出る可能性もありましたが、市民、県民の感染者も出ず、乗組員の死亡者も出さず、無事にクルーズ船を送り出したことは、県として大きな成果と思われま

す。クルーズ船社をはじめ、世界的にも多大な評価と併せ、大きな信頼を勝ち取ったものと考えております。

今回の件を踏まえ、今後のクルーズ船の受入れ及び修繕事業の取組について、どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

(5) コロナとともに生きていく今後の社会について。

先月25日、全国に発出されていた「緊急事態宣言」が解除されました。本県では、幸いにもクラスターの発生もなく、17名と比較的少ない感染者数で収まっており、これは感染拡大防止に向けた県や市町の迅速な対応と県民の皆様が外出自粛等に取り組んでこられた成果であると感じているところであります。

そして、これからは段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられていくこととなり、密

閉・密集・密接の「3密」回避などによって感染拡大を予防しながら、社会経済活動を両立させていく「新しい生活様式」の定着が求められているところであります。

そのような中、今回のコロナウイルスの感染拡大を契機に、都市部の企業を中心にリモートワークが普及し、働き方やライフスタイルが場所にとらわれないものへと変わろうとする動きがあり、密である都市部から疎である地方への回帰意識の高まりが見られるところであります。

今年度は、次期総合計画の策定の年でもあり、この機会を好機に捉え、人や企業を呼び込む施策を計画的に盛り込んでいくことが必要と思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

以上で、壇上からの質問を終了し、対面演壇席から再質問をさせていただきます。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 徳永議員のご質問にお答えいたします。

まず、クルーズ船内での集団感染への対応について、医療体制について、どのように総括しているのか。また、今後、一つの地域に集中して重症者が出た場合の対策について、どのように考えているのかとお尋ねでございます。

今回のクルーズ船内における集団感染について、県ではクルーズ船停泊地のそばに臨時の診療所を設置し、自衛隊や災害派遣医療チーム「DMAT」等の医師、看護師の協力を得て、24時間体制で医療サービス等を提供することとし、県内の医療体制への影響は最小限に抑えることができたのではないかと考えております。

その主な要因としては、今回、乗船者が乗組員のみであり、比較的年齢層が若く、重症化のリスクが小さかったこと、「ダイヤモンド・プリンセス号」を経験した感染症の専門家の指導

によって、船内での個室管理を徹底し、感染拡大を防止できたこと、長崎大学が民間企業と連携して開発した「健康管理アプリ」の活用により、船員の健康状態を詳細に把握できたこと等があり、その結果として、陽性の入院者6名のうち重傷者は1名にとどまったものと考えております。

なお、本年2月に発生いたしました「ダイヤモンド・プリンセス号」の事例においては、乗組員だけではなく、高齢者も含めた客員も乗船しており、多数の入院が必要な方々については、近隣の自治体の医療機関で受け入れたものと承知をいたしております。

そうした一方で、今回は全国的にも感染症が蔓延し、広域的な受入れ調整は大変難しい状況であり、また、一つの自治体だけで多数の重症患者を受け入れることは、現実的には極めて困難であったと考えているところであります。

県といたしましては、国全体として、あらかじめ想定しておくべき課題であると考えており、今回の検証結果も踏まえて、国に対して、受け入れる際のルールづくり等をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、クルーズ船の受入れと修繕事業への取組についてのお尋ねでございます。

クルーズ船については、一旦、感染症が発生すると大規模なクラスターが形成されることが、「ダイヤモンド・プリンセス号」や「コスタ・アトランチカ号」の例で明らかになってきたところであります。

このため、まずはクルーズ船社において、乗員・乗客の徹底した安全管理対策を講じていただくことが必要不可欠であると考えており、感染拡大のおそれがある段階でのクルーズ船受入れに当たっては、検疫部門等と連携し、船内の

健康状況を事前に把握したうえで、入港の可否について判断するような仕組みの構築が必要になってくるのではないかと考えております。

クルーズ船修繕事業につきましては、三菱重工業株式会社において、今後、検討されると伺っておりますが、地域経済の活性化にもつながってまいりますことから、県としても引き続き連携してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症が発生するという、こうした機会を好機と捉え、人や企業を呼び込む施策を次期総合計画に盛り込んでいくことが必要ではないかとのお尋ねでございます。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、企業のBCP対策への意識の高まり、働き方や都会での暮らしに対する意識変化などが見られ、都市部から地方に向けた人の流れが拡大する可能性が指摘されており、こうした変化に積極的に対応していくことが重要であると考えております。

そのため、先日開催した「緊急スクラムミーティング」におきましても、今後、都市部から企業や人を呼び込むために必要なリモートワーク等の受入環境の整備や、その基盤となる高速通信網の整備等について、県と市町が連携して取り組んでいくことを確認したところであります。

具体的には、4月に補正予算で措置いたしましたリモートワークに関する相談員の配置やポータルサイトの構築に加え、市町が実施するハード、ソフト両面での受入体制の整備への支援のほか、新たな都市部の移住希望者層に向けた地方での暮らしの魅力を伝えるプロモーションの実施などを検討しております。

今後も、コロナと共存する社会の動きに合わせ、市町とも連携しつつ、必要な事業について

は補正予算対応を行うなど、迅速かつ柔軟な対応を図りながら、新たなチャンスとして移住、定住等を促進し、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

また、現在、策定を進めております次期総合計画におきましても、お示ししている素案骨子に、こうした方向性を盛り込んだところであり、今後、さらに施策の具体化を図ってまいりたいと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長(瀬川光之君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 観光業への影響と、その対応についてのお尋ねでございますが、観光業への影響につきましては、今年1月から4月の4カ月間の延べ宿泊者数の減少率から推計いたしますと、約280億円の経済損失になると見込んでおります。

県におきましては、事業者の雇用を守り、収束後の速やかな回復と反転攻勢を見据えた環境整備を推進するため、宿泊事業者等が実施する受入れ体制強化のための取組や、宿泊施設が取り組む宿泊者が衛生的で快適に過ごせる体制整備について支援しているところでございます。

また、6月1日からは、県民の県内宿泊を促進する「ふるさと再発見の旅」を実施し、6月19日からは全国向けの「ながさき癒し旅」ウェルカムキャンペーンも開始することとしております。

さらに、8月頃には、国の「GoToキャンペーン」も実施される予定であり、引き続き、市町や観光関係事業者と連携し、観光需要の回復、拡大を図ってまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 産業労働部長。

○産業労働部長(廣田義美君) 私から、2点答

弁いたします。

飲食業、小売業といったサービス産業への新型コロナウイルス感染症拡大の影響と県の対応についてのお尋ねですが、飲食業については、観光客の減少に加え、県民の外出機会も減っていることから、売上高が大きく落ち込み、中には前年比9割減の事業者もあります。

また、小売業については、人混みを避ける傾向から、商店街の来訪者が減り、多くの店舗の売上げが減少するなど、サービス産業全般において極めて深刻な状況が続いております。

このため、4月補正予算において、飲食業や小売業等の営業継続や再起に向けた様々な取組等に対し補助することとしており、「3密」防止のための店内レイアウトの改修や空気清浄機の導入、テイクアウトの開始など、250件を超える応募があったところでございます。

また、今後、対面販売から通信販売へと消費者の買物のスタイルも変化することが予想されることから、小売業等のネット通販への進出を促し、販売チャンネルの多様化による売上げ回復を支援する取組を進めてまいります。

加えて、飲食業等の再起に向けては、新しい生活様式のガイドラインの実践が極めて重要であることから、5月専決補正予算において実践のための取組を支援することといたしております。

今後とも、商工団体や市町との連携を強化しながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、これまでの資金繰り支援策と今後の取組についてのお尋ねであります。3月2日に、県制度資金の「緊急資金繰り支援資金」を発動し、その後、融資限度額の引上げや償還期間の

延長を行ったほか、資金需要に応じて融資枠を拡大しており、現在の融資枠は700億円となっております。

また、5月1日からは、国の新たな保証制度を活用し、融資額3,000万円を上限に、当初、3年間の実質無利子化を実施しており、信用保証協会による保証承諾実績は、6月12日時点で3,120件、約475億6,000万円となっております。

併せて、中小企業診断士や税理士による相談対応や書類作成支援など、事業者の支援を行っております。

さらに、影響の長期化が懸念されますことから、融資枠のさらなる拡大や実質無利子融資の上限額の引上げなど、今後とも、経済情勢や資金需要の動向を注視しながら、適時適切に必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 本県農林業に対して、具体的にどのような影響が生じているのか。また、県として生産者の経営継続に向けて、どのように対応しようとしているのかのお尋ねですが、本県農林業への影響は、議員ご指摘のとおり、特に、和牛と花卉への影響が大きく、4月から5月の市場価格を昨年と比較すると、A4等級の和牛枝肉価格は、1キロ当たり1,920円と24%の下落、輪ぎくの価格は1本当たり46円と22%下落しております。

また、特定技能外国人材の受入れにつきましても、株式会社エヌを通じて、現在、カンボジア国から15名が就労しておりますが、3月以降に予定していた19名の入国が遅れ、その派遣時期が見通せない状況となっております。

このような状況の中、県といたしましては、農業団体や市町と連携し、影響を受けた生産者の皆様が資金繰り対策をはじめ、持続化給付金

など国の制度を活用できるよう、相談対応等の支援を行っているところです。

また、国の補正予算や地方創生臨時交付金を活用し、経営体質強化に取り組む肥育農家への支援とともに、公共施設での花卉の装飾、学校給食への県産牛肉の提供など、生産者の経営対策や消費拡大対策にも着手しております。

今後、県といたしましては、離職を余儀なくされた方々を農業分野に呼び込む取組や、「高収益作物次期作支援交付金」などの支援施策を積極的に活用することで、生産者の皆様が安心して経営継続できるよう、農業団体や市町と一体となって支援してまいります。

○議長(瀬川光之君) 水産部長。

○水産部長(齊藤 晃君) 漁業者にはどのような影響が生じているのか、県として水産物の消費拡大対策はどのように講じていくのかのお尋ねでございますが、水産業への影響は、外食需要の減退により、高級魚の価格が前年より5割から2割程度低下し、漁業種類によっては出漁見合わせを余儀なくされるとともに、特に、養殖魚については、輸出の停滞等により在庫として滞留するなど、漁業経営に大きな影響を及ぼす状況となっております。

そのため、県では、県水産物の消費拡大と流通促進を図るため、水産物の学校給食への提供、ネット販売等への支援など、水産物の消費拡大対策を積極的に詰めているところでございます。

学校給食の提供予定の養殖ブリやマダイについて、5月から各学校への協力依頼と需要調査を実施し、県漁連において、切り身に加工して準備を進め、今月下旬から長与町や新上五島町、西海市などにおいて提供されることとなっております。随時、県内小中学校への供給を拡大してまいります。

また、在庫等の滞留や価格低下が生じている品目のネット販売に係る全国送料無償化や新商品開発のほか、過剰供給となっている魚種の調整保管を行う経費などへの支援を行うこととしております。

これらの取組に加え、影響を受けた漁業者が国の補正予算等を活用し、販路拡大や経営継続に向けて取り組めるよう、市町や水産関係団体と一体となって進めてまいります。

○議長(瀬川光之君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) 厳しい経営状況にある交通事業者の事業継続に向けて、どのように対処しようと考えているのかのお尋ねでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、本年3月頃から5月にかけて、公共交通機関の利用者数は著しく減少し、それに伴い、交通事業者は大幅な減収が生じていると認識しております。

また、現在の状況につきまして、主な交通事業者を確認をいたしましたところ、「通学や通勤などの日常生活での利用者数は徐々に回復傾向にある一方、観光客については、依然として厳しい状況が続いている」と伺っております。

これまで県におきましては、中小企業者向けの「緊急資金繰り支援資金」の発動、感染防止対策のための必要機器の貸付け、県有施設の係船料などの納付猶予等の支援策を講じてきたほか、今月から県内宿泊旅行に対する助成事業を実施しており、公共交通機関の利用拡大にもつながることを期待しているところであります。

さらに、国の2次補正予算における施策等も踏まえ、県民生活を支える各公共交通事業者が十分な感染防止策を講じながら、今後も事業を継続できるよう、具体の支援策について準備を進めているところでございます。

○議長（瀬川光之君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 感染症拡大に伴う県財政への影響について、どのように考えているのかというお尋ねでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、我が国の景気は急速に悪化しておりまして、本県の景気につきましても、個人消費が大幅に減少するなど、大変厳しい状況が続いております。

こうしたことから、今年度におきましては、個人住民税や法人関係税をはじめ、地方消費税ですとか、地方譲与税等の減少が懸念されるなど、財政面への影響が生じてくるものと認識しております。

そのため、県といたしましては、コロナの予防・拡大防止と地域経済の回復・拡大との両立を図りながら、段階的な経済対策を推進していくことが重要と考えております。

感染防止対策を講じつつ、国の地方創生臨時交付金等を有効に活用しながら、観光振興、県産農水産物の消費拡大、インターネットを活用した需要喚起等の対策を積極的に推進いたしまして、本県経済の回復に力を注いでいるところでございます。

また、国に対しましては、税収減に対応するための減収補填制度の拡充など、地方公共団体における緊急的な措置につきましても、全国知事会等とも連携しながら強く要請してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（貞方 学君） コロナの影響を踏まえた高校生、大学生の就職活動に関するこれまでの取組と今後の支援についてのお尋ねでございます。

まず、高校生につきましては、一斉休校等の

影響で企業情報の収集に支障が生じていたことから、生徒に対し、企業紹介の動画や地元で働く若者の声などを一覧にしたガイドブックを作成、配布する一方、企業に対し、求人数の確保を要請するとともに、自社の魅力が伝わる求人票の作り方を解説した動画を作成、配信したところであります。

今後は、これらに加え、キャリアサポートスタッフによるきめ細かな支援等を実施することで、県内就職を促進してまいります。

次に、大学生につきましては、年度当初からWebを活用したオンライン企業説明会を導入し、多くの企業、学生に参加いただいたところであり、さらに、7月からは、学生と企業がオンラインで対話する個別面談会についても実施することといたしております。

今後は、全国的に採用スケジュールの遅延が予想されることから、県内企業の新卒採用計画に対する人員不足の状況を把握し、「Nなび」に加え、大手就職サイトを活用した情報発信を検討するなど、できるだけ多くの学生を県内就職に導くことができるよう力を注いでまいります。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 新型コロナウイルス感染に係る教育面への影響、対応について、私から、4点お答えいたします。

まず、GIGAスクール導入の進捗状況についてであります。国の「GIGAスクール構想」の目的は、高速通信ネットワーク及び小中学生の一人一台端末等のICT環境を一体的に整備することにより、学校における学習活動の一層の充実を図るものであります。

まず、高速通信ネットワークについては、必要な全ての公立小・中・高等学校及び特別支援

学校で、今年度中に整備が完了する見込みであります。

次に、端末につきましては、県立中学校及び特別支援学校小・中学部の約2,000台について、今年度中に調達が完了する見込みです。

市町立小中学校では、国の補助により前倒しで導入する約8万8,000台について、今年度中に調達できるよう、市町において事務が進められているところであります。

また、国の地方財政措置を活用する端末整備についても、市町の年次計画のもと、適宜進められる予定です。

なお、国におきましては、需要見込みについて、随時、情報をメーカーと共有し、自治体に確実に端末を提供できるよう働きかけていると聞いております。

次に、今後、学校が休業となった場合の学習機会の確保についてのお尋ねですが、今後、臨時休業となった場合には、小中学校においては、前回休業時の経験を活かして、教科書を使って自分で学習に取り組むことのできる課題を計画的に課すとともに、分散による登校日の設定、家庭訪問や電話連絡などによる支援を行いながら、学習機会の確保を図っていくことが必要であると考えております。

また、ICTを活用した学習支援についても、家庭のパソコンやスマートフォン等の活用をお願いしたり、学校の端末を貸し出したりするなど、可能な取組から着手するよう、市町教育委員会に働きかけてまいります。

高校におきましては、基本的に生徒の実態に応じて作成した課題プリントを活用することで、学習機会の確保及び学習保障を行ってまいります。

さらに、学習効果を上げるためにテレビ会議

システム等を活用して、オンライン上で生徒の学習支援ができるよう準備を進めているところです。具体的には、生徒の端末の有無や家庭の通信環境等、各学校の実情に合わせて学習動画や課題の配信、ビデオ通話を活用した個人の質問への回答やグループでの学習活動等を行ってまいります。

次に、学校再開に当たって、児童生徒の心のケアについてのお尋ねですが、学校における長期休校明けのこの時期は、学習をはじめ、学校生活への不安が生まれ、心の揺れが大きくなることが懸念されます。

そのため、学校再開後の早い段階で面談等を実施し、児童生徒の悩みや健康状態の把握に努めるよう、学校等へ通知をしております。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援につきましても、4月に予算増額補正によって、希望する全ての学校へ追加配置し、教職員と一体となった組織的な対応の強化を進めているところであります。

最後に、現時点での高校における就職指導についてのお尋ねですが、「緊急事態宣言」の発出により、例年、年度当初に行っている高校からの企業訪問が実施できなかったことに加え、企業側も学校を訪問することができなかつたため、校内において、オンラインでの企業説明会を開催したり、企業が作成したビデオを視聴させるなど、できることを工夫しながら生徒に情報を提供し、進路について考える機会を作ってまいりました。また、学校では、例年以上に個人面談の回数を増やすなど、生徒の不安の払拭にも努めてきたところです。

5月下旬からは、まず、県内に限って企業訪問や企業による学校訪問を開始し、進路指導担当教員やキャリアサポートスタッフ等が今年度

の採用計画等の情報収集を行っております。

さらに、6月11日に厚生労働省から、今年度の高校生の採用選考開始を9月16日から1カ月遅らせるとの発表がありましたので、生徒たちには企業見学会などを通して臨時休業等で十分できなかった企業研究を行わせたり、選考に向けた手厚い面接指導を行うなど、進路実現に努めてまいります。

○議長（瀬川光之君） 徳永議員—40番。

○40番（徳永達也君） 今回、コロナウイルスについて、ご質問しましたが時間も、時間が少しありますので、再質問させていただきたいと思っております。

まず、1問目ですけれども、新型コロナウイルスの感染症対策として、国は、過去に例のない第1次、第2次補正予算を編成しておりますが、中小・小規模事業者について、主な国の支援策、県の事業について、どのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 第1次、第2次、2回にわたる国の補正予算におきましては、総額で57兆円を超える予算措置が行われております。

そのうち、中小・小規模事業者の支援についての主な事業でございますけれども、まず、事業者の資金繰り支援としての日本政策金融公庫や民間金融機関による実質無利子化の融資、また、特に、大きな影響を受けている事業者の事業継続に向けた支援としての持続化給付金の創設、このほか中小企業の事業再開を支援するための生産性革命推進事業費の補助率の引上げなどが行われているところでございます。

また、県におきましても、国の経済対策と連動する形で4回にわたる補正予算を編成いたし

まして、産業労働部関係におきまして、総額約317億円の予算措置を行っております。

その主なものといたしましては、資金繰り支援についての予算、このほか県の休業等の要請に対する事業者への協力金の支給、また、新しい生活様式実践のためのガイドラインに沿った事業者の取組を支援すること、そのほか中小製造業者の衛生環境の向上等の環境整備への支援、そのようなものを主に行っております。

○議長（瀬川光之君） 徳永議員—40番。

○40番（徳永達也君） 説明ありがとうございます。

その支援策の中の一つである持続化給付金の状況について、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 国の持続化給付金の状況についてのお尋ねでございますけれども、国からは、6月11日現在、全国で199万件以上の申請を受け付け、そのうち約149万件、1兆9,000億円が支払われていると伺っております。しかしながら、県ごとの集計はなされていないことから、本県事業者の給付状況については、確認できておりません。

○議長（瀬川光之君） 徳永議員—40番。

○40番（徳永達也君） 確認できてないと、国の事業ですから、その辺はなかなか確認できないということは、一定理解します。

ただ、国の持続化給付金については、事業者の電子申請が前提となっておるということで、この電子申請が非常に困難だということで、事業者の方がなかなか申請ができないとなっておりますけれども、このような事業者に対して、どのような対策をとられているのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 国におきましては、持続化給付金の申請をサポートするため、県内8か所に電子申請のサポート会場を設置されております。設置されていない会場におきましては、国がキャラバン隊を派遣し、申請のサポートをされているということで承っております。

また、県におきましては、国や県の支援制度を活用することをサポートするため、事業継続緊急サポート事業を立ち上げまして、中小企業診断士や税理士による申請書類の作成支援などを行っているところでございます。

さらに、申請サポート体制をさらに強化するため、事業者の身近な相談機関である商工会、商工会議所に相談員を新たに配置することを検討しているところでございます。

○議長（瀬川光之君） 徳永議員—40番。

○40番（徳永達也君） ありがとうございます。しっかりとサポートしていただきたいと思っております。

次に、国の雇用調整助成金ですけれども、本県事業者への給付金について、これも質問させていただきたいと思えます。

○議長（瀬川光之君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 長崎労働局によりますと、雇用調整助成金については、6月12日現在で、県内事業者からの計画件数が1,910件、申請件数が1,289件となっており、このうち623件、約4億1,300万円が支給されていると承っております。

○議長（瀬川光之君） 徳永議員—40番。

○40番（徳永達也君） 次に、国の支援策の一つである特別定額給付金についての申請及び給付状況について、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 地域振興部長。

○地域振興部長（浦 真樹君） 特別定額給付金につきまして、本県における申請状況は、現時点で把握できておりませんが、給付状況につきましては、6月12日時点で約38万世帯、60%の給付率となっております。

市町別では、長崎市が31.6%、佐世保市が23.5%で、その他の市町におきましては、概ね90%を超える給付率となっております。

長崎市、佐世保市の両市におきましては、給付世帯の対象世帯数が多いこと、それから、システム構築や申請書等の印刷準備に時間を要したこと、そして、申請書が短期間に集中して到達したこと等によりまして、他市町に比べて給付に時間を要している状況にあるとお聞きしております。

しかしながら、着実に作業は進捗しております。既に申請されているものにつきましては、7月上旬頃までには振込処理が概ね完了するというふうにお聞きしているところでございます。

○議長（瀬川光之君） 徳永議員—40番。

○40番（徳永達也君） 長崎市、佐世保市が遅れているということですので、早く給付ができるように働きかけをしていただきたいと思っております。

次に、中小企業等への資金繰り支援の状況についてですが、まず、資金繰り支援の状況をお尋ねいたします。

次に、融資の際、各機関の支店を訪れて決算書のコピーを提出して売上げ減などを示す必要があるなど、我が国は他国と比べて硬直的で手続が煩雑であり、なかなか融資が決まらない状況であると聞いておりますが、そのような事業に対し、支援ができないのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 県の資金繰り支援につきましては、先ほどご答弁したとおり、6月12日現在で3,120件、約475億6,000万円の保証調達実績となっております。

また、資金需要に応じて融資枠を段階的に拡大しており、現在の融資枠は700億円となっておりますが、引き続き、状況を見極めながら、融資枠のさらなる拡大を含め、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、融資の手続についてでございますけれども、融資の決定に当たりましては、金融機関の債権保全も必要であることから、一定の書類の提出を求められております。そのようなこともございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

県におきましても、先ほどご答弁しましたように、税理士や中小企業診断士など専門家によるサポート体制を設けるなど、引き続き、事業者をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 徳永議員—40番。

○40番（徳永達也君） 次に、観光についてですけれども、6月1日から県民による県内宿泊を促進する「“ふるさと再発見の旅”キャンペーン」を開始されましたが、予想を上回る利用があり、6月16日に予約を終了されたと聞いておりますが、今後の追加補正の予定はあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 「ふるさと再発見の旅」の予算の追加補正につきましては、非常に好評を博しておりますので、現在、集計中の利用状況を踏まえまして、予算化に向けて準備を進めているところでございます。

○議長（瀬川光之君） 徳永議員—40番。

○40番（徳永達也君） もう一つ、明日からはじまる全国からの誘客キャンペーン、そしてまた、8月からはじまる国の「GoToキャンペーン」では、他県との顧客獲得競争が予想されます。以前も復興割引等については、本県への宿泊者が少なかったのではないかという関係者からの話を聞いておりますけれども、県として今回どのような対策をとられるのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 明日から開始します全国キャンペーンでございます。「ながさき癒し旅」と銘打っておりますけれども、ぜひ外出自粛等でストレスを抱えている皆さんに、本県の豊かな自然、文化でぜひ癒していただく、そういうふうな旅にしていきたいと思っております。

なお、感染症予防対策を徹底するため、キャンペーンに参加する宿泊施設につきましては、新型コロナウイルスのガイドラインを遵守することを要件としております。

引き続き、国の「GoToキャンペーン」の期間中にも様々な媒体を活用した積極的な誘客プロモーションの実施を検討しており、全国からの誘客促進につなげてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 徳永議員—40番。

○40番（徳永達也君） そこはしっかりと取り組んでいただきたいと、やはり今回、私が質問したように、観光業、そしてまた飲食業等が一番大変な状況に置かれておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、教育面への影響についてですけれども、県内の高校では、第2波、第3波による再度の休校の際に、スマートフォン等の生徒それぞれの

端末を活用してオンライン上での学習支援を行うための準備をしていると聞きますが、端末を所有していない生徒もおります。

一方、小中学校では、国の「GIGAスクール」構想の加速化により、パソコンが一人一台整備されると先ほど答弁がありました。

ICTを活用した学習を進めるためには、今後、高校生に対しても、小中学生と同じように一人一台のパソコンを所持させるべきではないかと考えますが、教育委員会教育長にその見解をお伺いいたします。

○議長(瀬川光之君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) これから高校に入学する生徒たちは、小中学校時代にパソコン等を活用して学習してくることになります。

また、令和4年度から高校に導入される新しい学習指導要領において、情報活用能力が学習の基盤として必要な資質能力であると位置づけられていることなどから、高校においても、一人一台の端末が必要であるというふうに考えております。

そのため、端末の種類や導入時期、また、整備の仕方や活用方法など、他県を参考にし、論点を整理しながら検討してまいりたいと考えております。

また、全国都道府県教育長協議会から国に対して、高校生への一人一台端末の整備に必要な財源支援を求める要望もしておりますので、国の動向も注視してまいりたいと考えているところです。

○議長(瀬川光之君) 徳永議員—40番。

○40番(徳永達也君) 県立高校の場合は、予算的な問題も、国からはそういうものもないものですから、大変あれなんですけれども、しかし、他県では高校生にも一台のパソコンを提供

するというような県もあると聞いております。

その辺を踏まえれば、長崎県についても、小中学生はよくても、予算の問題で、国の問題で、高校生がだめだというのは非常に不合理があるものですから、その辺、今後どう考えられますか。

○議長(瀬川光之君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 先ほど申し上げたとおり、いわゆるICTを活用した学習というのが、今後、必要になってきますし、また、パソコン等は、学習を深めるための必須アイテムだというふうに考えておりますので、先ほど申し上げたとおり、公費で全てパソコンを整備するのか、それとも個人のスマホ等を活用しながら教育を進めていくのかという手法がいろいろありますので、財源の問題も含めて効率的な学習ができるようなシステムがどういうものなのかということについては、そう時間を置かず結論を出すように検討を進めていきたいと考えているところです。

○議長(瀬川光之君) 徳永議員—40番。

○40番(徳永達也君) 教育委員会教育長、そこはしっかりと対策を講じていただきたいと思っております。

次に、コロナとともに生きていく今後の社会についてですけれども、今後、アフターコロナ、ウィズコロナということで、今までの社会とは違った世界になっていくのではないかとされており、都市にいなくても地方で働くことができるような社会に今からなるのではないかなと思っております。

そういう意味においても、本県の特異性というものをしっかり出していただいて、今後、そういった企業、そしてまた、本県の良さを出して誘致をするべきではないかと思っております。

も、そのことについて、知事、先ほども答弁がありましたけれども、さらなる本県のPR、そしてまた、去年も移住者が1,700名ということで、過去最多になっておりますけれども、こういった状況の中で、さらなる知事のお考えというものをお聞きしたいとそう思っております。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) ご指摘のように、今回はコロナ感染症が拡大したことに伴いまして、ビジネスモデルや働き方というものが大きく変わっていく可能性があり、特に、都市部から地方に向けた人や企業の流れが拡大していくのではないかと、こう言われているところであります。

私どもも、地域の活性化を図るうえでは、そうした流れをチャンスとして活かしていくような努力が求められているものと考えているところであります。

これまでも研究開発拠点でありますとか、設計部門などの誘致、立地に力を注いできたところではありますが、やはり頭脳産業の立地には、非常に豊かな自然、そしてまた、人との関係も非常に恵まれた状況にあるわけでありますので、まずはそういった部門の継続的な誘致活動を集中的に展開していく、将来的には製造分野まで併せて誘致に努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長(瀬川光之君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

— 午前11時 1分 休憩 —

— 午前11時15分 再開 —

○議長(瀬川光之君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

前田議員—26番。

○26番(前田哲也君) (拍手)〔登壇〕 自由民主党、長崎市選挙区の前田哲也でございます。

質問に当たり、今般のコロナウイルスによりお亡くなりになられました方に心からお悔やみ申し上げ、療養中の皆様方にもお見舞い申し上げます。

また、先日のクルーズ船での感染者対応について、一人目の感染者発生から約40日間、知事、副知事、福祉保健部長を筆頭に、行政当局はもちろん、医師会や長崎大学、感染者指定病院をはじめ、すべての関係者の不眠不休の活動、国からの指導・支援、自衛隊をはじめ多くの方のご尽力のおかげで、県民への感染拡大を防ぐことができました。県民の一人としても、心からお礼申し上げます。

質問通告に沿って、質問をさせていただきます。

1、コロナ感染による本県への影響と現況について。

(1) 県の財政・事業への影響。

今般のコロナ感染防止のための長期にわたる活動の制限や自粛により、県民の生活への影響は甚大であり、特に、経済活動の受けたダメージは深刻であります。

日銀長崎支店の県内金融経済概況によると、3月には、「足もとでは新型コロナウイルス感染症の影響が見られている」とされていましたが、4月には、「下押し圧力が強い状態にある」とされ、さらに5月には、「厳しさを増している」と、2カ月連続で判断が引き下げられており、直近の6月10日の発表においても、「厳しい状況が続いている」と判断が捉えおかれています。

また、公共財団法人九州経済調査協会によると、九州の2020年度域内総生産実質成長率を前

年度比マイナス5.7%、2.8兆円の減少と予測されており、2008年から2009年にかけてのリーマンショックを上回る落ち込みで、新型コロナ感染拡大を受け、経済活動に著しい影響が出たことにより、2019年度発表した当初見通し、プラス0.9%より6.6%下方修正されています。

この報道に接した折には、コロナ前の景気に回復するのは再来年になるのではないかとの解説者の話もあっておりました。

そこで、まず、コロナによる影響被害をこうむった状況について、お尋ねしますが、さきの徳永議員の質疑の中で、財政並びに各業種ごとの県内への影響については、既に質疑がっておりますので、私の方からは、2月定例会で令和2年度の予算を可決し、年度末から新年度に変わり、新たなスタートを切る時期での一連の動きにより、県事業への影響も少なからずあっていると思われまますので、県事業への影響について、お尋ねします。

(2) 補正予算の執行状況。

県では、感染拡大防止と、可及的に困窮する足もとの支援のため、これまで4度の補正予算、計406億5,800万円の補正予算を編成しています。内容についての質疑は、後ほど行いますが、おおむね、その速やかな対応は評価できるものがあります。

そこで、本壇では、その補正予算の執行状況について、お尋ねします。

(3) 今後の補正予算での対応。

今月12日、国の2次補正予算が成立しました。一般会計の歳出総額は、補正予算で過去最大の31兆9,114億円と、国の不退転の決意を感じる予算が組まれております。

そこで、これまで自民党県連として要望してきた内容の中で、次の4点について、国の支援

制度、並びに本県独自の交付金での活用でどのような対応を考えているのか、お尋ねします。

①今回の感染症対策において最前線で頑張っている医療従事者の方などに対し、一人最大20万円の慰労金が盛り込まれています。本県においてもいち早く対応することが大切ですが、県内ではどの程度の人数、所要額が見込まれるのか、予算面の対応をお尋ねいたします。

②国では、国立・私立大学への支援を補正予算に盛り込まれていますが、県においては、県立大学や専門学校に対する学生への支援について、どのように対応される考えがあるのか、お尋ねします。

③感染症の第2波、第3波に備えるためには、感染症の拡大防止にかかる対策強化が必要になりますが、クルーズ船における検診で大きな役割を果たしたCT検診車の導入を検討されてはと思います。

今回、自衛隊が貸与したCT検診車の効果は実証されているため、本県に導入することにより、健康診断のみならず感染症の拡大を防ぐ有効な手段になり得ると思っておりますが、県の考えをお尋ねいたします。

④さきの質問にもありましたが、交通事業者におかれては、地域の足として、緊急事態宣言下においても休むことなく事業を継続されてきましたが、その結果、厳しい経営環境に立たされていると思っております。

内閣府の臨時交付金活用事例集にもあるように、社会経済活動に不可欠な交通事業者に対しては行政としての支援が必要と思っておりますが、県の見解をお尋ねいたします。

2、ウィズコロナ、アフターコロナへの取り組みについて。

(1) 課題認識と第2波への対応。

去る5月14日に、本県においても緊急事態宣言が解除され、また、知事、福祉保健部長が陣頭指揮を執られたクルーズ船も、無事5月31日に長崎港を出港した中で、本県も次のフェーズに突入した感があります。

そこで、一区切りを迎えた中で、これまでを振り返り、全般的に第2波の対応も視野に入れた課題認識について、お尋ねいたします。

(2) これからの県政運営について。

今般のコロナによる実体験を踏まえ認識される所は、「日常生活や経済活動すべてがコロナ前には戻らない」ということだろうと思います。そのような認識に立った時に、知事におけるこれからの県政運営というものについて、どのような考えや持つべき視点をお持ちなのか、ご所見をお伺いいたします。

(3) 今年度の事業執行と来年度予算編成。

そのような将来的な取組とは別に、直近の懸案として、今年度の事業執行は計画どおり実行できるのか、また、各業界からは、コロナ関連での莫大な財政支出がなされる中で、来年度予算にそのしわ寄せがあるのではないかと不安の声が聞こえております。

そこで、来年度の予算編成についても、その認識について、お尋ねします。

3、地方創生への取り組みと課題について。

(1) 人口減少対策について。

この数カ月、コロナ感染防止対策で、庁内のあらゆる部署、時間もマンパワーもその多くを割かれ、また、移動の制限により、県下を見て回る現場の声や市町の行政職員と直接話すような機会がほぼ持ててなかったのではないかと推察されますが、フェーズが変わる中で、少しずつ日常の業務に戻さねばなりません。

そこで、お尋ねします。

本県の最大の課題である人口減少について、その現況と今年度の取り組みの特徴について、お尋ねします。

(2) 重点事業の進捗と今後の取り組み（新幹線・駅周辺整備、I R、旧県庁舎跡地）。

本県の重点事業について、コロナの影響で理事者と議論を交わす時間がなかなかとれない状態でありましたが、確実に前に進めていかなければならぬ案件ですので、以下、質問をいたします。

新幹線・長崎駅周辺整備については、国土交通省と佐賀県の協議について、両者間で協議前の調整が行われるとともに、先日、国土交通省が佐賀県に新たな提案をしていると承知しております。九州新幹線西九州ルートの新鳥栖―武雄温泉間の整備について、現在の状況及び今後の県の対応について。

また、駅周辺整備については、事業が順調に推移している土地区画整理事業とは別に、現在検討がなされている長崎市中心部の交通結節検討の進捗状況について、お尋ねします。

I Rについては、コロナの影響で、他候補地の動きを踏まえてタイムスケジュールに変更がないのか、また、コロナ後を見据えた時に、感染症対策を実施方針に追記するべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

県庁舎跡地については、コロナによるタイムスケジュールに変更がないのか、また、年内どのような動きになるのか、端的にご答弁を願います。

4、県民所得向上・雇用維持対策について。

(1) 第一次産業の所得向上に向けた基盤整備。

時代は変わっても、様々な意味において、第

一次産業を守り続けていくことは大事であると認識しています。若い人たちが農業・水産業を力強く引っ張っていってくれることを期待しています。

そこで、県民所得向上の視点で第一次産業を見た時に、戦略的な各種施策の展開もさることながら、ハード面での計画的な基盤整備もしっかりと取り組んでいかなければなりません。

具体的に言えば、農業で言えば土地改良整備事業であり、水産で言えば漁港漁場の整備が頭に浮かびますが、代表的な事例として、ここ直近での両事業の事業推移と成果、また、今後の事業見込みについて、お尋ねします。

(2) 経済再生のための今後の施策展開と取り組み手法の検討。

中小企業支援について、お尋ねします。

今般のコロナ対策では、十分な支援策が次々に打ち出されており、まずは、その支援制度を最大限活用することが求められます。ただし、今後、第2波がきた時に同じような支援ができるかという点、そこには限りがあり、すべての企業に万遍なく支援というよりも、先々は頑張っているところに支援するとならざるを得ないのかもしれないと考えますが、どのような認識を持っているのか、お尋ねします。

次に、コロナ後、どの企業も資金繰りについて不安が増大しています。銀行関係者と意見交換する中では、「コロナの最初の段階から聞き取りをしているが、当初は借入れの要望は多くなかったが、月が重なるにつれ、要望が増えてきている。今は十分に対応できているが、今後、第2波、第3波となった時に、さらに借入れというものは厳しいものがあるのではないか」ということでした。

私は、第2波がきて、経済活動に制限が課さ

れたら、もちろんですが、そうでなくても、このまま景気が上向かず、ウィズコロナの「新しい生活様式」を実行していくとなれば、半年、1年後には、残念ながら企業存続ができない事業者が多く出てくるのではないかと危惧しており、行政に常々最悪のケースを予測し動く姿勢があるのであれば、企業の倒産や雇い止め等により職を失った方々の雇用の受け皿を今から準備していくことが大事だと思います。

一例を挙げれば、雇用の場を農業で準備するためのスキームづくりを行うべきではないかと考えます。

また、事業承継のマッチング事業の拡大や、資金供給源である金融機関と連携し、単なる融資の側面支援にとどまらぬ支援スキームの検討等を今から行っていくことも肝要であると考えます。ご所見をお尋ねします。

5、教育行政・医療福祉行政の充実について。

(1) 教育のICT化と外部人材の活用。

教育行政の充実については、今回はオンライン教育に絞り、質疑をいたします。

コロナによる学校の休校での子どもたちの学習機会の確保は、大きな課題となりました。幸い本県の小中学生の学習の遅れは15日程度であり、休校中はプリント等での自宅学習により、また、夏休みの短縮により十分取り戻せると聞いていますが、休校期間中に多くの保護者の方から聞かれた話は、「家庭での学習に不安がある。他県のようにオンラインでの学習はできないか」という内容でした。

教育の現場におけるICT化の推進が課題となる中で、いつ休校しても、児童生徒がオンラインなどの遠隔授業を受けられる環境を整備することは、既に必然ではないかと考えます。さきの休校期間中にも、他県の実施事例をもとに、

教育委員会に対して、本県での実施を検討できないか求めましたが、当時のやりとりからは、不要な理由、できない理由を並べるばかりで、授業への積極的な肯定は、率直なところ、感じることではできませんでした。

この際、オンライン教育に対する認識と今後の取り組みについて、答弁を求めます。

(2) 高齢社会を見据えた先駆的な医療福祉行政への取り組み。

本県は、全国に先駆けて高齢化が進んでおり、全国では2040年が高齢者のピークを迎える中、本県は、それより15年早い2025年がピークを迎えます。

そのようなことからすれば、本県こそ高齢社会に対応した医療福祉行政への取り組みをどこよりも加速させねばならず、ハンディをメリットに変えるという考えに立てば、全国の未来が本県にあるとすれば、その先駆的な取組が全国モデルになるという考え方もできるのではないかと思います。

つまり、守りの医療福祉ではなく、攻めの医療福祉に挑戦するとの心構えに立てば、前向きなモチベーションを持って、思い切った施策が打てるのではないかと思うところです。高齢社会を見据えた先駆的な医療福祉行政にどう取り組むのか、お尋ねします。

以上、本壇からの質問とし、答弁を受けた後、対面演壇席より再質問を行わせていただきます。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 前田議員のご質問にお答えいたします。

まず、国の第2次補正予算に盛り込まれた医療・介護の現場で頑張っておられる皆様方への慰労金の支給、大学生や専門学校生への支援、CT検診車の導入、交通事業者への支援につい

て、どのように考えているのかのお尋ねでございます。

医療機関や介護施設等に従事される皆様への慰労金については、県内において約12万8,000人の方々を対象に、総額81億円を見込んでいるところであります。今般、国の補正予算が成立したことを受け、県といたしましても、早期に関係皆様方にお届けできるよう、予算化に向けた準備を迅速に進めているところであります。

一方、経済的に困窮している大学生等への支援といたしましては、国の支援対象とならない県立大学及び専修学校における授業料の減免の拡充を検討してまいりたいと考えております。

また、感染症の予防・拡大防止を図るためには、CT検診車は有効な手段でありますことから、県としても健康事業団にCT検診車を備え、平時には結核や肺がん等の健康診断に活用するとともに、感染症発生時には、その対策のための医療設備として活用するなど、導入を検討してまいりたいと考えております。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大期においても、県民生活の足として運行を続けてきていただいた交通事業者については、バスやタクシー、地域鉄道、航路等の各分野において、感染防止対策を講じつつ、持続的な運行ができるよう、支援策の検討を進めているところであります。

県といたしましては、今後とも国の補正予算を最大限に活用しながら、感染症の予防・拡大防止や事業者の事業継続支援等に全力を注いでまいりたいと考えております。

次に、ウィズコロナ、アフターコロナにおける県政運営について、どのように考えているのかのお尋ねであります。

新型コロナウイルス感染症は、県民の生活や

働き方、企業活動などに大きな変化をもたらしており、今後もこうした変化を新たな日常と捉え、感染防止や医療提供体制の整備に努めながら、社会経済活動との両立を図ることを基本に、県政運営を積極的に推進していく必要があるものと考えております。

具体的には、感染防止のための人々の接触機会が制限される中で、ICTなどの先端技術を積極的に活用しながら、福祉や医療などの県民生活を支えるサービスの維持を図ってまいりますとともに、産業経済活動においても、新しい社会に対応した新産業、新サービスの創出や生産性の向上などの取組を積極的に推進してまいりたいと考えております。

併せて、今後の社会経済活動の変化に対応してまいりますためには、AI・IoTなどの新たな技術を積極的に活用することが大変重要であり、長崎県版Society5.0の取組を一層加速させてまいりますとともに、そのための基盤整備等にも、市町と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、IRについて、今後のタイムスケジュールに変更がないのかのお尋ねであります。

IR誘致については、国の基本方針が検討中の段階であり、いまだ決定、公表されていない状況であります。去る5月13日の記者会見において、菅官房長官は、「現時点では、基本的なスケジュールを変更する予定はない」と発言されたところであり、今年9月の衆議院予算委員会においても同様の答弁をされたところであります。

県といたしましては、全国3カ所を上限とする区域認定の獲得に向け、この夏にも事業者の公募・選定に着手したうえで、おおむね冬頃に

は事業者を決定することを想定しつつ、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

他方、IR事業者におかれては、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外のIR施設が長期間にわたり休業を余儀なくされるなど、大変厳しい環境にありますことから、大阪府・市、あるいは横浜市など他の候補地においては、スケジュールの見直しが行われたところであります。

本県における事業者公募の時期については、事業者の直近の状況等を十分踏まえたうえで、適切なタイミングでしっかりと判断してまいりたいと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 前田議員からのご指摘につきまして、私から、3点お答えをいたします。

まずは、県財政、あるいは事業への影響ということにつきまして、全体的な考え方という形でお答えができるかと存じます。

県財政におきましては、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、歳入面におきましては、県税収入等の減少ということがございますし、歳出面におきましても、やはり一部事業の延期等の影響が見込まれているという状況でございます。

例えば、国の出入国制限措置によりまして、国際定期航空路線の誘致活動ですとか、あるいは国際交流など海外向けの事業、こちらについては積極的な展開ができない状況ということでございますし、国内におきましても、移住相談会をはじめまして、各種のイベントの開催延期等、当初予算の編成時に想定していた事業の進

捗が図れないというものがございます。

県といたしましては、こうした環境変化を十分に見極めながら、事業の効果的な手法への変更など、適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、コロナの影響で、仮に消化できない事業をどうするのかということでございます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、例えば東京オリンピック・パラリンピックにかかる事前キャンプ等の経費ですとか、各種大会・イベント関連経費といったことにつきましては、こういった一部事業につきましては、執行に影響が生じているという状況でございます。

今後、当初予算編成時とは異なる形式での実施を要するものにつきましては、その予算の内容を組み替えるとともに、実施が困難な事業につきましては、予算の減額措置といったことも対応を図る必要があると考えております。

一方で、経済活動の回復・拡大を目指すためには、影響が少ない、例えば公共事業等の事業といったことにつきましては、段階的な経済対策とあわせまして、早期な執行ということに努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、今年度ほど交付金等がこない中におきまして、来年度の予算編成方針をどのように考えるのかといったご指摘でございます。

県におきましては、地方創生臨時交付金をはじめといたしまして、国の有利な財源を最大限活用しながら、緊急的な対策に加えまして、来年度以降も効果が持続できるような施策の構築を図っているという状況でございます。

来年度の予算編成につきましては、まだ状況が見通せないという状況ではございますけれども、こういった事業の状況も踏まえまして、優先度や緊急度を考慮のうえ、施策の一層の重点

化・集中化を図るなど、必要な財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、国に対しましても、コロナの予防・防止対策の国費による財源措置ということとともに、地方税財源の充実・強化を図るよう、全国知事会等とも連携しながら、強く要請してまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 産業労働部長。

○産業労働部長(廣田義美君) 補正予算の執行状況についてのお尋ねでありますけれども、私からは、産業労働部関係の主な事業の執行状況について、お答えいたしたいと思っております。

まず、「緊急資金繰り支援資金」につきましては、融資枠を現在700億円まで拡大しており、6月12日現在の保証承諾実績は3,120件、475億5,581万円となっております。

また、休業要請協力金につきましては、6月15日現在で7,130件の申請があっており、既に1,885件、5億6,550万円を支給しており、来週末までには、累計で約5,000件、15億円を支給できる見込みとなっております。

さらに、飲食業や小売業等の営業継続や再起に向けた「3密」防止の取組等に対して補助する非接触サービス対応普及支援事業につきましては、6月5日まで募集を行ったところ、253件の申請があっており、現在、審査を行っているところでございます。

次に、中小企業支援について、頑張れるところに支援せざるを得ないと考えるが、行政として、どのように考えているのかということのお尋ねでございますが、中小・小規模事業者に対する支援等につきましては、事業継続に向けて、国の臨時交付金等を最大限に活用し、商工団体や市町等と連携をしながら支援を行っております。

事業者の主体的な取組に対しましては、これまで新たな成長分野の獲得に向けた企業間連携の取組、地域の産業活性化に取り組む小規模事業者に対する支援を行ってまいりました。

今後、これらに加えまして、アフターコロナを見据え、サービス業の新たな販売手法への転換に対する支援のほか、製造業者のサプライチェーン強靱化に対する支援などにより、県内企業の積極的な事業展開を促進するとともに、引き続き、県内企業の回復状況を注視しながら、段階的な経済対策を積極的に講じてまいりたいと考えております。

次に、事業承継の支援充実のためのマッチング事業の拡大や金融機関との連携が必要ではないかとお尋ねでございますけれども、事業承継につきましては、国の制度を活用し、県、金融機関、商工団体等が連携をしながら、支援ニーズの掘り起こしや相談対応、廃業予定者と創業希望者とのマッチング等を行っております。

新型コロナウイルス感染症により、急激に経営環境が悪化したことから、後継者が決まっていない事業者等においては、早期の廃業を考える方が増加するものと思われま

す。このため、金融機関をはじめ関係機関との連携を強化し、事業者に寄り添った相談支援を充実させることで、円滑な事業承継につなげてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) コロナ関係補正予算、文化観光国際部の主な事業の執行状況でございます。

まず、観光地受入体制ステップアップ事業の応募状況につきましては、予算額9億3,700万円に対しまして、6月15日時点で183件、約8億6,900万円の申し込みという状況でございます。

それから、県産品消費拡大事業のうち、長崎よかもんキャンペーン事業につきましては、販売目標額約2億3,000万円に対し、6月14日時点では、約4,000万円という状況でございます。

また、長崎よかみせキャンペーン事業につきましては、前売り食事券の売上目標額3億円に対して、6月14日時点では約430万円という状況でございます。

最後に、「ふるさと再発見の旅」でございます。

これは4万泊を予定しておりましたが、先ほど答弁しましたとおり、県民の方から想定以上の多くの申し込みがございまして、現在、利用状況を集計しておりますけれども、これにつきましては、県の追加補正をぜひお願いしたいと思っております。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) ウィズコロナ、アフターコロナへの取り組みにつきまして、新型コロナウイルスに対し、県はどのような課題があると認識しているか、また、第2波に備え、どのような対応をしているのかとお尋ねでございます。

今後、第2波の到来が予想される中で重要なのは、いかにクラスター化を防ぐか、また、医療体制のさらなる充実が課題と考えております。

そのため、早期に感染者を探知してクラスター化を防ぐために、さらなるPCR検査キットの配備や院内感染の防止のための設備導入の支援等を検討しております。

また、医療体制につきましては、受入病床や休止病床に対する補填のほか、人工呼吸器等の高度な医療機器の導入支援等も検討しております。

今後、長崎大学や県医師会等の関係機関と

緊密に連携しながら、県内の検査体制及び医療体制の整備に努めてまいります。

また、教育行政・医療福祉行政の充実につきまして、高齢社会を見据えた先駆的な医療・福祉行政にどう取り組むのかとのお尋ねでございます。

本県は、全国より早く高齢化が進行している状況の中で、今後の地域医療提供体制を整備・維持するためには、ICTのさらなる活用が必要と考えております。

これまでは基金事業を活用して、全国に先駆けて「あじさいネット」を構築し、離島での救急医療の画像診断支援を導入いたしました。

また、介護分野におきましては、生産性向上や職員の負担軽減のために、介護ロボット、ICTの普及促進に努めてきました。

今後は、離島でも専門医療を可能とする5Gを活用した遠隔診療モデルの実現に向けて、長崎大学とも検討を進めるなど、先駆的な事業に積極的に取り組んでまいります。

○議長(瀬川光之君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) 2点、お答えをいたします。

人口減少対策の今年度の取組、現在の状況はどのようになっているのかとのお尋ねでございます。

第2期総合戦略の初年度に当たる今年度は、新型コロナウイルス感染症により、企業の採用活動や学生の就職活動が制限され、移住相談会や婚活イベントが中止を余儀なくされる中、オンラインによるセミナーの開催やWeb会議システムを活用した個別面談の実施など、感染症対策と人口減少対策の両立を図るための柔軟な事業実施に努めております。

また、感染拡大が落ち着きつつある中、高校

生や大学生の意識変化を捉えた就職相談対応の充実や県内企業の採用力強化に向けた人材活躍支援センターにおける支援体制の強化、UIターン別のターゲットに応じた情報発信体制の強化など、新たな施策の展開に努めております。

加えて、都市部から地方への人の流れの加速が予測されますので、都市部の企業のサテライトオフィスの誘致やリモートワーク、ワーケーションに取り組む企業や人材の誘致、受入体制の整備など、さらなる人口減少対策の強化に向け、積極的に取り組みを進めてまいります。

次に、IRについて、コロナ後を見据えた時、感染症対策を実施方針に追記すべきではないかとお尋ねでございます。

IRは、国内外から多くの観光客が訪れる施設であり、感染症についても、万全の対策を講じることが重要であります。

現在、国において検討されている基本方針に感染症対策が盛り込まれると伺っており、県といたしましても、本年4月に公表した「実施方針案」において、IR事業者に対し感染症対策を求めることを明記しております。

九州・長崎IRにおける感染症対策の具体的な内容については、県の医療計画や新型インフルエンザ等対策行動計画などに基づき、関係者とも協議を行っているところであり、基本方針も踏まえつつ、事業者の公募・選定段階や区域整備計画策定の中でも、さらに検討を深めてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦真樹君) 私から、2点お答えをいたします。

まず、九州新幹線西九州ルート of 現状と今後の県の対応についてのお尋ねでございますが、新鳥栖—武雄温泉間の整備につきましては、昨

年12月の国土交通大臣と佐賀県知事との会談以降、協議に入るための事務的な調整が続いておりましたが、去る6月5日の両者の確認作業の場におきまして、佐賀県からの提案により協議が開始されることとなったところであります。

しかしながら、佐賀県は、「これまでの経緯を踏まえ、時間をかけて議論すべき」との考えを示される一方、国土交通省は、「九州や西日本全体の課題であると捉え、精力的に議論を積み重ねて速やかに結論を得たい」との姿勢を示されており、両者の考え方には平行線となっている点も見られます。

また、一昨日、国土交通省から佐賀県に対しまして、5つの整備方式のすべてに対応できる環境影響評価の手続の実施について提案がなされております。

国土交通省におかれましては、本提案は、腰を据えて「幅広い協議」を行うことが可能となる案とされておりまして、県といたしましては、こうした提案も含めて、今後、協議が積み重ねられ、議論が進展していくことを期待いたしますとともに、必要な際には、西九州ルートの関係者として、しっかりと対応し、フル規格による整備の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスの感染拡大による県庁舎跡地活用の検討スケジュールへの影響と今年度の取組についてのお尋ねであります。今年度予定しております埋蔵文化財調査につきましては、先月、計画どおり、旧県庁南側付近の調査に着手いたしますとともに、今後、さらに旧県庁西側付近を含め調査を実施することとしております。

一方、基本構想の策定につきましては、専門家へのヒアリング等に一部遅れが生じておりま

して、委託期間の延長も含め、適切に対処したいと考えております。

こうした中、今年度の検討作業におきましては、「広場」や「交流・おもてなしの空間」に加え、新たに機能を付加できるかにつきましても、「この地が歴史的にも多様な交流による新たな価値を創造する場所であった」とする専門家のご意見なども参考にしながら、議論を深め、今後の埋蔵文化財調査の結果も踏まえつつ、県議会をはじめ関係者の皆様に広くご意見を伺い、効果的な活用策の整理を進めてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 長崎駅周辺整備における交通結節検討の進捗状況はいかがかとお尋ねですが、昨年度、国土交通省や交通事業者等の参画も得て、「長崎市中心部の交通結節等検討会議」を立ち上げ、対策の検討を進めております。

当初は、長崎駅周辺施設の利用者アンケートを行ったうえで検討会議を開催して対策案を絞り込み、3月末に基本計画を策定する予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により、これらの実施を延期しておりました。

今後、感染対策を講じながら、アンケート調査を実施し、早ければ7月中旬に第3回の検討会議を開き、交通結節の強化に関する基本的な方向性や実施すべき対応策を取りまとめたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 水産部長。

○水産部長(斎藤 晃君) 漁港漁場事業についての予算推移の状況、または、今後の事業見込みについてのお尋ねでございますが、本県における漁港漁場整備予算は、近年減少傾向となっており、直近5カ年間では、平成28年度の148億

円に対し、令和2年度は137億円の約93%となっているところでございます。

現在、水産業の成長産業化に向けた拠点漁港の高度衛生管理対策や養殖生産機能の強化、また、近年の海水温上昇に伴い悪化する漁場環境の改善など早急に進めているところでございます。

これらの整備を計画的に実施していくために、今後とも必要額の確保に向けて、あらゆる機会を通じまして、国へ強く要望してまいりたいと思っております。

○議長(瀬川光之君) 農林部長。

○農林部長(綾香直芳君) 私の方から、2点お答えさせていただきます。

まず、農業農村整備事業の直近5カ年の事業推移と成果、今後の事業見込みについてのお尋ねですが、国の直近5カ年の当初予算額は、補正を加えた平成28年度の実質予算4,810億円から、令和2年度は1.4倍の6,515億円へと増加しております。

事業の成果としては、規模拡大や生産性の向上により、農業所得が増加しております。

県としては、こうした効果を広げるために、今後5年間で新たに24地区の整備に取り組む計画であり、そのためには、特に、当初予算での十分な予算確保が重要なことから、県議会をはじめ関係団体、市町等と一体となってしっかりと国へ要望してまいります。

次に、働く場を失った方々の雇用の場を農業で準備すべきではないかとお尋ねですが、他産業で離職を余儀なくされた方々を受入れ、本県の農業を支える人材として活躍いただくことは大変重要なことから、人手不足に悩む農家とマッチングさせるために、求人サイトによる情報発信などに取り組み、農業分野へ呼び込んで

いくことといたしております。

引き続き、JAや生産現場と連携しながら、農業分野が働く場を失った方々の雇用の受け手となるよう、積極的に検討してまいります。

○議長(瀬川光之君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) オンライン教育に対する認識と今後の取り組みについてですが、オンライン教育は、学習の可能性を広げるうえで有効であります。特に、臨時休業等には、家庭とつながることで、生活状況の把握や家庭学習の支援などの活用が期待できると考えております。

一方、長時間の学習への集中など指導上の課題がありますし、また、家庭の通信環境が必要であるということでもあります。現在、各市町では、ネットワーク環境の調査に着手しております。

今後、その結果も踏まえて、県教育委員会では、これらの可能性や課題を踏まえたうえで、オンライン教育を含めICT教育を県全体で推進するために、大学や民間等の助言や協力を得ながら、新たに協議会を立ち上げて市町を支援していきたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 前田議員一26番。

○26番(前田哲也君) ご答弁ありがとうございました。特に、最後の教育委員会教育長は、本当に時間がない中で、ありがとうございました。順次、再質問をさせていただきます。

まず、補正予算の執行状況についてですが、私の方が感じている意見を述べて所見を問おうと思っておりましたが、要望にかえさせていただきますと思っております。

るる進捗状況の報告がある中で、まず、資金繰りについてですが、700億円の融資枠の中で、今後、第2次補正も含めて、また大幅に融資枠

が膨らむと思うんですが、現状でいくと475億円ということで、資金繰りが本当に困っている事業所に対して十分対応できているのかということは、私も非常に知りたいところなんです。なかなか金融機関は、個人情報のことでもあり、十分把握することはできないと思いますが、全体の数字だけではなくて、こういった状況の中で十分な資金繰りができているかということについては、今後も連携を深めながら精査をしていただきたいことを要望しておきます。

それと、産業労働部と文化観光国際部の方で、今報告を受けたんですが、皆さんご承知のとおり、今般、コロナの対策ということで、急なことということは理解しながらも、私からすれば、見込みとか精査がなかなかできないまま予算化をしているんじゃないのかなという気がいたしておりまして、事実、観光ステップアップについては、4億8,000万円だったものが、1週間程度でいっぱいになってしまって、4億5,000万円の追加の補正を出したということ。

それから、県産品消費拡大も思った以上に、順調以上な人気で、これももしかすると、今後、追加のお願いをしなければいけない。

非接触サービスも、1億円に対して、今現在1億円は、最大50万円でしたから200社だということでしたが、先ほどの報告では253件、もちろん、満額の1社50万円ということじゃないでしょうから。ただ、聞くと、事業を知らなかったという企業の方が結構いらっしやいまして、こういうのがあったら、自分たちも申請したかったんだということも多く聞いております。

そういうことを考えた時に、予算化の正確性もですが、事業の周知とか、先ほどから答弁もあっている申請の処理ですね、このスピード化については、今後まだまだ検証しなが

ら改善が必要ではないかということをおもいます。

それと、もう一点だけ言えば、第2次補正、知事の方からも、先ほど自民党が要望した点、主な4点について、ご答弁いただきましたが、今後、2次補正がはっきりしてくる中で、地方創生臨時交付金を使った活用というものが提出されると思うんですが、今現在、見させていただく中で、担当部署の内閣地方創生推進室の方から活用事例集というのをいただいております。これを読み込むと、あらゆる部署、あらゆる分野で、今回のコロナ、この交付金を使った事例というものがたくさんあります。今までやりたかったけれども、財源が厳しくてなかなかできなかったなというような部分も含めて、本当に、今般は多種に使えるようになっていまして、その意味においては、コロナということも含めてありますけれども、知恵の出どころだと思つたので、各部署においてしっかりと事業構築というものをして、ご提案いただきたいということを要望しておきたいと思つた。

1次で1兆円の中から62億円が本県につきまして、46億円上程していると聞いております。それで、今日現在で、多分、2次補正の中の本県分の臨時交付金の額がわかるのかなと思つたんですが、まだはっきりわからないということで、ただ、想像するに、1回目が62億円、そうすると、今度は130億円から140億円ぐらいとした時に、合計したところで200億円近くの地方創生臨時交付金があり、その中で、今般、これから出されるような、先ほど知事が言ったようなことも含めて、国の部分を除くと、多分、地方創生交付金の今充当している額というのは、70億円から75億円ぐらいになると思つた。

そうすると、残り、家賃の補助等が出てくる

にしても、かなりの額、地方が独自に使えるという交付金の財源が出てきますので、このことに対して、議会も含めていろんな知恵を出したいと思いますので、ぜひ9月の補正、12月の補正に向けて、よりよい、本当に県民のニーズに応えるような施策を構築していただきたいことを要望しておきます。

併せて、休業要請協力金の状況が出ました。ちょっとパーセントが出なかったので計算しきれないんですが、まだまだ申請したところに対して100%、当然協力金が出せてない状況であろうと思います。4月25日から5月6日の休業協力の要請に対するこの協力金ですから、おおむねもう一月半たっています。ただ、申込み自体が明日までですから、まだ時間的なことはあるし、来月にはというお話もありましたが、やはり速やかに出していただくようお願いをしたいのと、徳永議員の質問の中で、特別定額給付金が、給付金60%、長崎・佐世保においては少し遅れているということで、遅れている理由も述べられておりましたが、こういうことを考えた時、特に、個人の部分に対してなんです、全国的に特定定額給付金の申請事務に混乱が生じる中で、支給についても自治体によって、先ほど述べられたように、遅延が発生しています。

こういうことを考えた時に、国でも問題解決に向け、議論、取組がなされていますが、今後、マイナンバーカードの普及は、迅速な支給の意味からも、また、マイナンバーカードを使った様々な施策、事業の実施ということから考えても、本県においても、国の政策の方針どおり、市町が策定済みの交付円滑化計画の実行について、県として積極的な支援をすべきと思いますが、今後、マイナンバーカードの普及について、県としてどのように支援を考えているのかとい

うことと、併せて、国の通知によると、令和元年度中に地方公務員のカードの一斉取得が勧奨という形で通知されておりますが、県職員、知事部局だけで結構ですので、今現在のマイナンバーカードの取得状況について、ご答弁いただきたいと思っております。

○議長(瀬川光之君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) まず、マイナンバーカードの交付率を申し上げますと、6月1日現在で全国が16.8%、ちなみに本県が18.1%となっております。

県といたしましては、交付率向上に向けまして、これまでも県内市町の中で、交付率が高い団体の先進的な取組事例などにつきまして、県内市町での情報の共有を図るといったことをしてきておりますが、今後とも、引き続き、マイナンバーカード交付円滑化計画に基づく市町の取組に関しまして、必要な助言を行う等しっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 知事部局の職員のマイナンバーカードの取得状況について、ご答弁申し上げます。

本年3月末時点におけます知事部局の県職員の交付申請率は36.3%でありまして、取得率につきましては32.5%という状況でございます。

これまでも職員に対しまして、マイナンバーカードの取得の勧奨ということを行ってきておりますけれども、今後とも、職員の早期取得に向けまして、職員全体に周知を改めて行うなど、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 前田議員—26番。

○26番(前田哲也君) 国においては、9月に消費の活性化策として、マイナポイント制度を

はじめるといふことと、来年3月から健康保険証にも利用できる。それと、先進的な自治体の中では、選挙の投票受け付け、期日前投票、避難所の入所・退所の受け付けと、もしくは、高齢者のタクシー運賃割引等にもマイナンバーカードを活用している。新潟県においては、周辺自治体でシステムの共同化を行いながらコストを削減しているというような事例もあります。

そういうことも含めて、今現在、欧米の番号制度と比べたら、税と社会保障が有機的に結びついていませんから、今言ったような低い所有率だと思いますけれども、これから、そうやって付加価値をつけていくと考えた時に、ぜひ推進に向けて、各市町にご支援をしていただきたいというのが一つと、今、総務部長の方から、知事部局が32.5%というお話がありましたが、100%を目指して頑張ってくださいというような通知ですので、ぜひ、個々の職員の任意の取組とはいえ、今申しあげましたように、取得に向けて全庁的に取り組んでいただきたいということを申しあげておきたいと思っております。

実は、教育部局や警察部局に対しても、この点を聞いたかったんですが、この点だけ聞くのも少しいやらしいので、事前に聞いておりましたので、教育部局が、全国平均21.4%に対して、長崎県の教育委員会は29.2%、それから警察が、全国平均の取得が58%に対して、取得率が87.9%というふうに、警察部局においては非常に高い取得をいただいております。

そういうことも含めまして、今後も取得に向けて、まず、自ら取り組んでいただきたいということを要望し、もし、できれば、知事部局においては、年内に100%を目指すような目標設定等もしていただきたいと思っています。

次に、ウィズコロナ、アフターコロナの取り

組みで、私がこの質問の中で一番お聞きしたかった、これからの県政運営について、このコロナ禍を受けて、どのような変化があるのかということ、どのような認識があるのかということとは、知事の方からも先ほどご答弁をいただきました。そうした中で、ご答弁があった内容については、私も同様な考えを持っておりますし、このことについて、速やかに4日に緊急スクラムミーティングを開いたことも評価をさせていただきます。

ただ、私自身が思っている、これからの県政運営について、とても大事だと思われることは、やはり様々なニーズがある中で、それをいち早く捉えて、価値ある政策を発信するためには、行政だけではなくて、民間の発想や技術や知見を融合させた行政運営が必要であろうと思っています。公がすべてを決めて発注するような古い関係性というものは、今後、コロナ後は、特に望めないし、でき得ることならば、今も民間と連携が取れているということでしょうけれども、まさしく民間とフラットな、パートナーという立ち位置に立って、これから行政運営を進めていただきたいことを要望しておきたいと思っております。

そういうことを各部やっているというようなやりとりもさせていただいておりますが、ただ、残念ながら、仮にそういう官民協業というものをこれからの次期総合計画の取組の手法としてきちんと取り上げた場合には、それに乗じて、じゃ、人材のマネジメントをどうするのか、専門性やコミュニケーション能力をどう高めていくのかということや、組織の運営はどう変えていくのか、先ほどあったようなICTの環境整備や、もしかすると人事や財務や契約制度の見直しも必要になってくると思っています。

そういうことを考えながら、ぜひ官民協業ということの一つの大きな取組の柱としてご検討いただきたい。また、そうしてもらいたいことを願ひながら、要望にかえさせてもらいます。

官民協業から生まれるもの、成果というものは、いわずもがですが、新しい解決策がこれから、コロナ後について、はじめて接するような課題について新しい解決策が提案できるんじゃないかということと、民間を活用することで、適切な役割分担により効果的な予算執行ときめ細やかな課題解決ができるんじゃないかということを考えており、そして、ひいては、県民が参画するという意識の醸成が図られると思います。

知事から、答弁の中で「ニューノーマル」という言葉が出てきました。「ニューノーマル」という言葉、私ははじめて聞いたものですから、ひもといてみると、どういうことかということ、その言葉自体の解説ではありませんが、当然と考えられた認識や社会全体の価値観が革命的、劇的に変化する、「パラダイムシフト」と言うそうですが、これからそういった世の中になっていくとするならば、やはりその変化を感じることに、答弁の中では、「生活者、事業者の視点に立った」というような表現がなされておりましたが、変化を感じることができるために、それは行政だけではなくて、官民挙げてその変化をつかんで、これから取り組んでいくということが大切だと思っていますので、その点も要望とさせていただきます。

人口減少について、質問をさせていただきます。

人口減少には取り組んできてもらっています。これまでの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の5カ年が済み、そして、新たに6カ年の第2次

の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に取り組む中で人口減少に取り組んできていると思いますが、しかし、残念ながら、人口減少には歯止めがかかっておりません。また、県内の出生数が初の1万人を割ったということが、今日の新聞記事にありました。そして、人口も、直近ではありませんが、やはり人口が減少する中で、特に、私の選挙区である長崎市においては、3月末の本当に直近の人口として40万9,556人と、ついに41万人を割りました。移住が292人という成果を出しておりますが、人口減少の歯止めには、プラス効果は微々たるものであって、来年度には、もしかすると長崎市自体が40万人を切るようなことになるのかもしれない。

そういうことを考えた時に、「人口減少対策チーム」をつくって、各市町の課題認識をしながら取り組んでいることは理解しているんですけども、やはりそこで効果が出ていないとなるならば、次の取組に進むためには、課題解決の手法や施策展開に工夫が必要ではないかというふうに私は考えております。このことは何度も質問してきた中で、私が提案したのは、課題が見えるんであったら、各市町と県が協定を結んで、その協定の中で、本当に力を入れるべき部分については、全県下一律の支援ではなくて、市町ごとでメリハリのある補助の制度であったり、支援制度があつていいんじゃないかということをおっしゃっておりますが、私の提案がすべてではありませんが、何かやり方や手法を変えないと、また、これからの6年間というもので成果が出るかということについては、私は非常に心配をしております。

今言ったようなことを含めまして、今後、特に、ダム機能が求められている長崎市・佐世保市も改善に向かわない中で、県として、この課

題解決の手法や施策展開をどう考えているのかについて、再質問させていただきたいと思いません。

○議長(瀬川光之君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) 人口減少対策については、市町共通の課題ではありますけれども、その要因とか背景につきましては、非常に多岐にわたっておりまして、それぞれの市町ごとに、それに応じた対策というのが大事だというふうに思っております。

そういったことで、県としても、この「人口減少支援チーム」を用いまして、市町とコミュニケーションを取りながら、現在、それぞれの市町の人口減少の要因がどこにあるのか、他の地域とどう異なるのかというところをしっかりと検証して共有するというを基本にしながら、その中で、それぞれの市町の課題というものを個別に県も一緒になって検討すると、そして、それに対する対策をまた講じていくということを基本にやっております。

例えば一般的な人口減少対策ということだけではなくて、それぞれの地域で雇用拡充事業がありますとか、さらには、企業誘致、産業振興施策等々をやっておりますので、そういったことと移住対策でありますとか、そういったものをしっかり組み合わせてやっていく、そういったところを県としても市町と一緒に議論をしながら進めているところでございます。

ご指摘がありました長崎市についても、現在、情報サービス系の企業が相次いで立地をしておりますので、そういった点も踏まえながら、こういった雇用の場の創出と連携した移住施策、県内就職対策を講じることを議論してまいっております。

そういった中で、今年度、移住相談窓口にお

いて、誘致企業を含めた市内企業への就職を支援する取組でありますとか、県外へのシティプロモーション、さらには、福岡県等でのUターン就職促進、そういった取組を進めてきているところでございます。

この「人口減少支援対策チーム」につきましては、こういった観点を持ちながら、それぞれの市町独自の人口減少対策というものを支援していくということで、それぞれの市町に合った、いろんな支援のあり方ということも念頭に置きながら、対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 前田議員—26番。

○26番(前田哲也君) 所管の委員会に所属しておりますので、改めて委員会の中で議論を深めさせていただきたいと思えます。答弁、ありがとうございました。

新幹線について、ご答弁がありました。

様々な経緯があった中で、この間、3月15日、自民党佐賀県議団が山口知事に協議入りを要請し、国土交通省から求められている幅広い協議に早急に応じるように要請をされております。ここが大きなターニングポイントとなって、佐賀県が協議に入ったものと、私は認識しており、佐賀県議団の動きについて、大変感謝をしているところであります。

また、直近では、佐賀県フル規格促進議員の会が、フル規格だけではなくて、長崎本線等の在来線の経営存続の充実や、佐賀—長崎の農水産物輸送のための物流の充実についても要望をいただいております。そういうことも含めまして、そして、先ほど答弁がありました、こういうことを踏まえた時に、本県としては、協議を静観する中で、求められたことに対して誠意を持って、これからも迅速に対応していた

だくことを強く要望しておきたいと思ひます。

併せて、私は、この新幹線だけの問題ではなくて、やはり西九州は一体となって発展することが今後望ましいと思ひの中で、観光やいろいろな産業、いろいろな分野において、佐賀県との連携を深めていただきたいということをおこれまで要望しておりましたので、今回も、コロナ後も含めて、観光などは、特に、すぐ取りかかれるようなテーマだと思ひておられますので、ぜひ佐賀と長崎が一緒になって発展していくんだというような路線というか、担当部署同士での佐賀県との連携というものも深めていただきたい、西九州経済圏を深めるということに対して、ご尽力いただくことを要望しておきます。

駅前計画については、7月に確定することですので、私自身は、バスとの計画は望ましいと思ひますが、こういうコロナの時期でありますので、ぜひ、今の計画に一つの視点として、コロナ後のまちづくりということをお視野に入れる中で、今後、都市計画をお実行してはどうかと、具体的には、パークネットの開設等も含めた都市計画をおされてはどうかということをお要望しておきます。

県庁舎跡地についてもご答弁がありました。

各界各層との意見交換並びにあらゆる可能性の検討姿勢の取組をお了といたします。大学と共同して、この地域をお若者や多様性がお集う「知の拠点」として整備する考えがあるということも聞き及んでおられます。ぜひ実現に向け、前向きな取組をお期待します。

一つだけ、ご提案をおさせていただきたいと思ひますが、跡地整備は、これからまだまだ時間がかかりますが、この地の歴史的な重要性とこれから長崎発展のシンボリックな場所になるという意味において、地元からも要望がお出

ておられます、「大型時計」のモニュメントをお設置してはどうかということをお思ひておられます。

1601年に建設された「岬の教会」は、大きな時計がついたやぐらから、3つの鐘で時刻をお知らせしていたという歴史もありますので、そういう意味においてモニュメント、シンボリックなものとして時計をお設置することを検討してはどうかと思ひますが、いかがおでしょうか。

○議長(瀬川光之君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) これまで地元の方からも、旧県庁舎にお設置されておりました時計塔がなくなったことから、今後の跡地整備において、新たな時計の設置をお望むという声もお承知をおしております。

今回、議員からお提案のありました大型時計の設置につきましても、その設置の有無も含めまして、今後、関係者の皆様などから広く意見を伺ってまいりたいと思ひておられます。

○議長(瀬川光之君) 前田議員—26番。

○26番(前田哲也君) 以上をおもちまして、質問をお終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(瀬川光之君) 午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時16分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○議長(瀬川光之君) 会議をお再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問をお行います。

山口経正議員—15番。

○15番(山口経正君) (拍手) 【登壇】 皆さん、こんにちは。

自由民主党・県民会議の山口経正でございます。

このたびの新型コロナウイルス感染拡大は、全世界に広がり、最新の情報では806万人が感染し、そのうち死者は44万人を超えております。日本では1万7,628人が感染し、931人が亡くなりました。

突如として降りかかったこの災難で命を落とされた方や、感染で心身ともに苦しめられた方々に、私からも心からご冥福とお見舞いを申し上げます次第であります。

このコロナ禍によりまして世界経済はずたずたにされ、リーマンショックをはるかに超える危機に直面しており、日本も感染拡大防止と国民生活の維持、経済の持続、立て直しのため、GDPの40%に及ぶ対策を矢継ぎ早に実施中であります。

早期に効果が発現して、新型コロナウイルス感染の完全収束と、以前の平穏で安全な社会が戻ってくることを願って、質問に入ります。

1、地域を支える人材育成について。

今回の新型コロナウイルスは、生活様式や働き方を大きく変えてしまう大きな改革をもたらしました。

これまでテレワークやリモートワーク、オンライン手続など徐々に社会に進展しておりましたけれども、非対面で仕事や手続ができるデジタル化社会に一気に移行する転機となりました。

(1) 新型コロナウイルス禍後を見据えた情報系人材の育成について。

くしくも次期総合計画素案骨子が今議会で概要説明されますが、まさに行政におけるデジタル化推進やテレワーク、テレビ会議の導入促進など施策が列挙されております。

また、社会の経済活動においても働き方を変えなければならず、東京一極集中のリスクを回避するため、地方に軸足を移すといった考え方

も企業には芽生えはじめております。

インターネット販売やオンライン展示会・相談会など、「新しい生活様式」を取り入れた商習慣が加速するとも言われます。

こうした変化には情報通信の環境がしっかりと整備されなければならず、アプリやソフトウェア等のシステム開発やセキュリティの強化が求められることになるのではないのでしょうか。

これまで長崎県が他に先駆けて進めてきた情報系人材の育成には大きな追い風となり、情報系企業の集積地となり得る可能性を感じますが、人口減少や若者の県外流出といった大きな課題を抱える中であって、情報系人材育成・確保は一つの活路として、今後大いに推進していくべきだと考えますが、知事の見解をお尋ねいたします。

(2) 産業人材育成と若者の県内定着について。

産業人材育成基金は、県内企業への就職を促進し産業を担う人材育成及び確保に資することを目的に、平成28年度から設立されております。

原資は、県の拠出金と民間からの寄附金をもって充当されており、県内企業と県外企業の協力をお願いする形になっておりますが、それぞれ税制上の優遇措置が違っていますので、後で触れる企業版ふるさと納税とリンクして、複雑な仕組みであります。

そこで、まず、この基金の積立状況と奨学金アシスト事業の認定状況について、お尋ねをいたします。

協力いただいた企業には、産業人材の育成に深いご理解をいただいたとして、県が感謝状贈呈やPR等を行うことによって企業イメージのアップにつながり、地域貢献しているとの社員の誇りにもなっております。

そのうえで、このPR等が、企業側の人材獲得の観点から、もっと充実できないものか、お考えをお伺いいたします。

そして、アシストの対象業種を、平成30年度に情報サービス業を加えて拡大したと聞き及んでおりますが、その経緯等についても併せてお伺いいたします。

(3) 制度改正後の企業版ふるさと納税について。

企業版ふるさと納税は、正式には「地方創生応援税制」と称され、「まち・ひと・しごと総合戦略」の中に位置づけられています。

平成30年度総額34億円、長崎県は全国24社から2,730万円の寄附額となっており、3項目あるメニューの中で、「地域の未来を担い支える若者の人材育成プロジェクト」に大半が集中していて、企業の人材育成に対する期待の高さを感じることができます。

国は、この税制の活用促進のため、今国会で税額控除を増額し、減税措置を9割にする改正案を上程して成立したところであります。このことによって企業メリットが高まり関心が広がると期待されますが、財政状況が厳しい中であって貴重な財源でありますので、県の活用推進に向けた周知とアピールの方法はどうか、お尋ねいたします。

また、この人材育成プロジェクトの中に「県立大学の充実のため」との記述もあり、300万円ほどが企業の意向として充てられたことを聞き及びましたが、これまでも述べてきたとおり、今後は情報人材育成が重要であることから、その拠点としての県立大学への寄附金の活用をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

分割質問方式でありますので、残余の質問は対面演壇席より行います。

時間配分もありますので、簡明なご答弁をお願いいたします。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 山口経正議員のご質問にお答えをいたします。

情報系人材の育成確保が大事であるが、どのように推進していくのかとのお尋ねでございます。

AI・IoTなどの情報関連産業分野については、今後の県内経済を支える成長産業と位置づけており、その実現に向けて、新たなサービスや技術の開発を担う情報系専門人材の育成、確保が重要であると認識をいたしております。

そのため、長崎県次世代情報産業クラスター協議会において、県内企業の技術者向けに、AI等の先端技術の習得やシステムインテグレーターを育成する講座を開設しております。

また、県立大学においては、平成28年4月に全国初の「情報セキュリティ学科」を設置し、実践力のある人材育成に取り組んでおり、令和元年度卒業生は、県内企業や県に誘致したICT関連企業に5割を超える学生が就職しているところであります。

さらに令和3年度から入学定員を倍増し、令和5年度の供用開始を目途として「情報セキュリティ産学共同研究センター」、仮称であります。この整備を進めているところであり、情報系人材の育成をさらに強化していくことといたしております。

県といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済環境の変化も契機として、情報関連産業が本県の基幹産業へと大きく発展できるよう、県内大学と情報関連企業との共同研究の促進や誘致企業と県内企業とのマッチング機会の創出など、産学官連携による

取組に、より一層力を注いでまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（貞方 学君） 私からは、3点お答えをさせていただきます。

まず、産業人材育成基金の積立て状況と奨学金返済アシスト事業の認定状況はどうかのお尋ねでございますが、産業人材育成基金につきましては、県内外の企業や個人の皆様方からの寄附金と一般財源を合わせて積立てを行っており、制度を創設した平成28年度からの累計で約3億1,000万円の積立額となっております。

また、支援候補者につきましては、平成28年度から平成30年度までの3年間、各年度55名ずつ認定を行っており、これまでに165名を認定いたしております。

次に、寄附企業に対して、企業側の人材獲得の観点から、企業のPR等をもっと充実できないかのお尋ねでございますが、奨学金返済アシスト事業に対し、ご寄附をいただいた企業に対しては、現在、寄附金額に応じて、知事からの感謝状の贈呈や県が主催する合同企業面談会等への優先参加、県のホームページへの企業名の記載などの特典を設けているところです。

今後は、寄附企業の人材獲得支援に向け、寄附企業に限定した学生との交流会の開催や支援候補者の希望職種に応じた寄附企業の紹介など、さらなるPRの強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、奨学金返済アシスト事業の対象業種拡大の経緯等はどうかのお尋ねでございますが、対象業種につきましては、平成28年度に製造業、建設業、観光関連産業及び県と立地協定を結ん

だ保険業等を対象として制度を創設いたしました。

その後、新たな基幹産業の創出に向けたロードマップの策定に合わせ、情報系人材の集積を促進する観点から、平成30年度には情報サービス業を、さらに令和元年度にはインターネット付随サービス業等を追加したところでございます。

○議長（瀬川光之君） 企画部長。

○企画部長（柿本敏晶君） 企業版ふるさと納税の周知、アピールの方法についてのお尋ねでございます。

企業版ふるさと納税については、令和2年度税制改正において、大幅な見直しが行われております。

具体的には、税額控除の割合が現行の最大3割から2倍の最大6割に引き上げられたことで、税の軽減効果が現行の約6割から最大約9割になったほか、寄附金が適用できる事業対象の拡大、認定手続の簡素化が行われ、適用期限も令和6年度まで延長されるなど、地方への資金の流れが高まることが期待できる改正内容となっております。

これを受けまして、これまで寄附をさせていただいていた企業をはじめ、本県に工場や事業所がある企業等約300社に制度改正のご案内を送付したところであり、多くのお問い合わせをいただいております。

さらに、今後は新型コロナウイルスが各業種に与えている影響を見極めつつ、新たに関係を築きつつある誘致企業等も含めて個別にアプローチをしながら、新規開拓にも努めたいと考えております。

本県の厳しい財政状況を踏まえると、長崎県のことを応援していただける企業などの協力を

得ることは極めて重要と考えておりますので、長崎県ゆかりの交流会や長崎県出身経営者の会等の機会も、これまで同様しっかり活用しながら、引き続きPRに努めてまいります。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) いわゆる企業版ふるさと納税について、情報人材育成の拠点である県立大学の充実にはどのように活用しているのかというお尋ねをいただきました。

県立大学におきましては、情報関連産業と連携し、企業が持つ最先端の技術を用いた共同研究による県内産業の振興、あるいは企業ラボ入居を契機とした企業誘致の推進、また、実社会で即戦力となる高度人材の育成といったことを目的といたしまして、先ほどの知事答弁にもございますけれども、令和4年度までに「情報セキュリティ産学共同研究センター」、こちらは仮称でございますけれども、を整備することといたしております。

当センターにおきましては、実際に行われているサイバー攻撃の防御など実践的な教育の実施に加えまして、企業と最先端の共同研究を行うために最新の設備の導入が必要というふうに考えておりますので、地方創生推進交付金とか、あるいは、ご紹介いただきました「企業版ふるさと納税」をはじめとしまして、多くの財源をこちらに活用していきたいというふうに考えております。

○議長(瀬川光之君) 山口経正議員—15番。

○15番(山口経正君) ただいま、一とおりの答弁がありましたので、2〜3、確認を含めて再質問をさせていただきます。

県では、先ほど述べましたけれども、産業人材育成基金が、県内企業の就職を促進して産業を担う人材育成、確保のために、目的として設

立されておりますので、この中で平成28年から始まった奨学金アシスト事業は、徐々に効果が発現するところではないかと思っておりますけれども、これまで合計で申請者は239名でありまして、認定されたのは165名であったとのこと。認定されなかった74名の方々も、県内就職を希望している学生さんだと受け取ってもよろしいのか、お尋ねをいたします。

○議長(瀬川光之君) 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監(貞方 学君) アシスト事業につきましては、本県に就職を希望する学生を対象として、その中から地域産業を担うリーダーを育成するという観点で、学生一人当たり最大150万円という大きな金額を支援するものでございます。

毎年度、申請者の成績証明書を点数化し偏差値を算出して上位55名を認定してきており、結果として、認定されない申請者が、本県認証を希望する学生の中からも出ているものというふうに認識をしております。

○議長(瀬川光之君) 山口経正議員—15番。

○15番(山口経正君) その未認定者も県内就職を希望しているということですので、後のフォローをしっかりとやっていただければと思います。

それから、制度設計の基本的なところでありますけれども、基金造成は県の拠出金と寄附金であります。寄附金は年間目標が2,000万円だそうでありますけれども、もし寄附金が伸びない場合は、県の拠出金を増やす考えなのか、あるいは認定者数の年間55名の枠を変更するのか、そのお考えをお聞きいたします。

○議長(瀬川光之君) しばらく休憩いたします。

— 午後 1時49分 休憩 —

— 午後 1時50分 再開 —

○議長(瀬川光之君) 会議を再開いたします。

産業労働部政策監。

○産業労働部政策監(貞方 学君) アシスト事業に対する寄附金につきましては、年間2,000万円を目標として寄附をいただいておりますけれども、目標達成に向け、まずは企業に対する丁寧な趣旨説明や企業側の特典の見直し、こういったできる限りのことをやりまして、寄附にご協力いただけるよう全力を注いでまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 山口経正議員—15番。

○15番(山口経正君) 寄附金頼りということですので、寄附金をしっかりいただくようなことを今からやって、そしてまた認定者数枠が増やせれば、未認定者をもっと拾いあげて、県内就職をもっと、若者定着という形に結びつけるわけですから、そのところをしっかりとお願いしたいと思っております。

産業人材育成基金の寄附額の内訳を見ると、県内企業から企業版ふるさと納税としていただく額と、県内企業からの額と、これまでの累計では7,000万円超で、ほぼ同額であります。

県内企業は、純粋に地域貢献との思いを強くお持ちではないかと思っておりますが、企業版ふるさと納税と比べると企業メリットが低いことになります。

県が行うPR等の中に県内企業向けの特典は考えられないのか、お伺いをいたします。

○議長(瀬川光之君) 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監(貞方 学君) アシスト事業に対する企業からの寄附金につきましては、県内企業、県外企業を問わず、本県の地域産業を担うリーダーを育成するという趣旨にご賛同いただき、ご寄附をいただいております。いず

れも貴重な寄附金でありますことから、先ほど答弁いたしましたように、企業PR等の見直しを行う、そういった際に、双方にメリットがあるような形での見直しをしてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 山口経正議員—15番。

○15番(山口経正君) これは特典と言えるのかわかりませんが、教育庁の高校教育課が行う産業エキスパートセミナー事業があります。産業界の変化に対応できる人材の育成と産業教育の振興、充実を図る目的で、企業、研究機関等から講師を招く事業であります。先ほどの県内寄附企業を講師選定リストに提示して、県内企業の頑張りや地元就職の良さをアピールしていただく機会もあっているのではないかと思います。若者の県内定着のため、横串の通った取組として、ご検討いただくように要望いたしておきます。

それから、次期総合計画では、新しい時代に対応した力強い産業を育てる取組の中で、県立大学の「情報セキュリティ産学共同研究センター」を活用した産業振興を目指すわけであり、情報セキュリティ高度人材の育成を企業に強くアピールして、企業版ふるさと納税に関心を持っていただくよう働きかけていく必要があると思っておりますが、いかがですか。

○議長(瀬川光之君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) 今年度、企業にご寄附を検討していただく際に対象事業をお示ししております「長崎県の地方創生プロジェクト」について、改定を行っております。

今後、Society5.0社会の実現が加速すると考えられますことから、近年、情報関連企業の本県への立地が進んできたことから、「Society5.0へ向けた次世代人材創造プロジェ

クト」を新たに掲げまして、情報セキュリティ産学共同研究センターの整備などの寄附をお願いすることといたしております。

情報セキュリティ人材の育成につきましては、情報関連企業をはじめ、さまざまな企業に訴求力があると考えられますので、新型コロナウイルスが各業種に与えている影響を見極めつつ、寄附の確保に向けて、しっかりと働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 山口経正議員—15番。

○15番(山口経正君) 先ほどの停止で、ちょっと時間配分が狂いましたので、もう一つ質問を準備しておりましたが、申し訳ありませんが、割愛させていただきます。

これから情報系人材は、社会のデジタル化推進によって、さまざまな分野で必要とされることが予想されます。先鞭を切った県の取組が洗練され、なお一層注目を集める長崎県となるようお願いして、次の質問にまいります。

2、農林業の振興について。

これまで本県の農業生産額は、基盤整備の進捗も相まって順調な増加傾向をたどってきました。

しかし、今回のコロナ禍によりまして影響が及び、厳しい状況に陥った方々も多数いらっしゃいます。一刻も早く支援の手が届き、次期作に向けて、生産意欲が減退することなく営農が継続できますことをご祈念申し上げます。

(1) スマート農業の推進について。

農業において、今や大きな課題は、農業者の高齢化とともに担い手不足、労働力の不足、耕作放棄地の増加であります。

近年、安全な食物への嗜好や儲かる農業経営への転換で、徐々に農業が見直されつつありますが、総体的には衰退傾向に歯止めをかけると

ころまでは至っていない現状であります。

そこで注目を浴びているのが、ロボット技術やICTを活用して、農業の超省力化や高品質生産を目指すスマート農業であります。地域の農業を守り、後継者に夢を持って就農してもらうためにも、スマート農業の導入推進が必要であると考えますが、作目ごとの導入の現状と支援策及び導入可能性について、お伺いいたします。

それから、導入に当たっては、初期投資やランニングコストが気になるところでありまして、低コスト化による導入事例がありましたら、お知らせ願いたいと思います。

また、環境制御可能な施設園芸に導入事例が多いかと思いますが、農地の基盤整備が進んだ地区ほど、ハウス団地や品目別に産地化が進んでいます。スマート農業の効率的導入のためにも、農地の基盤整備は重要であると思いますので、スマート農業を進めるうえでの農地の基盤整備の取組について、県の考え方をお尋ねいたします。

(2) 農作物の品種育成について。

農業の現場では「品種に勝る技術はなし」という言葉がよく使われます。稲作では、統制米から自由販売の解禁以降、品種ごとのブランド販売が主流になったことと、地球温暖化による不稔米が問題となり、品種改良が一気に進みました。

野菜では、消費者の好みや消費形態の変化に応じて品種改良がなされ、農家の作型に適した品種も次々に育成されてきました。

一年一作の果樹では、市場流通の際、ロットを要求されることから、時期別にどのような品種をつくるか、販売戦略のかぎを握ってきています。

ましてや、他産地よりすぐれたオンリーワンの品種を持つことは、農家手取りに直接影響してくるのであります。

こうした背景の中、米、麦、大豆など主要農産物種子法が廃止され、過去の議会においても一般質問がなされ、県の対応について、お尋ねがありました。

今国会においては、種苗法改正が審議される予定でありましたが、取り下げられるなど最近話題となっております。

まず、これらの法律の目的などを、県としてどのように捉えているのか、お尋ねをいたします。

そして種苗法では、品種登録によって育成者の権利を守るようになっております。県では、農家の所得向上や農産物の差別化、ブランド力向上のため、オリジナル品種の開発、普及に努めていますが、どのような品目で品種育成に取り組まれているのか、お尋ねをいたします。

また、品種育成には、長い時間と多様な遺伝子資源としての母本の数が必要であります。県だけで取り組むよりも、国やその他関係機関と連携して優良な品種を早く育成することや、育種に取り組む農家が保有する遺伝資源を集めることで、品種育成が効率的に図られる場合もあると考えますが、県の見解をお尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 農林部長。

○農林部長(綾香直芳君) 私の方から、6点ご回答させていただきたいと思います。

まず、作物ごとのスマート農業の導入の現状と支援策及び今後の導入可能性についてのお尋ねですが、本県のスマート農業の現状につきましては、環境制御技術がいちご、花きなどで約70ヘクタール導入され、いちごでは単収が27%増加した優良事例も見られております。

また、肉用牛では、大規模経営体を中心に牛群監視システムが10経営体で導入されており、分娩間隔が県平均の395日から50日短縮される優良事例も出ております。

併せて、県では、さらなるスマート農業の推進を図るため、市町、JA、民間企業、大学などと連携し、みかんでのAI・ロボットを活用した選果機や、ブロッコリーでの生育出荷予測システムのほか、スマート田植え機、ラジコン草刈り機等の実証に取り組んでおります。

これらの技術導入に際しましては、国の産地生産基盤パワーアップ事業や強い農業・担い手づくり総合支援交付金、県のチャレンジ園芸1,000億推進事業などの活用が可能となっております。

今後、実証事業の成果を踏まえ、農業者、指導者向けの研修会などを通じて、スマート農業の導入を積極的に推進し、農業所得の向上を図ることで、地域に後継者が残り、農業が活性化するように取り組んでまいります。

次に、低コスト化につながるスマート農業の導入事例についてのお尋ねですが、水稻でのドローン防除の事例では、機器を共同利用することで作業時間が約10分の1に、農薬費が約2分の1となるため、防除にかかるコストは約2分の1まで削減されるという実証結果が出ております。

また、施設園芸の環境制御技術において、県と県内企業が共同で「長崎県低コスト型統合環境制御装置」を開発いたしまして、今年度から県下5か所のいちごハウスで現地実証を行うこととしております。

今後は、こうした優良事例を各地に普及させていくことで、さらなるコスト削減を図ってまいります。

次に、スマート農業を進めるうえで、農地の

基盤整備が重要ではないかとお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、ドローンなどのスマート農業の導入を促進するためには、農地の大区画化等の基盤整備は不可欠なものと考えております。

例えば、実証を行ったドローンの防除作業では、基盤整備済農地は、未整備農地と比べまして作業時間が3割削減されるなど、基盤整備の効果が確認されているところであります。

今後、さらにスマート農業を推進していくため、農地の基盤整備の推進と必要な予算の確保にしっかりと取り組んでまいります。

次に、廃止された主要農作物種子法と種苗法の目的などについて、県としてどのように捉えているかとお尋ねですが、廃止された主要農作物種子法については、米、麦、大豆の優良な種子の生産及び普及を促進することを目的として、県が行う奨励品種の決定、原種、原原種の生産等について定められておりました。

県では、法の廃止を受け、平成30年3月に「長崎県主要農作物種子制度基本要綱」を制定いたしまして、県の責務との認識のもと、引き続き、米、麦、大豆の優良な種子の生産供給体制を維持しているところであります。

一方、種苗法については、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、農林水産業の発展に寄与することを目的として、新品種の保護のための品種登録に関する制度や、指定種苗の表示に関する規制等について定められております。

県では、重点品目の野菜や果樹、花きなどのオリジナル品種の開発に取り組んでいるところであり、新品種の保護による農家所得の向上に必要な法律であるというふうに考えております。

次に、県ではどのような品種育成に取り組ん

でいるのかとお尋ねですが、県では、ばれいしょ、びわ、温州みかんなどの重点品目について、生産者や実需者、消費者が希望する高品質で収量が多く、病気に強い、本県オリジナル品種の開発、育成に取り組んでおります。

具体的には、良食味で大玉びわの「なつたより」、病害虫に強いばれいしょの「さんじゅう丸」など、品質面や栽培面での長所を備えた品種が登録され、これまで普及を図ることにより、現在、県内において、びわの「なつたより」が91ヘクタール、ばれいしょの「さんじゅう丸」が244ヘクタール栽培されております。

今後も、本県オリジナル品種の育成、普及、ブランド化を図ることで生産者の所得向上につなげてまいります。

次に、国や関係機関、農家との連携による品種育成についてのお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、品種育成には長い時間と多様な遺伝資源を要することから、本県では、国などの研究機関と共同研究に取り組み、各機関が保有する遺伝資源を活用して、これまでに麦やカーネーションの新品種を短期間で効率的に開発、育成したところであります。

また、生産者が栽培している品種の突然変異である枝変わりの活用も有効な方法であり、本県では、主要品種であるみかんにおいて、原口早生やさせぼ温州等の優良品種が育成され、単価日本一の実現など産地の活性化に寄与しているところであります。

このため、今後、若手みかん農家で構成する「かんきつ担い手ネットワーク」を中心に、品種登録に至るまでの優良系統の探索方法や発見事例などの研修会を開催し、生産者の意識を高めることで生産者と連携した品種開発に取り組むこととしております。

県といたしましては、今後とも、国などの研究機関や生産者との連携による効率的な育種、品種育成を進めてまいります。

○議長（瀬川光之君） 山口経正議員—15番。

○15番（山口経正君） スマート農業につきまして、もう2〜3点、再質問をさせていただきます。

徳島県上勝町の女性や高齢者による葉っぱビジネスが、日本各地で高齢化や過疎化が問題となる中で話題となりました。販売情報や受注・発注情報など、パソコンやタブレット端末、スマートフォンを駆使して、今も年商2億6,000万円を上げ、地域活性化の源となっております。これも、いわばスマート農業の成功例かもしれません。

それに、若い農業者の中には、パソコンやタブレット端末は、農具の一つだと考える人もいます。そのように作付データの集積や圃場管理にいかに関活用するか、考える時代になってきております。

このスマート農業の導入に当たっても、こうしたデータが活用されてきます。先進技術にばかり目がいきがちではありますが、産地単位、集落単位、農家単位でのデータ集積という基礎の部分に、県としてどう取り組むのか、お考えをお聞かせ願います。

○議長（瀬川光之君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 県といたしましても、スマート農業の推進には、データの集積が重要と考えております。

昨年度からみかん、今年度からブロッコリーの栽培圃場において、農業者やJA、民間企業などと連携し、集積したデータをもとにIoT技術を駆使した生育出荷予測や病害虫の被害軽減などのシステムづくりを行っているところであ

ります。

今後、他の品目においても生産履歴や収量、品質に関するデータの収集、集積を進めながら、AIなどを活用したスマート農業の導入を図ってまいります。

○議長（瀬川光之君） 山口経正議員—15番。

○15番（山口経正君） このスマート農業には、データの集積というのが非常に大事でありますので、引き続き、しっかりと取り組んでいただければというふうに思います。

スマート農業の導入には、ある程度の規模、面積が必要であります。導入事例が増えてくると、その費用対効果のラインが示されると考えております。もちろん普及が進むと、このラインは下がってくる傾向にあるようではございますけれども、県として、普及段階に入るところには導入指針を示す必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬川光之君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 県では、今年度中に「長崎県スマート農業推進方針」を策定することとしており、その中で、今後5年間で重点的に取り組む推進方策や人材育成、推進体制、主な品目の経営モデルなどを示すことで、関係機関とともに、生産現場へスマート農業技術の導入を推進してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山口経正議員—15番。

○15番（山口経正君） スマート農業は、先進技術の導入のみでなく、データ集積による栽培技術の進化や伝承、それから販売戦略強化による所得向上など、応用の範囲が広がってまいります。農林部長も現場を回って、その点はよくご承知だと思いますけれども、この点も考慮して、県におかれても推進していただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、農作物の品種・育成についてでありますけれども、時間配分の関係もありまして要望にとどめます。

新品種の育成は、既存の品種との色や形といった形質、食味や糖度といった品質などの違いや、何世代か増殖を繰り返しても特性が安定していることなど見極めたうえで優位性が認められれば、品種登録の手続に入るといった流れではなかったかと思えます。

ただし、果樹は、一年一作であるため、他の農作物に比べて登録までに時間が長くかかることから、産地からは、もっと早く登録ができないものかとの声が多く聞かれております。

種苗法というルールに沿って進めなければなりませんけれども、先ほどの農林部長の答弁にありましたとおり、県も品種育成に力を入れて一定の成果が出ていることも承知いたしておりますが、速やかな新品種の育成、登録によってオンリーワンの品種の増産で有利販売が可能となり、農家の所得向上につながることを願っております。

そして、国内の消費ニーズや販売環境は絶えず変化していくものであり、産地間競争も絶えることはありません。そのことが、世界に類を見ない高品質の農産物を生み出す原動力の一つとなっております。

育成者、県によって県単位の品種育成が主流である現状を鑑みると、県において品種育成はなお一層力を入れていただきますことと、有望品種が一日でも早く県内に普及できますよう要望して、この質問を終えたいと思えます。

3、道路行政について。

この道路の問題に関しては、一般質問のたびごとにお尋ねをいたしておりますが、住民の皆さんの関心事であり、生活道路として影響を受

ける方々が多いとの認識をもって、今回も質問項目として取り上げさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

(1) 国道206号・207号の混雑緩和対策について。

地域高規格道路、西彼杵道路については、国道206号の慢性的な交通渋滞緩和のため、時津工区として平成26年度、事業化がなされ、当初計画より2年遅れで完成が予定されております。

その進捗状況と、国道への接続として流入が予想される井手園交差点の改良工事についても併せてお尋ねをいたします。

また、井手園交差点に接続する川平有料道路は、供用開始になれば、どのくらいの交通量が予測されるのか、お伺いいたします。

(2) 長崎南北幹線道路について。

長崎南北幹線道路は、長崎市北部を国道206号と並行して走るため、その混雑緩和に資することと、一体整備が望ましいことから、西彼杵道路促進期成会の要望に後から加えられた経緯がありますが、昨年9月にルート選定委員会を設置し、今年3月30日、提言書がまとめられたところであります。

そこで、このルートの検討状況と整備の方法について、お尋ねいたします。

また、起点は、長崎市茂里町、終点を西彼杵道路の（仮称）時津インターチェンジとしてありますが、西彼杵道路との接続はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（瀬川光之君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 西彼杵道路時津工区と井手園交差点改良工事の進捗はどうかのお尋ねですが、西彼杵道路の時津工区につきましては、これまでに（仮称）久留里トンネル約1.7キロメートルの本体工事が完成し、現在、

トンネル前後の橋梁部等の改良工事を実施しており、令和4年度の供用に向け整備を進めてまいります。

時津工区の供用に伴い約1万3,000台が西彼杵道路に転換することから、国道206号の左底交差点や、時津交差点を含む日並から井手園交差点間の渋滞が緩和されると考えております。

また、時津工区と関連する井手園交差点の整備については、右折帯設置等の改良工事を実施しており、令和3年度の完成を予定しております。

次に、時津工区供用開始に伴う川平有料道路の交通量予測はどうかのお尋ねですが、時津工区の供用開始に伴う川平有料道路の交通量については、有料道路の利用形態が変わらず、現在の約1万7,000台とほぼ変わらないと推計しております。

次に、長崎南北幹線道路のルートの検討状況と、この道路の役割や機能はどうかのお尋ねですが、長崎南北幹線道路の未整備区間のうち長崎市茂里町から時津町までにつきましては、昨年9月以降、有識者や関係者等によるルート選定委員会で議論を重ね、今年3月に委員会からの提言をいただきました。

提言には、市街地の西側を通過するルート帯が最適であることや、起終点のほかに滑石地区にインターチェンジを設けることなどが盛り込まれており、それらを踏まえ、現在、詳細な技術的考察を行いながら、都市計画決定に向けた計画案の検討を進めているところです。

この区間は、自動車の通行機能を重視した自動車専用道路として計画を進めており、時津町や長崎市北部地域と長崎市中心部とを往来する交通の多くが国道から転換すると見込まれるため、国道の混雑が緩和され、利用者の利便性も

大きく向上するものと考えております。

次に、長崎南北幹線道路と西彼杵道路はどのような接続になるのかのお尋ねですが、長崎南北幹線道路は、時津町野田郷において、西彼杵道路と直結させる計画であり、一体の道路として通行することが可能となります。

これにより、長崎地域と佐世保地域、西海地域との移動時間が大幅に短縮され、産業や観光の振興に大きく寄与するものと考えております。

○議長(瀬川光之君) 山口経正議員—15番。

○15番(山口経正君) 国道206号、207号の混雑緩和対策でありますけれども、平成29年2月定例会において、私は、国道206号の混雑緩和対策には赤迫電停から岩屋橋交差点間のボトルネック状態解消が必要だとお尋ねをいたしました。

その際、答弁では、「まずは住吉・岩屋橋交差点間において、混雑解消のため車線幅員の確保等の検討を行う予定である」とのお答えでありましたけれども、その後、具体的な検討が進んでいるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 国道206号、住吉交差点から岩屋橋交差点までの車線幅員確保の検討を行ったところ、クロガネモチなどの植樹帯の撤去に加え、歩道幅員の削減が必要とわかりました。

平成17年の交通センサスによると、長崎振興局前の歩行者類の交通量は、12時間当たり2,933名と長崎市内でも有数であります。

車道幅員と併せて歩道幅員を確保するためには、歩道部外側の用地買収が必要となり、周辺への影響が甚大であるため、車道幅員の確保は困難であると考えております。

この区間の抜本的な交通混雑緩和のためには、

長崎南北幹線道路の整備が不可欠であります。このことにより、長崎市北部地域と長崎市中心部とを往来する交通の多くは国道から転換すると見込まれ、利用者の利便性も大きく向上するものと考えております。

○議長(瀬川光之君) 山口経正議員—15番。

○15番(山口経正君) ちょっとしつこいようですけれども、もう一度確認いたします。

このボトルネック状態は、ひとつも変わらないということですね。どうですか。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 当面の間は、どうしても今の状況が続くかというふうに考えておりますけれども、南北幹線道路の完成をもって、抜本的にそのあたりは解消するものというふうに考えております。

○議長(瀬川光之君) 山口経正議員—15番。

○15番(山口経正君) ボトルネック状態にあるということで、ここの混雑が、ひいては時津方面、あるいは長与方面に混雑がずっと続いていくわけです。長崎南北幹線道路が完成すれば、自動車専用道路と一般道路の上下分離ができて、そういうことができるでしょうけれども、それまでの間は我慢しなさいということになるわけですね。

生活道路、あるいは大事な産業道路でありますので、ここで混雑が少しでも解消できないということであれば、非常な影響が出てくるわけです。

長崎市北部地区と時津、長与を含めると26万人以上が、そこで生活し暮らしておられます。そういった影響の大きさというものも考えて、その交通混雑緩和のために幅員が確保できなければ、ほかの対策でもしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

それから、川平有料道路の交通量は、現状と変わらない予測であると答弁がありましたけれども、私は、時津交差点の混雑が井手園交差点に先送りされただけのことであり、そしてまた速達効果で流入車両が増加すること、それから、付加車線は増えるが本線の混雑解消が進まないことなど、前提条件が違うのではないかと思います。

そうすれば、川平有料道路に向かう直進車両は増えてくるのではないかと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 先ほどもお答えいたしましたけれども、川平有料道路の交通量については、現状とほぼ変わらないと考えております。時津工区の供用に伴い、接続する臨港道路や国道206号の交通の流れが変わることから、完成後の状況を十分確認することとしたいと思っております。

○議長(瀬川光之君) 山口経正議員—15番。

○15番(山口経正君) ですから、前提条件が違うと言っているでしょう。予測として、利用形態が変わらないから全然変わらないだろうということでもありますけれども、混雑すれば直進するのが増えるというのが人情であります、すいた方に行くというのがですね。そういったことも勘案していただければ、この予測というのはもうちょっと違ってくるのかなというふうに思います。

これも以前に質問したところでありますけれども、川平有料道路の長与—時津間の双方向化の要望がありますけれども、どうですかというところでお尋ねいたしました。現状では、長与ランプの改良等は無理だとのお答えでありました。

令和4年、西彼杵道路時津工区完成で、当時と状況は変わったのでありまして、分散型の交通体系を図らなければ交通混雑緩和は図れないという点からも再考をお願いしたいと思います。

また、順調にいけば、あと7年で川平有料道路の償還は終わり無料化されてきます。その時は、一般道路として道路維持・補修は県の負担となります。

ここで再投資を図って、そして自動車専用道路として、維持・補修費も含めて受益者負担の原則にのっとり徴収させていただくという考えも一つの案ではないかと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 国道206号の長崎市内北部の交通混雑の解消対策としては、西彼杵道路と直結する長崎南北幹線道路の整備を計画しているところであるとお答えしたところではありますけれども、現時点において、長与インターのフルインター化については、少し状況を見てというふうなことで考えております。

一方、川平有料道路につきましては、今後の社会情勢の変化や沿線周辺地域の状況も見極めつつ、当該有料道路の管理運営のあり方について、検討を進めていきたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 山口経正議員—15番。

○15番(山口経正君) この川平有料道路は、トンネル区間が長いんです。その維持・補修費には相当な費用が必要だというふうに見込まれますけれども、知事、ここで、政治判断の時もくるのではないかと思うんです。無料化するのか、それとも何らかの再投資を図って、そして維持費を皆さんに受益者負担としていただくのか、そういう時がくるかと思えますけれども、知事のお考えをお聞かせいただきたい。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) これは市内の高速交通体系を確保するうえでは、南北幹線道路の整備の方向性、そういった中でこの川平道路がどういった役割を担っていくのか、動向を十分見極めて判断をしていかなければならないと考えているところであります。

これを無料化することになると、相当の財源がまた別途必要になってくるわけでありまして、そういったこと等も含めて、しかるべき段階で判断していかなければいけないと考えているところであります。

○議長(瀬川光之君) 山口経正議員—15番。

○15番(山口経正君) あと7年ですね。今まで答弁で、償還が終われば無料化だと言われてきました。

しかし、長崎バイパスにしても、償還が終わって、再投資して、今でも料金徴収が行われております。あの時もやっぱり、住民としては無料化になるだろうという大きな期待をもっておりましたけれども、交通事情等が変化したということで、ああいうことになりました。

そういうことも踏まえると、ここで前振りのにいろんな議論をしておいて、そして住民の皆さん、あるいは受益者の皆さんに、そういう考え方もあるということ告げるのも一つの提案じゃないかというふうに思います。ご検討をいただきますように、よろしく申し上げます。

それから、長崎南北幹線道路についてでありますけれども、前回、同僚議員の一般質問でもあったように、この道路は10年の期間と400億円の予算を必要とする道路であります。トンネルが多いルートでは、地質、地下水等の地下環境によりましては、まだまだ期間と費用を要することが予想されます。

滑石地区にインターチェンジが予定されていますが、利便性を考えるとフルインターチェンジであってほしいわけでありますが、いかがでしょうか。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 議員ご提案のとおり、南北両方向にアクセスできるフル形式のインターチェンジとする方が利便性は高いというふうに考えますけれども、周辺には建物が多く、地形的な制約条件もありますので、将来の交通需要や費用対効果などを総合的に考慮しながら検討してまいりたいと思います。

○議長(瀬川光之君) 山口経正議員—15番。

○15番(山口経正君) ぜひ、フルインターチェンジの方向で検討をいただきたいと思うんです。

川平有料道路で女の都インター、長与インター、ここがフルではないということで、双方方向化が今でも要望がっております。そういったことを教訓として、やっぱりフルで整備をお願いしたいと思います。

自動車専用道路として長崎南北幹線道路が完成いたしますと、一般道との上下分離の役割を果たし、周辺の交通混雑の緩和対策となるということでもありますので、早期完成に向けて努力をお願いしたいと思います。

同時に、西彼杵道路の整備促進は、長崎—佐世保間を1時間圏内への悲願でありまして、観光県長崎として最重点課題の一つであることを訴えて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(瀬川光之君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

— 午後 2時30分 休憩 —

— 午後 2時45分 再開 —

○副議長(西川克己君) 会議を再開いたします。引き続き、一般質問を行います。

堤議員—6番。

○6番(堤典子君) (拍手)〔登壇〕皆様、こんにちは。

改革21、社会民主党の堤典子でございます。

初当選以来、2回目の一般質問の機会をいただきました。本日の一般質問も4人目ということで、お疲れのところ、大変恐縮です。

また、本日は、お忙しい中、そしてお足元の悪い中、傍聴においでいただいた皆さん、ありがとうございました。心から感謝申し上げます。

はじめに、去る6月5日に、県議会議員を5期20年務められた吉村庄二前県議がお亡くなりになりました。

私は、昨年4月に、吉村県議からバトンを受け継いで県議選に初挑戦し、議席をいただくことができました。吉村前県議も大変喜んでくださったのですが、それからわずか1年余りで旅立っていかれました。

初当選後、ゆっくりお話をする機会もなく、いろいろご指導を賜りたいこともたくさんあったのですが、それはかないませんでした。長年の議員活動の激務を担ってこられたものの重さが、少しずつ命を削っていったものと思います。

返す返すも残念でありませんが、この前県議の遺志を引き継ぎ、全ての人が人として生き、安心して暮らしていける社会、持続可能な県政の実現に貢献できるよう、精進してまいりたいと思います。

前県議には、空の高いところから、「堤、頑張れ」と、ずっと見守っていただきたいと思っています。

謹んでご冥福をお祈りいたします。

それでは、通告に従い、一問一答形式で質問をさせていただきます。

ところどころ、前段の登壇者のご質問と重なるところもありますが、どうぞよろしくお祈りいたします。

1、新型コロナ感染拡大防止の取組みについて。

(1) 新型コロナウイルス感染症の雇用に与える影響と対応。

「COVID19」と命名された未知の新型コロナウイルスが猛威を振るって感染が世界中に拡大し、日本国内では、現時点で1万7,637人の方が感染し、1万6,505人の方が退院され、952人の方がお亡くなりになったと報道されています。県内では、17人の方の感染が確認され、お一人が亡くなりました。

ワクチンも特効薬も開発されていない中、お亡くなりになった方々のご冥福を心からお祈りするとともに、新たに感染が判明した方、療養生活を続けていらっしゃる方々にお見舞いを申し上げ、一日も早い回復を願っております。

県内での感染は、4月17日を最後に2か月以上、報告されていません。また、長崎港に修理のために停泊していた外国船籍のクルーズ船の船内で集団感染が発生した際には、県内の検査、医療体制、市中感染などが大変危惧されましたが、厚生労働省の災害時派遣医療チーム「DMAT」や自衛隊にも派遣を要請し、乗組員全員の速やかな検査が長崎大学において行われました。また、県内3か所でドライブスルー方式によるPCR検査を行う体制も整えられました。

この間、感染症の発生を予防し、感染症の患者に対して必要な医療を行い、地域の医療体制を守ってこられた県当局、医療関係者、多くの

県民の皆様のご努力に心から敬意を表し、深く感謝申し上げるものです。

新型コロナの感染拡大によって、4月16日に「緊急事態宣言」が全国に拡大し、本県では、改めて17日に外出自粛要請を行い、22日から小中高が臨時休校となりました。4月25日から5月6日までの期間については、改正特措法に基づく事業者等に対して、県の休業要請、また、営業時間短縮要請が行われました。

感染の拡大を防ぐために「3密」を避け、不要不急の外出を控えることが広がり、地域の行事やイベントが軒並み中止、延期となり、施設の休館、様々な事業所の休業や営業時間の短縮、県をまたいだ移動の自粛が言われ、県外からの流入が抑えられて、一定、感染を抑えることができました。

しかし、繁華街から人の流れが途絶え、観光業や公共交通機関、店舗の売上げは大きく減少し、広い分野にわたって地域経済は大変なダメージを受けています。

その後、「緊急事態宣言」が解除され、感染拡大防止のための「新しい生活様式」に配慮した経済活動の再開が図られ、日常を少しずつ取り戻しつつありますが、収入が大きく減少したり、事業者には従業員の賃金の支払いや固定費の負担が重くのしかかり、苦しんでいる人たちが多くいて、非常に危惧するところです。

そうした中、労働者の収入が減少するだけではなく、職を失うということは、地域にとっても大きな問題です。その現状をしっかりとつかんだうえで、今後の対策に活かしていくべきであると考えますが、新型コロナの影響による本県の解雇の現状はどのようになっているのか、お伺いします。

以後の質問は、対面演壇席にて行います。

○副議長（西川克己君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 長崎労働局からの情報によりますと、新型コロナウイルスの影響により、県内で解雇または解雇予定となっている方は、6月12日現在で58事業所、466人となっております。

業種別では、人数が多い順に、製造業が163人、宿泊・飲食サービス業が101人、卸小売業が67人となっております。市町別では、長崎市が132人、諫早市が105人、島原市が52人となっております。

また、雇用保険の資格喪失届出数のうち、事業主都合による離職者数は、今年4月で1,282人となっております。前年同月の853人を429人上回っている状況にあります。

○副議長（西川克己君） 堤議員—6番。

○6番（堤 典子君） 3月末の時点では、解雇は3社、51人と伺っておりました。5月、6月と数字が一気に膨れあがっている状況かと思いません。

国においては、雇用調整助成金に特例措置を設けるなど、業績悪化を受けた企業の雇用の維持に向けた施策が打ち出され、その後も2次補正で拡充、直接補償がされることになりましたが、今回の影響は、2008年9月のリーマンショックの比ではないと言われ、全国的にも新型コロナの影響によると思われる企業の倒産や解雇、派遣社員の雇い止めが報じられています。

トータルの数字はもちろんです。今、ご答弁がありました事業所の数、業種、それから地域や、わかれば年齢層など、様々な情報をできるだけ把握して対策に活かしていただきたいと思えます。

解雇された労働者に対しての緊急的な雇用の受け皿づくりについてはどうなっているのか、

県としての対応をお伺いします。

○副議長（西川克己君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 今後、解雇がさらに増加すると見込まれることから、県といたしましては、新型コロナウイルスの影響により離職を余儀なくされた失業者を対象に、緊急的な雇用の受け皿づくりを図る緊急雇用創出事業を実施しており、250人の雇用創出を目指すとともに、現在、事業の拡充も検討しているところでございます。

また、市町に対しても、6月4日に開催した「スクラムミーティング」におきまして、各地域の雇用創出を図る事業の検討を働きかけるとともに、6月8日には長崎労働局と産業労働部等による「新型コロナウイルス感染症緊急雇用対策会議」を立ち上げ、緊密な連携の下、県内雇用情勢の共有と必要な対策を講じていくことを確認したところでございます。

今後の雇用情勢に注視しながら、必要な対策を適時適切に実施してまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（西川克己君） 堤議員—6番。

○6番（堤 典子君） 次の仕事に就くまでの間、少しでも収入が得られるよう、解雇された方の受け皿となる施策を今後も検討していただきたいと思えます。

(2) 防止対策や支援制度等の周知について。

①定例会見や記者会見時の手話通訳者の配置について、県の基本的考えはどうか。

新型コロナ感染症に関する情報は、感染拡大防止など命に関わるものや、休業要請や各種助成金など、県民にとって重要な情報であると考えます。

このような重要な情報については、知事の記者会見などを通じて発信されることも多くあり

ますが、聴覚障害者にとっては理解が難しいため、手話通訳者を配置し、手話による情報提供が重要であると考えます。

今は、マスクをつけることで口元が見えないため、伝わりにくい状況もあるようではありませんけれども、最近の知事の記者会見においては、手話通訳者が配置されているようですが、その設置状況と今後の設置についての県の基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○副議長(西川克己君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) お答えいたします。

知事の記者会見における手話通訳者の配置については、聴覚に障害のある方に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報提供の配慮の観点によりまして、4月24日の知事臨時会見から行っているものでございます。

手話通訳者の配置につきましては、「長崎県ろうあ協会」にご協力をいただいております、今申し上げた4月24日以降につきましては、臨時・定例を問わず、知事の記者会見時には、全て配置をしているという状況でございます。

知事が行っております記者会見の内容につきましては、広く県民の皆様へ周知する必要があるということでもありますので、今後とも、「長崎県ろうあ協会」のご協力をいただきながら、引き続き配置をしてみたいと考えております。

○副議長(西川克己君) 堤議員—6番。

○6番(堤 典子君) 当事者の立場に立つという姿勢で、今後とも、引き続き、手話通訳者の配置に取り組んでいかれることを要望します。

②情報格差の是正、わかりやすい情報提供に向けて、どのように取り組んでいくのか。

障害の種類によって情報を受け取る手段も違ってきます。普段から健常者と障害者との情

報量には大きな開きがあります。事前に準備できる場合は、会見の中継画面に文字を出して、文字による伝達も行っていただきたいと思います。

私は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、様々に影響を受けている中小企業や個人事業主の皆さんの状況をお聞きし、相談を受けたり、国、県、市町の緊急支援施策などについて情報を提供してきました。商工会などに加入している事業者の皆さんには、必要な情報の提供、申請の支援がされていますが、そうでない人の中には、自分がどんな支援が受けられるのか、知らないままの事業者もいました。ホームページにおいて、必要な情報になかなかとりつけず、ダウンロードできなかったという話も聞いています。逆に、日頃からインターネットを通して自ら情報を取得し、給付金や補助金の申請をする人もいました。

つまり、情報量の格差は大きく、特に、高齢の方の中には必要な書類を準備したり、電子申請に抵抗があったりして申請を諦める方もあったようです。

どのような立場の人にもわかりやすく情報を提供し、必要な助成金などをしっかり受給できるような仕組みにしていくことが非常に重要であると考えます。

県として、どのように取り組み、改善していけるのか、お聞きします。

○副議長(西川克己君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) お答えいたします。

新型コロナウイルスの感染症に係る情報提供全般につきまして、お答え申し上げます。

ご指摘いただきましたとおり、様々な立場の皆様がいらっしゃると思いますので、そういった方々に周知ができるよう、テレビ、ラジオ、新聞、

ホームページ等の様々な媒体を活用しながら行っている状況でございます。

特に、重要な情報につきましては、知事が会見を通じて、県民の皆様にご直接お伝えするというようにしております。その内容につきまして、速やかに新聞広告等でもお知らせをするといった形で迅速な情報発信に努めている状況でございます。

また、コロナに関する情報を総合的に発信するホームページにつきましても、いろいろご指摘もいただいているところでございますので、ホームページのトップページの変更ですとか、あるいは各種支援制度の集約ですとかカテゴリー化、こういったことに取り組んでおまして、少しでもわかりやすく皆様にタイムリーな情報をお届けできるよう、心がけて取り組んでいる状況でございます。

今後とも、支援制度を所管する所属と連携しながら、多くの県民の皆様にごわかりやすい情報を発信できるよう工夫してまいりたいというふうに存じます。

○副議長(西川克己君) 堤議員—6番。

○6番(堤典子君) わかりやすい画面設定など工夫をしていただいて、本当に必要な情報、重要な情報を一人でも多くの県民の方に届けていただくよう、よろしくをお願いします。

③資金繰り支援等の申請手続きにおけるサポート体制の充実について。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて売上げが減少した中小企業の経営者は、資金繰りに苦慮しています。様々な支援制度がありますが、慣れない申請手続きに困っている事業者が多いと聞いています。

融資を受けることで事業を持ち直し、雇用を守って、何とかコロナ危機を乗り切ろうとする

事業者に対して、一刻も早く資金が手元に届くよう、相談に乗り、サポート体制を充実すべきと考えます。

午前中の質問にもありましたが、改めて県の考えをお伺いしたいと思います。

○副議長(西川克己君) 産業労働部長。

○産業労働部長(廣田義美君) 国や県、市町が様々な支援制度を設けておりますが、内容がわかりにくく、また、申請書類等が複雑であるなど、活用しづらいとの指摘がなされているところでございます。

そのため、県では、事業者の相談に応じるため、県、市町、商工団体、金融機関など、関係機関に相談窓口を設けているところでありますけれども、県では、相談体制を強化するため、税理士会や中小企業診断士協会に委託を行い、適切な制度の活用への助言や書類作成等の支援を行っているところでございます。

今後とも、中小・小規模事業者に寄り添った支援を行うことにより、事業継続が図られるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長(西川克己君) 堤議員—6番。

○6番(堤典子君) 事業者の皆さんの今後の利用状況を見ながら、引き続き、支援をしていただきたいと思います。

(3)若い世代への支援について。

①大学生、大学院生、専門学校生などへの支援策について。

今回の感染症拡大は、社会的に弱い立場の方々に深刻な影響を及ぼしています。県内の大学生、大学院生、専門学校生についても、アルバイト収入を失うなどして経済的に困窮し、学業の継続が困難になっている状況があると認識しています。

国も、学びの継続のための学生支援緊急給付金、そして、学生に10万円ないし20万円、現金を支給しようとしています。対象者は限定されます。これだけでは十分ではないと思います。2割の学生が退学を検討しているとの報道もありました。

県においては、経済的に困窮している学生の支援について、どのようにお考えか、お尋ねします。

○副議長(西川克己君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、経済的に困窮している学生の方々に対する国等の支援について、ご紹介をいたしたいと思っております。

まず、年収が約380万円未満の家計が急変した世帯の学生に対しましては、高等教育の修学支援新制度による授業料減免ですとか、あるいは給付型の奨学金の支援対象に追加されたという状況がございます。

また、アルバイト収入が大幅に減少した学生に対しましては、先ほどご紹介いただきましたとおり、学生支援緊急給付金といたしましての現金の給付ですとか、あるいは第2種の奨学金の無利子化のための利子補給といったことにも取り組まれている状況でございます。

さらに、国の2次補正でございますけれども、家計が急変した世帯の学生に対しまして、国立大学ですとか私立大学等が独自に行う授業料の減免につきまして、2次補正の中で支援が拡充されているという状況でございます。

県内の学生等におきましては、こうした制度を活用しながら、それぞれの実情に応じて学生を支援されている状況と承知をしております。

県といたしましても、国等の対象支援となら

ない県立大学ですとか、あるいは私立の専修学校、こういったところの授業料減免につきまして、独自の支援を現在検討しているという状況でございますし、あるいは直接的な支援といたしましては、緊急雇用といたしまして、県内の大学生等を会計年度任用職員として県で雇用するといった取組も実施しております。

今後も、学生ですとか、あるいは大学等の声に耳を傾けながら必要な支援を行ってまいりたいと存じます。

○副議長(西川克己君) 堤議員—6番。

○6番(堤 典子君) 県立大学や私立の専修学校などの学生さん、今、届いていないところに対する支援に向けて、ぜひともしっかり取り組んでいただきますよう、強く要望したいと思います。

②外国人留学生に対する支援策について。

県内の大学や専門学校に海外からの留学生も多く在学しているわけですが、飲食店のアルバイトなどがなくなって本当に困窮している状況があるかと思っております。

県として、外国人留学生に対する支援をお聞きします。

○副議長(西川克己君) 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監(前川謙介君) 議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、県内の外国人留学生につきまして、母国からの仕送りが遅れたり、宿泊施設や飲食店といった業種におけるアルバイト収入が減少するなどの影響が出ていますとお聞きしております。

こうした外国人留学生につきましても、国、県や大学等から日本人学生と同様の支援を受けられることとなっておりますが、これに加えて、県では、長崎留学生支援センターや県内

大学等の留学生担当部署とも協議をいたしまして、留学生支援を目的とする県内観光地を巡る体験ツアーを実施することといたしております。

具体的には、インバウンドへの取組を進める地域や観光施設を留学生の皆さんに訪問いただき、現地での体験内容等に対し、外国人の視点での助言、あるいは各自のSNSでの情報発信を行っていただくことで、県から一定の謝礼をお支払いするという形で支援を行うものでございます。

今後とも、長崎留学生支援センター、県内大学や専門学校等の関係機関、市町と連携しながら、留学生が生活しやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長(西川克己君) 堤議員—6番。

○6番(堤典子君) ユニークな取組だと思いますが、この取組を通して支援につながっていくということで、どうぞよろしく願いいたします。

(4) 教育現場の取組みについて。

①感染防止の取組みについて。

県内では、2か月、感染者は発生していませんが、明日、19日から都道府県をまたぐ移動の自粛が全国で緩和されるなど、社会経済活動の段階的引上げが進められていけば、新たな感染者の発生も考えられます。

学校は、本来、密が避けられない環境です。感染症予防のためにマスクや消毒薬などを十分備えておく必要があると思いますが、どういう対策を取られるのか、お聞きします。

○副議長(西川克己君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 学校での感染症対策として、備蓄用のマスクを全ての公立学校に対し、配布いたしました。

また、県立学校におきましては、国の学校保

健特別対策事業費補助金を活用して、非接触型の体温計をはじめ、消毒液や石けん等の保健衛生用品について、予算措置をしたところであります。

なお、同補助金については、各市町も対象となることから、それぞれの状況に応じた衛生環境が整えられるものと考えております。

○副議長(西川克己君) 堤議員—6番。

○6番(堤典子君) 必要なものが不足することのないよう、よろしく願います。

それから、学校現場には、感染症対策と同時に、今後、暑さ対策、熱中症への対策も行うことが求められます。大変悩ましいところですが、ウイルスに感染するより、まず熱中症で命の危険にさらされるおそれがあります。

子どもたちの命と健康を守り、学校を安全な場所にするためにどういう対策を講じていかれるのか、お尋ねします。

○副議長(西川克己君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 熱中症予防につきましては、小まめに水分補給をすることや、空調設備を活用して室内の温度を適切に管理することなど、これまでの対策を徹底することが重要であると考えております。

そのような中、新型コロナウイルス感染拡大防止対策としてのマスクの着用については、気候の状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合、児童生徒間の距離を十分に保ったうえで、マスクを外す対応をするよう、通知をいたしました。

○副議長(西川克己君) 堤議員—6番。

○6番(堤典子君) 私たち大人も、今、マスクをつけていて大変息苦しく、外すとほっとするような状況です。活動的なことをしなくてもこんな状況ですから、本当に子どもたちは大変

だと思えます。健康管理をよろしく願いいたします。

県内の公立学校は、徐々に通常の教育活動を再開しました。秋以降は、これまで延期されていた様々な学校行事が行われることが予想されます。

その際、体育大会、運動会、文化祭など、保護者や地域住民の方の来校もあります。また、修学旅行など泊を伴う団体活動も実施されるかと思えます。

学校行事の中で「3密」を避けるためにどのように対策していかれるのか、お尋ねします。

○副議長(西川克己君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 現在、各学校では、「3密」を避けるなどの感染症対策に万全を期しているところですが、今後、実施される学校行事についても、様々な工夫が検討されております。

例えば、運動会等の実施に当たっては、児童生徒同士の接触の少ない種目でプログラムを構成したり、学年ごとに分散して練習したりするなどの対策が考えられます。

そのうえで、保護者や地域住民など、学校外の方々の来校に関しては、学校の規模にもよりますが、実態に応じて一部制限を行うことも検討されております。

また、修学旅行につきましても、宿泊施設の部屋割りを見直したり、分散して食事や見学を行ったりするなどの対策に努めながら実施することとしております。

例年どおりの学校行事の実施は難しい状況がありますが、児童生徒の成長のためには柔軟に対応しながら、可能な限り感染リスクの低減を図り、教育活動を充実させていくことが肝要であると考えております。

○副議長(西川克己君) 堤議員—6番。

○6番(堤典子君) これまでとは違った行事の形になるかもしれませんが、様々な工夫をして、よろしく願いします。

②学習の遅れを取り戻すための取組みについて。

先ほどの質問にもありましたけれども、夏休みに授業日を設定して夏休みが短縮されると聞いていますが、もともと夏休みは気温が高くて学習に適さない時期であり、本来は学校を離れて日常ではできない様々な体験をしたり、自由研究に取り組んだりする時期です。

性急に学習の遅れを取り戻そうとするのではなく、子どもたちの心身に無理のないよう、学校生活の中でできるだけ授業を詰め込まず、ゆとりを持たせるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○副議長(西川克己君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 議員ご指摘のとおり、児童生徒にとって夏休みは意義深いものであり、夏休みだからこそ、できる体験や、様々な人々との触れ合い等があるかと考えます。

しかしながら、本来であれば学び終えているはずの内容を指導したり、学習内容を十分に定着させたりすることは優先すべきことであり、夏期休業中の一定の授業日設定は、やむを得ないことと考えております。

県教育委員会といたしましては、夏期休業中に授業を実施する場合は、児童生徒や教職員の負担が過重とならないよう、引き続き、市町教育委員会を通して、各学校に指導してまいりたいと考えております。

○副議長(西川克己君) 堤議員—6番。

○6番(堤典子君) 学校は、つつい欲張っ

ていろんなものを詰め込みがちになると思うので、くれぐれも無理のないようによろしく願います。

それから、夏休み、夏期休業中は、例年、教員研修などがたくさん計画されて、研修、講習、会議、作業などが組まれるものですが、ここに授業も入り、大変過密になります。教職員の負担も増大すると思われませんが、その点についてはいかがでしょうか。

○副議長(西川克己君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 県教育委員会は、例年、夏期休業中に開催している教員研修については、一部を中止または延期といたしました。また、実施する研修については、Webを活用したり、規模を縮小するなどの配慮をいたしております。

なお、各市町教育委員会においても、県教育委員会と同様の対応を取るとの報告を受けております。

また、夏期休業中の学校閉庁期間については、例年どおり設定し、教員が心身のリフレッシュを図れるよう努めてまいりたいと考えております。

○副議長(西川克己君) 堤議員—6番。

○6番(堤典子君) 大胆に削減できるところは、しっかりやって、秋以降、充実した活動ができるようお願いします。

③教育環境の整備について。

子どもたちの学ぶ権利を保証するためには、コロナ後を見据えて「3密」を避けるうえからも少人数学級を実現させることが必要だと思います。

また、子どもの豊かな学びや教職員の働き方改革の実現のためにも、新たな教職員定数改善計画の策定や義務教育費国庫負担制度の堅持が

不可欠であると考えます。

今回は、コロナ対策に万全を期していただくため、県議会への請願の提出を見送り、各自治体首長への要請のみにとどめたと聞いています。

少人数学級の実現、教職員定数改善計画の策定、義務教育費国庫負担制度の堅持について、国に働きかけていただきたいと思いますが、見解をお聞きします。

○副議長(西川克己君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 児童・生徒の学びの保障や教職員の働き方改革の実現のためには、教職員の定数の改善や義務教育費国庫負担制度等による確実な財源保障は非常に重要なものであると考えております。

これまで政府施策要望をはじめ、様々な機会でも国への要望を行っておりますが、学校が抱える複雑かつ多様な教育課題に対応するためには必要不可欠な要素でありますので、今後も引き続き、機会を捉えて国に働きかけてまいりたいと考えております。

○副議長(西川克己君) 堤議員—6番。

○6番(堤典子君) よろしく願います。

2、選挙のバリアフリー、ユニバーサルデザインについて。

①投票所のバリアフリーについて。

県内において、高齢者や障害を持つ有権者が利用しにくい投票所があるとお聞きしています。

投票所のバリアフリー対策について、県内の状況と県選管の対応について、お尋ねします。

○副議長(西川克己君) 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長(茸本昭晴君) 昨年、執行されました参議院議員選挙におきましては、県内861投票所のうち、入り口に段差のある投票所が393か所ありましたが、152か所にスロープが設置され、そのほかの241か所においては、

人的介助等により、歩行が不自由な方々への便宜が図られております。

また、バリアフリー対策として、車椅子や車椅子用の投票記載台等の備品が各投票所の実情に応じて設置されているところです。

投票に関する事務の実施主体は、市町選挙管理委員会ですが、県選挙管理委員会としましては、投票所の設置・運営に当たって、障害者への配慮を十分行うよう、市町選挙管理委員会に適宜助言しているところです。

○副議長（西川克己君） 堤議員—6番。

○6番（堤典子君） スロープなども勾配が急であったりとか、いろいろまだまだあるようですけれども、引き続き整備を進めていただきたいと思います。

②投票所入場券の形式について。

投票所入場券に性別が書かれていることについて、性的マイノリティーの方から、「なくしてほしい」との声をいただきました。性別は、個人を特定する重要な情報の一つですが、入場券に印字された性別と見た目には違いがあって不正を疑われ、すんなり投票させてもらえなかったと伺っています。

投票所入場券に性別欄を設けることについての県内の状況と県選管の対応はどうなっていますでしょうか。

○副議長（西川克己君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（葦本昭晴君） 昨年、執行されました参議院議員選挙におきましては、県内の19市町において、投票所入場券に性別を表示する欄を設けておりました。

投票所入場券は、その内容を含めて、市町選挙管理委員会の判断で作成、配布されているものであり、県選挙管理委員会としましては、「投票所入場券の性別欄については、選挙の公

正の確保に留意しながら、その記載事項の必要性や表現について検討していただきたい」旨、市町選挙管理委員会に助言しております。

○副議長（西川克己君） 堤議員—6番。

○6番（堤典子君） 性別の記載について、違和感のない人の方が圧倒的に多いですけれども、やはりそういった性別が書かれていることについてのマイノリティーの方からの声というのもしっかり受け止めて、今後取り組んでいただきたいと思います。

③期日前投票所の商業施設や大学等の利用、移動投票所の現状について。

投票の機会を増やし、投票率を向上させるために、期日前投票所の商業施設や大学等への設置、離島や山間部での自動車を活用した移動期日前投票所の設置は非常に有効であると考えますが、県内の状況と県選管の対応をお尋ねします。

○副議長（西川克己君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（葦本昭晴君） 昨年執行されました参議院議員選挙におきましては、大学等については2市3か所に、商業施設については5市6か所に、期日前投票所が設置され、また、移動期日前投票所については、3市において7台が導入されたところであります。

県選挙管理委員会としましては、「地域の実情を踏まえ、商業施設や大学構内等の利便性の高い場所への設置を積極的に検討すること」、「自動車を投票所とする移動期日前投票所について設置を検討すること」などを市町選挙管理委員会に助言しております。

○副議長（西川克己君） 堤議員—6番。

○6番（堤典子君） 選挙のバリアフリーやユニバーサルデザインについて、今後、県選管としてもしっかり取り組んでいただきますよう要

望して、次に移りたいと思います。

3、視覚障がい者、盲ろう者、高齢者などの交通弱者に関するノーマライゼーションについて。

今回、これを一般質問で取り上げたのは、盲ろう者の方から、LED付音響装置や触知式、触ってわかるタイプですが、その信号機について、お尋ねがあったからです。

視覚と聴覚に障害がある方も安全に横断できるように作られています、導入は難しく、全国でもごく一部にしか設置されていないと聞いています。

横断歩道での歩行者の事故は、交差点で自動車が右左折する時が多く、それ以外は少ないと聞いています。しかし、音響式信号機が、夜間、音が切られていて、視覚障害者が車にはねられて死亡する事故があったりということが起きています。

視覚障害者にとって歩行中の音は、点字誘導ブロックとともに大変重要な情報であると思えますし、改めて、障害者、高齢者などの交通弱者を守る設備に目を向ける必要があると考えます。

そこで、交通弱者に優しい信号機など、交通安全施設設置についての基本的な考えをお尋ねします。

○副議長(西川克己君) 警察本部長。

○警察本部長(迫田裕治君) 警察といたしましては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、いわゆるバリアフリー法でありますけれども、そこにうたわれております基本理念に鑑み、交通弱者の視点に立った交通安全施設の整備を図り、安全で安心な交通環境の創出に努める方針でございます。

そのため、同バリア法に規定されております

特定道路のほか、視覚障害者協会などからの要望箇所や障害者等の利用頻度が高いと思われる駅、バス停、病院等の公共施設の近くについても、交通弱者に優しい信号機の設置など、交通安全施設の整備を推進しているところでございます。

今後も引き続き、ご意見、ご要望を踏まえ、積極的に対応してまいりたいと考えてございます。

○副議長(西川克己君) 堤議員—6番。

○6番(堤典子君) 障害者や高齢者の横断を補助する信号機の普及であったり、体験型教室開催の状況をお尋ねします。

○副議長(西川克己君) 警察本部長。

○警察本部長(迫田裕治君) 本県における音響式信号等の整備数は、昨年度末で県下の信号機2,328か所のうち383か所に整備を図っております。整備率を見ますと、全国平均が11.7%であるところ、本県は16.5%と比較的高い水準にございます。

具体的には、音声で青信号を知らせる音響式信号機、専用押しボタンを操作して青時間を延長する高齢者等感応信号機、それから、視覚障害者の杖の反射材を感知して、交差点の名称や信号機の色を音声で知らせる支援装置等の整備を図っているところでございます。

さらに、横断歩行者の携帯電話のブルートゥース機能を活用して信号の情報を伝える新たな支援装置も開発されているところでございまして、そうした装置の導入も視野に入れて、ご意見やご要望を踏まえながら整備を図ってまいりたいと考えております。

また、これらの装備、施設に係る体験教室につきましては、これまでに県立盲学校において、あるいは一般応募による体験教室を随時開催し、周知を図ってきているところでございます。

○副議長（西川克己君） 堤議員—6番。

○6番（堤 典子君） ありがとうございます。今、ご答弁がありましたスマホのブルートゥースを使った安全に横断できるような仕組み、こういったものが普及していけば、障害者の皆さんの安全につながり、また、音響式信号機の騒音などで近隣の住民の皆さんに負担をかけることもなくなっていくのではないかと思います。今後、普及に向けて取り組んでいただきたいと思います。

4、性の多様性の尊重について。

①性の多様性の尊重についての啓発や研修の現状。

近年、LGBTといった言葉をよく耳にするようになりました。LGBTは、女性同性愛者のレズビアン、男性同性愛者のゲイ、両性愛者のバイセクシャル、心と体の性が一致しないトランスジェンダーの頭文字を合わせたものですが、どの性別を好きになるか、ならないかを表す性的指向（セクシャルオリエンテーション）、自分の性別をどう認識しているかを表す性自認（ジェンダーアイデンティティー）の頭文字を取ったSOGI（ソジ）という言葉もあります。SOGIは、多様な性を考える際のキーワードとして使用されています。

自ら性的マイノリティーであるということを公表する人が以前よりも増えてきていますが、依然として、そうした人々に対する偏見や差別、否定的な考えがあることも事実です。

私たちの周りに、そうした性的マイノリティーがいないのではなく、公表していないので、いないことにされてしまっているというのが実態ではないでしょうか。

日本での性的マイノリティーの割合は、幾つかの調査で幅がありますが、3%から10%くら

いであると言われます。マイノリティー、少数者という存在ではない割合ではないかと思えます。

当事者は、家族にもなかなか理解されず、いじめや差別の対象にされて、学校でも職場でも大変生きづらさを抱えていることが報告されています。多様な性のあり方を多くの人が理解し、正確な知識を持ち、偏見や差別的な言動をなくしていくことが重要であると考えます。

性の多様性の尊重について、積極的に啓発を行い、研修をする必要があると考えますが、現状はどうなっているのでしょうか。

○副議長（西川克己君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（宮崎浩善君） 県におきましては、平成28年度に改訂いたしました「県人権教育・啓発基本計画」におきまして、新たに「性的少数者の人権」を重要課題の一つとして位置づけ、人権に関する講演会、研修会やイベント等の機会を活用いたしまして、性の多様性に係る基礎知識や性的少数者の現状などの教育・啓発に努めているところでございます。

また、平成30年度からは、性の多様性の理解促進に特化した事業も実施しておりまして、これまでフォーラムの開催や性的少数者に関するアンケート調査の実施、啓発ハンドブックの作成などに取り組んできたところであります。

今年度は、昨年実施いたしましたアンケート調査の結果も踏まえ、より多くの県民の皆様に正しい理解と認識を深めていただくために、テレビコマーシャルによる啓発を実施することといたしております。

○副議長（西川克己君） 堤議員—6番。

○6番（堤 典子君） ありがとうございます。様々に取り組まれているということですが、まだまだ県民の皆さんには浸透していないかと思

います。今後も積極的な取組をお願いします。

同性愛などの性的指向や性自認を本人の了解なく第三者に漏らすことを暴露、アウトティングと言います。2015年、平成27年に、一橋大法科大学院の学生が同級生に同性愛を暴露された後に転落死する事件がありました。一橋大のある東京都国立市は、2018年、平成30年にアウトティング禁止を盛り込んだ条例を全国ではじめて施行しました。

また、今年5月には、保険代理店の20代男性が性的指向を上司から同僚に暴露されて精神疾患になったと訴え、労災申請したことが報道されています。この男性は、入社面接で性的指向を上司らに明かしたうえで、会社の同僚には自分のタイミングで伝えたいと説明をしていたそうですが、上司がほかの人に教えたために職場の人から避けられるようになり、一時は自殺も考えたといえます。

性的少数者への差別や偏見が根強く存在する中で、アウトティングは、当事者の生活を破壊しかねない行為です。まずは行政が率先して対応する必要があると考えます。

②県職員向けのアウトティング禁止のための指針の整備について。

県職員向けのアウトティングの禁止などを定めた指針が必要かと思えます。窓口での県民の皆様への適切な対応にもつながっていくものと思えますが、ご見解をお聞かせください。

○副議長(西川克己君) 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長(宮崎浩善君) 県におきましては、平成30年度の県職員を対象といたしました人権問題研修から性的少数者の人権に特化した研修を行っておりまして、その中でアウトティングの危険性を認識させ、本人の了解なしに第三者に伝えないように、周知を図っていると

ところでございます。

また、本年度、県職員に係るハラスメントの防止等に関する要綱の改定を行う中で、ハラスメントになり得る言動例の一つといたしまして、性的指向や性的自認を本人の了解なしに第三者に漏らすことを明示しております。

今後は、性の多様性に関する基礎知識や性的少数者に対応する際の留意事項等をまとめた県職員向けの「ガイドブック」を作成いたしまして、アウトティングの禁止も含め、性的少数者の人権について理解と認識がさらに深まるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長(西川克己君) 堤議員—6番。

○6番(堤典子君) アウトティングへの対応を定めた都道府県や政令市での職員用マニュアルやガイドラインなどの整備は、重要であるものの、全国的に進んでいないと言われております。当事者の声を反映した指針となるよう、ぜひ取組をよろしくをお願いします。

5、渋滞緩和のための道路整備について。

①佐世保縦貫線(国道35号)の渋滞とまちづくりについて。

都市計画道路佐世保縦貫線(国道35号)の未整備区間、潮見交差点から福石町交差点の区間の整備について、現在の状況、今後の見通しについて、お尋ねします。

○副議長(西川克己君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 国道35号の潮見交差点から福石町交差点の区間は、都市計画道路「佐世保縦貫線」として、現在の4車線から6車線に拡幅する計画があり、拡幅予定部分の建築規制も行っておりますが、交通需要の変化や沿道の土地利用状況を踏まえ、計画の見直しを進めているところです。

西九州自動車道が4車線化されることを考慮

して、将来交通量を推計したところ、国道35号の当該区間は、4車線のままでも交通処理は可能との判断に至りましたが、バスの停車や右折車による渋滞も発生していることから、交差点やバス停付近の部分的な拡幅は必要と考えております。

昨年12月に、沿線の土地や建物の所有者を対象とした説明会を開催し、見直し案を提示して意見交換を行ったところ、基本的な考え方については、概ねご理解いただけたものと認識しております。

地域住民の皆様への説明会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため延期しておりましたが、今年7月頃に開催したいと考えており、そこで皆様の賛同が得られれば、佐世保市によるまちづくりの方針も踏まえながら、都市計画変更の進めを進めてまいります。

○副議長（西川克己君） 堤議員—6番。

○6番（堤 典子君） 右折レーンとかバスベイとかが実現すれば渋滞の緩和に大きく寄与するものと思います。この区間の沿線は、今、ご答弁にありましたように、長年の建築制限などもあって、空き店舗が多く、地域の皆さんから、沿線のまちの整備を強く要望する声をいただいています。しっかり取り組んでいただきますよう、お願いします。

6、佐世保市子ども発達センターへの支援について。

①佐世保市子ども発達センターの役割に対する認識とセンターへの支援について。

発達障害を持つ子どもたちについては、早急にその特性や抱えている困難に気づき、可能な限り、早期に適切に対応していくことが重要な支援のポイントであると考えます。

「佐世保市子ども発達センター」は、県の子

ども医療福祉センター、長崎市のハートセンターとともに、県内における発達障害を持つ子どもたちの重要な支援機関であります。

この佐世保市子ども発達センターの役割に対する県の認識とセンターへの支援について、お尋ねします。

○副議長（西川克己君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 佐世保市が設置する「佐世保市子ども発達センター」は、心身の発達に不安や障害のある子どもや家族に対して療育支援を行う施設であり、令和元年度の診療実績を見ますと、佐世保市で1,521名、佐世保市以外からも169名の患者を受け入れており、佐世保市のみならず、県北地域全体の拠点として重要な役割を担っていただいております。

そのため、県は、平成26年度に移転建て替え時の建設費の一部を負担するとともに、小児科及び整形外科の医師を月一回派遣して専門外来を支援しております。

また、県、長崎市、佐世保市のセンター間で定期的に情報共有を行いまして、発達障害児への診療体制の連携も図っております。

近年は、発達障害児の診療までに時間を要する課題もあることから、県といたしましては、各センター及び市町の意見も伺いながら、引き続き、療育支援の充実に努めていきたいと考えております。

○副議長（西川克己君） 堤議員—6番。

○6番（堤 典子君） 今、ご答弁にありましたように、本当に県北での発達や障害の相談、支援、治療、療育の拠点として重要な役割を果たしています。佐世保市としても、毎年、要望が出されていますけれども、ご答弁以上の支援は、今のところは難しいのかもしれませんが、今後この役割を十分に認識していただき、そして、

ソフト面での支援がもっとできないかということを取り組んでいただけたらと思っています。

7、県北地区での難病相談の充実について。

県北地区での難病相談については、昨年度から、毎月、定期的に「出張相談会」や「難病カフェ」が開催されていますが、それ以外の日についても患者団体の方がボランティアで相談を行っておられます。

昨年11月定例会の文教厚生委員会で、県北地区での難病相談の充実に関する要望について、複数の委員から、「県北地区にサテライトを設置すべきではないか」との意見があり、県からは、「一定の支援実績もあることから、難病・相談支援センターの出張相談の一部として位置づけること等についてもセンターと協議をしていきたい」との答弁がありました。

その後の状況をお聞きしますと、今までは患者会の活動にすぎなかったものが、センターの活動として位置づけられ、今年度、難病相談支援センターの指定管理の負担金の中から県北の活動への予算がついて大変ありがたく思っているということでした。

今はコロナの関係で活動が大きく制限されている状況ですが、昨年は難病カフェに県の担当者が来られたりして、県北の状況を見ていただいたことに対しても非常に感謝されています。

少しずつ相談体制の充実が図られていると思いますが、依然、患者会の役員の方の善意、ボランティアに頼っている部分が多くあります。人が替わっても活動を継続できる状況をつくっていくことが重要であると考えます。

この点について、改めて県の認識を確認したいと思います。

○副議長(西川克己君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 県北地区での難

病相談につきましては、平成30年度から、「長崎県難病・相談支援センター」の職員が佐世保市内に出向き、患者・家族の交流会である「難病カフェ」や予約制の個別相談会を、それぞれ月1回、実施してまいりました。

昨年12月には、長崎県難病連絡協議会から、県北地域におきまして、当協議会が実施している独自の相談対応への支援の要望をいただいたところでございます。

県職員が現地視察を行い、当協議会と協議した結果、独自に就労相談等を行っている活動も難病患者に係る相談事業に位置づけられることから、本年度から、その費用についても運営費として支援することとしたところでございます。

今後も、難病患者や関係団体のご意見を伺いながら、患者の皆様が相談しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○副議長(西川克己君) 堤議員—6番。

○6番(堤典子君) ありがとうございます。引き続き、よろしく願いいたします。

私の一般質問は、以上ですけれども、今回、新型コロナウイルス感染症が各方面に及ぼしている未曾有の事態に対して、仕事を、暮らしを、命を、健康を、あらゆるものを守るために懸命に奮闘しておられる県民の皆様のニーズに応え、少しでも早く安心・安全な生活、明るい未来、経済の回復をお届けすることができるよう取り組むことが緊急不可欠の課題であると思います。

理事者の皆様のご尽力を重ねてお願いするとともに、私も議会の一員としてお役に立てるよう頑張ることを表明して、終了といたします。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○副議長(西川克己君) 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を

続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時41分 散会 —

第 8 目 目

議 事 日 程

第 8 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

令和2年6月19日（金曜日）

出席議員（43名）

- 1番 宮島大典君
- 2番 宮本法広君
- 3番 赤木幸仁君
- 4番 中村泰輔君
- 5番 饗庭敦子君
- 6番 堤典子君
- 7番 下条博文君
- 8番 山下博史君
- 9番 北村貴寿君
- 10番 浦川基継君
- 11番 久保田将誠君
- 12番 石本政弘君
- 13番 中村一三君
- 14番 大場博文君
- 15番 山口経正君
- 16番 麻生隆君
- 17番 川崎祥司君
- 18番 坂本浩君
- 19番 深堀ひろし君
- 20番 山口初實君
- 21番 近藤智昭君
- 22番 宅島寿一君
- 23番 松本洋介君
- 24番 ごうまなみ君
- 25番 山本啓介君
- 26番 前田哲也君
- 27番 山本由夫君
- 28番 吉村洋君
- 29番 大久保潔重君
- 30番 中島浩介君
- 欠番
- 32番 山田博司君
- 33番 堀江ひとみ君

- 34番 山田朋子君
- 35番 西川克己君
- 36番 外間雅広君
- 37番 瀬川光之君
- 38番 坂本智徳君
- 39番 浅田ますみ君
- 40番 徳永達也君
- 43番 中山功君
- 44番 小林克敏君
- 45番 田中愛国君
- 46番 八江利春君

欠席議員（2名）

- 41番 中島廣義君
- 42番 溝口芙美雄君

説明のため出席した者

- 知事 中村法道君
- 副知事 上田裕司君
- 副知事 平田研君
- 統轄監 平田修三君
- 危機管理監 荒木秀君
- 総務部長 大田圭君
- 企画部長 柿本敏晶君
- 地域振興部長 浦真樹君
- 文化観光国際部長 中崎謙司君
- 県民生活環境部長 宮崎浩善君
- 福祉保健部長 中田勝己君
- こども政策局長 園田俊輔君
- 産業労働部長 廣田義美君
- 水産部長 斎藤晃君
- 農林部長 綾香直芳君
- 土木部長 奥田秀樹君
- 会計管理者 吉野ゆき子君
- 交通局長 太田彰幸君

地域振興部政策監 村山弘司君
文化観光国際部政策監 前川謙介君
産業労働部政策監 貞方学君
教育委員会教育長 池松誠二君
選挙管理委員会委員 久原巻二君
代表監査委員 濱本磨毅穂君
人事委員会委員 中牟田真一君
公安委員会委員 山中勝義君
警察本部長 迫田裕治君
監査事務局長 下田芳之君
人事委員会事務局長
(労働委員会事務局長併任) 大崎義郎君
教育次長 林田和喜君
財政課長 早稲田智仁君
秘書課長 石田智久君
選挙管理委員会書記長 大塚英樹君
警察本部総務課長 川本浩二君

議会事務局職員出席者

局長 松尾誠司君
次長兼総務課長 柴田昌造君
議事課長 川原孝行君
政務調査課長 太田勝也君
議事課長補佐 永田貴紀君
議事課係長 梶谷利君
議事課主任主事 天雨千代子君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(瀬川光之君) ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

松本議員—23番。

○23番(松本洋介君) (拍手)【登壇】 おはようございます。

自由民主党、大村市選出、松本洋介でございます。

新型コロナウイルスの感染拡大が社会に大きな影響を与え、本県におきましても、これまで17名の方の感染が確認され、感染防止対策のため様々な対策が取られ、国の「緊急事態宣言」の発令により、私たちの生活も一変し、多くの県民の皆様が不安を抱え、生活しております。

そういった中に、前線で懸命に対策に取り組んでおられます関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

3月からこれまでに、多くの皆様から、コロナ対策について様々なご相談をいただきました。私たち議員は、県民の代弁者であり、このような状況だからこそ、特に、県民の皆様に寄り添い、皆様の不安に対応する責務があります。

今回の質問は、コロナ対策について、県民の皆様から寄せられた声をもとに質問をさせていただきますので、理事者の皆様におかれましては、そのことを念頭に、ご答弁いただきますようお願い申し上げます。

そして、コロナ禍にもかかわらず、制限された中で傍聴に来ていただいた方々、そして登壇の機会をいただきました会派の皆様にも心より感謝を申し上げ、一問一答方式で質問させていただきます。

1、コロナ禍における経済雇用対策について。

(1) 県内経済活動の回復拡大対策について。
国の「緊急事態宣言」により、不要不急の外出を控えるということで、大きな影響を受けたのは観光産業であります。

長崎県の観光動向調査によると、1月から3月の県内宿泊は27%減、4月は82%減ということで、その経済損失額は280億円にもなるという深刻な状況の中で、国の交付金を活用し、県民

を対象に、6月1日から7月31日まで、5,000円の宿泊補助を4万人泊、本日6月19日から7月31日までを、県外の方を対象に10万人泊の補助事業を実施しておりますが、好評により、既に県内宿泊の利用予約が8万2,000泊と、予定の2倍という状況になり、新規予約の受付を終了したということですが、県民のニーズがあるのですから、ここで流れを止めるのではなく、県内活動の活性化のために積極的に取り組む必要があると考えますが、その対応について、お尋ねし、以下の質問は、対面演壇席よりいたします。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 松本議員のご質問にお答えいたします。

県内観光業の回復に向けた取組についてのお尋ねであります。「ふるさと再発見の旅」は、想定を大きく上回る県民の皆様方にご利用をいただき、6月16日をもってキャンペーンを終了したところであります。

宿泊施設の応援にご協力をいただきました県民の皆様方に深く感謝を申し上げますとともに、今後は、ぜひ本県の魅力を全国からお越しになられた皆様方にご紹介いただきますよう、お願いを申し上げたいと存じます。

また、観光産業は、本県にとって重要な基幹産業であり、今回の「県民向けキャンペーン」を契機として、本日からの「全国誘客キャンペーン」、8月1日からの「国境離島地域への送客キャンペーン」、さらには国の「GoToキャンペーン」へと切れ目なくつなげていくことで、観光産業のV字回復を図ってまいりたいと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長(瀬川光之君) 松本議員—23番。

○23番(松本洋介君) 4万人泊の計画は、既に8万2,000泊の予約が入ったということは、知事のご答弁のように、やはりそれだけ県民の皆様のニーズがあったことでもあります。これは国の交付金を活用しておりますので、県や市町の負担もなく、宿泊だけではなく、それに伴う経済効果は大きいと思います。

今後、また再度、国の2次補正予算が組まれておりますので、それに対しての予算計上をしっかりといただきたいというふうに思っております。

県内宿泊であれば、現在は幸いなことに、感染者が県内におりませんので、受け付けやすいのですが、一つ気になることは、やはり来県の可能性が高い今後の県外の宿泊、本日からはじまりますが、そのことに対して、少し不安が残ります。

九州各県におきましても、今、累計で、福岡県が830名感染、大分県が60名、熊本県48名ということで、九州各県だけではなく、感染の多い地域からの観光客が今後、10万人泊来県されるということが想定をされます。

来県をされることによりまして、県外から来県される宿泊者への感染予防対策について、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長(瀬川光之君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 全国からお客様をお迎えするに当たっては、安心して本県を旅行先に選んでいただけるよう、事業者と連携して感染症対策に全力で取り組む必要があると考えております。

このため、全国キャンペーンに参加する宿泊施設に対しては、「新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守することを要件にしているほか、新たに、長崎県旅館ホテル生活衛生同業

組合と連携しまして、宿泊施設の対応状況を現地確認することとしております。

併せて、福祉保健部をはじめ、関係部署と連携しながら、感染の疑いが生じた場合の対応フローや、あるいは感染防止対策のために、接触者を確認できる体制などにつきましても、事業者としっかり認識を共有するなど、感染症対策には万全を期してまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 松本議員—23番。

○23番(松本洋介君) 観光産業の経済損失280億円というのは、とてつもなく大きな数字でございまして、県内経済に与える影響は大きいものがあります。

そういった中で、今回は、宿泊の補助が期間を限定することで、短期的に観光の売上を増やすことができる事業でございまして。また、宿泊によって飲食業や小売業など、波及する経済効果も期待できます。しかしながら、県外の宿泊者に対しては、先ほど答弁がありましたとおり、予防対策を万全にさせていただきまして臨む必要がございます。

また、県外からの宿泊については、8月から、国の「GoToキャンペーン」がありますので、計画を上回る、県民のニーズである県民宿泊にも積極的に対応していただくことを要望して、次の質問に移ります。

不要不急の外出自粛によって、外食産業も大きな影響を受けております。その材料を供給する県内農作物、水産物も、需要が減ることにより価格も下落するという厳しい状況になっております。そういった中で、長崎県産牛肉と長崎県産養殖魚を学校給食の食材として活用する事業を国の補助金を活用し、実施すると伺いました。

そこで、長崎県産の牛肉と養殖魚を、いつか

らいつまで、どのような規模で、どれだけの量を学校給食に活用するのか、お尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 農林部長。

○農林部長(綾香直芳君) 学校給食における長崎和牛等県産牛肉の提供につきましては、6月10日の島原市を皮切りに、来年3月までの期間で、県内で学校給食を実施している全ての小中学校、義務教育学校、特別支援学校等、518校の児童・生徒等約11万6,000人に対し、各3回、合計約20トンの県産牛肉を活用した、サイコロステーキやカレー、すきやきなど、様々なメニューで提供される予定となっております。

○議長(瀬川光之君) 水産部長。

○水産部長(斎藤 晃君) 私の方からは、養殖魚について、お答えさせていただきます。

学校給食に食材として提供する養殖魚は、ブリとマダイということで、6月中の給食メニューとしての採用を目指し、5月から、県漁連において、納品できる状態で食材を確保して、準備を進めているところでございます。

農林部や教育庁とともに、各小中学校等への働きかけを進めた結果、本日でございますが、6月19日の長与町を皮切りに、今年度、3学期末までに、約42万食、約21トンの切り身を提供していく予定となっております。

引き続き、各学校や県学校給食会、関係市町と調整を図りながら、本事業を活用した県水産物の提供のさらなる拡大に努めてまいります。

○議長(瀬川光之君) 松本議員—23番。

○23番(松本洋介君) 今、今月から学校給食に、牛肉で20トン、切り身で21トンという活用をしていただくことの答弁をいただきました。

牛肉や養殖魚においては、当初、需要を見込んで、時間をかけて生産者が準備をしていたにもかかわらず、今回のコロナ禍において、出荷

ができない状況に陥ったという話も伺っております。今回のこの国の補助金も活用した事業により、生産者だけではなく、県内の児童生徒にも県内のおいしい食材を食べる機会をつくれたことは、実によいことだと思います。

しかし、今回のこの事業は単発的なものであります。農業、漁業の取り巻く環境は大変厳しいものがあり、やはり安定した供給先の確保が経営安定の重要な要素であります。

そこで、学校給食に県産品を既に取り組んでいるとも伺っておりますが、これを契機に、ぜひ今後も積極的に給食に県産品の活用を取り組んでいただくことを要望し、次の質問に移ります。

県内の建設業におきましては、一時期は、中国からの輸入による資材が入荷しないなどの混乱が見られましたが、現在は落ち着いているとの状況を伺っております。

しかしながら、これだけ県内経済が低迷する中で、公共事業による経済効果は大きいものがあります。特に、消費者の需要に影響されない公共事業は、県内経済を活性化させるには効果的だと考えます。

しかしながら、ピーク時と比べますと、公共事業の予算は大幅に減少しており、特に、年間で4月と5月は、毎年、入札件数も入札金額も最も低い時期に当たります。

そこで、令和2年度の公共事業の考え方について、お尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 社会の安定の維持の観点から、国では、コロナ禍においても公共工事に事業継続を求めており、県でも、同様の方針を建設業界に周知しております。

この方針に基づき、県では、例年どおり入札

手続を進めたことから、3月までの発注と合わせ、今年4月、5月の手持ち工事量は、昨年を上回る規模を確保しているところです。

県では、予算の早期執行を図るため、上半期発注率8割を目標に掲げ、経済の下支えに貢献できるよう、引き続き、しっかり取り組んでまいります。

○議長(瀬川光之君) 松本議員—23番。

○23番(松本洋介君) 予算は昨年を上回るということで、大変心強い答弁をいただきましたが、やはり今、仕事があることよっての企業よっての経済効果というのは大変大きいものがございます。しっかりと、どんどん前倒して発注をしていただきまして、県内経済の発展のために、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

次に、民間工事を誘発することについてでございますが、その手段として、リフォームがございまして、特に、外出できずに自宅にいる時間が増える中で、給付金をリフォームに充てる方が増えていると伺いました。

県におきましては、平成25年から平成27年にかけて、住宅性能向上リフォーム支援事業を実施し、20万円から30万円を上限にリフォームの助成をしてきました。しかし、平成28年からは、各市町で実施がはじまりましたので、県の支援事業はなくなりました。現在、県内では、19の市町で支援事業が実施されておりますが、その内容は、財源の関係で市町で格差がございまして、

そこで、経済対策の一環として、県でも、リフォーム等に対しての補助も検討すべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 議員ご指摘のとおり、県では、平成25年度から平成27年度にかけて、

住宅性能向上リフォーム支援事業を行い、約2,900世帯の県民の皆様にも、住まいの性能向上に取り組んでいただけたところです。

また、本事業がきっかけとなり、平成24年度に9市町が取り組んでいた独自のリフォーム事業は、昨年度、18市町まで拡大し、県民に身近な市町による支援が行われているという効果を上げております。

ただし、最終年度の事業利用率が6割程度に減少したため、県では、平成28年度より、政策課題の解決に資するリフォームの支援へ施策を転換し、子どもを産み育てやすい住環境形成のための3世代同居・近居促進事業等を実施しております。

一方で、リフォーム事業は、地場の中小建設業者が中心となるものであり、県内経済の下支えにもつながることから、今後とも、政策課題の解決に資するリフォーム支援について、市町と連携しながら行ってまいります。

○議長(瀬川光之君) 松本議員一23番。

○23番(松本洋介君) 確かに平成27年で終わりました、その時の利用率が減ったということは数字では出ておりますが、逆に、県内の19市町でリフォーム支援事業を実施しているということは、それだけ各市町にニーズがあるということでございます。

大型の公共事業になると、地元の建設業の中小企業まで仕事が回っていないことがあります。20万円から30万円の少額のリフォームであれば、幅広い業者の方がそれを受け持つことができます。また、今回、給付金等なので、いただいたお金をどのように使おうかというところのきっかけに現在なっているというふうに向っておりますので、ぜひ今後、国の支援制度等を活用できないかも含めて、県としても、市町の

支援に対してのリフォーム補助について、検討いただきたいと思っております。

今回の項目は、コロナ禍における経済対策の部分が冒頭でございます。今回、コロナ対策において、給付金などの生活保障のための様々な支援がなされましたが、これはあくまで一時的なもので、当面はしのぐことができますが、仕事がなければ、経済が回らなければ、幾ら給付金を配っても、抜本的な解決にはなりません。だからこそ、経済を活性化させる仕組みづくりのために公金を投入すべきだと思います。今は、国の交付金を補助金や、十分に活用できますが、それをどう活かすかは、これからにかかっております。ぜひ積極的に取り組んでいただくことを要望して、次の質問に移ります。

(2) 雇用機会の創出について。

雇用機会の創出については、厚生労働省が6月12日の時点で、新型コロナウイルスの影響による解雇もしくは解雇見込みの方が、全国で2万4,660人、県内で、何と、466人と発表をしました。このようなことが今後も増加する可能性を危惧するわけですが、しかしながら、早急に雇用を増やすことは難しいことでもあります。

そこで、県が4月補正予算において、緊急雇用創出事業により、250名の雇用創出を計画しているということで、大いに期待するところではありますが、現在の応募と採用の状況について、お尋ねします。

○議長(瀬川光之君) 産業労働部長。

○産業労働部長(廣田義美君) 緊急雇用創出事業は、新型コロナウイルスの影響により離職を余儀なくされた失業者に対し、緊急的な雇用機会の創出を図るもので、現在、各所管課において、求人の募集を行っております。

6月10日現在、169人の募集に対しまして、応募者数は192人、雇用者数は158人となっております。

今後、求職者の増加が見込まれることから、現在、事業の拡充を検討しているところでございます。

○議長(瀬川光之君) 松本議員—23番。

○23番(松本洋介君) 急に職を失った方にとって、この緊急雇用は大変ありがたいことではありますが、今年度までの期間限定であり、また雇用計画、先ほど、答弁によると、250名に対して、現状として92名足りない状況があります。期間限定とはいえ、一日でも早く雇用に結びつけていただくこと、そして先ほど答弁にありましたように、状況に応じて、追加して雇用していただくことも検討していただくことを要望して、次の質問に移ります。

大学生の就職活動についてでございます。

昨年度は、合同企業面談会等を3回開催し、222企業、445人の学生が参加できましたが、今年度は、コロナの影響で、合同企業面談会の中止を余儀なくされた状況であります。

そこで、県では、オンラインによる会社説明会を実施すると伺いましたが、その対応状況について、お尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監(貞方 学君) 県では、4月に、県内企業36社と県内、県外の学生433人に参加いただき、本庁のWebシステムを活用したオンライン企業説明会を開催したところですが、追加実施の要望を受け、6月15日から、同様の説明会を再開いたしております。

また、7月からは、新たに、離島を含む各振興局にもWebシステムを導入し、従来の企業説明会に加え、学生と企業が双方向で対話でき

る企業面談会を実施するなど、引き続き、オンラインを活用した就職・採用活動の支援に努めてまいります。

○議長(瀬川光之君) 松本議員—23番。

○23番(松本洋介君) コロナの影響で合同企業面談会ができないのは大きな痛手ではありますが、先ほど答弁にありましたとおり、オンラインによる説明会、そしてさらに、双方向による面談会をこれから実施されるということでもあります。

もし、オンラインであれば、県外の本県出身の学生が交通費の負担なく面接することが可能になります。実際に私も、神奈川の大学からUターン就職を試みましたが、当時は、長崎県になかなか戻れず、就職活動で苦勞いたしました。

県内の大学生にとっては、逆に、感染が拡大している関東や福岡に就職するリスクを考えると、感染者がいない県内の方が安全という判断が県内の大学生にはまた増えると思います。これをチャンスと捉えて、県内就職に向けて積極的に取り組んでいただくことを要望して、次の質問に移ります。

2.新しい生活様式への対応について。

(1)新しい生活様式対応支援事業について。

「ウィズコロナ」という言葉がありますが、コロナと向きあい生活していくために、国が示した生活様式に対応していく必要がございます。5月補正予算で県が予算化した新しい生活様式支援事業では、消費者と接する事業者に対して、その対策として、事業費10万円を上限に給付することとありますが、消費者と接する事業というのは多岐にわたり、その対象事業者は、かなりの件数になると思います。

県内の対象事業者数と、いつからいつまで、どのようにして、この制度を周知するのか、お

尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 本事業の補助対象は、店舗等で消費者と接する機会の多い事業者約3万7,000者を見込んでおります。

募集期間は、6月15日から8月14日までの2か月間とし、市町や商工団体への情報提供のほか、県のホームページや新聞広告、テレビCMなどを活用して、幅広く周知することといたしております。

今後、さらにガイドラインの実践と本事業の活用を業界団体に強く働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 松本議員—23番。

○23番（松本洋介君） 答弁にありましてとおり、消費者と接する対象事業者が県内に3万7,000者ということで、6月15日から8月14日までに申請するというところでございます。大変膨大な数の対象事業者でもありますし、また2か月間という期間でございますが、問い合わせがあるのが、飛沫防止パーテーションや消毒液、フェースシールドなどが対象になるということですが、もう既に、ほとんどの店舗で対応に取り組んでいる状況の中で、もう既に物品を購入済みである事業者に対しては、どのような対応を取るのか、そして3万7,000者の対象者から応募がどっとあった場合に、対応する事務体制ができてきているのか、スムーズに給付できる体制ができてきているか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 本補助事業の対象期間は、本年4月1日から8月14日までとしており、この間の経費を補助対象といたしております。

また、多くの申請が見込まれることから、事

業者からの相談に対応するコールセンターや申請受付及び書類の事前チェック等を外部に委託し、事務の効率化を図っております。併せて、事業者の負担を減らすため、申請書を可能な限り簡素化しており、今後とも、迅速な事務処理に努めてまいります。

○議長（瀬川光之君） 松本議員—23番。

○23番（松本洋介君） 今、答弁にありました4月1日からの経費ということで、遡ることができる、領収書があれば、それを利用して申請することができるということでございました。

また、3万7,000件の対応については、事務作業を外注するというところでございまして、県の職員だけでは対応しきれない分は、そちらにお願いをして、ただ審査をする部分は、しっかり県が見ていただいて、チェックをしていただくことを要望します。

消費者と接する事業者にとってはコロナ対策が必要となり、その対策がまた新たな負担となり、売上が厳しい時には、重い負担となります。だからこそ、大変ありがたい補助だと思いますが、これまでの給付金対応の経験から、応募をする方からは、事務的手続が簡素であることや給付が早いことを求められております。対象事業者が3万7,000者ととてつもなく多い件数であります。手続が滞ることがないように、そして全ての方に周知が行き届くように取り組んでいただくことを要望して、次の質問に移ります。

(2) 新しい生活様式に対応した新規需要の獲得について。

製造業においても厳しい状況にあると思いますが、一方で、コロナ禍の影響で、新たな需要も出てきているというふうに伺いました。

そういった中で、5月の専決補正予算において、感染症対応型サプライチェーン強靱化支援

事業が提案されました。製造業にとっては、受注する条件にコロナ対策が必要になる場合や、またコロナ対策としてのニーズに対応するための新たな産業が想定をされますが、実際に県内企業にどのようなニーズがあるのか、その状況について、お尋ねします。

○議長(瀬川光之君) 産業労働部長。

○産業労働部長(廣田義美君) 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、県内製造業者に対する支援策の検討をはじめるとに当たり、まず企業のニーズを幅広く、そして具体的に把握することが必要であることから、県工業界をはじめとした各関係団体を通じまして、県内製造業者のおよそ3分の1に当たる約550社に対し、本年3月から、毎月、アンケート調査を実施したところであります。

その中で、工場内のドアを自動化することにより衛生環境の向上を図るもの、長期保存が可能なレトルト加工により、巣ごもり需要の獲得を目指すものなど、具体的な回答がございました。

このような事業者のニーズを踏まえ、本事業が多くの企業に活用いただき、その効果を十分発揮する予算となるよう制度設計を行ったところでございます。

○議長(瀬川光之君) 松本議員—23番。

○23番(松本洋介君) 「新しい生活様式」での対応は、製造業にとっては、取引の条件になることや、新たな産業の需要としても考えられます。

そういった中で、先ほど答弁にありましてしており、550社によるアンケート調査において、直接事業者の声を聞いて、そのニーズに対応する制度は、成果を期待するところであります。

しかしながら、競争でございますので、他県

においても、同じような取組をすることが考えられます。ただの設備投資に終わるのではなくて、もう一步踏み込んで、売上につながる営業活動に対しても支援が必要になると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長(瀬川光之君) 産業労働部長。

○産業労働部長(廣田義美君) 営業活動への支援について、例えば、県内企業からは、「納入した産業用機械のメンテナンスのために、定期的な訪問が必要」といった声をいただいております。

県では、こうした意見などを踏まえ、売上拡大に結びつけるためには、設備投資にとどまらず、営業活動まで含めた支援が必要との考えから、今回、中小・小規模事業者に対し、一貫した支援制度を設けたところでございます。

活用を検討される企業からは、「営業まで幅広い支援となっており、また少額も対象とするなど、使い勝手がいい」との評価をいただいているところであり、今後とも、企業目線に立った事業構築に努めてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 松本議員—23番。

○23番(松本洋介君) 製造業は、当然ながら、需要がある製品を製造し、売上が立たなければ雇用もできません。その中での営業というのは大変重要でございますが、このコロナの影響で、なかなか営業ができない状況にもございます。そういった時に、営業の支援があるというのは大変心強い後押しにもなりますし、コロナの影響でピンチではありますが、それを逆にチャンスに変える取組こそが、大きな経済効果を生み出すと思います。

しかし、それには事業者のニーズの把握と使い勝手がいい制度、そして手続の簡素化と行政

のスピーディーな対応が必要になります。今月から募集開始ということですが、より多くの製造業者に活用していただけるよう、周知もしっかり取り組んでいただくことを要望して、次の質問に移ります。

3、コロナと向きあう県民生活について。

(1) 県民のニーズに合った情報発信について。

これまで、毎日のようにコロナウイルスに関連したニュースが伝わってきています。コロナ対策としましては、国、県、市、それぞれで対策を取っておりますが、身近な市町と比べ、県は広域になりますので、本日の質疑で取り上げた支援制度などの県民の皆様が必要とする情報が、長崎県民132万人のどこまで伝わっているのか、疑問を感じるところでございます。

こちらは、「つたえる県ながさき」ということで、4月の県民への広報誌でございます。（冊子掲示）3月23日から4月1日の間に県民に配布をされておりますが、4月のこの広報誌には、コロナ関連の記事は一つもありません。県内で一例目が発生したのが3月14日でございますが、もちろん原稿の締切りの関係はあると思いますが、コロナの対策に関わる支援制度の周知について、どのように取り組んでいるのか、お尋ねします。

○議長（瀬川光之君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 各種支援制度を含みます新型コロナウイルス感染症対策の広報につきましては、総務部の広報課におきまして、テレビやラジオ、新聞のお知らせ欄ですとか、あるいはホームページ等、通常活用している各種媒体はもとより、必要に応じまして、臨時に新聞広告ですとか、あるいはテレビ、ラジオのスポットCM、こちらを活用いたしまして、関係

する所属と連携しながら、適宜、県民の皆様幅広く周知を行っております。

また、支援制度の詳細ですとか、あるいはその具体的な手続方法といった内容につきましては、制度を所管する各所属におきまして、これも新聞広告ですとか、ホームページ等により、周知を図っているところでございます。

さらに、県民の皆様への外出自粛ですとか、あるいは休業要請、こういったお願いにつきましては、知事が直接、記者会見を通じまして、県民の皆様にお伝えするということを通して、テレビや新聞等に報道いただいているという状況でございます。

○議長（瀬川光之君） 松本議員—23番。

○23番（松本洋介君） 答弁にありました支援制度を所管する所属が、それぞれ新聞広報やホームページを活用しているのはよく見ますが、まず、所属ごとにばらばらに広報するより、各種支援策が必要な人が見やすいように、まとめて広報の方が効果的だと思います。つまり、情報を受ける人の立場になって、わかりやすくまとめることが必要ではないでしょうか。せっかくいい制度があっても、活用されなければ意味がありません。

そして、新聞広報については、大変有効であると思いますが、新聞を取っていない方には伝わりません。ホームページについても、アクセスをしないと、情報は伝わりません。

このような方々に対して有効な発信手段が、インターネットを使ったSNSによる発信でございます。本県においても、ツイッターのアカウントを取得して発信に取り組んでいますが、最近、特に、登録するフォロワーが急増しているのが、感染情報を発信する医療政策課のフォロワーですが、何と、フォロワーが1万2,000人

もいらっしやいます。長崎県の公式のフォロワーが2,431人ですから、約6倍の方が、この登録をしているということです。これはなぜかといいますと、県民の皆様が、端的に、知りたいから、情報をほしいから登録をしているということが要因にあります。

ツイッターは、リアルタイムに、一方的に情報を発信しますから、必要な情報が必要な方に、タイムリーに伝わります。しかも、コストがかからず、短時間で情報を伝えるSNS、これをもっと活用すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 県におけるツイッターの活用につきましては、現在、59公式アカウントがございますけれども、こちらを通して情報発信を行っているという状況でございます。

ご紹介もいただきましたフォロワーの数につきましては、例えば、医療政策課のほかにも、観光振興課ですとか、危機管理課、こういったところは多くなっておりますし、逆に、正直申し上げて、非常に少ないもの、アカウントもあるという状況でございます。

ツイッターをはじめとしますSNS、こちらを活用した情報発信につきましては、ご紹介いただきましたとおり、低コストで、タイムリーな情報発信ということが可能でございますので、各種支援制度の周知に当たりましても、テレビですとか新聞等の他の媒体を補完する有効な手法だということを考えております。

コロナ対策の支援制度は多岐にわたりますので、制度を所管する所属と連携しながら、県民の皆様にはフォローいただくための情報発信や継続的な内容の更新など、効果的な方法を検討い

たしまして、速やかに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長(瀬川光之君) 松本議員—23番。

○23番(松本洋介君) 今回は、特に、国の補正予算、もちろん県の補正予算も随時、毎月のように行われておりまして、新しい支援制度がどんどんできております。しかし、制度をつくるのはいいのですが、その制度に対しての周知というのが、どうしても後手後手になってまいります。

そういった中で、ホームページがあるから自分で見なさいとか、また自分で調べてから申請してくださいとか、そういうことも考えられますが、やはり県民の方々に対して、知りたい方々に対して、必要な支援制度をこちら側から発信する対策としては、ツイッターのアカウントを登録していただく、それはそれぞれの産業にアカウントを持っていらっしやいますから、そのアカウントを登録することによって、関連する県民の方々が、自分のほしいと、必要としている部分の支援情報、また制度をインターネットで送られてくるものを把握することができます。

ぜひとも、特に、県の場合は広域になります。市町と比べて、情報の発信が限られます。そういった中での活用に取り組んでいただくことを要望します。

次に、発信の方法だけではなく、県民の声を聞く広聴も重要でございます。

県では、多くの県民の皆様への不安に対して、対応する相談窓口を4月21日から開設しており、これまで、4,452件の相談があったと伺っております。

その内訳を調べさせていただきましたが、驚きましたのが、その中で、特に、休業要請の間

い合わせが最多で3,155件となり、全体の7割を占めています。

これはなぜか調べてみますと、4月24日に知事が記者会見をいたしました。翌日からの休業要請と協力金の説明をされたのですが、記者会見をした翌日からの休業ということで、自分が休業対象になるのかという問い合わせが殺到したということです。その翌日は土曜日で、休庁日でございます。実際に私にも4月25日に、県庁に電話がつながらないという相談が数件寄せられ、私の方で、直通の電話で担当者に問い合わせをさせていただきました。

その時の対応と、相談窓口で受けた内容を、どのように対応しているのか、お尋ねをいたします。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 新型コロナウイルスの総合相談窓口につきましては、国の緊急事態宣言の対象地域の全国への拡大を踏まえまして、県民の皆様の様々なご相談に対応するために設置をいたしまして、こちらは土日等も含めまして電話相談を行っているという状況でございます。

今、ご指摘をいただきましたとおり、4月24日に県から休業要請を行った直後、こちらは多くの問い合わせをいただきましたので、一時的に電話がつながりにくいという状況はあったというふうに承知をしております。その際にも、休業要請の専用の相談窓口、こちらを別途設けますとともに、一時的に総合相談窓口の人員の増員ということもして対応してきたという状況でございます。

相談窓口には、休業要請に関するご相談のほかにも多くのご相談、ご意見が寄せられておまして、これらについては、可能な限り、その

場でお答えをするということにしておりますけれども、専門的なご相談ですとかということにつきましては、担当課に直接つなぎまして、そこから回答をさせていただくという形で、適切な対応に努めております。

また、寄せられたご意見、ご相談につきましては、庁内関係課での情報共有を図っております。コロナに関する各種施策の実施に活かしているという状況でございます。

○議長(瀬川光之君) 松本議員—23番。

○23番(松本洋介君) 私が電話を受けた時に直通で電話をさせていただいた時に、実は、人事課の方が担当されておりました。どうしたのですかと聞いたら、今、ご答弁にありましたとおり、人員を増員する対応をしています、そして回線を増やす対応をしていますというご返答をいただきました。

しかし、記者会見をする前から、その日に問い合わせが殺到することは想定できたはずでありまして、増えたから臨時で増やすというのではなくて、あらかじめ、事前に受入体制というもの、人員を増やす、回線を増やすということ、また会見の時に、ご相談の時はこちらまでという告知をしておけば、このように混乱することはなかったのではないかというふうに考えます。

また、大事なことは、もう一つ、相談を受けた内容というものが、もちろん受けた方が専門家ではないので、伝わらないところはあると思いますので、先ほどご答弁にありましたとおり、しっかり担当部署の方につないでいただく、そして、それが言いっ放しに終わらないように、ぜひともニーズとして政策決定に反映していただきたいというふうに思います。

国の非常事態宣言が発令される、本当に走り

ながら考えるような状態の中で、県の対応は大変だと思えます。そして、県民の皆様も、同じように不安は大きいと思えます。だからこそ、支援制度はどのようなものであるか、情報を必要としますし、不安だからこそ、相談したいこともあります。制度の周知だけではなく、その制度についての疑問や改善の要望もあると思えます。実際、私も多くの相談を受けましたので、だからこそ、広報広聴は重要だと思えます。このような非常時だからこそ、広報広聴の予算は積極的に使って、県民の皆様のニーズに合った情報発信に取り組んでいただくことを要望して、次の質問に移ります。

(2) コロナ禍における防災対策について。

昨夜から早朝にかけて、大雨が降りました。早朝には大雨警報が発令されました。

また、昨年8月27日に、九州北部に豪雨災害が発生し、長崎地方気象台が大雨特別警報を発表しました。もちろん、避難指示も発令されていましたが、今年もこのような事態に直面した場合、コロナ禍における避難所対策ができていいのか、重要な課題であります。

そこで、4月に、県が21市町に、避難所の感染予防対策についてアンケートを実施したところ、避難所の充足状況が足りていると答えたのは3市町だけでした。さらに、避難所での検討課題においては、マスク、消毒液、体温計などの資材不足が挙げられました。災害はいつ起こるか予想できません。

そこで、コロナ禍における避難者への対応について、お尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 危機管理監。

○危機管理監(荒木 秀君) コロナ禍においても、災害から命を守るためには、安全な場所への避難が重要であるため、県では、事前にハ

ザードマップ等を確認し、安全な場所にいる人は、その場にとどまるとともに、避難が必要な方についても、避難所以外の安全な親戚や知人宅への分散避難を呼びかけております。

また、5月26日には、県旅館ホテル生活衛生同業組合と、災害時における宿泊施設の提供に関する協定を締結し、要配慮者等の受入先として、市町が旅館、ホテル等を活用できるような体制を整えております。

さらに、5月専決補正予算として、感染防止のためのパーテーションや段ボールベッド、また熱中症や換気対策のためのスポットクーラーや大型扇風機等の備蓄により市町の支援を進めており、今後とも、市町と連携しながら避難者対策に取り組んでまいります。

○議長(瀬川光之君) 松本議員—23番。

○23番(松本洋介君) 実際にこの状況での避難というのは大変厳しいと思いますが、先ほど答弁にありましたとおり、「3密」を避けるために、旅館ホテル組合との災害時の応援協定や避難所の感染防止を図るためのパーテーションや段ボールベッド、換気装置などの資材等の備蓄などの対応は大変評価いたします。

しかし、避難を実施する市町へのアンケートでは、感染症対応が足りているのは、わずか3市町だけあります。このような状況の中で今後の災害に対応するために、市町と連携して、コロナ禍における避難所運営のあり方について、具体的に取り組む必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長(瀬川光之君) 危機管理監。

○危機管理監(荒木 秀君) 避難所における対応につきましては、一義的には市町の取組となりますが、議員ご指摘のとおり、県としましても、避難所運営における感染症対策についまし

ては、市町と連携した取組が必要であると認識しております。

そのため、6月5日に、避難所開設・運営における「新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」を作成し、市町へ配布するとともに、6月12日には、時津町において、県と時津町の合同による「避難所開設訓練」を実施し、開設と運営の手順を確認いたしました。

さらに、昨日、6月18日には、人と防災未来センターの講師による「避難所等における新型コロナウイルス感染症対策研修会」を県庁において開催し、市町職員のスキルアップを図りながら、情報の共有化と避難所対策に取り組んでいるところであります。

○議長(瀬川光之君) 松本議員—23番。

○23番(松本洋介君) 先ほどありましたとおり、やっぱり市町としても、何を対応していいかというのに非常に戸惑っているところがあると思います。その中で、答弁にありましたとおり、やはり何をすべきかのチェックリスト、そして訓練、研修会といった具体的な対応というものは大変意味があると思っております。

コロナ禍における避難としては、避難所の「3密」を避ける換気や空調の整備が必要になりますし、県民の皆様へ、分散避難の周知も必要であります。長崎市においては、避難所である学校の体育館は「3密」になるということで、教室を避難所に指定したと伺いました。

これから梅雨から夏にかけて、大雨による災害の可能性が高まりますが、災害から避難した避難所で感染するという2次被害の拡大にならないように、今のうちから市町と連携してしっかりと取り組んでいただくことを要望して、次の質問に移ります。

4、休校後における児童生徒の対応について。

(1) 休校における学習の遅れについて。

政府の休校要請を受けて、本県においても、3月から5月にかけて、多いところで29日間、少ないところで22日間程度、授業日数が減りました。特に、年度末、年度はじめをまたぐ重要な時期における1か月近い休校ですが、義務教育なので、カリキュラムは履修しなくてはなりません。

その対応として、夏休みを10日間短縮することで調整するようですが、明らかに学習時間が不足する中で、生徒、児童の学習の遅れが心配です。休校中に課題に取り組んだとしても、明らかに学習時間が足りない中で、生徒、児童は、そういった環境にない場合の対応について、どのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 現在、県内の小中学校においては、臨時休業に係る学習の遅れを本年度中に取り戻すべく、行事の精選、学習内容の見直し、夏季休業日の授業日設定等の対策を講じ、懸命に取組を進めているところであります。

なお、指導に当たっては、通常実施する授業中の確かめや定期考査の実施に加えて、7月中に実施する県学力調査をはじめ、各種学力調査の活用を図るなど、あらゆる方法で、全ての児童生徒の学力の定着状況を的確に把握することが大切であると考えております。

そのうえで、遅れが見られる児童生徒には、個々に応じた学習プリントを準備したり、放課後や夏季休業中に個別に指導したりするなど、丁寧に対応していくこととしております。

○議長(瀬川光之君) 松本議員—23番。

○23番(松本洋介君) 答弁にありました学力調査というのは、あくまでもテストでなく調査

でありますので、児童生徒の学習の遅れを把握して、適切な対応をお願いいたします。

また、8月から1か月、夏休みに入るわけですが、せっかく5月に学校が再開したとしても、3か月もせずに、また1か月休むわけでありまして、夏休みにおける学習の重要性は大きいと考えます。

そこで、文部科学省が3年後に予定していた児童生徒にPCを配布する「GIGAスクール構想」を本年度に前倒して取り組むと伺いました。ハードのパソコンだけが届いても、やはりその中身のソフトというのが重要になってくると思いますが、これを活用して、夏休みにインターネットを活用した学習に積極的に取り組むいい機会だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長(瀬川光之君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 臨時休業に伴う学習の遅れにつきましては、各学校における取組で十分に補えるものと考えております。

そのうえで、夏季休業中に、各家庭のテレビやインターネットを活用し、自主的な学習に取り組むことも、学びを深めるという点で有効であると考えます。

県教育委員会としましては、児童生徒が自主的な学習に利用できるコンテンツをまとめ、各学校へ周知するとともに、「学び直し動画」を動画配信サイトで広く一般に公開するなど、必要に応じて活用することができるよう支援しているところであります。

○議長(瀬川光之君) 松本議員一23番。

○23番(松本洋介君) 私も教育の仕事に関わっている中で、特に感じるのですが、宿題というのを多量にプリントを配布したとしても、それがすぐに学力に定着するということには至

らないと思います。今、インターネットを活用して動画で授業を見るとか、視覚に訴えたそういったコンテンツを活用することによって、プリントでの学習より以上の効果を発揮できるということに併せて、今回、「GIGAスクール構想」で、そういった端末も用意できるということではありますが、ぜひとも、コンテンツを今、県教委でも作っていらっしゃると思いますので、それを周知していただいて、県内の生徒、児童に活用していただきたいというふうに思います。

今までにはない約1か月間の学校の休校というのは、生徒、児童の成長にとって影響がないわけではありません。学習で一度遅れを感じると、それを取り戻すには、相応の時間がかかります。また、長期の休みによって、家庭生活にも影響があることも想定されますし、精神面においては、不登校の増加も懸念されます。これまでにない対応が今後必要になってきます。

文部科学省では、このたびの2次補正によりまして、学習保障における人的体制の確保として、人材の加配の予算を318億円計上しております。こういった国の制度も活用していただいて、しっかり対応していただくことを要望して、最後の質問に移ります。

(2) 受験生への対応について。

今年度から、公立高校の入試制度が変わります。受験生にとっては、休校で授業日数が減り、コロナ禍の中での高校受験になります。

何がかわるかと申しますと、端的に申し上げれば、今までの推薦入試がなくなり、前期、後期の2回、受験機会ができる。

前期は、3教科の基礎学力と、プレゼンテーションや小論文など、各校で学校の特性に合わせて選択し、実施されます。後期は、昨年度までと同様の5科目の学力調査になります。この

ような状況の中での入試制度の変更に、戸惑いの声も伺っております。

そこで、改正された入試制度の目的は何なのか、また新たな制度になったことで、受験生にどのようなメリットがあるのか、お尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 今回の入学者選抜改善の目的は、受験生が主体的に学校を選ぶことができ、受験生の学ぶ意欲や多様な能力を評価できるようにすることです。

前期特色選抜を導入したことにより、これまでの推薦入試と異なり、生徒は、中学校長の推薦がなくても受験することが可能となります。各校が求める生徒像及び選抜方法を示しているため、受験生は、自らの強みを活かして、主体的に学校、学科、コースを選ぶことができるというメリットがあります。

また、意欲ある生徒が入学することで、高等学校の特色化、魅力化につながるものと考えております。

○議長(瀬川光之君) 松本議員—23番。

○23番(松本洋介君) 推薦入試というのは、全員が受けれるわけではなくて、制限された生徒だけが数が決まっております。それに対して、今回は、1回だった受験が、2回受けられるというのは、受験生にとって、可能性が大きく広がり、受験に対しての意欲の高まりにつながるはずです。

改正された制度だから不安ではなくて、むしろ、改正されたからこそチャンスが広がることをしっかり伝えていただきたいのでございます。

近年、公立高校の取り巻く環境は厳しく、少子化や、私立高校も頑張っていることもありまして、定員割れが進んでいます。そういった中

で、志望校を選ぶのに重要なのがオープンスクールです。実際に学校を訪問し、その学校の特色を知り、意欲を高めるいい機会でございますが、コロナの影響が懸念されます。どのような対応を取るのか、お尋ねします。

○議長(瀬川光之君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) オープンスクールにつきましては、各学校の特色や魅力を発信し、入学者選抜の方法等について説明するための大変重要な機会だと考えております。

今年度につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、7月までは実施を見合わせておりますが、8月以降、多くの学校で、時間帯や期日を分けて実施するなど、「3密」を避けた感染防止対策を講じたうえで、順次開催するよう計画をしております。

○議長(瀬川光之君) 松本議員—23番。

○23番(松本洋介君) 「3密」を避けて感染症対策をしっかりと取り組めば、オープンスクールの実施も可能というふうに伺いました。こういう時だからこそ、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そして、最後に、もう一つ気になるのは、感染の第2波が発生して、再び休校になった場合は、学校によって、受験範囲の履修ができなくなることも想定できます。また、受験会場でのコロナ対策も大切です。受験会場においてクラスターが発生するようなことであってはなりませんし、発熱した受験生への対応も必要になります。

そのような課題に対して、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 今後の臨時休業の可能性も想定をいたしまして、令和3年

度長崎県公立高等学校入学者選抜における学力調査の出題範囲の縮小も含め、現在、検討を進めているところであります。

各市町の教育委員会等、関係機関の意向を伺っておりますので、7月中には方向性をお示ししたいと考えております。

入試当日の感染防止対策につきましては、今年3月に行いましたように、マスク着用の励行、検査場における「3密」の回避、消毒の徹底等を図ってまいります。

また、発熱等の症状のある受験生については、別室での受験も可能といたします。

さらに、当日受験できない生徒については、追受験を受ける機会を設けるなどの対応をしていきたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 松本議員一23番。

○23番(松本洋介君) 答弁によると、来月に方向性をということでございます。やはり早く方向性を決めてあげて、市町に連絡をして、各学校での教育のカリキュラムも変わると思われますので、しっかり対応していただくことと、3月に実際に受験はしていらっしゃると思いますので、それを踏まえた中で、さらに課題等が出たと思いますので、その対応についても、しっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

コロナ禍においては、「密接、密閉、密集」によって、感染リスクが上がるということで、学校の休校が決められたと思います。「学校に行けなくなって、改めて学校のありがたさを感じた」と、ある児童が言っておりました。それだけ子どもたちにとって、学校の教育現場における影響力は大きいものがあると思いますし、教育現場の先生方のご苦勞もわかります。北九州では学校における集団感染が確認されました。目に見えないからこそ難しいと思いますが、そ

ういった中で、しっかり取り組んでいただくことを要望します。

最後になりますが、全国で1万7,689人が感染し、935人がお亡くなりになりました。本県においても、17人が感染し、466人が解雇となり、経済においても大きな損失が出ました。

こういった中で、私たちは、県民の皆様の悩みや苦しみに対して、いかに寄り添って対応するかが重要だと思っております。

国の交付金や補助金を長崎県のためにどう活かせるかは、これからの取組次第でございます。今後とも、コロナ対策に対して、県民のニーズを踏まえ、積極的に取り組んでいただくことを要望して、質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(瀬川光之君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時10分から再開いたします。

— 午前10時58分 休憩 —

— 午前11時10分 再開 —

○副議長(西川克己君) 会議を再開いたします。引き続き、一般質問を行います。

中村一三議員一13番。

○13番(中村一三君) (拍手)〔登壇〕 自由民主党・県民会議、南島原市選出の中村一三でございます。

議長の許可をいただきましたので、県政一般質問を行います。

質問に入ります前に、今回の新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々のご冥福を申し上げますとともに、ご遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。

そして、いまだ、罹患している方々にお見舞いを申し上げます。

また、長期にわたり、長崎に暮らす人々の命を守るため、日夜を問わず、ご尽力いただいている中村知事をはじめ、医療・保健関係者の方々、県庁の職員の皆様方に対し、そのご労苦に対し感謝を申し上げます。

そして、感染症の拡大防止にご協力をいただいている長崎県民の皆様、県内事業者の方々にお礼を申し上げる次第でございます。

何よりも一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束と県内経済の立て直しを目指し、関係者ととともに全力で取り組む覚悟であります。

それでは、質問に入ります。

今回も質問は多岐にわたっていますが、市民の声を県政に届ける意味で、島原半島、とりわけ南島原市の課題、要望等について質問をいたします。

分割質問、分割答弁をお願いいたします。

理事者の方には、わかりやすい、明快な答弁をお願いいたします。

1、中村県政3期10年間の総括について。

(1) 実績と残された課題と次期総合計画について。

中村知事は、平成22年の知事就任以来、日々、県政の推進にご尽力をいただいております、特に、最近では新型コロナウイルス感染症対策に対する対応、注力等を、県民の一人として感謝を申し上げます。

今年は、知事が就任されて10年という大きな節目を迎えられ、3期目で考えても2年が過ぎて折り返しを迎えられ、この間、国体の開催やキリスト教関連遺産の世界遺産登録等の成果の一方で、人口減少の課題もあると思います。

平成30年3月定例会で、3期目の所信を述べておられ、その中で、選挙期間を通じて県内各地域を訪問され、人口減少や過疎化が一段と進行

しつつある現象を目の当たりにされ、地域の活力再生は一刻の猶予もならない状況であり、危機意識を強くされたと思います。

知事就任以来、県民が安心して生きがいを持って暮らせていけるような、活力に満ちた長崎県づくりを推進するために全身全力を傾注されておられることに敬意を表する次第です。

就任以来、平成23年度には、「人や産業、地域が輝く長崎県づくり」を基本理念とした総合計画、平成25年度には「県民所得向上対策」、平成27年度には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、これからの4年、県民の皆様の参画のもとに、人に生きがいを、産業に活力を、暮らしに潤いを与えられるような施策の推進に全力を尽くしてまいりたいと述べておられます。

そして、県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすくお示しするため策定されている「長崎県総合計画 チャレンジ2020」は、今年度、最終年度を迎えます。

また、知事は、「こぎ出せ！長崎」という旗印のもと、知事就任以来今日まで、活力に満ちた長崎県づくりに全力を傾注してこられたと思いますが、知事としての10年間の歩みを踏まえて、これまでの総括と残された課題、また、これからの本県の課題、さらに次期総合計画策定に向けた方向性について、いかがお考えか、お伺いいたします。

あとは、対面演壇席より質問をいたします。

○副議長(西川克己君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 中村一三議員のご質問にお答えをいたします。

県政のこれまでの総括と残された課題、そして総合計画策定に向けた方向性についてのお尋ねでございます。

私が知事に就任いたしました当時は、リーマンショック直後の大変厳しい経済雇用情勢の中にありましたことから、まずは産業の振興や雇用の創出に力を注いでまいりますとともに、平成25年からは具体的な目標を掲げながら、県民所得向上対策に力を注いできたところであります。

さらに、本県が総合計画の理念としておりました「人・産業・地域」の視点と考え方を同じくする国の地方創生の施策も積極的に取り込みながら、平成27年度には、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本県の課題であります人口減少の克服に向けたさまざまな施策を推進してきたところであります。

そうした結果、企業誘致等による雇用創出、移住者数の増加、農業産出額の拡大、高校生の県内就職率の向上など、一部では成果があらわれてきておりますが、いまだ人口の社会減少に歯止めをかけるまでには至っていないところであります。

このため、次期総合計画においても人口減少対策を重要課題として捉え、引き続き、新規学卒者の県内就職の促進や移住施策に力を注いでまいりますとともに、新たに県外転出者のUターン就職対策、関係人口の創出拡大の取組を重点的に推進してまいりたいと考えております。

また、2040年問題への対応やSociety5.0の実現、新型コロナウイルス感染症の影響への対応など、新しい課題も顕在化しているところであり、社会や時代の流れを見据えながら施策を構築していく必要もあります。

一方で、新幹線の開業やI Rの誘致をはじめとして、県内各地域でさまざまな大規模プロジェクトやまちづくりが進展し、まちのたたずまいが大きく変化するチャンスを迎えておりま

すことから、その効果を確実に地域の活性化に結びつけていかなければならないと考えております。

今般、骨子をお示しいたしました次期総合計画においては、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として掲げ、人・産業・地域がしっかりとそれぞれの役割を果たし、相互に連携、協働しながら難局を乗り越え、長崎県の活性化につなげてまいりたいと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○副議長(西川克己君) 中村一三議員—13番。

○13番(中村一三君) ありがとうございます。答弁をいただきましたけれども、知事は、出身地でもある島原半島にも十分目を向けていただいているものと思っております。

これまでにおいても島原半島の振興への取組として、先ほど申し上げましたが、南島原市の原城跡の世界遺産登録のほか、島原道路の整備促進、ロノ津フェリー埠頭の再編など島原半島の交通アクセス改善及び交流人口に向けた基盤整備にご尽力をいただいております、高く評価をしておりますが、一方では、我が南島原は、半島の南部に位置し、交通の整備が遅れ、市内産業の発展に支障を来しており、なお一層の整備が必要になっております。

また、島原半島の人口減少の歯止めはかからず、直近の平成27年度の国勢調査では、前回調査より9,000人減少し、その後も年間2,000人のペースで減少が続いており、島原半島を取り巻く環境は依然、厳しい状況下であります。

知事は、島原半島の産業振興を含む地域活性化に向け、島原半島が抱える課題をどのように捉え、それに対して、どのように取り組んでい

こうと考えているのか、知事の見解をお伺いいたします。

○副議長（西川克己君） 知事。

○知事（中村法道君） 島原半島には、豊富な農林水産物や観光資源が存在する一方で、交通アクセスなど地理的条件が厳しい面があり、人口減少と高齢化が進行している地域でもあります。

基幹産業であります農業は、県内産出額の約半分を占めておりますが、今後、高齢化に伴い労働力の確保が課題となり、担い手確保が大きな問題になってくるものと考えております。

そうしたことから、農地の基盤整備を推進し担い手への集積を図ってまいりますとともに、多様な就農希望者の確保、育成に力を注ぎ、高収益作物の生産拡大に取り組むことによって、将来にわたり持続可能な力強い農業経営を実現していかなければならないと考えております。

また、観光面では、世界遺産の原城跡をはじめ、世界ジオパーク、全国初の国立公園雲仙など地域が誇る観光資源を活かしながら、地元3市と一体となって、誘客促進や広域周遊ルートの造成などにさらに力を注いでいきたいと考えております。

さらに、アフターコロナ社会を見据えながら、地域住民が安心して暮らすためのまちづくりや、増加傾向にある移住の促進、関係人口の拡大等に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、こうした産業や生活を支えるためには、島原道路をはじめとした規格の高い交通ネットワークづくりが極めて重要であると考えているところであり、地元市町の皆様方と力を合わせながら、そうした生活産業基盤の整備に力を注ぎ、引き続き、活力と魅力にあふれた島原半島の実現を目指していかなければならないと考

えているところであります。

○副議長（西川克己君） 中村一三議員—13番。

○13番（中村一三君） ありがとうございます。これまで10年間、知事は、誠心誠意、県民のために粉骨砕身、トップリーダーとして決断、実行しておられ、あと残すところ1年10か月となりましたけれども、まだまだ、県全体のことを見なければいけないということは十分わかっておりますけれども、島原半島、とりわけ南島原市にいい種をまいていただき、また4期目をチャレンジしていただきたいと思います。（発言する者あり）

2、新型コロナウイルスによる経済の現状と今後の課題について。

(1) 観光立県長崎に対する新型コロナウイルス感染症収束後の支援策について。

新型コロナウイルス感染症について、ワクチンや治療薬が完成した中で、必ず第2・第3波が来ると思われる。その際、せっかく回復してきた観光業者について、再度大きな打撃を受ける可能性があります。

4月以降、県は、観光関連事業者の雇用を守りながら受入体制を支援する事業や宿泊施設応援キャンペーンを実施し、事業者は、これらを大いに活用して事業を継続しているところであります。

そこで、第2波・第3波が来た時を見据えた受入体制を整備しておく必要があると思うが、いかがお考えか、お尋ねいたします。

(2) 雇用調整助成金、休業協力金の現状と課題、金融支援融資について。

雇用の維持を図る国の雇用調整助成金について、申請の書類の多さ、複雑さが壁となり、県内事業者の申請が思うように進まないとの声を聞いております。書類の簡略化が一部行われた

とはいえ、中小企業者にとって依然としてハードルが高いものと認識をしております。

国の2次補正において、一日当たりの上限額が大幅に引き上げられ、雇用調整助成金に対するニーズはますます高まると見込まれる中、助成金申請に向けた中小企業者への応援も必要であるとする。国及び県の対応について、お伺いをいたします。

①休業協力金の現状と課題。

4月22日の新型コロナウイルス対策本部において、都道府県をまたいだ帰省や旅行により人の流れが生じ、都市部から地方へと感染が拡大したと思われる事例が発生がちと指摘され、人と人との接触機会のさらなる低減が求められました。

加えて、隣県でも休業要請が進んでおり、県外から県内への流入が懸念されるとともに、長崎港に停泊したクルーズ船内において感染している状況もありました。

こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する観点から、知事は4月24日に、事業者の方々に対し休業や時間短縮営業を要請されました。

この要請に協力いただいた事業者の方々に対しては、国の予算を活用した協力金制度を予算化され、5月1日に26.6億円の補正予算を議決したところでもあります。

そこで、昨日の産業労働部長の答弁がありましたが、協力金の申請件数、支給件数及び支給額の最新の実績について確認するとともに、支給事務を行うに当たり課題などはなかったのか、お尋ねをいたします。

②金融支援策について。

県の金融支援策、すなわち中小企業の資金繰り支援に関して、県のこれまでの取組と今後の

取組については、先日の徳永達也議員の一般質問及び答弁があったので、私は少し別の観点から質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響は世界中に広がっているため、経済に対する影響の大きさを考える時、平成20年秋からの世界的金融危機、リーマンショックの際の状況を教えていただきたい。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業者の急激な資金繰りの悪化に対応するため、県は、融資制度、緊急資金繰り支援資金を発動しているが、同様にリーマンショックの際にも制度融資、中小企業経営緊急安定化対策資金を創設されたと聞いております。

今回の緊急資金繰り支援資金とリーマンショックの際の中小企業経営緊急安定化対策資金の利用状況を踏まえて、今後どのような対応が必要なのか、お伺いいたします。

(3) オリンピック・パラリンピック延期による海外チームキャンプの本県の影響について。

本年3月、「東京2020オリンピック・パラリンピック」は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、約1年の延期が決定をされました。

オリンピック・パラリンピックの延期によって、本年5月8日・9日に予定されていた本県での「聖火リレー」が延期されるなど、目に見えるような影響も出ているが、観光面や経済面の影響を考えると、県内各地で予定されていた海外チームのキャンプ実施がどうなるのか心配をしております。

特に、キャンプを受け入れる予定であった各地においては、交通や宿泊など経済効果もあり、選手たちとの交流による地域の活性化にもつながるものと期待していたことから、仮に予定していたキャンプが実施されない場合の影響は大

きいものではないかと思えます。

そこで、海外チームのキャンプ誘致に関して、具体的にどのような影響が生じているのか、また、県として、影響を最小限にとどめるために、どのような取組を行っているのか、お尋ねをいたします。

○副議長(西川克己君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 新型コロナウイルス第2波・第3波を見据えた受入体制についてのお尋ねでございますけれども、受入体制の整備につきましては、「新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守することを条件に、宿泊者が衛生的で快適に過ごせるよう、除菌装置などの購入や衛生面に関する施設改修を行う宿泊施設に対して支援を行っているところでございます。

県外からの観光客を受け入れるに当たっては、長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合の協力のもと、宿泊施設の安全・安心な受入体制整備の現状について、現地調査を実施することとしておりますが、改善が必要な宿泊施設につきましては、この支援制度の活用を促してまいります。

今後とも、「新しい生活様式」に対応した県内の宿泊施設等における受入体制整備を進めてまいりたいと考えております。

○副議長(西川克己君) 産業労働部長。

○産業労働部長(廣田義美君) 私から、3点について答弁いたします。

まず、雇用調整助成金について、県内中小企業が申請を行う際の国及び県の支援はどのようなになっているのかとお尋ねでございますが、長崎労働局におきましては、臨時窓口として「雇用調整助成金コーナー」を20名体制で開設するとともに、県内ハローワークでの出張相談を行うなど申請に向けた相談、支援体制の強化

を図っておられるところでございます。

また、県といたしましても、20人の社会保険労務士を県のアドバイザーとして委嘱いたしまして、県庁及び各地域での相談窓口のほか、企業への派遣、Webセミナーにおいて相談・支援を実施しております。

引き続き、長崎労働局と連携を図りながら、事業者の円滑な申請手続を支援してまいりたいと考えております。

次に、休業要請協力金の申請件数、支給状況及び支給事務執行上の課題はないかとお尋ねでございますが、6月17日現在で7,407件の申請があっており、既に3,620件、10億8,600万円を支出しており、来週末までには、累計で約5,000件、15億円を支出できる見込みとなっております。

協力金の支給事務を迅速に行うため、申請様式や添付書類をできる限り簡素化するとともに、申請者用のチェックリストを設けるなど工夫をしながら事務を進めてきたところでありますが、当初の想定より、申請に記載の誤り、あるいは必要書類の添付漏れ等があったことから、支給までに時間を要したケースもございます。

今後とも、迅速な事務処理を行い、早期の支給に努めてまいりたいと考えております。

次に、県制度融資について、今回とリーマンショック時の利用状況を踏まえた今後の対応についてのお尋ねでございますが、新型コロナウイルス感染症による経営環境の急激な悪化を受け、県の制度融資である「緊急資金繰り支援資金」を3月2日に発動しており、保証承諾実績は、発動後3カ月間で3,120件、約476億円でございます。

一方、平成20年12月にリーマンショックへの対応として創設した制度融資、「中小企業経営

緊急安定化対策資金」の実績につきましては、平成20年度末までで約3,800件、約396億円であり、最終的には平成22年度末までの3年間で約695億円となったところでございます。

リーマンショック時におきましては、資金需要に応じて段階的に融資枠を拡大してきたところでございますけれども、今回も影響の長期化が懸念される中で、今後の資金需要に応じて融資枠のさらなる拡大を検討してまいりたいと考えております。

また、今回は国の保障制度を活用いたしまして、5月1日から融資額3,000万円を上限として当初3年間の無利子化を実施しているところでございますけれども、本日から、この上限額を3,000万円から4,000万円に引き上げを行ったところでございます。

今後とも、事業者の事業継続のため、資金繰り対策を適時適切に行ってまいりたいと考えております。

○副議長(西川克己君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 海外チームのキャンプ誘致に関する影響と取組についてのお尋ねでございますが、県では、これまで県内5市と共同で、東京オリンピック・パラリンピックに向け、スポーツを通じた国際交流の促進を目的としまして、ベトナム、スペインをはじめ6か国、12競技の事前キャンプ誘致に取り組んできたところでありますが、大会延期に伴い、今年のキャンプの実施は全て見送られたところでございます。

また、来年のオリンピック・パラリンピックでは、感染防止を徹底するとの方針が示されたことから、選手の滞在期間の短縮や合宿の自粛などによりまして、キャンプ実施にも影響が及ぶことも想定されているところでございます。

ただ、いずれにしても県といたしましては、誘致対象国の在日公館や関係自治体、競技団体等と連携し、来年の事前キャンプの実施、さらには大会後における永続的なスポーツ交流の実現に向けて、各国、各チームとのコミュニケーションを続けてまいります。

併せて、受入れに当たっての感染症対策や安全・安心な交流計画の検討など、状況に応じた準備をしっかりと行ってまいります。

○副議長(西川克己君) 中村一三議員—13番。

○13番(中村一三君) ありがとうございます。

聖火ランナー170名の方が今年走る予定だったんですけれども、その方々は来年はどのようになるのか、お尋ねをいたします。

○副議長(西川克己君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 来年実施の聖火リレーでございますが、現在、大会組織委員会においては、関連イベントの簡素化も含めた再検討が進められていると聞いております。

ただし、既に聖火ランナーに決定している方々につきましては、新たな日程におきましても優先的に走行できるよう配慮されているということでございまして、このことにつきましてはランナーの皆様へも組織委員会から直接連絡されていると伺っております。

○副議長(西川克己君) 中村一三議員—13番。

○13番(中村一三君) ありがとうございます。

協力金の関係ですけれども、当初は8,500件を対象としておられましたけれども、申請件数が7,500件というふう聞いています。その辺の差は開きがありますが、その原因は何ですか。

○副議長(西川克己君) 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 当初予算におきましては、8,500件を想定して予算計上いたしております。

これにつきましては、対象となる業種全体を対象として計上いたしたわけでございますけれども、その業種、業者の中には休業を実際になされなかったケースもございます。

それと、夜間営業の自粛をお願いしておりますけれども、もともと夜間営業をやっていない事業者が相当数含まれている状況でございますので、そういった事業者が相当数あったことで差が生じているものと考えております。

○副議長（西川克己君） 中村一三議員—13番。

○13番（中村一三君） ありがとうございます。

3、島原半島の振興について。

(1) 堂崎港埋立地の部分売却について。

堂崎港については、昨年度の一般質問においても質問をさせていただき、県・市で協議の場を設置し、土地利用計画を見直し検討を行っている旨の説明があったところです。

その後、市においては、昨年度末までに計画の見直しを行い、併せて埋立地の利活用を図るため、県に対して、埋立地の一部を早期売却するよう要望されていると聞いております。

県においては、今後、埋立地を竣工させ、市に土地を売却することになると思われますが、売却までの予定について、お伺いをいたします。

(2) 世界遺産「原城跡」の持続的な魅力づくりについて。

世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が平成30年7月に登録され、2年が経過しようとしております。

構成資産である「原城跡」は、登録後1年間で約5万人の方が訪れており、登録前と比較し

て約2.8倍で推移し、2年目の今年2月までの同期で約1.9倍と一定落ち着きが見られていたが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で、3月以降は激減をしております。

地元南島原市において、世界遺産を活かしたまちづくりとして、有馬キリシタン遺産祈念館の機能を移し、世界遺産「原城跡」や関連遺産である「日野江城跡」などの歴史的価値を伝えるガイダンス施設を令和8年度に完成させ、供用を開始すると聞いております。

このガイダンス施設が完成するまでの間、世界遺産の登録効果をどのように維持していくかが大切だと考えております。

県として、地元を巻き込んで世界遺産を盛り上げるため、どのような魅力を伝える取組を実施しているのか、お伺いをいたします。

(3) 島原手延そうめんの産地振興について。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う影響は、地元南島原市も色濃く出はじめており、地域の基幹産業である手延そうめんについても例外ではない。

報道によれば、巣ごもり需要などによりスーパーマーケットでの売上げが増えている企業もあるとのことですが、入手不足の問題など今後の産地の状況を考えると、より高付加価値のマーケットを開拓していく必要があると考えます。

そこで、県においては、5月の専決補正により産地力パワーアップ緊急支援事業が措置されていますが、本事業を含め、今後どのような取組を行っていくのか、お伺いをいたします。

(4) 太陽光発電の設置に伴う林地開発許可について。

現在、南島原市の雲仙・天草国立公園のふもと、俵石展望台の下に27ヘクタールの山林を開

発する太陽光発電所の事業計画が進められています。

この林地開発の許可に至るまでの事務手続について、事前に県当局に確認したところ、申請書を受理した後、計画内容の審査を行い、その後、地元市町への意見照会、外部有識者による森林審議会への諮問等を経て許可がなされたとお聞きをしました。

今回の南島原市における林地開発のように、27ヘクタールの山林に10メガという大規模な開発行為を行う場合、下流域の住民への影響も大きいことから、慎重な審査、対応が必要であると思っております。

そこで、お尋ねをいたします。

県が林地開発許可をされたということは、防災施設の整備などは十分措置されていると思えますが、計画どおりの対策がとられるよう、県は、着工から工事完成まで。どのように事業者を指導されるのか。

また、売電期間が20年と長期にわたることから、事業者には最後まで適切な対応が求められると思えます。今回の南島原市の場合、事業終了後の太陽光パネルの撤去はどのように行われるようになっているのか、お尋ねをいたします。

上流域の森林がこのように広範囲に開発をされると、その下流域の住民の皆様は、洪水や土砂災害などが起こりやすくなるのではないかと不安を抱かれております。下流域の住民と事業者の間では協定が締結されないとお聞きをしております。

県としても、林地開発を許可するに当たり、今回のように影響を懸念される下流域の住民の皆さんの不安を解消するため、どのようなことがあるのか、県の考えをお伺いいたします。

○副議長(西川克己君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 堂崎港埋立地の部分売却をどのように進めるのかとお尋ねですが、堂崎港埋立地については、埋立て全体の完成までに、あと数年かかることから、県では今年度、要望箇所の部分竣工手続を進め、令和3年度末に南島原市へ売却を行う予定です。

○副議長(西川克己君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 世界遺産を盛り上げるための取組についてのお尋ねでございますが、議員ご指摘のとおり、地域の方々と一緒になって、世界遺産の登録効果を一過性に終わらせることなく、将来にわたって維持していくことは大変重要であると考えております。

このため、県では、地元ガイドの皆様、世界遺産の推薦書に沿った価値や魅力をわかりやすく伝えていただくため、今年3月にガイド用テキストブックを作成したところであり、今年度は、このテキストブックに基づき、現地の説明ポイントなどを解説する映像を制作することとしております。

また、今年度は、南島原市におきまして、県内の大学生や高校生と連携して、若者のアイデアを取り入れた周遊アプリや、お土産品の開発を予定されており、県では、この取組に対する支援を行うこととしております。

今後とも、南島原市をはじめ関係市町と連携しながら、これまで以上に官民が力を合わせて、世界遺産の保存、活用に向けた取組を進めてまいります。

○副議長(西川克己君) 産業労働部長。

○産業労働部長(廣田義美君) 産地力パワーアップ緊急支援事業を含め、今後どのような取組を行っていくのかというお尋ねでございますが、島原手延そうめんについては、南島原市や産地団体とともに、首都圏において高級スー

パーマーケットでのPRイベントや、飲食店のシェフを対象としたセミナーの開催など、付加価値の高い市場をターゲットに取組を進めてまいりました。

一方、新型コロナウイルスの影響により、これまでの対面を前提とした事業実施が現在、困難となっているため、産地力パワーアップ緊急支援事業において、市や産地と連携のうえ、食の関心が高い首都圏在住の方々を中心に愛読されている専門誌において、産地の魅力を紹介するなど、高付加価値商品の販路拡大を引き続き推進してまいります。

今後とも、新型コロナウイルスの影響による消費動向の変化を踏まえ、より付加価値の高い市場の開拓を、地元としっかりと連携をして取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長(西川克己君) 農林部長。

○農林部長(綾香直芳君) 私の方から、2点お答えさせていただきます。

まず、林地開発における太陽光発電事業者の指導と事業終了後のパネル撤去等についてのお尋ねですが、開発地につきましては、国の林地開発許可基準に基づき、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4つの要件を満たしているかを審査し、許可を行っております。

県は、申請どおりに開発行為を履行させる責務があることから、防災施設の先行実施や土砂流出防止対策が適正に施工されているかなど、工種、段階ごとに適期に確認をし、必要に応じ事業者を指導することとしております。

また、南島原市と事業者との間で締結された協定書において、事業終了後は事業者がパネル等の施設を撤去することとされております。

次に、下流域の住民の皆様への不安を解消するためにどのようなことができるのかというお尋

ねでございますが、事業者においては、国の許可基準の運用細則にのっとり、開発地周辺の住民説明会の実施に加え、南島原市との間で地域住民の安全確保等の協定を締結しております。

しかしながら、当開発に対する下流域住民の皆様からの不安の声があることから、県から事業者に対し説明会の開催を要請した結果、本年3月に説明会が開催されたところであります。

県としましては、開発を行ううえで事業者が住民の皆様としっかり向きあうことは重要であるというふうに考えておまして、今後も引き続き、南島原市と連携しながら、下流域の住民の皆様への理解を得るための取組を、事業者に対して改めて求めてまいりたいと考えております。

○副議長(西川克己君) 中村一三議員—13番。

○13番(中村一三君) 堂崎港埋立地について、3点再質問をさせていただきます。

全体の完成にはあと数年かかるようですが、今後、県では埋立てをどのように進めていこうと考えているのか。

また、今回部分竣工した土地を市へ売却する予定としているが、今後、埋立地が完成した場合、残りの埋立地の売却等について、どのように考えているのか。

3点目に、埋立地を利活用するためには、国道との取付けや埋立地内の道路は必要なインフラ整備となるが、県としての施工区分はどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○副議長(西川克己君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 堂崎港埋立地は、雲仙・普賢岳の土石流等の受入れを目的として整理しており、引き続き、土石流の処分場として埋立て土砂を受け入れてまいります。

今回、部分竣工予定ですけれども、埋立地全体が完成した場合には、基本的には市において

一括購入していただくこととしておりますけれども、今後とも市と調整を行っていきたくと思っております。

道路の関係ですけれども、道路の整備については、基本的に国道からの取付け及び埋立地内の幹線となる道路は県で実施し、それ以外の道路は市で整備することと考えております。詳細については、今後、市と協議のうえ進めてまいります。

○副議長(西川克己君) 中村一三議員—13番。

○13番(中村一三君) ありがとうございます。

原城跡の魅力あるまちづくりの件ですけれども、今、非常に地域を盛り立てているグループが、原城跡を中心としたまちづくりを推進し、南島原市の観光に役立てていこうという思いで、一般社団法人南島原世界遺産市民の会を立ち上げ、非常に機運が高まっております。

また、この市民の会は、一人の彫刻家の清らで一途な心に感銘を受け、原城跡の歴史的背景から、木造マリア像の寄贈を受けるに至りました。

彫刻家は、島原・天草一揆で亡くなられた方々を慰霊する目的で、約40年間にわたって木彫りマリア像を一人で彫り続け、楠の巨木を組み合わせた高さ約10メートルのマリア像は、木彫りの規模としては世界最大級で、完成を迎えております。

彫刻家は、南島原市の未来のために活かしてほしいとの思いから、「原城の聖マリア観音像」と名づけており、これに応えるように市民の会は、世界中から多くの観光客を受け入れる世界遺産を活かしたまちづくりに寄与したい思いで法人を立ち上げておられます。

市民の会は、これまで県及び市に設置場所を

相談しながら、多くの候補地を見て回りましたが、けれども、構成資産である原城跡の周辺一帯に規制の厳しいバッファゾーンが広がっており、適当な設置場所がなく、今、宙に浮いているような状況であります。

世界遺産の保全、保護、活用、観光の振興は、バランスをとる必要があります。

彫刻家も86歳と高齢であり、早期の設置を望むものであるが、県当局には、適切な世界遺産の保全や活用を十分考慮のうえ、地元に残りながら、設置実現に向けた助言をいただきますように要望しておきます。

次に、太陽光の設置に関する再質問ですが、仮に災害が起きた時は、誰が責任を負うんですか。

○副議長(西川克己君) 農林部長。

○農林部長(綾香直芳君) 仮に災害が起きた場合については、開発区域内で発生した場合には、事業者が復旧を行うこととなります。

ただ、下流域で起きた場合には、その因果関係といえますか、開発区域が、どの程度その災害に因果関係があるのかということをしかり総合的に判断したうえで、誰が復旧をするかは判断することとなります。

○副議長(西川克己君) 中村一三議員—13番。

○13番(中村一三君) ありがとうございます。

ここは、地主さんは外国人、そして管理会社が東京の会社です。施工が福岡の業者なんです。地元にはいないものですから、下流域の住民の安全・安心を確保することは、行政として重要なことである。この開発に対して、下流域の住民との合意形成に努力するよう、事業者に対して県が指導するように強く要望をしておきます。

4、災害対策について。

（1）新型コロナウイルス感染症と自然災害への対策について（3密の観点）。

ここ数年を振り返るまでもなく、全国どこでも想定外、記録的豪雨への警戒は侮れない。コロナ禍と自然災害の二重苦という過去にない事態に直面する可能性を覚悟しておくべきである。

特に懸念されるのは、住民が避難を強いられた場合の避難所における密閉・密集・密接の「3密」である。

自然災害においても、感染症の拡大においても、自分の身は自分で守る「自助」、地域で助けあう「共助」、行政による「公助」が機能しなければならぬとは皆さんもご承知のことと思います。

特に、重要なのは共助であると考えます。地域での防災訓練や会合、研修会などを通じて住民一人ひとりの意識が高まり、自助の意識を高めることにつながります。

しかしながら、地域活動に感染リスクが生じることもあり、この共助が機能しにくい可能性もある中で、地域とのつながりが途絶えて孤立すると自助の意識も存続しにくくなることも想定されます。それだけに、いつにも増して公助の重要性が高くなり、これまでと違う対応が必要となります。

そこで、今回の感染症を踏まえた避難所の運営について、一義的には市町が対応することは承知しておりますが、さらに万全を期すため、県として、市町にどのような指導、助言を行っているのか、お尋ねをいたします。

また、市町においては、大雨や洪水、土砂災害等の警報が発令された場合、市町の全体を対象として避難指示等が出されることがあります。この場合、住民としてどのように避難行動をと

るべきか、今回の感染症の関係もあり不安に感じているものと思いますが、市町全域に避難情報等が出された場合の住民避難の考え方について、お尋ねをいたします。

3点目、先般、長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合が、災害発生時において、ホテル・旅館等の宿泊施設を避難所として提供する災害協定を県と締結をされました。

避難所の「3密」対策として、要配慮者の健康管理対策として大変喜ばしいと思いますが、その活用はどのような形で行われるのか、お尋ねをいたします。

○副議長（西川克己君） 危機管理監。

○危機管理監（荒木 秀君） 3点お答えさせていただきます。

まず、今回の感染症を踏まえた避難所の運営について、市町に対し、どのような指導・助言等を行っているのかとお尋ねですが、避難所の運営につきましても、従来からの取組に加えて、新型コロナウイルス感染症防止のため、これまでとは異なる「3密」対策などの新たな対応が必要となってまいります。

そのため県としましては、国の通知に基づき、避難所における感染症防止の周知徹底を図るとともに、市町が避難所の開設、運営を円滑に指示できるよう、「感染症対策チェックリスト」を作成、配布し、さらには、その手順確認のため、時津町と合同による避難所開設訓練を行ったところであります。

今後とも、市町と連携しながら、住民が安心して避難できるよう、避難所の運営確立に努めてまいります。

次に、市町全域に避難情報等が出された場合の住民避難の考え方はどうかとお尋ねですが、災害時には、自らの命は自らが守るという意識

を持ち、新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、危険な場所にいる人は躊躇なく避難する必要があります。

一方で、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はなく、そのためにも、住民自らが地域のハザードマップにより自宅の災害リスクを把握しておくことが重要となって参ります。

また、避難が必要な場合には、小・中学校や公民館などの指定避難所だけではなく、安全な親戚・知人宅に避難するといった分散避難を行うことが、感染症対策として効果があることから、県では、市町と連携し、広報誌やホームページなどのさまざまな広報媒体を通じて県民に対し分散避難について呼びかけてまいります。

最後に、旅館ホテル生活衛生同業組合との災害協定はどのような形で活用されるのかとのお尋ねですが、本協定は、災害救助法の適用を受ける災害が発生し、または発生するおそれがある場合等に、指定避難所等での生活に特段の配慮を要する要配慮者等に対して、県内の旅館・ホテル等の宿泊施設を避難施設として提供するものでありますが、コロナ禍における避難対策にも活用できるものと考えております。

具体的には、被災市町から依頼を受けた県が、県旅館ホテル生活衛生同業組合に対して宿泊施設の提供を依頼し、市町において提供可能な施設へ避難者を受け入れる手続となっております。

国においても、旅館・ホテルの積極的な活用と、その経費については地方創生臨時交付金の活用ができる旨の通知があっていることから、県としましては、市町に対し本協定の積極的な運用について働きかけてまいります。

○副議長(西川克己君) 中村一三議員—13番。

○13番(中村一三君) ありがとうございます

た。

5、水産業の振興について。

(1) 有明海地域水産振興について。

有明海地域においては、漁場環境の悪化による水揚げの減少や、就業者の高齢化や後継者不足が深刻であり、漁業者の経営は非常に厳しい状況であります。

今後の水産業振興を考える時、水産業の成長産業化を図るために、所得向上対策や養殖業の振興、漁場環境の改善等の施策を計画的に推進することが大切であると考えます。

そこで、現在の「長崎県水産業振興基本計画」における有明海区の取組と現在の状況について、お尋ねします。

(2) 資源・漁場保全緊急支援事業の活用について。

漁業者は、新型コロナウイルスの影響で魚価が低迷し、操業しても採算が合わず、一部で出漁を控える漁業者がいると聞いております。

このような中、国の2次補正予算の中で、休業中の漁業者対策として資源・漁場保全緊急支援事業が打ち出されました。

この事業はどのような内容なのか、また、有明海において、この事業をどのように活用していくのか、考えをお尋ねします。

(3) 養殖ワカメの生育不良対策について。

南島原市では、ワカメ、ヒジキといった藻類養殖が盛んであり、海藻の需要は、近年の健康食ブームが追い風となり、今年も需要の高まりは続いていくと認識をしております。

しかしながら、温暖化の影響なのか、最近ではワカメの生育があまりよくないとの声を聞いております。

特に、今年ワカメの養殖においては、各地でワカメの芽吹きが悪く伸びてこない、収穫は

大きく落ち込んでしまったとのことで大変心配しているところです。

ついては、今年度の養殖ワカメの生育が悪かった原因は何なのか、また、今後の対策はどのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

○副議長（西川克己君） 水産部長。

○水産部長（斎藤 晃君） 最初に、現在の長崎県水産業振興計画における有明海海区の取組と現在の状況についてのお尋ねでございますが、まず取組といたしましては、漁場環境改善を図るための海底耕うん、種苗放流、藻場の維持拡大、藻類養殖の販売量増加、ヒジキの養殖の導入等を実施しております。

特に、南島原地区のワカメ・ヒジキ養殖グループでは、平成29年度に「養殖産地育成計画」を策定し、付着物除去装置などの作業の効率化・省力化機器の導入、ヒジキ養殖に適した漁場の選定などに取り組まれており、県では、その実践に支援をしているところでございます。

また、県の経営指導により、経営計画を策定いたしましたワカメ養殖漁業者において、ワカメ加工処理場を整備したところ、加工作業の効率化が図られることで、売上げが約4割向上した例も出てきております。

現状といたしましては、議員ご指摘のように、高齢化による就業者数の減少とともに、有明海海区全体としての生産量は減少傾向となっておりますが、一経営体当たりの平均所得は、平成25年の92万9,000円から、平成30年には12万1,000円増え、105万円となっているところでございます。

これらの状況を踏まえ、今後も環境改善や種苗放流等への支援と併せ、経営体の経営力の強化に向けた取組を計画的に推進し、漁業者の所

得向上に力を注いでまいりたいと考えております。

次に、資源・漁場保全緊急支援事業はどのような内容か、どのように活用していくのかというふうなお尋ねでございますが、本県水産業においても新型コロナウイルスの影響は極めて大きく、有明海沿岸の漁業者から、「休漁期間を活用した海底耕うんなどの取組を支援してほしい」といった要望を伺ってきたところでございます。

当該事業につきましては、漁業生産力の向上などを目的といたしまして、新型コロナウイルスの影響を受けて休漁を余儀なくされた漁業者が取り組む活動経費を支援するものでございまして、例えば海底耕うんといったような漁場保全活動などが対象となっているところでございます。

県といたしましては、事業の実施に当たり技術的な助言を行いまして、漁業者がこの事業を効果的に活用できるよう、系統団体と一体となって取り組んでまいります。

最後に、今漁期のワカメの生育不良の原因と今後の対応というふうなことでございますが、今漁期の有明海のワカメ養殖は、昨年11月から12月にかけて、成長初期の芽が消失してしまうような事態が発生いたしまして、生育不良により生産量は前年の約6割と減少したところでございます。

昨年11月から12月までは、平年より水温が高めで推移いたしまして、最大1.7度も高い値であったわけでございます。

平成27年の秋から冬にかけて同じように高水温が観測された時も、県内各地で同様の生育不良といったことが発生していることから、今回の生育不良につきましては、こういった高水温

の影響といったものが大きいのではないかと考えているところでございます。

この対策として、県といたしましては、成長初期を中心として養殖期間中の漁場水温の観測、定期的な生育状況の調査を行いまして、その結果に基づき適切な養殖管理について助言、指導を行うこととしております。

また、生育不良が発生した場合、種糸を適宜追加できるよう、室内でワカメの種を培養していく種苗生産技術についても漁業者への指導を実施してまいりたいと思います。

○副議長（西川克己君） 中村一三議員—13番。

○13番（中村一三君） 6、道路網の整備について。

（1）島原道路の進捗状況と今後の見通しについて。

有明瑞穂区間が、いよいよ新規事業化をされました。

中村知事を先頭に島原半島3市長、地元県議団、半島市議会議長団、地元関係者が国への要望に積極的に取り組んでいただいたことに、心から感謝を申し上げます。

また、地元選出の国会議員にも強力な後押しをいただいたことに、お礼を申し上げます。

この新規事業化を含む島原道路は、半島地域の重要な生命線であり、地理的条件に恵まれない半島地域の振興、活性化はもとより、災害や急患の緊急搬送に、複数経路の確保やアクセス時間の短縮などの重要な機能をもつものであります。

有明瑞穂バイパスは、路線10.4キロメートルで、総事業費380億円だとお聞きしております。新規事業化も含めた島原道路全体の進捗状況及び事業見通しについて、お尋ねをいたします。

また、島原道路の事業が推進される中、南島

原市は、高速交通ネットワークから取り残されるのではないかとという懸念があります。

そこで、島原道路の南進としての深江からロノ津間の整備について、県の見解をお尋ねいたします。

（2）南島原市内の道路整備の進捗状況について、2点お伺いいたします。

○副議長（西川克己君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） まず、島原道路の進捗状況と今後の見通しについてのお尋ねですが、島原道路は、全体50キロメートルのうち、現在約19キロメートルを供用しています。

今年度は、井手平有明バイパスについては、用地進捗7割を超えており、橋梁及び函渠等の工事を進めています。

瑞穂吾妻バイパスについては、測量、設計が完了した瑞穂側の用地取得に着手をする予定です。

今年度、新規事業化した有明瑞穂バイパスは、今年度から測量に着手いたします。

今後も地元の協力を得ながら、必要な予算を確保し、早期完成に努めてまいります。

一方、深江からロノ津間の整備については、南島原市の観光や産業の振興を図るうえからも重要であることは認識しており、島原道路の事業進捗を見極めながら、今後、整備の方向性について、国や地元と協議してまいります。

次に、南島原市内の道路整備の進捗状況についてのお尋ねですが、主要地方道小浜北有馬線の大亀矢代工区については、今年度から橋梁工事に着手します。

一般県道山口南有馬線については、白木野から国道251号までの未改良区間2か所について、全て今年度中の供用を予定しております。

一般県道雲仙有家線の中山工区については、

今年度より用地取得を進めてまいります。

次に、一般国道251号、布津町から深江町間の歩道整備については、今年度は深江橋側道橋の下部工工事を行う予定であり、工事着手前には地元自治会や漁協などの関係者に対して、工事内容を丁寧に説明しながら事業を進めてまいります。

○副議長(西川克己君) 中村一三議員—13番。

○13番(中村一三君) ありがとうございます。

やっとな島原道路の50キロの路線が、あと尾崎インター2キロメートルを残して事業化をされております。

私たち南島原に住んでいる人間として、何とかして深江から口ノ津までの延伸、南進ですね、これを私たちは一生懸命に働きかけているんですけども、3県架橋という、平成6年からもう26年たっても候補路線から計画路線になっておりません。

これを島原道路の深江から口ノ津までの延長路線として、何とか知事に先頭に立って、お願いをしたいと思っておりますけれども、一言だけ知事の言葉をいただいて終わります。

○副議長(西川克己君) 知事。

○知事(中村法道君) この島原道路の南進については、交通利便性を確保するうえでは必要不可欠な事業であると考えているところであります。

ただ、全体としての事業の進捗状況を踏まえながら、着手時期等を含めて検討を進めていく必要があるものと考えているところであり、引き続き、地元の皆様方並びに国との協議、調整に力を注いでまいりたいと考えております。

○副議長(西川克己君) 中村一三議員—13番。

○13番(中村一三君) ありがとうございます。

た。

これで、私の一般質問を終わります。(拍手)

○副議長(西川克己君) 午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時 11分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○議長(瀬川光之君) 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

下条議員—7番。

○7番(下条博文君) (拍手)〔登壇〕皆様、お疲れさまでございます。

自由民主党、長崎市選出、県民皆様の想いをつなぐ下条博文でございます。

質問に入る前に、新型コロナウイルス感染症で、今回、健康被害を受けた方々、また、お亡くなりになった方々に慎んでお悔やみ申し上げます。また、お見舞いを申し上げます。

「コスタ・アトランチカ号」にて、ご対応いただいたすべての方に敬意と感謝を申し上げ、質問をさせていただきたいと思っております。

コロナ禍で大変な中、傍聴に来ていただき、本当にありがとうございます。

会派の皆様におかれましても、このような登壇の機会をいただき、感謝いたします。

新型コロナウイルス対策など、先に登壇した先輩議員の皆様のご質問と重複する場合もございますが、私なりの観点から質問させていただきます。

知事並びに関係部局の皆様、ご答弁よろしくお願いたします。

それでは、質問通告に基づき、質問させていただきます。

1、クルーズ船「コスタ・アトランチカ号」

対応の総括。

(1) クルーズ船対応を行った組織体制について。

今回のクルーズ船の対応については、感染症に強い長崎大学からの応援はもちろん、国の専門家、災害派遣医療チーム（DMAT）、自衛隊の皆様のご協力により、船員の検査、経過観察、医療支援が行われたとお聞きしています。

結果として、感染拡大は食い止められ、重症化も少なかった。今回のケースは、クルーズ船対応のモデルケースとなるのではないのでしょうか。日々状況が変わる中で、臨機応変な対応が必要だったと思います。具体的にどのような体制で、このクルーズ船の難局を乗りきられたのか、知事にお尋ねいたします。

(2) 対応の総括。

クルーズ船対応について、現在、様々な検証を行っているかと推測しますが、全体を総括して、特に、どのような点を評価されているのか、評価ポイントをお尋ねいたします。

2、第2波に備える。

(1) 経済活動を封鎖しない取組。

昨日の徳永議員の質問に対し、本日は松本議員も触れられておりましたが、文化観光国際部長が、「今年1月から4月にかけて、県内の宿泊観光施設の利用者が大幅に減少し、経済損失額が約280億円に上る」と答弁をされました。大変な経済被害であると考えます。

知事は、国の「緊急事態宣言」や隣県での休業要請等の状況を受け、4月25日から、遊興施設などへの休業要請や食事提供施設への営業時間短縮要請を行われました。この休業や営業時間短縮について、本日19日が申請受けの最終日となっておりますが、午前中、中村一三議員の質問もありましたけれども、申請件数が約

7,400件とお聞きしております。多数の事業者の方々からご協力をいただきました。

新型コロナ感染症の拡大を防ぐために、知事は苦渋の判断をされたと考えておりますが、今後、仮に第2波が発生した場合、さらなる休業要請は県内経済に大きなダメージを与えるのではないかと危惧しております。

このような事態にならないためにも、本日、午後3時からダウンロードが開始されます「新型コロナウイルス接触確認アプリ」、通称COCOA（ココア）と言うそうですけれども、感染拡大防止対策としてのIT技術を併用しながら、県民の皆様が国の専門家会議が示した「新しい生活様式」を徹底していただくこと、事業者の皆様は業種ごとのガイドラインへの対応を徹底していただくこと、そのような取組を積極的に行い、経済活動を封鎖しないで感染拡大を抑えていくことが重要であると考えております。

そこで、県は、飲食・サービス業を代表するような、多くの人との接触を伴う事業者の皆様が業種ごとのガイドラインに対応していくために、どのような支援を考えられているのか、産業労働部長にお尋ねいたします。

(2) 各市町独自の支援制度。

4月から5月にかけて、県内各市町において、主に宿泊業、飲食業、小売業を営む事業者の皆様への事業継続に向けた支援金、給付金、補助金の支援制度を設けていただきました。

国や県による給付金、休業要請協力金等が実際に事業者の皆様のもとに届くまでの間、市町が事業者の皆様のご近くで寄り添った手厚い支援を進めていただき、大変ありがたく感じているところです。

しかしながら、各市町がそれぞれ制度設計を行ったことで、特に、事業所及び本店所在地の

住所に関する要件の整合性が十分にとられていなかったため、事業所と本店の所在市町が異なる事業者が、どちらの市町にも支援制度があるにもかかわらず、どちらも利用できなかったという残念な事例が発生しております。このような事例が生じないように、各市町それぞれ独自の制度ではありますが、県として何ができるかをお尋ねいたします。

（3）検査体制の拡充。

社会経済活動を段階的に引き上げ、今後、海外との交流再開も見込まれる中、感染予防と社会経済活動の段階的な再開を両立させていくためには、感染者を早期に発見し、感染の流行を迅速に察知することが重要であると考えます。

本県においては、2月14日にPCR検査を開始して以来、クルーズ船乗組員の検査を除きませんが、6月15日までに3,047件の検査を実施、そのうち17名の方が感染の確認をされております。

検査件数に占める陽性者の比率である陽性率は、本県において0.6%、これは全国のPCR検査の陽性率6.1%と比べると、約10分の1になっております。また、感染が確認された17名は、いずれも海外や国内の流行地域での感染が疑われる方、流行地域から来られた方との接触により感染した可能性が高い方がほとんどでした。

このような中、今後、社会経済活動の再開により、県内においても新たな感染者の発生、クラスターが発生する可能性があると思っておりますが、現在、1日に600件を超える検査が可能な体制を構築しており、早期に発見する体制、クラスターに対応できる体制は一定確保できていると考えております。

さらに、長崎大学病院がPCR検査の自動検査システムを開発し、年内には1,600件の検査

が可能になるとお聞きしておりますが、私も感染状況が比較的落ち着いている今こそ、第2波に備えて、県内の検査体制を拡充していくべきであると考えます。

そこで、県として検査体制を今後どのような考え方で、また、どのように拡充していこうとしているのか、お尋ねいたします。

（4）医療体制（医療従事者・病床・医療物資）の整備。

県では、第2波に備え、感染者が大幅に増加した際の医療提供体制等についても検討されていると思っております。県内の医療機関においては、感染者発生の初期段階から、使命感を持って厳しい状況を乗り越えていただいております。医療従事者、医師、また看護師、介護士、すべての方々に対して、本当に敬意を表する次第でございます。

また、今後、新型コロナ患者の受入に当たって、従事期間中に家族への感染を避けるための医療従事者専用の宿泊施設の確保や、感染症という特殊業務に従事することに対する手当など、受入体制が整いさえすれば従事しますよというような医療従事者もいるというふうにお聞きしております。絶えず感染する可能性があり、心身に負担がかかる中で業務を行っておられる医療従事者の皆様に対し、何かの支援を考えておられるのか、お尋ねいたします。

また、今後の感染拡大に備えて、入院可能な病床数は307床、軽症者や無症状の方を受入れる宿泊療養施設は163室を確保するなど体制を整備していると、報道も含めお聞きしておりますけれども、感染が拡大すれば、一般の医療機関にも感染の疑いがある患者さんが受診することになると思っております。

現在は、マスク、防護服などの感染防護資材

が不足しており、一般の医療機関は感染防護資材の不足を理由に診療をためらっているところがあると、一部聞いております。今後の第2波に備えて医療提供体制、感染防護資材の確保について、県として、どのように考えているのか、お尋ねいたします。

(5) ICTを用いた介護施設等の感染拡大防止。

先般、長崎港内に停泊中のクルーズ船で発生した新型コロナウイルス集団感染事例では、長崎大学と富士通株式会社が共同開発した「健康管理チャットシステム」が活用されました。本システムの活用により、乗組員の健康状態の早期把握と病院と関係者間の情報共有が可能となり、その結果、感染拡大防止対策に効果を発したことは、既に多くの皆様をご存じであると思っております。

私自身、この健康管理チャットの効果に感銘を受けた一人であり、開発者である長崎大学の山藤栄一郎医師など関係者の方々にチャットについて、お話をお伺いしました。

利用方法は、スマートフォンに毎日の体温や頭痛、倦怠感の有無など体調面の情報を質問形式で回答することにより、医師等の関係者が健康状態や軽度な症状の変化を早期に発見することができ、その結果、重症化やクラスターの発生防止に役立つものであります。

山藤医師は、そのチャットについて、介護施設の感染拡大防止のために活用できるよう、現在、検討また準備をされております。介護施設に入所・通所するご高齢者の皆様は、感染すると重症化しやすいと言われており、万一、介護施設でクラスターが発生した場合、即医療崩壊につながる可能性もあり、大変危険な状態です。このため、今後襲ってくるかもしれない第2波

に備え、早期に介護施設でのチャットの導入を進めることが必要ではないかと思っております。

ぜひ、県として、今回のクルーズ船の対策を介護施設でも活かすことで、いわば長崎モデルとして県民の健康を守るとともに、その取組を県内外に広く発信してほしいと思っております。新型コロナウイルス感染症の第2波に備えた健康管理チャットの県内介護施設への導入について、県のご見解をお尋ねいたします。

(6) 避難所の整備。

午前中、松本議員、また、中村一三議員も質問されておりましたが、また、県においても、5月専決補正で避難所の感染症対策について、予算を計上されております。

新型コロナウイルスに対するワクチンや決定的な効果を上げる治療薬がない中、今年度における災害時での避難所の運営は、感染症対策に重点を置かなければならず、ソーシャルディスタンス対策など、特殊で例外的な対応を行う必要があります。

6月に入り、今朝も本当にすごく雨風がひどかったですけれども、梅雨による豪雨災害、土砂崩れなど災害被害が懸念される時期に入りました。新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた、今年度における避難所運営について、どのような対策で取り組んでいくのか、また、中長期的な避難所運営も考えておく必要があると思っておりますので、今年度以降の中長期的な対策について、何かご検討されているのか、併せてお尋ねいたします。

また、避難所における感染防止対策で、分散避難というのが最近言われておりますけれども、その分散避難の一つで、車中泊も選択肢の一つと考えるが、熊本地震でのエコノミークラス症候群や、昨年度の台風19号では、車での移動中

に亡くなるというケースも報告されており、注意が必要と思われます。コロナ禍における避難対策としての車中泊について、県はどのように認識し、何か対策を講じていく予定があるのか、お尋ねいたします。

（7）マイナンバー等、デジタルトランスフォーメーション促進。

デジタルトランスフォーメーション（以下DX）は、スウェーデンのエリック・ストルターマン教授が2004年に提唱した、「デジタル技術がすべての人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させる」というコンセプトが起源とされる言葉で、直訳すると「デジタル変革」となります。

人口減少、少子・高齢化を迎える我が県、我が国にとって、枯渇していく可能性がある労働力の効果的な活用に向け、Society5.0を中心としたICT・IoT導入は喫緊の課題であると思います。

しかしながら、昨日の前田議員の質問でも詳細に取り上げられましたが、マイナンバーカードなど、導入がなかなか進んでいないという例がございます。多国に比べ、一部の地域を除き、日本は全体的にこのDXが進んでいない状況にあります。

そのような状況下で、新型コロナウイルス感染症が拡大し、迅速な給付金、支援金の配布が必要となりました。国においても、マイナンバーと個人口座の連携に関して検討が進められております。また、新型コロナウイルス感染症拡大の第1波において、県庁職員の皆様をはじめ対策本部や窓口対応など、たくさんの方が携わられておりますが、第2波、第3波に備えるためには、ICTを活用した業務効率化を行い、職員の時間を生み出し、非常事態にすぐに対応できる体制を

確保する必要があると思います。このような背景を鑑み、県庁内部にさらなるICT活用について、県としての見解をお尋ねいたします。

また、行政はもとより、さまざまな分野におけるICTの利活用も必要であると考えます。県として、DXをどのように進めていこうとしているのか、お尋ねいたします。

3、一次産業経済支援。

（1）花き振興支援。

コロナ禍において、サービス業、飲食業、宿泊業、交通業など、また、様々な多くの産業がダメージを受けました。水産・畜産業もはじめ、多くの一次産業も例外なく被害を受けましたが、中でも花き農家の被害は深刻でございます。

花き農家にとって、3月から5月は需要期でかき入れ時にもかかわらず、需要が大きく落ち込み、販売単価が低迷しているとお聞きしております。その状況について、どのような状況なのか、具体的にお尋ねをいたします。

一昨日も開催されておりましたが、県庁エントランスでの花装飾の展示など、需要喚起対策に県として取り組んでいただいております。厳しい経営状況下にある花き農家へ、今後どのように支援を進めていくのか、お尋ねいたします。

一方、店舗で花を販売する花屋さんも、外出自粛の影響を受け、厳しい経営状況が続いている中、定期購入配送など、新たな生活様式に積極的に対応するために取り組まれている花屋さんの話も伺っております。このような取組に対して、県として支援ができないのか、お尋ねいたします。

4、関係人口の創出・拡大。

（1）長崎県の取組（コロナによって見直される地方の豊かさ）。

感染症の拡大に伴い、改めて「密」をはじめ

とする大都市が抱える様々な問題が浮き彫りとなる中で、地方の優位性、いわばローカルアドバンテージが認識されつつあり、本県としてもこうした機会を逸することなく、対応策を講じていく必要があると思います。

こうした中、県では、今年度が計画初年度となる「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、新たな視点の一つとして、関係人口の創出拡大に取り組むこととしています。

私が最近聞いた話ですが、埼玉県在住の方が長崎に旅行に来られた時に、長崎の方に親切にいただき、大変よい印象を受けた。その後、東京にある本県の移住相談窓口でも親身になって仕事の世話をいただいた結果、移住を決断するに至ったとの好事例をお聞きしました。

都市部の皆様に地方の魅力、長崎の魅力を知っていただき、できれば移住に結びつけるためには、様々な形で長崎に足を運んでいただく中で、まずは、長崎を好きになっていただく、こうした肩肘張らない緩やかな関係づくりが大事と考えており、関係人口の取組はそれに資する取組と、大変期待をしております。

そこで、まず、県が今年度から積極的に取り組もうとしている関係人口の創出拡大について、その考え方や主な取組について、お尋ねいたします。

（2）効果的な情報発信。

先ほどの事例では、長崎に興味を持っていた後、東京の移住相談窓口に足を運んでいただき、そこで丁寧な相談対応がなされたこと、そして、県内企業とのマッチングがうまくいったことが、実際に移住するに至ったポイントではないかと考えております。

こうした移住相談や就職支援は、県の移住サポートセンターをはじめ、関係機関のきめ細か

な支援の結果と言えるものであり、引き続き、これから支援のさらなる充実に努めていただきたいと思います。

一方、今後、都市部の方々の地方への注目が集まる中、大都市圏にはない、ありのままの地方の魅力、長崎の魅力や相談窓口等の情報を、他県に負けないように、これまで以上に強く発信していくことが求められているのではないのでしょうか。

また、情報発信に当たっては、先ほどの事例のような、長崎県に移住した先輩方の事例を、例えば年齢別、性別なんかも意識をしながら、情報発信に有効に活用していくことも効果的な情報発信につながるのではないかと考えています。

そこで、県として、本県に移住してきた方との関係づくりに努めながら、こうした方々の事例を交えて情報発信を行う考えがないのか、また、今後の都市部に対する情報発信のさらなる強化について、どのように考えているのか、お尋ねいたします。

5、冬季の全国における高校生のスポーツ大会開催について。

まず、春以降の全国大会の中止の理由について、お尋ねします。

新型コロナウイルスの感染症拡大によって、春の各種選抜大会にはじまり、全国高校総体や夏の甲子園など多くの全国大会が中止となりましたが、どのような判断で開催がなされない経緯になったのか、その理由について、お聞きいたします。

次に、本県における代替大会の開催状況について、高総体や高校野球など、県大会においても中止となりましたが、その代替大会を計画実施されているとお聞きしております。この実施

状況について、お尋ねいたします。

最後に、冬の全国大会の開催について、今後、冬の高校生のスポーツ大会開催に向けて、開催可否の協議が行われると思いますが、主役である選手の話をお願いするような対応ができないか、お尋ねをいたします。

質問は、以上となります。

これより先は対面演壇席に移り、答弁によりましては、理解を深めるために再質問をさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 下条議員のご質問にお答えいたします。

今回のクルーズ船内における感染症発生に対して、どのような体制で乗りきってきたのかのお尋ねでございます。

今回のクルーズ船内における新型コロナウイルス感染者への対応については、県の新型コロナウイルス感染症対策本部の中に「クルーズ船対策チーム」を設け、国の関係省庁や「ダイヤモンド・プリンセス号」を経験された感染症の専門家をはじめ陸上自衛隊、長崎大学、災害派遣医療チーム（DMAT）等、数多くの関係者の応援をいただいております。

特に、DMATとして、県内外の医療機関から延べ550名、また、NPO・NGO法人から延べ186名の医師・看護師等が、船に隣接する臨時の診療所における医療支援を行っていただきました。また、陸上自衛隊からは、延べ477名の災害派遣をいただき、乗組員全員の検体の採取や診断・診療等にご尽力をいただきました。

こうした数多くの関係者のご協力のもと、県の対策本部と国、長崎大学、クルーズ船内をテレビ会議でつなぎ、毎日情報を共有しながら、

迅速な意思決定が図られたことが、感染拡大の防止や船員の早期帰国につながったものと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 私の方からは、4点お答えさせていただきます。

まず、今後のクルーズ船の対策に活かせると思うが、全体を総括して、特に、どのような点を評価されているのかのお尋ねでございます。

船内では、密閉された環境におきまして多数の陽性者がいる中で、いかに感染拡大を防ぎ、適切な医療により重症者の発生を抑えることができるかが重要であると考えております。

今回の事案の特徴といたしましては、「ダイヤモンド・プリンセス号」を経験した感染症の専門家の指導によりまして、船内の感染予防対策や個室管理を徹底し、感染拡大を防ぐことができました。

また、「健康管理アプリ」の活用によりまして、船内の有症状者を速やかに特定し、船のそばに設置した自衛隊のCT車を活用して、肺炎の有無を確認することで、重症化する前に医療につなげることができました。

なお、健康管理アプリにつきましては、長崎大学と民間とで共同で開発されまして、今回のクルーズ船対策のために、言語対応や基礎疾患などの項目の追加など、迅速に改修をしていただきました。毎日平均いたしまして、乗組員の約8割の方に入力いただき、体温チェックはもとより、例えば船内での生活環境の困りごとなど、すぐに把握できるなどの効果がありました。

今回の経験につきましては、今後のクルーズ船への対応のほか、クラスター対策にも活かし

てまいりたいと考えております。

次に、第2波に備えて、県は検査体制を今後どのような考え方で、どのように拡充しているのかとお尋ねでございます。

今後の第2波に備えまして、今後の課題といたしましては、クラスター化を防止することでありまして、そのためには、医師が必要と認めた場合には、すぐにPCR検査等を受けられる体制づくりが必要であると考えております。

これまでは、県の環境保健研究センターも、1日40件から80件に検査体制を拡充し、長崎大学が開発した「蛍光LAMP法」の検査機器を県内すべての感染症指定医療機関に配備して、離島も含めて検査体制を整備いたしました。

また、全国でもいち早く、本年4月に、いわゆるドライブスルーでの検査体制を県内3圏域で設置いたしました。

今後は、長崎大学病院において、新たにPCR検査機器を導入し、自動処理技術の開発を進めることによりまして、本県の1日当たりの検査件数を約1,600件まで拡充し、より簡単かつ安全な検体採取といたしまして、唾液、これは唾のことでございますが、これを活用した検査方法の導入についても、同大学と検討しております。

県といたしましては、引き続き、国の補正予算も活用して、さらなる検査体制の拡充に努めてまいります。

また、第2波に備えて医療従事者への支援、医療体制、感染防護資材の確保について、どのように備えているのかとお尋ねでございます。

第2波に備えた医療提供体制につきましては、現在の受入れ医療機関といたしまして23病院、307床、宿泊療養施設として3カ所で163室を確保しております。国の補正予算も活用いたしま

して、受入れのための確保病床や休止病床に対する費用の補填や人工呼吸器等の医療機器の購入等の支援を行い、さらなる病床の確保を目指してまいりたいと考えております。

また、感染防護資材の確保につきましては、これまで県が備蓄するサージカルマスクやガウンなどを感染症指定医療機関に適宜提供しておりますが、より高性能なN95マスクや防護服は、現場でも不足感があり、適正な価格での購入が困難な状況となっており、県が必要な資材を確保し、計画的に配布していきたいと考えております。

感染が拡大した際には、感染に気づかずに医療機関を受診し、クラスター化の恐れがあるため、一般の医療機関を対象に、院内感染防止のために必要な設備の支援や、感染リスクを負って勤務している医療従事者に対して慰労金の支給を検討しております。

今後も、第2波に備えた医療体制の整備・充実に積極的に取り組んでまいります。

最後に、ICTを活用した介護施設への支援といたしまして、クルーズ船で成果を上げた健康チャットの介護施設への導入について、どのように考えているのかとお尋ねでございます。

本県では、これまでのところ、介護施設等におけるクラスターの発生はありませんが、県といたしましても、新型コロナウイルス感染の第2波に備え、介護施設等の感染防止対策の徹底を図っていく必要があるものと考えております。

クルーズ船で使用された健康管理アプリの活用によりまして、各施設においては、入所者の健康状況を網羅的に把握し、不安があった場合には、チャット機能を活用することで、保健所や大学と直接連絡が可能となり、蔓延拡大の防止が期待できます。

今後、一部の施設で試行が予定されており、運用面での課題等を確認したうえで、県内施設への導入を検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 私からは、2点について、お答えいたします。

まず、第2波に備え、事業者が業種ごとのガイドラインに対応するための支援についてのお尋ねですが、新型コロナウイルス感染症の第2波に備えるためには、事業者の皆様が業種別ガイドラインを実践していただくことが極めて重要であり、商工団体や業界団体等と連携し、さらなる周知徹底を図ることが必要であると考えております。

感染症予防対策を行いながら、事業継続や再起に向けた取組を支援するため、国におきましては、小規模事業者持続化補助金に特別枠が設けられており、また、県におきましても、同種の補助制度を設けているところであります。

併せまして、飲食業など店舗等において顧客と接する機会の多い事業者に対してガイドラインを実践していただくため、10万円を上限とする補助制度を新たに創設したところであります。

今後とも、感染症予防・拡大防止と社会経済活動との両立を図ってまいりたいと考えております。

次に、各市町独自の支援制度に不整合が生じないように、県として何ができるのかということについてのお尋ねでございますが、各市町においては、それぞれの産業構造や事業者への影響等を踏まえまして、独自に支援対象者の要件や支援内容等を設定されているところでございます。

今回は、経済活動への影響が日々深刻さを増

す中で、早急に対応策を講じる必要があったことから、市町間での十分な情報共有が図られなかったものと考えられます。

県では、これまでも市町独自の産業支援施策の情報を取りまとめ、すべての市町に提供し、情報共有を図っているところでありますが、今後も引き続き、的確な情報収集と迅速な提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 危機管理監。

○危機管理監（荒木 秀君） 私からは、2点お答えさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた、今年度における避難所運営にどう取り組むのか、また、来年度以降の中長期的な対策について、何か検討しているかのお尋ねですが、県では、避難所での「3密」防止を図るため、県民に対して在宅避難や親戚、知人宅への分散避難を呼びかけるとともに、市町に対しては、協定に基づく旅館・ホテルの活用のほか、これまでより多くの避難所を開設するよう働きかけております。

また、感染症防止のためのパーティションや段ボールベッド、換気対策のための空調機器などを県で備蓄し、市町が開設する避難所の環境整備を支援しているところであります。

さらに、避難所運営のためのチェックリストを作成し、市町へ配布するとともに、避難所開設訓練の実施、市町担当者向けの避難所運営研修会を開催するなど、知識の向上を図っているところであります。

新型コロナウイルス感染症の影響は長期にわたると考えられますので、今後は、市町が開設する避難所の運営状況を検証するとともに、新たな知見があれば、市町と情報共有するなど、感染症予防に万全を期してまいります。

次に、コロナ禍における避難対策としての車中泊について、県はどのように認識し、対策を講じていく予定はあるかとお尋ねですが、車中泊は、分散避難の選択肢の一つであり、避難所の「3密」を避けるための避難として有効であると認識しておりますが、一方で、エコノミークラス症候群を発症したり、豪雨災害では、車が流される危険性が高まることから、県ホームページ等において、十分に注意するように呼びかけているところであります。

県としましては、県民に車中泊を推奨するものではありませんが、やむを得ず車中泊を行う場合には、エコノミークラス症候群防止のため、ストレッチや水分補給を行うこと、豪雨災害が想定される場合には早めに移動して、安全な場所に避難を完了させることなどを、市町や日本防災士会長崎県支部等と連携して、広報・啓発を行ってまいります。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 私からは、県庁内部のさらなるICT活用について、県として、どのように考えているのかというお尋ねについて、お答えをいたします。

限られた人的資源で、県民の皆様にご具体的な成果を還元していくためには、業務の効率化を進めまして、職員にしかできない業務などに集中をさせていくということが非常に重要でございます。

そのためには、新たなICT技術の積極的な利活用というものが不可欠でございまして、これまでテレビ会議システムですとか、あるいはRPAの導入などに取り組んでまいりまして、移動時間の削減などの業務の効率化を図ってきたという状況でございます。

今後、ICT技術をさらに利活用していくう

えでは、業務の改善意欲ですとか、あるいは取組の推進、また、職員のICT知識やリテラシーの向上というものを図るとともに、もともとの業務のプロセスの見直しですとか標準化、各種書類の電子化といったこと、あるいは県庁内でのさらなるサポートですとか、費用対効果の検証など、こういったことが必要であるというふうにご考えてございまして、これらへの対応を進めてまいりたいと考えております。

ICT技術の利活用は、新型コロナウイルスの感染症対策を進めるための時間や人的資源の確保にも有効な手段だというふうにご考えておりますので、今後もRPAですとか、AIの導入推進、あるいはテレワーク環境の整備など、新しいICT技術等を積極的に利活用しながら、業務の効率化をさらに進めまして、県民の皆様への成果の還元につなげていきたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) 県として、デジタルトランスフォーメーションをどのように進めていこうとしているのかとお尋ねでございます。

デジタルトランスフォーメーションにつきましては、ICTを利活用し、企業などの組織やビジネスモデル自体の変革を図るものであり、本県においては、人口減少や高齢化が進行する中、新型コロナウイルスへの対応も求められており、ICTを最大限に利活用したデジタルトランスフォーメーションの実現に向けた取組を加速させる必要があると考えております。

今年度、企画部内に、先端技術を活用した施策のさらなる推進を図るため、「次世代情報化推進室」を設置したところであり、今後、県内の産学官の連携による「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム」を立ち上げ、情報通信

基盤の整備や各分野におけるICTを活用した取組を推進するとともに、関係部局の取組と連携をし、県内企業におけるデジタルトランスフォーメーションを促進することとしております。

このことにより、本県における新たな産業の創出や生産性の向上、地域課題の解決や県民生活の向上、県、市町におけるデジタル化の推進といったSociety5.0の実現を目指してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 私の方から、3点お答えさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症による花き生産者への影響についてのお尋ねですが、3月から5月期の新型コロナウイルス感染症拡大を受け、卒業式や歓送迎会などの自粛や中止、冠婚葬祭の延期や規模縮小によりまして、花きの需要は大きく落ち込んだところでございます。

そのため、県内市場の4月から5月の花きの価格は、昨年と比較して、輪ぎくが1本当たり46円と22%下落したほか、ガーベラやバラにおいても、それぞれ約20%下落しており、花き生産者は、感染症拡大により大きな影響を受けたところでございます。

次に、花き生産者に対する支援についてのお尋ねですが、県では、花き生産者の経営継続に向けて、資金繰り対策や持続化給付金など国の制度を活用できるよう、相談対応などの支援を行っているところであります。

また、花きの需要を喚起するため、国の補正予算や地方創生臨時交付金を活用し、県や市町の庁舎に加えまして、今後、駅や港などの公共施設、それから小学校への花の装飾展示を広げていくこととしております。

今後、県といたしましては、「高収益作物次期作支援交付金」などの支援施策を積極的に活用することで、花き生産者の皆様が安心して経営継続できるよう、農業団体や市町と一体となって支援をしてまいります。

次に、花の販売に対する県の支援についてのお尋ねでございます。

県といたしましても、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策が求められる中、花の販売においても、新しい生活様式に対応し、通信販売等への取組が必要と考えております。

そのため、議員ご提案の花の販売についてのネットを活用した定期購入配送などの新たな取組については、花商組合など関係機関とも連携をしまして、その支援策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 地域振興部長。

○地域振興部長（浦真樹君） 私の方から、2点お答えをいたします。

まず、今年度から取り組もうとしている関係人口の創出拡大についてのお尋ねであります。新型コロナウイルス感染症の拡大と、それに伴う場所にとらわれない働き方の浸透によりまして、都市部から地方への人の流れが拡大する動きが生まれつつあると考えております。

この流れをしっかりと取り組んでいくためには、情報発信や相談支援体制の充実を図り、本県への移住を促す一方で、まずは本県を訪れてもらい、地域の魅力を感じていただくなど、本県のファンづくりを進め、移住希望者のすそ野を拡大していくことも重要と考えております。

そのため、県といたしましては、「長崎県とつながる」、「関わる」、そして「長崎県のために活動する」の3つの視点を持って、定住人口

でもなく、交流人口でもない、地域と継続的に多様な形で関わる、いわゆる関係人口の創出・拡大に積極的に取り組んでいくこととしております。

具体的には、都市部への戦略的な情報発信のほか、多様な働き方に着目したりリモートワーク、あるいはワーケーション等の推進、地域課題の解決に貢献する都市部企業と地域住民との関係づくりなど、関係部局や県内市町とも連携を図りながら、様々な施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、本県への移住者の事例を交えた情報発信と都市部に対する情報発信の強化についてのお尋ねであります。

近年、県内への移住者が増加する中、移住者ご自身が地域の情報をSNS等で発信する事例が増えており、都市部で移住を検討している方々にとりましても、こうした移住者目線による情報は大変有益なものとして受け止められていると認識をしております。

そのため、今年度、県外から「地域おこし協力隊」といたしまして、「情報発信コーディネーター」を配置し、先輩移住者等と関係構築を図りながら、取材等を通じて得た移住者の生の声、あるいは暮らしぶりなど、リアルな地域情報をSNS等で積極的に発信をしていくこととしております。

一方、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、地方回帰の機運が高まって、地域間競争が激しくなることを考えますと、情報発信のさらなる強化が必要であると認識をしております。

そのため、離島や半島地域をはじめとする、県内各地域における暮らしの多彩な魅力等につきまして、都市部の若い世代に対し、SNS等

を通じて効果的に発信するプロモーションの展開、そういったものに向けまして、新たな予算措置も含めて準備を進めており、今後とも、効果的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 高校生のスポーツ大会に関して、私の方から、3点お答えをいたします。

まず、高校生のスポーツの全国大会の中止の判断理由ですが、本県の高校生が全国の舞台で活躍する機会が失われたことは大変残念であります。大会が中止となった主な理由といたしましては、競技中だけではなく、選手をはじめ関係者の移動時や宿泊先での安全・安心の確保が困難であることや、練習不足によるけがのリスクが高まっていることが挙げられております。

加えて、大会を延期した場合には、3年生の進学や就職、学校行事等に影響を与えることなどから、苦渋の決断がなされたものと思っております。

次に、県高総体などの代替大会の実施状況であります。県高総体の代替大会については、現在、11競技で計画・実施され、その他の競技についても、近隣校による交流戦などが行われております。また、高校野球については、トーナメント形式で実施されることになっております。

開催に当たっては、競技会場や競技特性に応じて応援者の入場制限を設けるなど、感染予防、感染拡大防止の取組を講じたうえで実施されることとなっております。

最後に、冬の全国大会の開催に関して、高校生の意見を反映してくれというお尋ねですが、各種大会の中止が続いている状況は、選

手が部活動の成果を発揮する機会を失うばかりでなく、今後の本県体育スポーツの充実、発展へも大きな影響を及ぼすものと考えております。

県教育委員会といたしましては、アスリート・ファーストの観点から、選手の思いやアイデア等を「新しい生活様式」の中での部活動のあり方や、全国大会をはじめ各種大会に反映できるように、県高等学校体育連盟等と連携して取り組んでいきたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 下条議員—7番。

○7番(下条博文君) ご丁寧なご答弁、ありがとうございます。これから、再質問をさせていただきたいと思っておりますが、時間の関係上、ICTを用いた介護施設等の感染拡大防止と、避難所の整備について、集中的に再質問を行っていききたいと思っておりますが、一昨日、6月17日に少し気になる報道がありましたので、この部分から少し触れたいと思っております。

検査体制の拡充について、質問内容でも触れましたが、今後、段階的に海外との交流が再開をされるのではないかというふうに感じております。また、本日は、くしくも、県境での移動を緩和していくというような日になっておりますが、関西空港経由で入港した貨物船の中国籍の乗組員16人が、PCR検査の結果が出る前に、チャーターバスに乗って、船が停泊していた佐世保市に向け移動し、このうち一人は、移動中に新型コロナウイルスの陽性が判明し、引き返したというような報道がなされました。こういった事例がありますと、検査体制が非常に拡張して整っていても、なかなか県民の皆様のお安全・安心が守れないのではないかというふうに思っております。

私も、一昨日の報道でしたので、しっかりこの状況を捉えておりませんので、ご要望にかえ

させていただきますが、ぜひ、水際対策の検疫体制の整備について、国に対し、県からも強く、こういった事例がないように要望をしていただきたいと思いますと思っております。よろしくお願いいたします。

では、再質問させていただきます。

ICTを用いた介護施設の感染拡大防止について、これは、皆様にも配布をしておりましたけれども、(パネル掲示)まず、そもそもこの健康管理アプリ、チャットというのはどういうものかというのを簡単にご説明します。

ボードでしておりますが、このような形、これは実際に健康観察を行う画面でございます。非常に簡単です。このボードは、ものすごく操作が簡単ですよというのをわかっていただくためにしたんですが、ここにボタンが2つあります。「必須」とありますが、例えば「せきが出る」、「なし」、「あり」、「呼吸がしにくい」、「なし」、「あり」、こういったものを入力せず選択だけでできるということです。約数分間で十分な情報が取得できるというものであります。

また、この健康管理チャットに入力するのは、本日、国の方が進めております「濃厚接触アプリ」と同様に、個人情報を入力する必要がございません。ですので、情報漏洩も含めて非常に安全な状況で管理できるということがポイントになっておりますし、また、長崎は熱帯医学研究所の皆様がご尽力いただきまして、ほかの地域に比べて大変恵まれた疫学の知識、サポートがあるというところ、そして、「コスタ・アトランチカ号」で、大変な状況の中でしっかり実績を出したということがございます。これが、今、私がお話をしている、簡単ですけども、健康管理チャットの概要でございます。

第2波への備え、これは、今、6月末ですけれ

ども、仮に第2波が、寒くなってきて、秋口、冬にやってきた場合に、そういった感染拡大がやってきて、こういったチャットの導入を進めても、それは遅きに失するというところでございます。チャットの運営をはじめるとに当たって、やはりスケジュール感というのが非常に重要だと思いますけれども、部長から答弁いただいた、期待をしていると、導入に対して前向きに考えていただいているということですが、スケジュール感について、再質問いたします。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 第2波に備えた対策につきましては、スピード感を持って取り組んでいく必要があるものと認識しております。

今後予定しております施行結果も踏まえまして、速やかに県内全域に周知を図りまして、9月末までには、希望する施設が導入できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 下条議員一7番。

○7番(下条博文君) ありがとうございます。9月末までということでございます。

今現在、長崎市の方が介護施設を中心に様々な聞き取りであったり、意識ですね、「こういった健康管理チャットを導入しますか」というような意識の確認をしております。私も先日、福祉保健部長のもとに現状をお聞きしましたところ、まずはモデルケースをつくってやっていきたいということで、今、ほんと部長が言われたように、問題点を洗い出して、9月末の導入に向けていただきたいと思いますし、また、熱帯医学研究所の山藤先生も、こういったもので一番大切なのは、この感染症は熱というのが非常にわかりやすい、一つのポイントだったんですけれども、熱が出る前から感染をさせる可能性があるということで、この部分を、例えば一

人が喉が痛いという情報は、それはもしかしたら、ただの風邪かもしれないし、声を大きく出したからかもしれないんですけども、これが不自然に、特に、スタッフの間でばあっと広がっているということが、この健康管理チャットでは迅速につかむことができます。

そうしたときにアラート、警告、もしくは人的な出動があれば、実際のクラスターにつながる前の段階で、初期段階で抑え込むことができます。これが、私は非常に優れたポイントであると思いますし、また、このような形でやっていくことによって、県の皆様も、介護施設の健康の状況ということを一元的に知ることができます。恐らく、考えますに、あらゆる副産物が入手できるのではないかと考えておりますので、ぜひとも前向きに導入を考えていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、避難所の整備について、ご答弁ありがとうございました。「3密」防止、パーティション等に対応していただける。また、車中泊の方も分散避難の一つですが、この危険性についても認識されているということですので、今日ご答弁をいただいたようなポイントを、やはり効果的にお知らせを、あらゆるお知らせが必要となると思います。高齢の方に対しては、やはり紙媒体であったり、テレビ媒体であったり、また、積極的に情報を得ようと思っっている方々にはSNSであったり、インターネットであったり、こういったツールを使って、この車中泊についても危険性と、しっかり安全・安心を確保していただくような情報を配信していただきたいと思います。

岩手県での「ICAT」という事例を少し勉強しましたので、お伝えをいたします。

岩手県において、これは東日本大震災の大変

大きな災害の時だったんですけれども、専門の医師や看護師で組織するICAT（いわて感染制御支援チーム）、言うならば、これは避難所に対して専門的に感染症を防御していくチームが編成をされております。これは全国でも非常に珍しい形だったそうですが、このようなことをモデルケースにして、熊本の震災でも、泉川先生も実際に参加されたということだったんですけれども、活躍をされておりますし、また、東日本大震災の後も、そのチームが常設しているというふうにお聞きしております。

本県においても、災害時などの感染症対策、健康危機管理に備えて感染制御を行うチームを設置する必要があるのではないかと思います。けれども、ご見解をお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 避難所における感染症対策につきましては、保健所が市町と連携して行っておりますが、新型コロナウイルスへの対策につきましては、専門家のご意見を踏まえながら対応する必要があると考えております。

クルーズ船「コスタ・アトランチカ号」の対応に当たりましては、感染症対策に実績のある長崎大学等と連携することで、一人の死者も出さず感染の拡大が抑えられたことは大きな成果の一つであったと考えております。

こうした経験を活かしながら、本県におきましても機動的な感染制御のチームを創設し、関係機関と一体となって感染症対策に取り組むことは、避難所の運営のみならず、クラスター発生時においても有効であることから、今後、長崎大学など関係機関との協議を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 下条議員一7番。

○7番（下条博文君） ありがとうございます。

ぜひ積極的に取り組んでいただいて、こういったチームができますと、避難所だけではなく、似たような、密封がされたりとか、ちょっと特殊な状況に対しても、こういったチームが発動できるということになりますので、このコロナウイルスはなかなか有効な対策がありませんので、ぜひとも、このようなチームを前々から準備をしていただいて、あらゆる危機管理に備えていただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、マイナンバーとデジタルトランスフォーメーション促進について、ご答弁ありがとうございました。昨年2月の総括質疑でもSociety5.0の促進というような話をさせていただきました。私もIT業界で長年従事していた者として、このIT化というものの非常によい側面と、そして、それだけではない難しい側面というものがある、それは私も認識をしております。やはり簡単に言うと、DX（デジタルトランスフォーメーション）は必要なんですね。コロナが登場しまして、さらにその必要性、また、スピードが求められている状況であると思っております。

しかし、なかなかうまくいかない、障壁がある。今回ご答弁いただいたのは、この障壁について、本当にやりとりをさせていただいたなというふうに思います。例えば業務改善意欲の取組、意識改革ですね。職員のITリテラシーの向上、業務プロセスの見直しと標準化、これは、私も技術的にも標準化というのは、非常に重要だと思っております。また、書類の電子化等、こうやって問題を挙げていただきました。まさにこういった問題が一つひとつ解決していくことで、このDX（デジタルトランスフォーメーション）が促進していくというふうに思います。

今回は、私の求める答弁をいただきましたので、再質問はせずに、こういった問題を共通認識としてクリアをして、このコロナのような災害でも迅速に対応してまいりたいと思いますので、これからもどうぞよろしく願いいたします。

最後になりますが、教育委員会教育長からご答弁いただきましたとおり、高校生が本当に日々頑張っている中のモチベーションの一つである全国大会が、このコロナウイルスは、何かの責任かという、そういった責任はなかなかない中で、本当に苦しい思いをたくさんの方がされていると思います。健康被害を受けないということが一番大切ですので、そういった苦渋の決断を私も支持いたしますが、頑張っていく中で、今回、冬の大会がどうなるのかと、日々の努力が、時間ですね。どうぞ、これからもよろしく願います。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

— 午後 2時31分 休憩 —

— 午後2時45分 再開 —

○副議長（西川克己君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

田中議員—45番。

○45番（田中愛国君）（拍手）【登壇】 自由民主党・県民会議、佐世保市選出、田中愛国でございます。

今回は、一問一答方式で、九州・長崎 I R 全般について、10項目質問をいたします。

1、九州・長崎 I R 全般について。

(1) I R 整備法の概要について。

法律の目的の中で、「カジノ事業の収益を活用して I R の整備を推進し、滞在型観光を実現する」と書かれ、また、「地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものとする」とあります。

このことは、企業に、この事業者にカジノ事業の認定権益を与えるので、その収益を見込んで、自前で I R の整備を行い、滞在型観光事業を実施してくださいと。

そのうえにおいて、財政の改善に資するものとするとは、カジノ収益については、応分の収益を国、地方自治体に納付していただきますよと。その金額については、G G R の30%を上納してください、約束ですよということだと思います。

本当にうまくできた法ですね。全て事業主の資金で事業を推進し、そのあがりについては30%、3割をいただきますと。（発言する者あり）その他、通常の法人税等の税金は、別途、約定どおりいただきますと。カジノのチップ売上高より払戻し高を差し引いた真水のG G R の30%を上納させるシステムになっておるようです。（発言する者あり）

そこで、納付金、入場料収入について、試算分析を私なりにしてみたいと思います。

「都会型カジノ」と私は呼んでいるんですが、1兆円以上の投資規模と、「地方型カジノ」、5,000億円程度の投資規模に分けます。

都会型カジノは、G G R については4,000億円以上を見込んで、その15%、600億円、地方型カジノはその半分、2,000億円程度を見込んで300億円と。どうしても都会型に対して地方型は半分程度、半分以下にとどまるようであります。

企業の採算性、10年で返済等を考えると、地

方型カジノはその半分、2,000億円程度を見込んでの300億円も、都会型カジノが有利ですので、600億円の3か所で認定されまして、そうなりますと、1,800億円、加えて入場料収入も別途見込んで、合計2,000億円程度の収入が国庫に納まるわけです。これが国の構想だと思えます。

どう考えても、都会型カジノが、納付金、入場料収入ともに有利な内容となります。

都会型カジノの認定が流れとなりますと、我が長崎県、地方型としては困るわけです。

主張すべきは、地方創生、地方活性化の立場から、3か所認定のうち、1か所は地方型カジノ、地方型をぜひ認定すべきだということを強く訴えるべきと思えます。

県の見解を、ぜひお聞きしておきたいと思えます。

次に、特定複合施設 I Rについては、「カジノ施設」を中心として、他に「国際会議場施設」、「展示場施設」、「我が国の伝統文化・芸術等を活かした公演等による観光の魅力増進施設」、「送客機能施設」、「宿泊施設から構成される一群の施設」、「その他観光客の来訪、滞在の促進に寄与する施設」と、以上、7つの施設整備が求められています。

文章だけでは具体性に乏しいので、国の I R 施設の考え方について、より具体的な形で、指数等があれば、加えて県の見解を、ぜひ説明していただきたいと思えます。

入場料納付金については、いま一度検討してみたいと思えます。

日本人等の入場客については、一人6,000円、国と県で折半する内容となっています。この入場料収入6,000円が負荷されていることが客数の足かせとなっていることは事実であります。外国人は無料です。

この入場料収入についても、もちろん都会型カジノの方が有利であり、仮に1日5,000人の入場があると、年間180万人で54億円の収入となります。地方型カジノは、その半分程度が想定され、年間90万人、27億円の収入となるわけですが、長崎県カジノは、都会型の3分の1程度、入場者数60万人、18億円程度の入場料収入となりそうであります。

納付金収入については、都会型では、年間4,000億円以上の G G R 規模が見込まれるよう想定されていますが、地方型、長崎県カジノでは、半分、2,000億円程度にとどまりそうあります。

しかし、この2,000億円の G G R 収益としても、その15%、300億円が入ってくるわけで、入場料収入18億円程度を加えると、年間318億円以上のお金が長崎県に入ってくるわけです。大変な財源であります。ぜひ、成功させなければなりません。

特に、カジノの G G R は、オペレーター的能力次第だと私は判断していますが、私の試算、検証について、長崎県当局の見解をぜひお聞かせ願いたい。

以上、3点の見解をただし、壇上よりの質問を終わり、以下は、対面演壇席より続けさせていただきます。

○副議長(西川克己君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 I R 整備法の関係についてのお尋ねでございます。

まず、九州・長崎の I R は、地方創生に資することをアピールすべきではないかとお尋ねであります。

我が国における I R 導入の目的は、国際競争力の高い、魅力ある滞在型観光の実現であります。本県や九州は、古くから海外との交流の

窓口として発展してきた歴史、東アジアとの深いゆかりがあり、さらに、豊かな自然や上質な温泉など、質の高い、数多くの観光資源を有しております。

また、本県の候補地は、アジアの大都市に近く、空路3時間圏内の人口は約10億人であり、こうした長崎や九州が持つ優位性を活かして、I Rという新たな玄関口を設けることで、今までにない人の流れを生み出すことができるものと考えております。

設備投資及び施設運営による経済への波及や、雇用創出が見込まれるI Rを、地方である九州に整備することで、拡大の余地がある地方の観光や地域経済の振興等に寄与し、地方創生、さらには、西九州地域をはじめ、我が国の発展に大きく貢献することができるものと考え、九州一体となって、その推進に取り組んできているところであり、国に対しても、このことを強くアピールしているところでもあります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局の方からお答えをさせていただきます。

○副議長(西川克己君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) I Rの7つの施設について、具体的に説明、見解をとということでございます。

I R区域に整備すべき施設のうち、国際会議場施設及び展示等施設については、これまでにないスケールとクオリティが求められており、本県では、アジア屈指のリゾートM I C E施設を目指し、施設規模を定めるI R整備法施行令の規定を踏まえ、国際会議場施設については、最も広い国際会議室の収容人員が6,000人以上、かつ国際会議場施設全体の収容人員の合計が1万2,000人以上、展示等施設については、床面積2万平方メートル以上の施設を整備すること

としております。

魅力増進施設については、日本、九州の歴史、伝統、文化、芸術などの魅力について、エンターテインメントや最先端技術の活用などにより、ショービジネスとして展開する機能を備えることとしております。

送客施設については、日本各地の観光の魅力や情報について、最先端技術などを活用して、臨場感あふれる形で発信するショーケース機能や、利用者の関心に応じて旅行計画を提案し、予約・決済など、必要なサービスをワンストップで提供するコンシェルジュ機能、一般客とV I Pそれぞれを九州、全国へ送り出す交通機能を備えることとしております。

宿泊施設については、I R整備法施行令の規定を踏まえ、客室延べ床面積、おおむね10万平方メートル以上の子々なタイプの客室、質の高い飲食サービスを提供し、ビジネス層、ファミリー層、富裕層及び長期滞在者など、国内外からの様々な来客ニーズに対応できる施設を整備することとしております。

その他、観光客の来訪、滞在の促進に寄与する施設は、I R施設への集客力を高めるため設置することができる施設でございます。

そして、カジノ施設については、I R整備法施行令の規定を踏まえ、I R施設全体の延べ床面積の3%以下とされております。

県といたしましては、これらの施設は、I R施設全体の集客に寄与するとともに、日本型I Rが目的とする広域周遊観光の促進に資する重要な施設であると認識しており、ハード整備と合わせて、それぞれの施設で提供するショーコンテンツや体験、おもてなし、先端技術の活用など、ソフトの魅力を高めることに力を注ぐ必要があると考えております。

それから、カジノのGGRの考え方についてのお尋ねでございます。

カジノのGGRにつきましては、事業者の考え方や経験、営業努力などによるところが大きいと考えております。

このGGRにつきましては、海外の例を参考にいたしますと、例えばシンガポールのマリーナ・ベイ・サンズにおいては、約4,870億円の投資に対し、2015年のカジノ売上は2,801億円であり、同じくリゾート・ワールド・セントーサにおいては、5,220億円の開発投資に対し、同じく2015年のカジノ売上は1,609億円となっております。

一方で、マカオのファミリー型リゾートであるスタジオ・シティ・マカオにおいては、3,870億円の投資に対し、約389億円となっております。このように、IRの立地環境や、それぞれの事業者の経営判断により、様々な事業計画があるものと考えておまして、GGRのもととなる観光消費等によりまして、その額は異なってくるものと考えております。

○副議長(西川克己君) 田中議員—45番。

○45番(田中愛国君) (2)長崎県のIR事業者公募の実態について。

もう3年ぐらいの歴史があると思いますので、長崎県への各IR企業よりの打診、立候補の動き、その実態について、また、大体もうその概要についてはまとめておられると思うので、投資的規模がどのくらいなのか。GGR規模がどのくらいなのか。観光客の集客、ホテルの客室数、駐車場規模等々について、応募している企業の大体の実態を、県の方で整理したものについて聞かせてほしいと思います。

○副議長(西川克己君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) IR事業者の皆様には、

本県の取組への問い合わせや、先方からご提案をいただくなど、本県への関心を寄せていただいております。これまで約20社と面談などを行ってきたところであります。

昨年実施いたしましたRFCにおいては、3社にご参加をいただきましたが、その他の事業者からも継続的に問い合わせなどをいただいている状況でございます。

そういった状況を踏まえまして、投資規模につきましては、平成29年12月から翌年2月に実施したアイデア募集において、事業者からは、おおむね2,000億円から3,000億円の範囲でご提案をいただきましたが、その後、4,000億円の投資を明らかにされた事業者や、自ら5,600億円の投資をRFCにおいて提案した旨を表明された事業者もおられます。

令和元年に実施したRFCにおいては、具体的な投資額のほか、最大1万2,000人収容の国際会議場施設、2万平方メートル以上の大規模な展示等施設のほか、政府が参考としている諸外国におけるIRの宿泊施設の平均総客室数2,500室に相当する宿泊施設など、様々な提案をいただいております。

しかしながら、県からは公表をしないということをご前提にご提案をいただいております。事業者の公募提案の準備にも影響する場合がございますので、お尋ねのGGRの規模や観光客数などの事業計画の内容につきましては、答弁を差し控えさせていただきます。

なお、こういったRFCにおいて、ご提案をいただきました投資規模、施設規模、集客数、提案の特徴などを参考にしながら、4月に公表した「九州・長崎IR基本構想」を取りまとめたところでございます。

○副議長(西川克己君) 田中議員—45番。

○45番(田中愛国君) (3)九州・長崎IRの規模イメージについて。

公表できないなら、それで構いませんが、九州・長崎IRの規模、イメージについて、いろいろ業者から提案を受けたり、話を聞いた中で、もうそろそろ長崎県案をやはり想定しなければいかん。長崎県案のイメージとしては、その規模はどんなものになりますか、お聞かせください。

○副議長(西川克己君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) 4月に公表いたしました「九州・長崎IR基本構想」におきまして、RFCを含む事業者からの提案等を踏まえて、建設投資規模を3,500億円から4,600億円と想定をしますとともに、運営時の年間の集客延べ人数については、690万人から930万人、雇用創出効果としては、2万8,000人から3万6,000人を見込んでおります。

また、外国人の比率などについても、アジアとの近接性を活かし、外国人比率の高い集客を期待しているところでございます。

また、実施方針案においては、最大1万2,000人以上収容の国際会議場施設及び2万平方メートル以上の展示等施設、客室延べ床面積10万平方メートル以上の宿泊施設など、国が定める要件等を踏まえた大規模な施設をお示ししているところでございます。

○副議長(西川克己君) 田中議員—45番。

○45番(田中愛国君) お聞きしたところ、まだ長崎県のイメージとしては、簡単にできてないみたいですね、イメージとしては。そんな感じがします。もっとカジノ業者と県の間で話し合いが進んでいるものと想定しているんですが、そうでもないなど。

だから、決まった後、国の認定を受けた後、

企業といろいろと話し合おうとするなら、2年ぐらいかかりますよ、実現するまでにね。実現というか、工事に入るまでに。だから、その前に、私は、長崎県案のイメージが、もうできあがっているものと理解しているんですが、どうも感じとしては、長崎県のイメージは何もできてないと。業者から聞いただけだというような感じがしてなりません。これはもう公表できないなら、それで置きます。

(4)大阪、横浜、和歌山など他都市の状況について。

これは応募実態とか、ハードの問題とか、一番はオープンの時期あたりを、ほかの都市はどう捉えているのか、聞かせてください。

○副議長(西川克己君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) まず、大阪府・市については、約49ヘクタールの用地で、投資規模9,300億円、年間来場者1,500万人を見込まれております。令和元年11月に「実施方針案」を公表され、12月から事業者の公募を開始されたところであります。当初、本年6月にも事業者を決定することとされておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、選定期間を半年程度延期をされると伺っております。

横浜市については、約47ヘクタールの用地、年間来場者2,000万人から4,000万人を見込まれており、当初、今月にも実施方針案を策定、公表することとされておりましたが、大阪府・市と同様の理由により、8月に延期をされると伺っております。

和歌山県については、20.5ヘクタールの用地で、投資規模約2,800億円、年間来場者約400万人を見込まれております。同県では、本年2月に実施方針案を公表され、これをもとに3月から事業者の公募を開始されましたが、選定期間

を11月から来年1月頃に延期されると伺っております。

○副議長(西川克己君) 田中議員—45番。

○45番(田中愛国君) 若干、我々は、いろいろな情報としては伝聞でありましてね、正確なところはわからないんですが、大阪等々にしたって、面積はそう変わらないでしょうけれども、投資金額などというのは、もう1兆円の大台に乗っているという話をよく聞くんですけれどもね。それから、横浜についてもしかり。和歌山は若干地方型だと私は認識していますのでね。

そういうことで、競合相手といいますか、遅れているような感じはします。

しかし、最初のオープンの時期は2025年というのが大体想定されていたんです。来年度中、1月から7月に国の応募がはじまるんでしょう、来年の1月から7月の間でね。もう半年あるか、ないかでしょう、国の応募までにね。1月に応募をするとすれば。

そういうところで、私はどうしても長崎県のIRの準備といいますか、遅れているという感覚を持っているんですよ、他都市に比べてね。

長崎県の生き残り策としては、やっぱり一番バッテリーを狙わなければ、一番バッテリーを。

それから、一番乗りでオープンをすると、長崎IRは、一番乗りでオープンをすると。この一番乗りというのが、大変価値があるんですよ。日本ではじめてのカジノ、IRでしょう。IRはあるにしても、カジノはね。だから、10年間ぐらいは、素人が考えたって、一番乗りだと飯が食える。極端に言うとな採算がとれる。だから、長崎県は、一番乗りを目指して、一番バッテリーとして頑張っていってほしいという願望を私は持っているんです。

ところが、それからすると、どうも、ついて

行こう、ついて行こうという感じしか見えない、いろいろな感じだね。県の見解をもうちょっと聞かせてください。

長崎県のIRのオープンの時期を、いつと考えていますか。

○副議長(西川克己君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) IRのオープンの時期につきましては、国の方で、これまで2000年代の半ば頃というふうなことで、そういった考え方が示されておりまして、そういった考え方に基づいて国の方で申請のスケジュールの設定などが行われているということで考えております。

長崎県としては、この国の申請スケジュール、ご指摘のありました来年の1月から7月ということが今公表されておりますので、それに向けて、事業者の公募、選定をする準備を進めてきたところでありまして、早ければ今年の年度内には実施していくと、もしくは今年度当初ぐらいには、春には実施していくという体制をとっておりましたけれども、この新型コロナウイルスの影響で、カジノ事業者が非常に厳しい状況に追い込まれておりまして、この申請の準備がなかなかできないような状態にあったということ踏まえまして、長崎県としては、この申請の手続を、今、様子を見ながら進めていこうとしているところございまして、現在も、そのカジノ事業者の状況をヒアリングをしているところでございまして、こういった状況を踏まえて、来年1月から7月の申請時期に向けて、しっかりと準備ができるように、この夏にも、まず公募を開始して、手続をしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

○副議長(西川克己君) 田中議員—45番。

○45番(田中愛国君) コロナでという言い訳

でね、カジノ事業者が対応できないだろうと、全てのカジノ事業者が対応できないんですか。特定の業者は対応できないかもわからんけれども、対応できる業者もいっぱいいますよ。（発言する者あり）だから、対応できないところを待つんですか、ずっと。

そういう感覚では、どうも長崎県の一番乗り、一番バッターは無理みたいですね。（発言する者あり）

○副議長（西川克己君） 企画部長。

○企画部長（柿本敏晶君） カジノ事業者の状況につきましては、私どもも情報収集を常時図っておりまして、専門家のご意見等もお聞きしながら状況を把握してまいりました。

そして、今、行っておりますヒアリングの中でも、やはり3月、4月、5月という時期につきましては、欧米について非常にやはり厳しい状況もございましたし、そういった申請手続の準備を進められるような状況ではなかったということで、これから準備に入っていくということで、そういったスケジュールになっているということについて、そういったことについて評価といたしますか、そういったことで今から手続が進められるというふうな評価をいただいておりますので、これについては、だんだんコロナの影響が収束しているということで、これからしっかり準備に入っていけるように手続を進めていきたいというふうに考えております。

○副議長（西川克己君） 田中議員—45番。

○45番（田中愛国君） 欧米の特定の業者があるんですか。待っているようではありますが、いかがですか。

○副議長（西川克己君） 企画部長。

○企画部長（柿本敏晶君） 先ほど、欧米というふうなことを言いましたけれども、このコロナ

の影響というのは、必ずしも欧米だけではなくて、世界中に、これまで経験したことがないような影響があったわけですので、これについては、やはりそういった状況をしっかり見極めて、その申請の手続がカジノ事業者も十分にできるような状況の中で実施するということが我々は必要だというふうに考えたところでございます。

○副議長（西川克己君） 田中議員—45番。

○45番（田中愛国君） ちょっと見解が私は違うんですけどもね。やれるところもあるんですよ。一生懸命、長崎県のIRを目指して4月に公募がはじまるだろうということで準備をしているところもあるんですよ。そういうところがあったとしても、特定のところが出てくるまで待つというイメージなのかなという感じがちょっとしてならないんですけれどもね。いや、もう結構です。

（5）九州・長崎IRにおける事業者公募の実施予定について。

正式に公募実施のスケジュール、事業者決定はいつになるのか。応募に当たっての条件は、どんなものがつけられるのか。

各事業グループから、いろいろな話が出てきていると思います。しかし、これは実施計画の実現性というものもありますからね。

それから、投資金額、間違いないのかどうか。それから、GGRの裏付け等々、こういう検証は必要だと思いますよ、検証がやはり。

企業が言うとおりに、全てがいくかどうかわかりませんから、事業主が言うとおりにね。

検証は必要です。この検証はどうするんですか、お聞かせください。

○副議長（西川克己君） 企画部長。

○企画部長（柿本敏晶君） まず、公募選定のスケジュールでございますけれども、国が設定す

る申請受付期間を踏まえまして、県といたしましては、この夏には事業者の公募選定に着手し、冬頃には選定を行いたいと考えており、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

そして、この公募の条件につきましては、実施方針案において、主要な施設規模を示すほか、応募企業、または応募グループに対して、一定規模以上のカジノ施設の運営実績や、複合施設の開発、運営実績を有することを参加要件として求めています。

また、選定に当たりましては、健全な財務状況や投資規模は重要な要素であると考えており、このほか、国内外から観光客を集め、来訪客を県内はもとより、九州各地、さらには全国各地に送客できるような魅力ある事業内容や、地元雇用や地域貢献の度合い、ギャンブル依存症防止などの有害影響排除対策、カジノ免許取得に求められる廉潔性と言われるクリーンさなど、様々な観点から総合的に判断していく必要があると考えております。

事業者提案に関する検証につきましては、裏付けとなる各種データや資料などの提出を求め、根拠を明確にしたうえで、有識者などにより構成される審査委員会、並びにアドバイザーである公認会計士や国際弁護士の知見も活用しながら、しっかりと実施をしてまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君） 田中議員—45番。

○45番（田中愛国君） 今おっしゃるように、夏頃公募をはじめます。もう夏ですよ、6月から。6月、7月、8月ぐらいが夏だからね。だから、公募をはじめると言ったら、準備期間も要るでしょうからね。夏でもいつ頃になるのか。8月の末頃になるのか。

それから、冬に決定すると。それはもう12月

しかないでしょう、年を越すことか。

それで、国の応募は1月から7月と決まっているんですよ。長崎県は応募できるんですか。応募する自信があるんですか。

○副議長（西川克己君） 企画部長。

○企画部長（柿本敏晶君） 1月から7月ということで、国の申請期間が定められております。それに向けて、もうそう遅くない時期に、この公募選定をはじめていくということで考えておりますけれども、そのうえで事業者の応募から選定までの時期について、できるだけ短縮ができるように、今、既に着手できることについては、もう審査の準備などは進めておりますし、それから、区域整備計画を策定する段階でも、行政において計画を作成する分野については、もう既に準備もはじめているところでございますので、そういった取組を合わせまして、できるだけこの公募選定の流れを、スピードをアップしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○副議長（西川克己君） 田中議員—45番。

○45番（田中愛国君） 国の求める1月から7月の中で応募できるのかな、長崎県は。心配しますね。

なぜなら、各IR企業と県の合議といいますか、いろいろな意見交換がどのくらい行われているんですか。5,000億円、6,000億円を投資するという事業ですよ。そんなに1週間、10日でまとまるもんじゃないですよ。（発言する者あり）

だから、今、もうまとまっているならいいです、あと決めるだけならね。しかし、応募企業も想定されるんですよ。軒並みに、どこでもどうぞ、どうぞという話じゃないんです。5,000億円、6,000億円投資するんですよ。そんなの

が1か月ぐらいで集めました、うちも入りますなんていうことにはならない。何年も前からやっているんですよ、企業は。だから、そういうことで大変危惧していますね。

1月じゃなくて、7月に出すんですか。議会承認はいつやるんですか。何月議会でやるんですか。

○副議長（西川克己君） 企画部長。

○企画部長（柿本敏晶君） ご指摘のとおり、このIRの申請に際しましては、議会の議決もいただく必要がございます。

現在、来年度の6月議会ということを想定に置きながら作業を進めていこうとしているところでございます。

○副議長（西川克己君） 田中議員—45番。

○45番（田中愛国君） どうも心もとないですね。

国にあげる時には、企業の案であげたらだめなんですよ。長崎県の案としてあげるんですよ、長崎県の案として。九州・長崎IR、九州の代表の長崎県案をあげるんです、国に。

その内容が詰まってなくてね、応募が夏頃、8月に行われるとします。それは2~3か月かかるでしょう、決めるまでに。12月とします。それから、決まった業者と、どれだけ詰めた話をするんですか。詰めて話をしなきゃ、5,000億円、6,000億円の事業計画はできませんよ。後で述べますが、立地の問題もある、立地の問題も。

私から見ていると、甘いというかね、それこそお役所仕事と、失礼だけれどもね、そんな感じがしてならない。

千載一遇のチャンスですよ。150年、明治維新から議会制がはじまって、長崎県でこんなチャンスはないんです。

さっき言ったように、検証をしての話ですけども、年間300億円以上の金を長崎県に上納できると、そういうシステムができるか、できないかの話なんです。

九州の代表として手を挙げて、中身を詰めてないと国は認定しませんよ。どこの企業に決まるか知りませんよ。どこかと決まったとして、その企業案を長崎県案として、つくり変えて国にあげるんですよ。そんな簡単に、1か月、2か月でできますか。もう遅い、どちらかという、今でも。どうですか、見解を聞かせてください。

○副議長（西川克己君） 企画部長。

○企画部長（柿本敏晶君） この公募申請の準備につきましては、ご指摘がありましたように、選定をして、それを県も含めてしっかり中身を整理していくということはお指摘のとおりでありますけれども、まずもって、法律において、この事業者の選定の手続については、公募によって公平性、透明性を明確にしながら進める必要があるということでございますので、そういった前提の中で、事業者の方と協議ができるものについては、私ども常に窓口を設けておまして、情報を取りながら話を進めている、準備を進めているところでございまして、今後、この公募選定の手続を開始して、その手続の中でも競争的対話というふうな時間も設けるようになっておりますし、そういった選定を行っていく段階の中で、さらにこの計画の中身を詰めて、そして、先ほど申し上げましたように、県として、行政として、この区域整備計画に盛り込む分については、もう既にしっかりと準備を進めているということで、この国の申請の期間に対応していけるものということで考えております。

○副議長（西川克己君） 田中議員—45番。

○45番(田中愛国君) 準備ができるわけじゃないですか、長崎県案が。何もできてないし、業者はいろいろな案もまとめてない。今から最終的な詰めもしなきゃいかん。

もう一回聞きますよ。何月頃、国に出す予定ですか。議会には、何月議会にあげるんですか。

○副議長(西川克己君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) 先ほどもご答弁いたしましたけれども、県議会については、現在、6月議会ということ想定しておりまして、申請の期限には、間違いなく申請準備が進められるように考えております。

○副議長(西川克己君) 田中議員—45番。

○45番(田中愛国君) 来年の6月議会ね。今年の議会は7月3日まで。普通なら7~8日まであるでしょうね。20日間ぐらいで締め切りですよ、議会在承認した後。

佐世保市とはどういう同意をするんですか、佐世保市との合議は。長崎県だけじゃだめでしょう。その期間どうするんですか。時間がないので、端的にお聞かせください。

○副議長(西川克己君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) 佐世保市との間につきましては、もうこれまでも一緒にこの作業を進めてきたという関係でございます。

これから、事業者の公募選定手続を進めていく中でも、そういった連携の中で、しっかり情報も共有しながら進めてまいりますので、ここについては同じようなスケジュール感で進めていけるというふうに考えているところでございます。

○副議長(西川克己君) 田中議員—45番。

○45番(田中愛国君) (6)九州・長崎IR用地31ha及び公共ハーバー等について。

用地31ヘクタール、ちょっと狭いんですね、

やっぱりね。しかし、もう仕方ない、ハウステンボスの奥の方を譲り受けてやるわけだからね。

ただし、防衛省の米軍住宅用地とか、農林水産省のJR用地とか、ハウステンボス所有の駐車場用地とか、下水処理場、技術センター、物品センター、ハウステンボスの用地等がまだあるんですね、すぐ隣接して。個別的に話し合いをしてでも、今後やれるのかどうか。それが一つ。

公共ハーバーについては、どちらにしても、もう古くなってきましたよ。県がやりかえるべきだと思う、公共ハーバーについては。

そのほか、ハウステンボス用地に含まれる地下の共同溝、これは大変な問題です、地下共同溝。運河の入り口2か所、ハーバー関連用地、その他道路等の利活用について、曖昧な点多過ぎる、曖昧なこと。そんなことでは、企業は5,000億円、6,000億円の投資はできませんよ、曖昧なことでは。それも1か月、2か月で解決できませんよ。大変危惧しています。

結局、県と、今回選ばれるであろう企業と一体となって長崎県案をつくらなければいかんのです、長崎県案を。

国の決定が、この案で取れなかったら、九州・長崎IRとって、九州の代表としてやっている責任があるんですよ。

だから、間違いなく、国にあげた時にはオーケーが取れるような完全な案を出さなければいかん、完全な案を。その案ができるのかどうかですね。

本当に業者との、IR業者は何者あるか知りません、何者残っているかね。信頼関係はあるんですか、業者との。一緒になってやらなきゃいかんのですよ。指名するだけじゃだめなんですよ、長崎県が業者を。

一緒になって作りあげて、それを長崎県案としてあげるんです。自信がありますか。再度確認しておきます。

○副議長(西川克己君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) まず、IR整備区域の用地につきましては、これまでハウステンボスをはじめ、関係者の皆様と協議を進めてきた中で、この31ヘクタールを確保したというところでございまして、この面積については、今回の区域認定申請手続に際しましてのIR用地としては、この31ヘクタールを前提に進めていくということで考えております。

それから、公共ハーバーにつきましては、現在、早岐港については、県が所有している施設でございますけれども、適切に維持管理を行っておりますが、この公共ハーバーの開発や利活用については、IR事業者の公募・選定の際に、IR整備区域と一体的な活用の提案を求めるといふことになっております。

IR施設の魅力向上に資する港湾施設となることを期待しているところでございますので、公募・選定時の提案内容や、施設利用者との調整などを進めたうえで、IR事業者による整備の方向性を検討することといたしております。

それから、共同溝や運河、工作物など、そういった施設の調整などについてもお話がございましたけれども、こういった点についても、現在、ハウステンボスと協議を進めているという状況でございます。

それから、今後の申請に向けましては、県としても、このIR区域の認定というのは、長崎県にとって、ぜひとも勝ち取る必要があるプロジェクトだという覚悟を持って取り組んでおりますので、これについては今後選定されるIR事業者と、しっかりと連携をしていって、确实

にこの区域認定を勝ち取れるように取り組んでいくという覚悟を持ってやっているところでございます。

○副議長(西川克己君) 田中議員—45番。

○45番(田中愛国君) 私は、本当に心配しますね、IRをやりたいという業者との信頼関係は。1者じゃなくていいですよ。3者か、そんな10者もなあって残っているわけないんだから。企業との信頼関係を、長崎県は自信がありますか、企業との信頼関係が。信頼関係がなければ、先ほどから言いますように、5,000億円、6,000億円の投資なんて簡単にできませんよ。

(7) ハウステンボス関連について。

これはどういうことかということ、今のハウステンボスの施設を再利用してIR企業が活用するならば、あとプラスして駐車場のところに新しいものをつくって、古い街並みは残してという形でやるならば、共存共栄は問題ないと思う、ハウステンボスとIR業者とも。しかし、全面的につくり替えるとなると、同じ滞在型観光地としての競合が出てきます、ハウステンボスとIR企業とのね。

ましてや、新しいIR企業にテーマパーク等の企画があるとすれば、これはIRとハウステンボスとの競合は避けられませんよ。

県は、このハウステンボスについて、どのような説明をして進めているんですか。

○副議長(西川克己君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) IR施設につきましては、ハウステンボスと隣接するという区域になってまいりますので、県といたしましても、この周辺環境、ハウステンボスを含めまして、周辺環境と調和のとれた景観や、施設の配置計画を策定するといったことを実施方針の中にも盛り込みながら、そういった景観の調和等を進

めることによって、I R施設とハウステンボスについて、しっかりと相乗効果が発揮できるように、区域全体として魅力の高い観光区域として整備できるように、県としても、そういった取組をしていくという考え方を持っております。

それから、テーマパークというご指摘がございましたけれども、I R事業者において、様々な事業計画を検討されるということでございますけれども、魅力ある施設計画を検討していただくということで、様々な集客力のある施設を考えられるということで思っておりますので、そういった中でどういった考え方が出てくるか、今後の状況を見極めながら、それを含めて、県としてもしっかり方向性を整理していきたいというふうに考えております。

○副議長(西川克己君) 田中議員—45番。

○45番(田中愛国君) 言葉では何とでも言えますけれどもね。言えますが、実際問題としてハウステンボスの理念は、オランダという外国の街並みをつくって日本人に見せたんですよ、ハウステンボスはね。森の家。今度のI Rは、日本というものを前面に出して、外国人及び日本人に滞在型観光を打ち出すんです。理念が違うんです。だから、ディズニーランドとか、ディズニーシーの関係じゃないんですよ。あそこは、資本も一緒、大体の流れも一緒ですけどもね。そこまで合議が進んでいるのかということに関しては、大変疑問に思っています。

ハウステンボスとの間で問題が起きなければいいけれどもね。大変心配しています。

(8) 交通インフラ、住環境インフラ、雇用支援について。

長崎空港～I R間の船便については、県はどう考えているんですか。運送業者等についても、どういうイメージを持っているのか。

J Rハウステンボス駅からI R間については、ハウステンボスの中を歩いて行けるのか。約1.5キロ離れますよね、2キロ近くね、ハウステンボス駅からI Rの用地まで、どう考えているのか。

車に関して言うと、一般観光客のマイカー乗り入れ、どこら辺を想定しているのか。バス等の中央ターミナル構想については、どう考えるのか。そういうことを考えると、いろいろな問題が出てきますけれどもね。

まず、この交通インフラについて、お聞きします。

○副議長(西川克己君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) 交通インフラの強化につきましては、非常に大切な課題だと思っております。そのうち、長崎空港からI R整備区域への航路につきましては、県で長崎空港の港湾施設整備、防波堤の整備でありますとか、浮桟橋の整備を行ったうえで、I R事業者による航路の運航を予定しており、輸送人員の増加や運航時間の短縮を図っていくといったことを想定いたしております。

それから、J Rハウステンボス駅からのI R整備区域への交通につきましては、新交通の整備ということを考えておきまして、これについてもI R事業者による整備を予定いたしております。

現在は、駅舎の拡張や、それから駅舎からのI R区域までのルート、こういったものについて検討を重ねておきまして、交通事業者やハウステンボスも含めた関係者と整備条件の調整を進めているところでございます。

それから、駐車場につきましては、今後、想定される訪問客数、そういったものを積み上げながら、そしてまた、高速バスの運行便数の増

加も考慮した整備が必要と考えておまして、IR事業者には施設周辺の交通渋滞緩和につながるような交通ターミナルや駐車場の整備、そして、ソフト対策など、そういったことを含めて調整を図っていくことといたしております。

○副議長(西川克己君) 田中議員—45番。

○45番(田中愛国君) 住環境について、お聞きしますけれども、24時間営業というIRの特殊性がありますね。近くに住環境をつくらないといけない。1万人ぐらいの雇用が想定されるわけですから、5,000~6,000戸は最低でも要るんですよ、住環境。どういうことを考えているのかが一つ。

雇用支援についても、今言いましたように1万人からの雇用、これは企業の問題じゃないんです。長崎県が国に提案する内容としてやっばり考えなきゃいかん。この2点について、お聞きします。

○副議長(西川克己君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) まず、住環境の整備につきましても、従業員やその家族の住宅の確保が必要になってくるということで、公募・選定するIR事業者の雇用者数などに合わせた対策を実施してまいりますけれども、周辺地域における空き家や空き地の情報提供などを行い、IR事業者による社宅や住宅などの整備手法の提案を求めることといたしております。

また、住宅開発に伴う調整を地元自治体と一緒にやって実施をしていくということで考えております。

また、雇用面での支援ということでございますけれども、IR整備によって地元の雇用をしっかりと確保するということが重要だと考えておりますので、その人材をいかに育成していくかという観点から、ホテルの中核的な人材で

ありますとか、VIP対応の専門的な職員、それからゲーミングに関する専門的な人材など、そういった人材を育てることができるよう、県内や九州内の複数の大学が参加する産学連携コンソーシアムを形成するというのを進めております。

専門性の高いIR産業教育プログラムやリカレント教育プログラム、そういったものを構築しながら、必要な人材を供給できるような体制を、佐世保市も含めて、庁内の関係部局、各大学とも検討を進めているところでございます。

○副議長(西川克己君) 田中議員—45番。

○45番(田中愛国君) 全て文章だけですね。

ハウステンボス用地から一歩出ると、もう家は建てられないんですよ、調整区域だから。家は一軒も建てられないんですよ、ハウステンボスから出ると。それは早岐の街中に行けば別ですけれどもね。5キロぐらいの範囲で言うと、家は建てられないんですよ。そういう具体的なシミュレーションがなされているのかどうか。もう本当に大変な気持ちで、ここで質問をしております。

(9) 周辺地元対策について。

今も言いましたように、周辺5キロ圏内においては、住居問題が一番と思います。調整区域に家は建てられません、一軒だって。

交通渋滞も大変で、対策は考えてもらっているものと思うけれども、どうも具体的な話が出てこない。

周辺10キロ圏内となると、川棚町、波佐見町あたりまで入ってきますよ。そういう広報をやっているんでしょうかね。

それから、住民要望等、確認をされているのかどうか、周辺のね。一番足元の江上支所、針尾支所、宮支所、広田校区、ここが一番近いと

ころですよ。いろいろな要望等があると思うんですが、そういう I R についての確認をしていますか。

○副議長(西川克己君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) I R 事業の推進に当たりましては、県民の皆様、とりわけ、整備区域周辺にお住いの皆様のご理解をいただくことは大変重要だと考えております。

周辺地域の皆様に対しましては、佐世保市と共同で説明会を開催いたしまして、I R の制度概要でありますとか、導入の効果、懸念事項への対応などについて、丁寧に説明を行い、参加されている皆様からは、治安維持や交通渋滞などの懸念事項への対応について、様々なご意見をいただいているところでございます。

これらのうち、地域交通渋滞対策については、道路の拡幅や交差点の改良などといったハードの整備を進める、そういったことと併せて、交通誘導などのソフト対策といったものも併せて実施をしていきたいと考えております。

そのほか、住宅開発に関しましても、周辺の住環境への影響が最小限となるように配慮をしながら、誘導策について、佐世保市と一体となって検討していくと、そういった検討を進めているところでございます。

○副議長(西川克己君) 田中議員—45番。

○45番(田中愛国君) 私は、一番近くにいるんですがね、そういう空気は一切見られませんね。

それはそうでしょう。県案が具体的なイメージがないわけだから、I R に対する県案が。懸案事項ではなくて、県の案ですよ。(発言する者あり) それもありますけどね。

(10) 今後10年間について。

今後の大まかなスケジュールとして、長崎県

の業者選定、国の認定3か所。外れるともう終わりですね。長崎県の将来はないと私は断言するぐらいです。

その後、業者との準備期間が要るでしょう、業者も。何も決まってないわけだから。何も決まってない、ハウステンボスともどうするか決まってない。それは公表できないことがあると言うかもわからんけれども、公表できることだけでも決まってない。

最初の2025年のスタートは、もう絶望的ですね、2025年のスタート。(発言する者あり) 2年ぐらいいは遅れるでしょうね、うまくいって。

だから、私が期待する一番バッテリーは無理だと思いますね、一番乗りは。この一番乗り、一番バッテリーの効果というのは、計り知れないものがあるんです。日本ではじめての施設ができるわけですからね。そういうのが全然こちに響いてこない。だから、できるだけ早く頑張ってくださいとしか言いようがない。

ここで提案があるんですが、工事期間中の問題があります。これは外れると、もうどうしようもないから必要ないけれども、認められたと思ってね、工事期間中。

これはハウステンボスの工事期間中も大変でした。だから、ぜひ現地に、県・市合同の行政の窓口相談事務所を開設すべきだと思いますね、現地に。これは I R 企業との連携、2つに交通渋滞を含む現地における警察業務の必要性、3つ目は、雇用、U I ターン等々の相談。

長崎県の企業誘致として、行政は協力しなければ、それはあがりだけ300億円、毎年もらえたら、こんないいことはないです。だから、協力すべしと、県の責任においてね。

それから、もう一つは I R の意義について、ちょっと考えてみたいと思うんですが、この地

元の経済振興に寄与ということで、最大の企業誘致ですよ、最大の企業誘致。2万人近い雇用が生まれるわけ。（発言する者あり）直接は1万人程度、関連では5,000人程度が見込まれるわけで、10年後は3万人程度の街ができると私は思います。それは大変なことです。一つの市ができるのと一緒ですよ。今は、3万人いない市もありますからね。

それから、もう一つは、県・市の財務の改善ですよ。県は、あるIR業者によると、2,000億円のGGRは簡単ですと。300億円は間違いなく入れますよと。もっと高みを目指していますよ。そうしないと投資が戻らないんです。

それから、市の固定資産税とか、地方交付税等々でいろいろなメリットが出てくる。

ただ、貧乏県、貧乏市ですからね、必ずしもそのまま反映はできません。交付税で逆にカットされる場合もある。（発言する者あり）

そういうところで、ぜひ広範囲な形で、10年後を夢見て、九州の代表として頑張ってください。お願いしておきます。

終わります。（拍手）

○副議長（西川克己君） 本日の会議は、これにて終了いたします。

6月22日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時47分 散会 —

第 11 日 目

議 事 日 程

第 1 1 日 目

-
- 1 開 議
- 2 議案撤回の件
- 3 県政一般に対する質問
- 4 第108号議案上程
- 5 知事説明
- 6 上程議案委員会付託
- 7 散 会

令和2年6月22日（月曜日）

出席議員（44名）

- 1番 宮島大典君
- 2番 宮本法広君
- 3番 赤木幸仁君
- 4番 中村泰輔君
- 5番 饗庭敦子君
- 6番 堤典子君
- 7番 下条博文君
- 8番 山下博史君
- 9番 北村貴寿君
- 10番 浦川基継君
- 11番 久保田将誠君
- 12番 石本政弘君
- 13番 中村一三君
- 14番 大場博文君
- 15番 山口経正君
- 16番 麻生隆君
- 17番 川崎祥司君
- 18番 坂本浩君
- 19番 深堀ひろし君
- 20番 山口初實君
- 21番 近藤智昭君
- 22番 宅島寿一君
- 23番 松本洋介君
- 24番 ごうまなみ君
- 25番 山本啓介君
- 26番 前田哲也君
- 27番 山本由夫君
- 28番 吉村洋君
- 29番 大久保潔重君
- 30番 中島浩介君
- 欠番
- 32番 山田博司君
- 33番 堀江ひとみ君

- 34番 山田朋子君
- 35番 西川克己君
- 36番 外間雅広君
- 37番 瀬川光之君
- 38番 坂本智徳君
- 39番 浅田ますみ君
- 40番 徳永達也君
- 42番 溝口英美雄君
- 43番 中山功君
- 44番 小林克敏君
- 45番 田中愛国君
- 46番 八江利春君

欠席議員（1名）

- 41番 中島廣義君

説明のため出席した者

- 知事 中村法道君
- 副知事 上田裕司君
- 副知事 平田研君
- 統轄監 平田修三君
- 危機管理監 荒木秀君
- 総務部長 大田圭君
- 企画部長 柿本敏晶君
- 地域振興部長 浦真樹君
- 文化観光国際部長 中崎謙司君
- 県民生活環境部長 宮崎浩善君
- 福祉保健部長 中田勝己君
- こども政策局長 園田俊輔君
- 産業労働部長 廣田義美君
- 水産部長 斎藤晃君
- 農林部長 綾香直芳君
- 土木部長 奥田秀樹君
- 会計管理者 吉野ゆき子君
- 交通局長 太田彰幸君

地域振興部政策監	村山弘司君
文化観光国際部政策監	前川謙介君
産業労働部政策監	貞方学君
教育委員会教育長	池松誠二君
選挙管理委員会委員長	葺本昭晴君
代表監査委員	濱本磨毅穂君
人事委員会委員長(午前)	水上正博君
人事委員会委員(午後)	中牟田真一君
公安委員会委員	川口博樹君
警察本部長	迫田裕治君
監査事務局長	下田芳之君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大崎義郎君
教育次長	林田和喜君
財政課長	早稲田智仁君
秘書課長	石田智久君
選挙管理委員会書記長	大塚英樹君
警察本部総務課長	川本浩二君

議会事務局職員出席者

局長	松尾誠司君
次長兼総務課長	柴田昌造君
議事課長	川原孝行君
政務調査課長	太田勝也君
議事課長補佐	永田貴紀君
議事課係長	梶谷利君
議事課主任主事	天雨千代子君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(瀬川光之君) ただいまから、本日の会議を開きます。

この際、お手元に配付いたしておりますとおり、知事より、議案撤回の請求がありましたので、直ちに議題といたします。

議案撤回の請求について、知事の説明を求め

ます一知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 6月19日に請求いたしました議案の撤回について、ご説明いたします。

6月12日に提出いたしました議案のうち、第106号議案「長崎県病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について」は、6月18日付けで、長崎県病院企業団から議決依頼が取り下げられたため、県においても議案の撤回を請求したものであります。

何とぞご理解のうえ、ご許可いただきますようお願い申し上げます。

○議長(瀬川光之君) お諮りいたします。

第106号議案「長崎県病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について」の撤回を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、第106号議案の撤回は、許可されました。

これより、6月19日に引き続き、一般質問を行います。

中村泰輔議員一4番。

○4番(中村泰輔君) (拍手)〔登壇〕 皆様、おはようございます。

改革21、国民民主党の中村泰輔でございます。

冒頭、新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、経済的に苦しい思いを強いられている方々に対し、適切な支援ができるよう努めてまいります。

また、このような中、傍聴にお越しいただいた皆様に感謝を申し上げます。

それでは、事前の質問通告に従って質問をい

たします。

1、新型コロナウイルス感染症に関する医療体制について。

(1) ワクチン開発までの長期化する感染リスクを踏まえた医療体制について。

長崎県ホームページにも記載がございますが、コロナウイルスは、これまで6種類が見つかっております。このうち、4種類が一般の風邪の原因の10%から15%を占めており、これらの多くが軽症です。残り2種類が、世界的に流行したSARSとMERSです。この6つのウイルスとは別に、今回、新型コロナウイルスが確認されました。

様々な理由により、これらのコロナウイルスに対するワクチンは、いまだに一つも開発されておりません。ただし、今回の新型コロナウイルスは、無症状で感染が拡大するため、ワクチンや治療薬によってしか制することができません。

現在、世界中の英知が投入されて、ワクチン開発が進められておりますが、開発成功までには長期間を要すると言われております。

今後、感染リスクは長期化し、被害が拡大し得ることを、私たちは強く認識しなければなりません。

政治、行政の役割は、最悪の事態を想定したうえで、未来へ備えていくことだと考えます。

県においては、当該感染症への医療体制の整備に取り組まれています。しかし、恐れるべき病気は、新型コロナウイルスだけではありません。従来 of 疾患及び救急医療や周産期医療に対する医療体制も同様に守らなければなりません。

そこで、ワクチン開発までの長期化する感染リスクを踏まえた、今後の本県の医療体制に関する知事のご見解をお尋ねいたします。

以下、対面演壇席にて、一問一答方式にて進めさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 中村泰輔議員のご質問にお答えいたします。

長期化する可能性がある新型コロナウイルス感染症対策と、既存の医療体制をどのように両立させていくのかとお尋ねでございます。

新型コロナウイルスのワクチン、治療薬の開発には、国内外で様々な取組が行われておりますが、実用化には、いましばらく時間がかかると言われており、今後は、新型コロナウイルス感染症を前提とした地域医療体制を構築していくことが重要であると考えております。

例えば、無症状の救急患者を受け入れた医療機関で院内感染が拡大した事例もあるなど、全ての医療機関において、感染リスクに対応できるよう、症状のある方とない方を分けるための改修、感染拡大を予防するための陰圧装置、防護具の確保など、感染防止対策の支援を行ってまいりたいと考えております。

また、周産期医療、小児医療、透析医療など、施設内で感染が拡大した場合に、地域医療に大きな影響を及ぼす分野については、感染を疑った場合に、あらかじめ感染予防対策をとっている指定された施設に受診できる体制を確保できるよう、検討を進めているところであります。

今後も、長崎大学や県医師会等の関係機関と緊密に連携しながら、県内の医療体制の整備に力を注いでまいりたいと考えております。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長(瀬川光之君) 中村泰輔議員—4番。

○4番(中村泰輔君) ご答弁ありがとうございます。

ました。具体的な方針を示していただいたと感じております。

知事からも同様のご認識をいただきましたが、ワクチン、治療薬開発のめどが立たず、今はまだ先が見えない状況ながら、皆様とともに起こる得るリスクを想定しつつ、この新型コロナウイルスと闘うことを申し上げ、次の質問に移ります。

(2) 県内で爆発的感染が発生した場合のPCR等検査について。

(パネル掲示) 4月以降のPCR等検査の状況を示します。青色太線で示す相談件数に対する検査実績について、当初は25%から30%程度でございました。検査を希望するも、受診できないという県民の皆様からの声をいただくこともありました。しかし、5月8日の政府の検査要件の緩和を受け、検査実績が上がっています。

さらに、一日当たりの行政検査の能力増加が著しく、現時点でも全国最多の634件、年内には過去の相談件数をはるかに超える1,634件となる見込みです。

検査能力拡充は、今後、県内での爆発的感染に備えた取組と考えますが、PCR等検査に対する県のお考えをお尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 相談件数に対する検査件数の割合につきましては、5月以降、高くなっておりますが、これは目安の見直しだけではなく、ドライブスルー方式の検査センターの開設や医療機関への検査機器の導入により、検査が受けやすい環境が整備されたこと等の要因が考えられます。

県内で感染者が発生した場合には、さらなる感染拡大を防止するため、感染の広がりを迅速に検知するとともに、保健所の積極的疫学調査

により、感染ルートを明らかにし、早期に感染拡大を封じ込めることが、何よりも重要であります。

このため、現在、既に、県内全ての医療圏で検査ができる体制を整備しておりますが、クラスターが発生した際にも、一定対応できる体制を整備しているところでございます。

県といたしましては、大規模なクラスターが発生した場合におきましても、適切に感染の蔓延を防止することができるよう、国の第2次補正予算を活用し、さらなる検査体制の充実を検討してまいります。

○議長(瀬川光之君) 中村泰輔議員—4番。

○4番(中村泰輔君) ご答弁ありがとうございます。

大規模クラスターが発生した場合にも、安心することができるかと、非常に安堵するご答弁をいただきました。陽性者の早期発見と隔離を徹底的に進めていくことを改めて要望し、次の質問に移ります。

(3) ふるさと納税制度を活用した感染症研究への支援について。

(パネル掲示) スライドに示すように、新型コロナウイルス感染症における長崎大学の貢献は非常に大きく、私たち長崎県民の誇りです。歴史ある感染症研究の実績を活かし、ここに示すように、ご活躍をいただきました。そして、現在は、世界中が待ち望むワクチン開発に挑戦をしています。

これらの研究を応援するため、ふるさと納税制度を活用した、「ふるさと長崎応援寄附金」の募集項目として、「長崎の感染症研究支援プロジェクト」を新たに創設していただき、全国に、「医療先進県ながさき」をアピールしたいと考えます。

県のお考えをお聞かせください。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 長崎大学は、全国有数の感染症に関する研究拠点である「熱帯医学研究所」を有し、「蛍光LAMP法」や「健康管理アプリ」の開発は、クルーズ船の集団感染への対応をはじめ、我が国全体の感染症対策にも大いに貢献しており、新型コロナウイルスに対するワクチン開発にも取り組まれているものと承知しております。

これらの取組を応援するため、「ふるさと長崎応援寄附金」を活用することは、県外の皆様からの支援をいただく手法として有用であることでございますので、長崎大学と協議のうえで、積極的に導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 中村泰輔議員—4番。

○4番(中村泰輔君) 大変前向きなご答弁をいただきました。ありがとうございます。

日本医療研究開発機構が支援するワクチン開発は、全国で12件、その中で長崎大学は2件のワクチン開発を進められています。

今後、本県の医療研究が、ますます発展していくための契機になるよう、県としてもサポートしていただけることに期待し、次の質問に移ります。

(4) 感染防護資材の生産にかかる県内企業の取組について。

医療備品不足は、多くの自治体での課題です。今後の感染拡大のリスクを踏まえ、県内生産が可能な医療備品を積極的に生産すべく、県内生産が可能な備品をリスト化し、医療機関等が把握できる仕組みが必要と考えます。

そこで、お尋ねいたします。

県内で生産できる医療備品に、どのような品

目があると把握しておられるのか、お尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 産業労働部長。

○産業労働部長(廣田義美君) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う感染防護資材の不足の際、県におきましても、生産可能な県内企業の把握に努めたところでございます。

その結果、マスクや防護ガウン、フェイスフィールド等の生産など、対応されている企業があることを確認いたしました。

県では、こうした県内企業の機動的な事業活動を支援するため、5月に感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業を予算化したところでございます。

また、感染防護資材を生産する県内企業については、広く県民の皆様にお知らせするため、企業の同意を得たものについては、産業労働部のホームページにおいて、随時ご紹介していくことといたしております。

今後とも、社会のニーズに対応した新たな需要の獲得を含め、県内企業の規模拡大について、ご支援してまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 中村泰輔議員—4番。

○4番(中村泰輔君) ありがとうございます。

ホームページに掲載をしていただけることを大変感謝をいたしております。必要とする医療機関等に、タイムリーな情報が、ホームページ掲載だけでは届かないため、福祉保健部におかれましては、産業労働部で取りまとめた情報を、積極的に関係機関に展開していただきますよう要望し、次の質問に移ります。

2、新型コロナウイルス感染症が本県経済に与える影響。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う県の財政出動に対する姿勢。

（パネル掲示）スライドが示すように、新型コロナウイルスによる世界経済の損失は、世界大恐慌以来の規模であり、本県でも、過去に類を見ない事態に陥っています。新型コロナウイルスの影響による解雇者数も、直近で466人と激増しています。

支援のための主要財源として、国からの一層の臨時交付金を求めていただきたく、改めてお願いをいたします。

（パネル掲示）一方で、県には、災害などの有事に備えて蓄えておく財源として、財源調整3基金がございますが、こちらは用途の制限がなく、柔軟性が高い活用ができます。スライドに示すように、この財源調整3基金は、コロナ対策として、補正等、知事専決において、既に、約10億円を切り崩しています。基金の推移とコロナ対策での取り崩し状況を踏まえ、今後とも、県民の痛みを効果的に支える財政出動を展開していくのか、県のご見解をお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） お答えいたします。

本県の財源調整3基金の年度末の残高については、平成29年度で約239億円、平成30年度が約222億円、令和元年度が約214億円という状況でございます。

また、今、ご紹介もいただきましたとおり、令和2年度の当初予算編成で基金を取り崩した後、補正予算におきまして、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、例えば、雇用調整助成金にかかる事業主負担への上乗せ助成ですとか、あるいは、住居確保給付金の拡充等に要する財源ということで、このたびの6月補正予算までに約10億円を取り崩しをしているという状況でございます。現在、残高といたしましては、約62億円という状況でございます。

県といたしましては、国の地方創生臨時交付金等を最大限活用をいたしまして、必要に応じて基金も含めた財源対策を講じながら、新型コロナウイルス感染の拡大防止と地域経済の回復・拡大にかかる対策を、引き続き推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君） 中村泰輔議員—4番。

○4番（中村泰輔君） ご答弁ありがとうございます。

県財政が厳しい中、一層の難しいかじ取りが求められておりますが、経営環境悪化による所得補償などに柔軟に対応いただけるのは基金だけですので、県民に寄り添った支援を改めて要望し、次の質問に移ります。

経済への長期的な影響が避けられない中、経済と医療の視点が同時に必要とされる新たな価値観の中で物事を判断しなければなりません。

本県は、幸いにも、これまで感染爆発を起こしていません。しかし、感染拡大地区に比べ、新型コロナへの危機感が低いと言われ、感染防止策への徹底した意識の喚起が重要になります。

感染防止が崩される時、それは経済を止めなければならない。つまりは、休業要請をお願いせざるを得ません。休業要請を回避することが重要だと考えます。

そこで、休業要請が本県経済に与えたダメージも含め、新しい生活様式への意識の喚起等、今後の県の取組をお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 今回の休業要請につきましては、全国的に都市部から地方への感染が拡大される中、本県における感染拡大の防止を図るために行ったものでございます。

4月25日から5月6日までの休業要請にご協力いただいた事業者におかれましては、この間の

売上に影響があったものと認識しております。

今後、事業者の皆様には、業種ごとのガイドラインに沿った取組を徹底しながら、事業を継続していただくことが重要であることから、飲食業など店舗等における感染防止の取組、あるいは、新たな販売手法への転換に対する支援など、新しい生活様式への対応に向けた環境整備への支援を行っているところでございます。

引き続き、市町や業界団体とも十分に連携しながら、感染症の予防、拡大防止と経済活動の回復の両立を図ってまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 中村泰輔議員—4番。

○4番(中村泰輔君) ご答弁ありがとうございます。休業要請が県内経済に与えた影響は、計り知れません。新しい生活様式に対して、一層真剣に取り組まなければなりません。私自身も、各企業への意識の喚起を求めてまいります。

(2) 今後影響が拡大し得る可能性がある製造業についての見解。

県経済において、製造業は、他業種に比べ、程度は小さいものの、非常事態宣言中に営業ができていないこと、グローバル経済の影響でサプライチェーンが崩れ、部品等が入ってこないなどの理由により、今後、遅れて影響が出てくる可能性があります。

リーマンショック時、県内製造業では、一年が経過して、底を見た企業もありました。

コロナ禍では、全産業でリーマンショック以上に被害が出るおそれもあります。今後の県内製造業の見通しについて、お尋ねをいたします。

○議長(瀬川光之君) 産業労働部長。

○産業労働部長(廣田義美君) 県内の製造業者の皆様より、「緊急事態宣言が解除された以降でも、県をまたぐ商談活動は、いまだ行えてい

ない」などのお声を伺っております。

現在、本県の製造業者は、こういった状況の中で、厳しい状況にあると私どもも認識しております。

このような中、新型コロナウイルス感染症の流行長期化による県内製造業への影響は、今後、売上の減少や、投資意欲の減退などとして出はじめることが懸念されているところでございます。

そのため、県におきましては、中小企業者を対象に、衛生環境の向上や設備投資、さらには営業活動までを対象とした感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業を予算化し、当面必要と思われる対策を講じているところでございます。

今後とも、新型コロナウイルス感染症による県内製造業者への影響を把握し、必要に応じて対応策を検討してまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 中村泰輔議員—4番。

○4番(中村泰輔君) ご答弁ありがとうございました。問題意識を共有させていただいたものと考えております。

本県の基幹産業である製造業を守ることを、私は諦めません。今後も、県と連携し、対応してまいります。

3、新型コロナウイルス感染症による休校措置時のオンライン授業への姿勢。

(1) 第2波到来時の小・中学校におけるオンライン授業実現への県の意志とオンライン授業対応の判断を支援する市町統一のガイドラインの策定。

小・中学校の端末整備について、端末生産が間に合っておらず、段階的に整備される可能性がございます。つまり、秋に想定される第2波到来時には、端末がほとんどゆき渡っていない

のではと私は考えています。

（パネル掲示）スライドは、5月にYouTubeで配信された文部科学省の情報環境整備に関する説明会で使用されたものです。

文部科学省が認識している地方の課題として、「今は、前代未聞の非常時なのに危機感がない」、「ICT・オンライン学習は、学びの保障に大いに役立つのに取り組もうとしない」とあります。

また、今、取り組むべき提案として、「使えるものは何でも使って」、「できることから」、「できる人から」、「既存のルールに捉われずに臨機応変に」と、強烈なメッセージが出されています。

このほかに、「今後は、ICTを使わなかった自治体に説明責任が発生する」、「紙を配るのではなく、双方向の授業を学校現場で取り組む必要がある」などの発言もございました。

端末整備は追いついていませんが、政府は、令和5年度までに実施予定だった「GIGAスクール構想」を前倒したほど、家庭と学校を結ぶオンライン授業を実現したいのではと考えていると私は感じています。

また、感染拡大時には、ツイッターなどのSNSを通して、多くの保護者の皆様から、オンライン授業実現への強いご要望をいただきました。なぜならば、本県の小・中学校では、オンライン授業がほとんど実施されていなかったからです。

そして、オンライン授業が実現すれば、休校しても、学びが保障されると考えるからです。

他県の市町では、オンライン授業が実現して、感染リスクが高い場合、学校に行くか、自宅でオンラインかを選べる状況になっています。

そこで、改めて第2波到来時の小・中学校に

おける双方向のオンライン授業実現に向けた県の意志を伺います。

また、多くの学校を訪問し、意見を伺う中で、市町間、学校間で格差がないよう、市町統一のガイドライン策定が、今まさに必要とされると確信をいたしました。これは、学校規模や通信環境に沿って、自校に合った複数の手段を選べるものです。

市町統一のガイドライン策定について、ご見解をお聞かせください。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 第2波が到来した場合、小・中学校においては、前回の経験を活かし、まずは学習プリントを用いた課題や、分散登校等により対応していくものと考えております。

このような取組にオンライン授業を組み合わせることで、生活状況の把握や家庭学習の支援等を、さらに充実させることができるものと考えており、可能な取組から着手する必要があると捉えております。

県による市町統一のガイドラインの策定について、ご提案をいただきましたが、現時点におけるオンライン授業の実施に当たっては、各市町における感染者の発生状況、家庭や地域のネットワーク環境、さらには、学校の状況等、様々な要因を、きめ細かに勘案することが必要であると考えております。

そのため、オンライン授業の進め方については、学校に身近な各市町教育委員会が判断することが望ましく、県としての統一したガイドラインを策定することは、難しいものと考えております。

県教育委員会といたしましては、各市町が適切に判断し、実施可能な取組に着手していくこ

とができるよう、県内外における先進事例や、実施方法等を積極的に情報提供し、市町の取組を支援してまいります。

なお、ご提案いただいたガイドラインを含めたオンライン教育の推進につきましては、今後、設置を予定しております市町教育委員会、学識経験者等を入れた協議会の中でも検討してまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 中村泰輔議員—4番。

○4番(中村泰輔君) ご答弁ありがとうございます。

県としても、オンライン授業を実現したいという思いは確かにいただきました。また、現時点では、ガイドラインにつきまして、なかなかすぐに策定をするということは難しいというご事情も理解をし、今後、協議会において議論をいただくということもいただきました。

そして、再質問をさせていただきます。

先ほど、可能な取組からはじめるというようにご答弁いただきましたが、具体的に、可能な取組とはどういうものがあられるのか、ご答弁、お願いいたします。

○議長(瀬川光之君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 例えば、テレビ電話会議システム、いろんなソフトがございますけれども、それを使った子どもたちとの、先ほど言った健康状況の確認とか、家庭でどんな生活を送っているかというような、いわゆるコミュニケーションを維持するというようなことは、現状でも設備が一定整っておればできると思っております。現に、活用している市町の学校もございます。

もう一点は、課題等の出し方について、例えば県の教育センターがインターネット上に動画配信等を行っていますので、そういうコンテン

ツを利用した、いわゆる家庭学習の支援等もできるのではないかとというふうに考えております。そういった意味で、先ほどご答弁申し上げたとおり、いろんな情報とか、ツール等を積極的に紹介することによって、できる学校、できる地域はそれを活用していただくことが可能ではないかというふうに考えているところです。

○議長(瀬川光之君) 中村泰輔議員—4番。

○4番(中村泰輔君) ありがとうございます。

ただ、私としては、できること、可能な取組というのは、もう少しオンライン授業に向けた、本当に第2波が到来をした時に、どういう対策、どういう手段があるのかといったことを、市町教育委員会、また学校に対して提示をしなければならぬと私は考えております。

そこで、できることからについて、私なりに整理をしましたので申し上げます。

端末不足がございましたが、それは各家庭や地域のもので補う。

インターネット環境の不備があれば、公民館にポータブルの共用Wi-Fiを置く。

ICT支援員が不足しているならば、地域や企業と連携をする。

それでも環境が整わない場合は、学校に登校して、「3密」回避をしながら、例えば体育館などで授業を受ける。

さらに、それでも難しい場合は、授業のDVDをお送りしたり、電話でフォローする。

そして、私としては、このオンライン授業につきまして、必ずしも授業を進めなければならないというものではないと考えています。

先ほど、教育委員会教育長のご答弁でもございましたが、朝、子どもたちの顔を見る、そのことが子どもたち、また、先生方にとってどれだけ、また保護者にとってもどれだけ大事なこ

とかと考えています。

つまり、授業を進めるかどうかも選択肢になり得る。また、家かオンラインか、これも選択できる。こういった合わせ技があるのだということをご提示いただきたい。つまり、これがガイドラインだと私は考えています。

また、先ほど、市町のご判断とございましたが、市町教育委員会、そして、何より学校現場のご意見を聞いてのことでしょうか。

私が伺った学校では、「現場は、上が決めてくれればやる。むしろ、市町間で基準が異なれば、毎年的人事異動などで混乱をする」と、そういったご意見も伺っております。

先ほど、市町の協議会でガイドライン策定につきましては協議をいただくと、前向きなご答弁をいただいておりますが、私としては、市町に判断を委ねるならば、市町が判断をするための、市町統一のガイドライン策定が、やはり必要と考えております。

改めて、ご見解をいただけないでしょうか。

○議長(瀬川光之君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) しっかり議論するためには、前提をしっかり押さえる必要があると思います。

短期間の、例えばコロナウイルスによって臨時休業になった場合のオンラインの教育の進め方と、今後、各学校に一人一台の端末が置かれるということになれば、それは日常の授業の中でも、その端末を使った、いわゆる一人ひとりに最適化された授業を行っていく必要が出てくるわけでありませう。

それをまさに狙っているのが「GIGAスクール構想」であって、たまたま前倒ししたのは、このようなコロナの対応があったから、国としても、いわゆる端末等を使ったオンライン

学習、授業を一定進める必要があるということでご前倒しになったものと考えております。

しかしながら、実際問題として、今回、先ほど、秋に襲来するのではないかというようなご指摘もありましたけれども、現実問題として、秋までに端末の整備が間に合うところというのは、市町の中でも少のうございませう。いわゆる年度いっぱいのところは最終的な目標になる部分もあると思うんですが、私が申し上げたいのは、先ほど申し上げたとおり、臨時的な対応というのは、それぞれ皆さん、危機感を持って、できるところはできるという対応をしておりますし、市町教育委員会が言わなくても、各学校の中で独自に、現時点でも、例えば得意な先生はパソコンを使ったオンラインなんかを実際にやっておられるところがありますので、私は、県が逆にがちがちに縛ると、各市町の実情に応じた柔軟性が失われる、学校の独自の取組が失われる可能性があるのではないかとご存じます。

ですから、臨時休業に対応するいわゆるオンライン授業については、現実的な対応としては、先ほど申し上げたいろんなツールの情報提供とか、いろんな情報提供を行いますけれども、それはそれとして、先ほど言った協議会の中で、今後のオンライン教育のあり方というのは、やっぱり現場の意見も聞きながら、しっかり対応していく必要があるということでありませうので、議員と考え方の根底は同じでありますけれども、いわゆるアプローチの仕方というのが若干違うのかなというふうにご存じのところではございませう。

○議長(瀬川光之君) 中村泰輔議員—4番。

○4番(中村泰輔君) ご答弁ありがとうございます。私も教育委員会教育長のご答弁をいただきながら、思いは同じであると、考えているこ

とは同じであるということを感じました。

私が申し上げておりますガイドラインの策定は、決して、市町の判断を縛るものではございません。逆に、柔軟に対応いただくために、数々の選択肢、また、好事例を共有するものをイメージしておりますので、また、そこはこれからの協議会において、前向きな議論がなされることを切に願っております。

(2) 県立高校休校時のオンライン授業による授業推進。

県立高校の端末所持率は99%であり、県立高校のオンライン授業は十分可能であり、既に一部学校では、オンライン授業を実施していると伺っています。また、大学受験は、試験範囲を国がコントロールをするため、県としても授業の進捗状況は極めて重要です。

第2波到来時の県立学校におけるオンライン授業実現に向けた県の考えをお聞かせください。

また、インターネット環境に制限のある生徒の割合が約15%ですが、このような生徒にどのような対応をするのか、ご見解をお願いいたします。

○議長(瀬川光之君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 県立高校におきましては、再度、臨時休業を行う場合は、まず、分散登校など、可能な限り登校日を設定して、教員から生徒への対面での授業を行うことを考えております。

さらに、生徒が登校しなくても、授業内容の一部を進められるように、家庭でインターネットを利用して、教員等から配信された学習動画を視聴したり、テレビ会議システム等を用いて質問したりすることができるよう、学校の実態に応じた準備を進めているところであります。

現在、T e a m s というソフトのIDとパス

ワードを、全県立学校の全教員、全生徒に配布をしたところであります。

なお、インターネットの環境に制限がある家庭が14.8%あることから、そのような家庭の生徒に対しては、動画をDVDで送付したり、登校させて学校のパソコンで学習させるなどの対応も考えられます。

今後、学校が休業となっても、学習の遅れを極力生じさせないよう、現状の環境の中で、可能な対策を進めてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 中村泰輔議員—4番。

○4番(中村泰輔君) 高校教育において、オンライン授業への県の強い意志をいただきました。県教委の皆様こそ、本県の子どもたちに質の高い教育を届けたい、そう思っておられます。改めてどうかよろしくお願いをいたします。

4、災害避難所等での新型コロナウイルス感染症対策等について。

(1) 災害避難所での感染症対策備品の県内広域支援について。

災害避難所における感染症対策として、段ボールでつくられたパーテーションやベッドの導入等、県の迅速な対応に感謝をいたします。

(パネル掲示) スライドは、過去4年間での各年の最大の避難者数を出した災害について、地区別で示しています。

地域防災計画の災害時の物資備蓄等に関する基本方針により、備蓄量は、県と市町で2,750名分が予定されており、県全体での数は十分ですが、被害規模が市町ごとで偏りがある場合、被害が大きい市町への貸し出しが必要になると推察されます。

そこで、県内市町間の広域連携について、お伺いをいたします。

○議長(瀬川光之君) 危機管理監。

○危機管理監(荒木 秀君) 避難所にかかる物資や資機材の備蓄については、一義的には市町で取り組むこととなりますが、県においても、市町が備蓄する物資の補完分として、市町備蓄数量の10%分を目標として備蓄することとしております。

特定の市町に被害が集中し、当該市町や県の備蓄品だけで不足する場合は、地域防災計画に基づき、被災していない、その他の県内市町からの備蓄物資を融通しあうこととしており、県はその調整等を行います。

さらに、災害の規模が拡大し、県内の市町の備蓄物資だけで不足する場合は、県は、災害時応援協定に基づき、関係団体や九州・山口の各県に対し、物資の提供を求めることとしており、今後とも、被災市町の支援体制の構築に万全を尽くしてまいります。

○議長(瀬川光之君) 中村泰輔議員—4番。

○4番(中村泰輔君) 一県民として、非常に安心をいたしました。

災害時は、市町の連携が極めて重要です。昨年、甚大な被害を受けた千葉県では、首長間のグループラインが存在するそうです。トップ同士の意思決定が即座になされ、絶大な効果を発揮されたそうです。本県で首長グループラインがあるかどうかは存じあげませんが、存在しない場合は、災害が多発する前に整備していただきたいと要望し、次の質問に移ります。

(2) 避難時の必要電力強靱化へ向けた電力確保・分散化の現状。

災害時の電力供給は、非常に重要な課題です。今年は、特に、感染症対策として、避難所の換気を要し、開放した中で強力的に冷房稼働させなければなりません。

地球温暖化の影響で、近年の自然災害は激甚

化しており、昨年は、台風15号等で千葉県において長期停電が発生したことから、災害時の電源確保が叫ばれています。

県内の必要電力強靱化のためには、様々なエネルギー源による電源確保が重要です。

災害時の電力確保と分散化の取組に対する現状と今後の考え方について、お聞かせください。

○議長(瀬川光之君) 危機管理監。

○危機管理監(荒木 秀君) 昨年の台風第15号のような長期停電は、本県においても十分想定され、避難所における電源確保は大変重要となることから、市町に対し、非常用電源の確保を働きかけるとともに、県でも5月専決補正予算による避難所用の非常用発電機50台を整備することとしております。

また、県は、県石油商業組合や県空調衛生設備業協会と災害時の応援協定を締結しており、協定に基づく発電機や、発電機用の燃料の提供により、避難所における電源を確保することとしております。

○議長(瀬川光之君) 中村泰輔議員—4番。

○4番(中村泰輔君) ありがとうございます。

先ほど、災害協定についてご答弁がございました。企業、団体との災害協定を県内外に公表することで、さらなる協定締結につながると期待がされます。

県のホームページから、現在の災害協定の現状について確認をいたしました。しかしながら、該当部分を探すのに非常に時間を要しました。改善すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長(瀬川光之君) 危機管理監。

○危機管理監(荒木 秀君) 議員ご指摘のとおり、災害協定については、長崎県総合防災ポータル地域防災計画に掲載をしておりますが、検索では探しにくい状況でありました。

つきましては、総合防災ポータルに新たな災害協定に関する項目を追加することとし、県民の方が利用しやすいホームページとなるよう努めてまいります。

○議長(瀬川光之君) 中村泰輔議員—4番。

○4番(中村泰輔君) ありがとうございます。

災害協定にとどまらず、県のホームページは改良すべき点があるように見受けられます。

先日の一般質問でも、この件は取り上げられておりますが、支援策を探せないというお声を、私も県民の皆様から多くいただきました。

コロナ対策を調査するため、私は、他県のホームページで他県の状況を確認しましたが、ホームページの見せ方について、我が県ももっと改善できるのではと感じております。

過去、これほどまでに県のホームページが必要とされる時はなかったと思いますので、早急なご対応をお願いいたします。

次の質問に移ります。

災害時の対策とともに、今後、季節、気候の変化を踏まえ、事前に対策を要するのがマスク着用時における熱中症の対策です。

現在のコロナ禍での熱中症対策の現状について、お伺いをいたします。

また、注意の喚起などの情報を、アカウント数の多いLINEの長崎県新型コロナ対策パーソナルサポートで積極的に情報発信することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐための「新しい生活様式」では、外出時にはマスクの着用が推奨されますが、運動中や負荷の強い作業の場合には、熱中症のリスクがあるとされております。

そのため、国は、マスクの着用については、

屋外で人と十分な距離を確保している場合には適宜外し、マスク着用時は、負荷のかかる作業は避けるよう周知しております。

県といたしましても、広報誌や市町、関係機関を通じた周知啓発のほか、マスコミの皆様にもご協力をお願いして情報発信を行っております。

また、新型コロナウイルス感染症対策にかかる県のLINEには4万人、Twitterには1万人を超える登録者がおり、個人への情報発信も可能であることから、SNSも有効に活用しながら、熱中症の予防啓発に努めてまいります。

○議長(瀬川光之君) 中村泰輔議員—4番。

○4番(中村泰輔君) 前向きなご答弁ありがとうございます。

LINE、そして、Twitterでの注意喚起について、検討したいという前向きなご答弁をいただきました。

また、私は、こちらの研究も、ぜひとも進めていただきたいと思い、ご紹介をいたします。

県内各地域の特性を踏まえた注意喚起情報発信のため、我が県におきましては、長崎県における熱中症発生の地域特性と気象の関連性に関する研究が現在進められております。

学校での熱中症対策も重要です。ある地域では、登下校時に日傘を差すことでソーシャルディスタンスを確保できるため、熱中症対策と感染症対策が同時に実現をされています。知恵を絞ることが重要だと考えています。

コロナ禍の中で熱中症対策は以前より重要となっており、来年の夏に、先ほど申し上げました、長崎県における熱中症発生の地域特性と気象の関連性に関する研究につきましては、進めていただきますよう要望し、次の質問に移ります。

5、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延下での本県のクルーズ船受入れの考え方。

(1) コスタ・アトランチカでのクルーズ船内感染の検証における、県・市（保健所含む）・CIQの連携協議会の立ち上げ。

クルーズ船に対する県の対応、医療関係者の皆様のご尽力に心から感謝を申し上げます。

私は、クルーズ船受入れ、2バース化、メンテナンス事業について、県経済のため、必要な事業だという考えは変わっておりません。だからこそ、強く求めたいことがございます。それが、今後のクルーズ船受入れに関する明確な判断基準の設定と、受入れ時点に感染拡大等の事態が起きた場合のルール設定です。

これらは、市民・県民が安心してクルーズ船を迎えるために必要なことです。

そこで、3つのことを提案いたします。

一つは、市、保健所を含めた港湾関係団体との連絡協議会の早急な立ち上げです。構成メンバーとスケジュール、そして、現在の検証状況も含めて、県のご見解を伺います。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 今回の「コスタ・アトランチカ号」の対応につきましては、新型コロナウイルス感染症対策本部の中に、「クルーズ船対策チーム」を設け、船内の感染状況の把握や、必要な医療支援などに努めてきたところでございます。

この間、厚生労働省など、国の関係省庁や陸上自衛隊、長崎大学、医療機関、保健所等の関係機関、港湾関係の各機関、そのほか多くの方にご支援いただき、一体となって対策を行ってまいりました。

まずは、これまで取り組んできた一連の対策について、ご支援いただいた方々から早急に聞

き取りを行い、課題として認識される事項等について取りまとめ、検証作業を行いたいと考えております。

その検証結果も踏まえて、今後のクルーズ船の受け入れに際して、県・市をはじめ、検疫、入管、税関などの国の機関も含めて、関係機関が適切に情報共有できる体制を構築していく必要があると考えております。

○議長（瀬川光之君） 中村泰輔議員—4番。

○4番（中村泰輔君） 連携協議会の早急な立ち上げ、また、そこでの闊達な議論を要望いたします。

本件は、専門性が極めて高く、連携協議会なしには議論が深まらないと考えます。改めて、連携協議会の設置を要望し、次の質問に移ります。

(2) 今後のクルーズ船受入れ判断における県の考え方。

現在、外務省を中心に、クルーズ船受入れの指針について議論がなされております。

一方で、松が枝岸壁など、県が管理する施設では、「長崎県港湾管理条例」において、本県に入港するクルーズ船の係留許可責任は長崎県となっており、今後、クルーズ船を受け入れるに当たり、これで大丈夫と判断するのは県となります。

2つ目の提案です。

国内を代表するクルーズ船受入れ港として、長崎モデルの提唱ができませんでしょうか。

我が県は、今回のクルーズ船対応を通して、何ものにも代えられない知見を得ました。県民とクルーズ船のお客様の視点に立った、クルーズ船受入れの判断について、県の見解を伺います。

○議長（瀬川光之君） 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 港湾管理者である県では、管理する岸壁等の使用について、「長崎県港湾管理条例」に基づき許可を行うこととしておりますが、その許可基準においては、今回のような感染症発生時の取り扱いが想定されていませんでした。

今後、感染状況に注意を要する場合におけるクルーズ船の受入れに当たっては、船内の健康状況など、必要な情報を収集、共有し、受け入れの可否、または受け入れる際の条件の付し方について、総合的に判断する仕組みを構築してまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 中村泰輔議員—4番。

○4番(中村泰輔君) ご答弁ありがとうございます。私も、まずは情報収集が一番大事であろうと思います。複雑かつ専門性が高い分野でございます。本当に総合的なご判断が必要となろうと思いますが、どうか早急なご対応をお願いいたします。

以降は、要望でございます。

先日の長崎市議会で、陽性者の入院費用と乗員全員の初回PCR等の検査費用について、国と長崎市が負担するとの答弁がなされました。以前の県の会見では、医療費負担に関する答弁がなされておりますが、一部の県民・市民の皆様から、困惑の声が挙がっております。改めて、県として説明いただくことを要望いたします。

また、このような費用負担の問題は、クルーズ船内で感染症が発生した場合の責任の所在について、国際的なルールが存在していないことが原因であると、菅官房長官や中村知事も言及なされておられます。

責任の所在については、外務省で取りまとめられる指針の中に盛り込むべき内容であると考えます。やはり責任の所在や、費用負担等の法

的根拠を明確にしなければ、安心して受け入れることはできない。これは県民、そして県も同じ思いではないでしょうか。法律の改正等により、今後、本国側に多額の費用負担が生じることのないよう、国に求めていただきたい。これを3つ目の提案とさせていただき、次の質問に移ります。

6、新型コロナウイルス感染症継続下での都市部からの移住推進。

(1) 都市部企業のテレワーク推進に伴う県内出身者のUターン移住の創出。

(パネル掲示) スライドに示すように、新型コロナウイルス感染症が蔓延した都心部では、感染拡大防止の観点から、テレワークが推進され、特に、関東、東京において顕著な傾向が見られます。首都圏の人口規模を考えれば、この中に本県の出身者も多くおられるはずです。

コロナ禍において、働き場所を問わないテレワークにより、今の仕事を辞めずに故郷に戻って仕事をするという、今までにない、新たなUターンのあり方が生まれようとしていると私は考えております。

一方、本県の人口ビジョンでは、2060年の人口を100万人に設定されております。そのためには、2019年からの5年間で1万1,000人の流出超過の改善を達成しなければならず、その対策として最も期待されているのが移住政策です。しかし、今後の頭打ちを考慮すると、手法を変えなければ達成できないと考えます。

移住の課題の一つは、職の提供ですが、仕事を辞めないテレワーク移住は、仕事を悩む必要がございません。そこで、県内出身者を対象にした、コロナ禍でのテレワーク移住の創出について、新たな取組を期待しますが、県のご見解をお願いいたします。

○議長（瀬川光之君） 地域振興部長。

○地域振興部長（浦 真樹君） 新型コロナウイルス感染症を背景といたしまして、都市部企業におけるリモートワークの拡大により、都市部での仕事を継続しながら地方への移住、特に、ふるさとへのUターンを選択するケースも、一定増えてくるものと考えております。

そのため、県といたしましては、Uターン強化策の一環といたしまして、今年度、帰省時期を捉えて、全世帯広報誌や新聞広告などの多様な媒体を活用した「Uターン促進プロモーション」を展開することとしておりまして、県内での暮らしの魅力や、都市部と比べた優位性等につきましても、積極的に発信してまいりたいと考えております。

また、本県でのリモートワークや、ワーケーション等の魅力を具体的に実感できる動画を新たに制作することを予定しておりまして、東京や福岡など、本県出身者が多い地域をターゲットに、Web広告を行うほか、県人会や同窓会などの場においても、PRツールとして活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君） 中村泰輔議員—4番。

○4番（中村泰輔君） ご答弁ありがとうございます。私も、動画は非常に有効なものであると考えております。

しかしながら、やはりターゲットをイメージしながら動画を作成しないと、なかなか本県の出身者の方に刺さらないと思いますので、そこは多くのご意見、また専門家の意見を踏まえながら、また、他県の様子も捉えながら取り組んでいただきたいと思いますと考えています。

また、ご答弁に加えて、首都圏企業のインセンティブを具体的に提供しなければならないと考えています。やはり、雇用している企業の考え方

が変わらないと、根本的には難しい。企業側のマインドを変える視点も極めて重要ですので、今後とも議論をさせていただきたいと思います。

7、新型コロナウイルス感染症に屈しない県経済を強くする新産業創造。

日銀短観では、九州各県のうち、本県経済が新型コロナウイルスの影響を最も受けていることが示されました。これは、我が県が既存の基幹産業への依存度が高いこと、そもそも基幹産業が踏ん張れない状態であることが原因だと私は痛感をいたしております。つまり、こうした事態に屈しない、新産業の創造が急務です。

そこで、提案をいたします。

(1) 大学発ベンチャー支援。

大学の研究は、事業化の基になるシーズ、つまり種を多く有しています。

長崎大学は、大学発ベンチャーを支援するため、FFGグループと一緒に、「FFGアントレプレナーシップセンター」を事業家育成の機関として設けました。私自身もその一期生で学びを得ています。

このアントレプレナーシップセンターで注目されているのが、こちらの研究でございます。

（パネル掲示）長崎の海洋資源を使った抗がん剤の研究です。いきなり、ちょっとDNAというか、すごく難しいものを出しております。

これは、実は人の抗体とサメの抗体がY型とって形が似ているということで、このサメの抗体が非常に抗がん剤の製造において活用ができるということで、この研究が進められております。

そして、左下ですが、今、長崎大学が地域密着型創薬に取り組まれておりまして、大学でいろんな臨床研究ができると、そこで、大学にいろいろなニーズがございますので、それを創薬

と連携をしながら、長崎大学が薬の会社になるというようなイメージで長崎大学が取り組んでおられます。

そして、右ですけれども、長崎は非常に海洋資源が豊富でございまして、サメを養殖するシステム、また、右下、こちらにつきましては、微生物でございしますが、実は海岸線の長さに微生物の数は比例すると言われております。これと上のトラザメの抗体を用いて、抗がん剤の開発が、アカデミア創薬の部門から、長崎大学において、ベンチャー創業に向けて取り組まれています。このように、大学には可能性のある研究シーズがあふれています。

そこで、大学発ベンチャー支援について、県のご見解をお聞かせください。

○議長(瀬川光之君) 産業労働部長。

○産業労働部長(廣田義美君) 大学発ベンチャー支援につきましては、国が、県や長崎市、県内大学と連携して創設した「D-FLAG」において、大学の知見を活かしながら、新分野にチャレンジする起業家に対する支援を行っております。

また、「CO-DEJIMA」におきましても、ベンチャーキャピタルや大学教授など、外部専門家の助言を受けながら研究を進める仕組みを設けております。

すぐれた大学発の技術シーズを活用して、新たな事業を創出することは重要であると考えておりますので、今後とも、「FFGアントレプレナーシップセンター」などの関係機関と連携を図りながら、支援をしてみたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 中村泰輔議員—4番。

○4番(中村泰輔君) ありがとうございます。

大学への直接的な支援は困難ですが、「CO-D

EJIMA」など、斬新的な取組を進める、県の資源を活かしていただきたい。

先ほどご紹介が漏れておりましたが、こちらの研究につきまして、(パネル掲示)これは実は先ほどコロナウイルスのワクチン開発について触れましたが、コロナウイルスのワクチン開発をされております田中教授、こちらがこの研究もなさっております。非常に海洋資源を活かした、まさに長崎でしかできない研究だと考えております。

この研究を踏まえて、次の質問に移ります。

(2) 長崎海洋産業都市の実現。

本県は、海洋県として豊かな資源に恵まれており、他県と差別化した産業を生み出すには、海を活かした産業で突き抜けるべきと強く考えます。

(パネル掲示) スライドの左上は、ながさき海洋環境拠点特区、右上は、長崎マリン都市構想、左下は、長崎大学の海洋未来イノベーション機構の取組、右下は、長崎大学の創薬イノベーション機構の取組です。

これら造船産業、海洋エネルギー産業、水産業、養殖産業、そして、創薬産業に加え、ほかにも多くの分野で海洋資源を活かした研究と産業化が、この長崎で行われています。

工学、水産、医学の多様な分野において、海のポテンシャルを活かし、「海洋産業都市ながさき」の名のもと、海に関わる様々な企業や研究が集まれば、人材の流動化が進み、観光だけでなく、移住やワーケーションといった取組とも連動すると考えられます。

私は、工学、水産、医学が連携した海洋産業都市の実現を提案いたします。

過去、「長崎サミット」でも議論された海洋都市構想を踏まえ、本提案に対する知事のご見

解をお聞かせ願います。

また、本県の産業の方向性は、海洋エネルギー、航空機関連産業、ロボット・IoTの3本柱となっていますが、長崎サミットの海洋都市構想の県内外への発信について、どのように考えておられるかも含めて、ご答弁をお願いいたします。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) 海洋資源を活かしながら地域の活性化を目指していくということは、海洋県である長崎県にとって、大変意義深いことではないかと考えております。

この海洋関係の構想については、これまでも様々な形で検討がなされ、そしてまた、一昨年の「長崎サミット」においても、海洋を活用した海洋都市についてのご提案等もなされたところであります。

海洋関連産業、これは先ほど議員がお触れになられたように、造船業や水産業にとどまらず、海洋再生可能エネルギー、離島振興、あるいは水中ロボット、あるいは沖合養殖、実に幅広い分野にわたってまいりますので、これを具体的に進めてまいりますためには、継続して関係団体の皆様方と議論を深めていく必要があるものと考えているところであります。

いずれにいたしましても、県といたしましても、この海洋に着目した、新たな産業拠点形成を目指しているところであり、引き続き、努力してまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 中村泰輔議員—4番。

○4番(中村泰輔君) ご答弁ありがとうございます。中村知事の海洋産業におけるお考え、そして、思いを共有させていただきました。非常に心強い思いであります。

大変ダイナミックな話をさせていただきまし

た。これまで、多くの方々が海のポテンシャルに注目をしてきたことは存じあげております。

「長崎サミット」において、知事のリーダーシップで、体力のある長崎を取り戻すべく、「海洋都市ながさき」を宣言できるよう、今後とも、ご尽力いただきますよう、よろしく願いいたします。

現在、人類が経験したことのない未曾有の事態に直面しております。県と県議会が一体となり、まずは県民の生活に寄り添うこと、そして、進むべき方向性を示しながら、新たな価値観のもとに長崎県の未来を描いていくことが、この困難を乗り越えていくことにほかならないと考えます。

私も、この場にお集まりの皆様とともに、予防を担い、力を尽くしてまいりますこととお誓い申し上げ、一般質問を終わります。

本日は、まことにありがとうございます。

(拍手)

○議長(瀬川光之君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

— 午前11時 2分 休憩 —

— 午前11時15分 再開 —

○議長(瀬川光之君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

山下議員—8番。

○8番(山下博史君) (拍手)〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

佐世保市・北松浦郡選出、自由民主党の山下博史でございます。

まず、質問に入らせていただく前に、今回の新型コロナウイルスで佐世保市在住の方を含め、残念ながらお亡くなりになりました方々に心

からのご冥福をお祈りいたしますとともに、全国各地でいまだ療養中の皆様に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、この未曾有のウイルス蔓延によりまして多くの県民の皆様が影響を受けておられる、この現状に心からおねぎらいを申し上げますとともに、県庁職員の皆さんはじめ、21市町の職員、最前線で対応して下さっております医療従事者の皆様、福祉事業者の皆様、エッセンシャルワーカーの皆様など、連日のリスクを伴いながらのご対応に心から敬意と感謝を表する次第でございます。

日本では、感染拡大が少し落ち着いたものの、先週、都道府県をまたぐ移動自粛要請が解除され、コロナ以前のような光景が各地で戻りつつあるところでございますが、反面、人が動けば感染起こり得ると言われておまして、感染防止に気を配る新しい日常とどのように両立させていくか試行錯誤の状況でもあります。

一方、世界中では、一日の新規感染者が10万人を超える規模で増加しており、まだまだ収束する気配はありません。

我が県も第2波、第3波の襲来に向けて、万全の体制を取るべく、準備をして下さっていることと存じます。引き続き、県民の皆様の安全・安心のために議会ともども頑張っていこうではありませんか。

今回、議員先輩方のご高配をいただきまして、当選以来2度目の一般質問の機会を頂戴いたしましたことを心より感謝を申し上げますとともに、本日は、コロナ禍の中、地元佐世保市や佐々町より、傍聴席に傍聴に来てくださった皆様に重ねて感謝を申し上げます。

猛威を振るっております新型コロナウイルスの影響から長崎県と長崎県民が見事に立ち上

がって、「ピンチをチャンスに」を合い言葉に、しっかりと復興・復活に向けて歩いていけますことを祈念いたしまして、質問に入らせていただきます。

1、統合型リゾート施設（IR）誘致について。

今般、新型コロナウイルス蔓延の影響で長崎県内の経済は、未曾有の大打撃を受けたわけでございます。今後、アフターコロナ、ウィズコロナの中、県内経済をV字回復させ、経済活性化を図るためには、長崎県における重要施策としては、整備新幹線西九州ルート of 全線フル規格での早期開業と並んで、統合型リゾート施設（IR）の佐世保ハウステンボスへの誘致が極めて重要であると考えられるわけでございます。

佐世保市のみならず、県北地域、長崎県全体、そして九州全体にも及ぶ経済波及効果を考える時、この国難とも言えるコロナ禍である時だからこそ、起爆剤と言えるIRの誘致実現のため、長崎県はさらにギアを上げて加速していくべきだと考えます。

しかしながら、世界のIR事業者も、このコロナの影響で、非常に厳しい状況になっており、大阪府、大阪市に至っては、全面開業の時期が1年ないし2年遅れる方針との報道もあり、横浜や和歌山など、国内誘致自治体も、スケジュールの見直しを迫られている状況であります。長崎県においては、予定どおり誘致活動が行えるのか、佐世保市民の心配の声も聞こえております。

そこで、知事にお尋ねをいたします。

着実なIR誘致のため、このコロナ禍の中、どのような方向性で誘致活動を進めていかれるのか、ご見解をお尋ねいたします。

2、病院船の誘致について。

長崎市に1月に入港した「コスタ・アトランチカ号」で感染クラスター事例が発生し、新型コロナウイルスの感染力の強さを目の当たりにしたわけでございます。

長崎県は、中村知事を先頭に、福祉保健部長はじめ担当部局の職員、長崎市、長崎大学、そして国のクラスター対策班、NPO、NGOの関係者の皆さん、DMAT、自衛隊、そしてあらゆる関係者の皆様がワンチームとなつてのご尽力で、先日無事に出航を見送ったわけでございます。

「ありがとう長崎、ありがとう長崎」の言葉は、関係者の皆さんの心に深く刻まれ、長崎ここにありを、世界中にとどろかせたと言っても過言ではありません。国・政府の中でも非常に高い評価をしていただいたというふうに伺っております。

今回の「コスタ・アトランチカ号」での対応では、船が停泊する岸壁に、移動CT車の配備やプレハブ型の簡易病床の設置など、いわゆるモバイルホスピタルの機能を持たせた臨時的医療施設が機能を発揮したとお聞きしております。

一方、今回のコロナ危機で、アメリカでは軍所属の病院船が出動し、一定の役割を担った事例などが報道されております。

我が国でも、今回の新型コロナウイルス感染拡大を受けて、厚生労働省が病院船の活用に関する検討のための調査費を補正予算で計上されているとお聞きしております。

病院船保有の議論は、政府が一度、東日本大震災の後に調査費を計上し、報告書をまとめており、建造費の増大や医療スタッフの確保の課題等で建造が見送りになつた経緯もございます。しかしながら、新型コロナ禍で再び必要性の議論が再燃し、病院船の活用が注目されつつあり

ます。

我が長崎県は、長崎港や佐世保港などの天然の良港を持ち、造船業も盛んで技術力もございます。また、今回の「コスタ・アトランチカ号」のクラスター発生に対応できた貴重な経験もございます。そして、長崎大学には感染症の専門家が一定いらっしゃるわけでございます。造船の事業者で船のメンテナンスもできる。母港化の可能性もある。また、仮に海上自衛隊による運用を想定した場合、県内に海上自衛隊も配備されております。そして、何といたっても長崎県は離島県であります。医療が整っていない地域への派遣も考えられます。

長崎県は、これ以上ない条件が整っていると考えておりますが、この機会に、国や関係各所への情報収集と病院船誘致について真剣に検討をなすべきだというふうに考えますが、ご当局のご見解をお尋ねいたします。

3、新型コロナウイルス収束後を見据えた長崎県の姿について。

(1) 都市から県内への移住戦略について。

先ほど、中村泰輔議員の議論でもございましたが、我が県の大きな課題の一つが人口減少問題であります。どのように取り組めば、長崎県に移住していただけるのか、長年の懸案事項でもございます。

このたびの新型コロナウイルス蔓延時に、東京をはじめとする人口集中地域では特定警戒都道府県として、大規模感染のリスクが高まった実態があるわけでございます。資本を最優先した考え方や効率性の追求を至上とした価値観は、反省とともに見直しの機運が高まりつつあり、個人のライフスタイルは変化しつつあります。

そこで、リモートワークなど、会社に出勤することなく効率よく仕事ができる場合などが再

評価され、都会離れが進むと予測をされております。今後は、地方移住が進み、働きながら休暇も楽しめるワーケーションの進展なども考えられます。

このコロナ危機を境に、都市と農山漁村の共生・対流型の人と物の流れをつくり、都市の若者を長期的に受け入れる取組やIターン、Uターン、Jターン者の地域活性化事業への積極的な参画など、長崎県としては、「ピンチをチャンスに」の考え方で人口減少対策として、長崎県に移住していただくための受け皿づくりをさらに充実すべきだと考えます。ご見解をお願いいたします。

(2) 建設業における新しい働き方について。

5月25日に国内の「緊急事態宣言」が解除され、新型コロナウイルス感染拡大は、全国的に少し落ち着きを取り戻したようにも見られますが、北九州や福岡、東京などでクラスターが発生するなど、依然として予断を許さない状況が続いております。来るべき第2波、第3波に向け、しっかりと準備をしておく必要があると考えております。

建設業が担う公共事業は、景気の下支え役として、そして県民の雇用対策として、重要な役割を果たしており、社会の安定維持のためにも必要不可欠であり、事業継続が非常に重要という認識を持っております。今回のコロナ禍が長期化することにより、建設業に影響していくことを想定しておく必要がございます。

このような状況の下、経済活動と感染予防の両立に向けて、新しい生活様式を踏まえた仕事様式への変化が社会全体に求められており、建設業においても、工事の進捗を図ることはもちろんのこと、現場において従業員が安心して作業を行うことができる環境づくりを行いながら、

生産性を向上させていくような仕組みづくりが必要だと考えております。

このようなことから、長崎県の建設業でも、早い段階で新しい生活様式を踏まえた、新しい働き方を積極的に取り入れて公共事業を着実に遂行できるよう、県が先頭に立って、テレワークなどの接触の機会を極力減らした仕事のあり方を検討していくべきだと考えておりますが、ご見解をお尋ねいたします。

4、離島振興について。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響と支援策について。

今回の新型コロナウイルス感染拡大の影響は、本県の離島地域においても、観光産業の停滞や農産物、水産物等への生産活動など、幅広い分野に及んでいる状況であります。

県では、4月16日に「緊急事態宣言」の対象区域が本県など全国に拡大されたことを受け、県民の皆さんを含む全ての方に、離島地域への訪問を控えていただくよう要請をいたしました。その後、5月14日に本県など39県が解除されてから、5月25日の全面解除までの間は、特に、県外の方の離島訪問を控えていただくよう自粛要請がなされたわけでございます。

離島の医療体制など、離島住民の大きな不安感を十分に組み込んでいただき、県内外にそのようなメッセージを発出されたことを大変評価しているところでございます。

そのような中、国、県、市町において、それぞれの分野で支援策が打ち出され、給付金や制度融資等を活用していただきながら、離島の事業者は何とか踏ん張ってくださっているところでありますが、来島自粛要請が1カ月半程度続いたことを踏まえ、離島地域については、全県的な経済回復の取組に加えて、特別な対策

も講じる必要があると考えますが、ウィズコロナ、アフターコロナの現状の中、長崎県として、どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

また、観光とともに離島地域の基幹産業であります農林水産業の回復に向けては、全県的な取組の効果が離島地域にも十分に行き渡ることが重要であります。

例えば、離島経済に大きな比重を占めております水産業に関連して、お尋ねいたします。

さきに述べましたとおり、国内での移動自粛、イベントの自粛、国、県の営業自粛要請等により、観光業、飲食業の売上が激減いたしました。それに伴って、魚介類の需要も減退し、アカムツやアマダイ、イセエビといった高級魚を中心とした魚価が下落し、漁業者の収入も減少する等、水産業にも大きな影響が出ているとお聞きしております。

水産業に対しても、コロナ影響後の国による持続化給付金、各種補助制度、融資制度に加え、県、市町からも各種支援制度が打ち出されたことは、漁業者にとっても非常にありがたいところだと思いますが、これらの数々の支援制度を個々の漁業者がきちんと活用し、復活につなげられるかがポイントであり、活用できる制度を離島地域などに漏れなく隅々まで行き渡るように対策が必要であると考えます。せっかく用意していただいた支援制度が活用していただけないということになると残念極まりないわけでございます。

そこで、各種支援制度の中でも、とりわけ申請が多いと思われ、国の持続化給付金等について、離島地域の漁業者等への周知や申請等の支援はどのような状況なのか、そして今後、県として、支援について、どのように考えている

のかをお尋ねいたします。

5、福祉・教育行政について。

(1) コロナ禍における障害者就労継続支援事業所への支援について。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、障害者就労継続支援A型、B型事業所では、作業委託の依頼がストップし、生産活動の縮小に追い込まれるなど、障害者の働く場や利用者の賃金、工賃の確保が厳しくなり、大きな影響を受けている実態がございます。

県内の社会福祉法人やNPO法人、株式会社などの事業者団体の方々からも、窮状の訴えとともに、障害者の働く場の確保を求めるところでもございます。

また、京都府では、B型事業所に独自に工賃を補助する仕組みをつくっているとの報道もございました。

そこで、長崎県として、今後、障害者就労継続支援事業所の支援にどのように取り組んでいかれるのかをお尋ねいたします。

(2) 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例の周知について。

この条例は、共生社会の実現を目指して、平成25年5月に議員発議により制定され、翌年4月に全面施行された条例であります。

条例前文には、こう書いてあります。「私たちは、障害のある人が、合理的配慮により自らの力を十分に発揮することができ、障害のある人と障害のない人とが互いに優しく接し合うことができる社会環境を整えることによって、障害のある人と障害のない人が対等な関係となり、誰もが排除されることなく安心して共に生きていくことのできる平和な社会を作り上げていくことができる。」

この条例制定後、障害者に対する差別をなく

すために、議会も行政と一緒に、条例の周知に取り組んできたところではありますが、平成30年度に行われた県政世論調査の結果を見ますと、条例の認知度は、約4割にとどまっており、十分ではない状況であります。

例えば、マスコミの皆さんにもっとご協力をいただいて周知していくなどが考えられますが、障害や障害者について県民の理解を深めるため、長崎県として、どのようなことを今後取り組んでいかれるのかをお尋ねいたします。

（3）教育現場における障害者理解の取り組みについて。

共生社会の実現に当たっては、まず障害や障害者理解が重要であり、特に、次世代を担う小中学生といった若い世代への早い段階からの障害のある子どもとない子どもが直接触れ合う機会をつくっていくことが重要であると考えます。

現在、教職員の先生方が総合的な学習の時間やホームルームの時間を利用して話をしてくださったり、理解を深める努力をさせていただいているとお聞きしております。

また、長崎県社会福祉協議会でも、新しい福祉教育のあり方について検討を重ねていただいているとお聞きしております。

さらに直接、障害者施設の方と触れ合うことなどで教職員の先生方や生徒の皆さんが理解を深めていただくことが重要だと考えますが、教育現場における具体的な取組について、お尋ねをいたします。

（4）介護・障害福祉施設等における外国人材の確保について。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響でやや動きが鈍化しているものの、近年、県内の多くの介護・障害福祉施設等では人材確保策の一つとして、積極的に外国人を受け入れようと努

めており、年々、受入数も増えてきている状況にあると聞いております。

一方では、外国人はどうしても東京など最低賃金が高い都道府県に集中する傾向があり、その点で、本県は不利な状況にあるわけでございます。

そのため、解決に向けては、例えば、外国人に対する家賃補助や職場近郊の公営住宅への優先入居の適用、現地での日本語を学ぶ費用の助成など、県が率先して数多くの支援を行えば、本県へお越しいただくための強力なインセンティブになり、都会だけでなく本県にも多くの外国人材が集まっていただけと考えます。しかしながら、本県の厳しい財政状況を考えると、今後、増加する外国人お一人おひとりに直接公費で支援をしていくのはなかなか困難な状況が考えられます。

そこで、本県では、ベトナム・クアンナム省との友好交流関係を活かした外国人材の受入れを進めており、介護分野においては、大学と覚書を締結し、優先的に受け入れる仕組みづくりを進めていると、前回の私の一般質問の時に御答えをいただきました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度中に実施予定であった覚書の締結やベトナム現地での説明会がやむなく中止になったとお聞きしております。

現在、日本と諸外国の人の往来の動きは徐々にはじまってきております。そのような中、新型コロナウイルスの収束状況を見ながらではありますが、こうした介護や障害施設等における本県の外国人材の受入れの現状と今後予定をされている外国人の確保や定着に向けての取組について、ご見解をお尋ねいたします。

以上、壇上からの質問をこれにてとどめ、ご

答弁後、対面演壇席より再質問をさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 山下議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で極めて厳しい県内経済を回復させるためには、IRの誘致が効果的であり、どのような方向性を持って誘致活動を進めていくのかとのお尋ねでございます。

IRは、地域経済に大きなインパクトをもたらすものであり、新たな雇用や多様なビジネスを地域に生み出すことで、若者の地元定着が拡大するとともに、進学や就職で県外へ転出した若者が地元へ戻ってくる受け皿となることが期待されるなど、県勢浮揚の好機であると考えており、新型コロナウイルス感染症収束後の観光活性化を図るうえでも、大変重要なプロジェクトであると受け止めております。

こうした中、IR事業者の多くは、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により大変厳しい経営環境にありましたことから、日本のIR事業への参画に向けた準備、検討が十分に進んでいない状況にあったものと伺っているところであります。

こうしたことから、去る5月22日に開催されました「九州地方知事会議」並びに「九州地域戦略会議」において、IR事業者に対するお見舞いととも、私ども九州がIRに寄せている期待等について、メッセージを決議していただき、九州地域戦略会議の議長名でお送りしたところであります。

さらに、本県としても、事業者の状況を十分把握する必要がありますことから、今月1日か

ら19日まで開催した「実施方針案」の説明会の場を活用し、事業者の現状について聞き取りを行ったところ、事業の具体的な検討に向けた環境が徐々に整いつつあるものと受け止めております。

県といたしましては、国の動向や事業者の検討状況等をしっかり見極めながら、事業者の公募・選定に向けた準備を着実に進めてまいりたいと考えているところであり、高い経済効果と雇用創出効果が期待される「九州・長崎IR」を実現し、九州の地方創生、ひいては我が国の発展に貢献できるよう、引き続き、全力を注いでまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 私から、4点お答えさせていただきます。

まず、病院船の誘致につきまして、病院船の誘致について検討すべきではないかとのお尋ねでございます。

病院船につきましては、平成25年に国において、災害時の活用を想定した検討が行われており、報告書が取りまとめられておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、国は本年度から、感染症を想定した病院船の活用について、検討を進めているものと承知しております。

本県は、離島を多く抱えており、医療資源の少ない地域の支援として、病院船の活用も考えられます。

今後、病院船を拠点港として誘致するに当たりましては、病院船の運営主体や費用負担など、今後の運用体制を見極める必要があることから、県といたしましても、国の検討状況を注視しな

がら検討してまいりたいと考えております。

次に、コロナ禍における障害者就労継続支援事業所への支援につきまして、障害者の働く場の確保のために、県としてどのように支援を行うのかとのお尋ねでございます。

本県の障害者就労継続支援事業所におきましては、生産活動の縮小により収入が減少している事業所もあり、利用者の雇用等を維持することが重要であると考えております。

県といたしましては、受注機会の確保のために、本年3月より、長崎県障害者共同受注センターを通じまして、高齢者や障害者施設向けの布マスク1万枚の発注を行っております。

また、事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する雇用調整助成金の対象となる事業所もあることから、周知のうえ、活用を促しております。

さらに、国の補正予算を活用して、事業所の生産活動の再起に向けて、事業所の生産活動を維持するための固定経費や通信販売など販路拡大に要する費用等の補助を検討しております。

今後とも、関係団体からのご意見等を伺いながら、障害者の働く場の確保に努めてまいります。

次に、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」の周知につきまして、条例及び障害や障害者への県民の理解を深めるため、長崎県としてどのようなことを今後取り組んでいくのかとのお尋ねでございます。

平成30年度の県政世論調査におきまして、条例に対する県民全体の認知度は43.3%であり、前回調査の平成27年度の46.1%から若干低下しております。一方、年代別では、高齢者の認知度が高く、若い世代が低い傾向にあります。

20歳未満で認知度が21.2%から40.9%となるなど、40歳未満の若年層で増加が見られております。

引き続き、学校での障害者差別禁止に関する人権教育やリーフレットの配布、県の広報媒体の活用等により、全世代に対する普及啓発に取り組んでまいります。

また、障害者差別の解消には、条例の認知度向上だけでなく、「差別の禁止」や過度な負担にならない範囲で障害特性に応じた配慮を行う「合理的配慮」といった条例の内容について、県民の皆様にご理解を深めていただくことが重要であると考えております。

なお、障害者や関係団体からなる「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議」におきましても、「子どもたちへの周知に力を入れてほしい」等のご意見もいただいております。今年度は、高校1年生を対象として条例リーフレットを配布するなど、次世代を担う若者に向けた重点的な周知を計画しております。

今後とも、障害者差別の解消に向けて、条例の普及啓発と理解促進に努めてまいります。

最後に、介護・障害福祉施設等における外国人材の確保につきまして、介護や障害福祉施設等における本県の外国人の受入れの現状と今後予定している外国人の確保や定着に向けて、どのように取り組んでいくのかとのお尋ねでございます。

県内の介護施設で勤務する外国人は、本年5月末時点で、技能実習生37名、養成施設に在学する留学生97名と、昨年同日と比べて、それぞれ33名、19名増加しております。

県では、平成30年度から、修学資金貸付制度を外国人も対象として貸付けを行い、本年度か

らは、新たに介護施設が留学生に支給する奨学金に対する助成を行っております。

また、本県と友好交流にあるベトナム国クアンナム省等からの技能実習生等の受入れにつきましては、ベトナムとの往来が再開された後に、介護人材の派遣に関する覚書を締結したいと考えております。その後、現地関係者への説明会を通じまして、長崎県の魅力や支援策をアピールして、優先的かつ安定的な人材確保につなげられるよう取り組む予定でございます。

なお、障害福祉施設における外国人の受入れにつきましては、高齢者の支援とは安全管理上で異なる配慮が必要な場合も想定されることから、今後、先行する介護事業所における取組を参考に、関係団体と協議しながら、受入れに当たっての課題等について検討してまいります。

○議長(瀬川光之君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) 人口減少対策の一環として、本県に移住していただくための受け皿づくりをさらに充実すべきではないかとのお尋ねであります。新型コロナウイルス感染症の拡大を背景として、都市部の若い世代を中心に、地方回帰の流れが加速していくことが見込まれております。

県といたしましては、この流れを着実に取り込み、移住者の拡大につなげていく必要があると考えておまして、相談支援、あるいは情報発信の強化を図るほか、関係人口施策として、都市部の企業や人材との関係づくりにも取り組むなど、さまざまな機会を捉えて、本県に呼び込む施策を展開してまいりたいと考えております。

一方、移住者の皆さんの中には、新たな移住者の呼び込みや地域活性化に貢献いただく方も増えてきておまして、こうした活動も含め

て、地域全体で移住、定住を支える環境づくりが重要になってくるものと考えております。

県におきましては、平成30年度に「移住コンシェルジュ制度」を設けまして、先輩移住者など、これまで約70名の方々に登録をいただき、移住希望者へのきめ細かなフォローや移住後の相談対応など、地域への移住、定住の促進にご協力をいただいているところであります。

今後、こうした取組も含めまして、移住者同士、あるいは移住者と地域住民とのネットワークの構築、交流機会の創出に市町とも連携して取り組みながら、移住希望者の皆様に安心して本県を選んでいただけるような受入れ環境づくりにしっかりと努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 県が先頭に立って、テレワークなど接触の機会を極力減らした仕事のあり方を検討すべきではとのお尋ねですが、土木部では、コロナ禍における3密対策への対応方針の一つとして、4月17日に、建設業界に対し、打合せや検査等をテレビ会議などで可能とすることを通知しています。

これに対応するため、土木部では、外部とのテレビ会議用として、4月補正予算で新たに10回線確保し、これまで以上にリモート化に取り組んでいるところです。

また、コロナ禍の長丁場に備えるためには、さらなるリモート化の推進を図っていく必要があると考えております。

例えば、従来、工事現場の監督職員は、事務所に戻り、打合せや資料整理をしていたものを、現場と事務所を専用カメラ等でリモート化することで、監督職員は、現場に専念しつつ、現場の状況を事務所と共有し、現場で記録したデー

タを事務所の職員がリアルタイムに整理できるようになることから、接触の機会を減らすとともに、分業による仕事の効率化につながるものと考えております。

ここで専用カメラについて少し補足をします。

専用のカメラとは、眼鏡タイプなど、体に装着し、ハンズフリーで撮影することを目的とした小型カメラで、ウェアラブルカメラと呼ばれ、眼鏡はスマートグラスなどと呼ばれています。ウェアラブルカメラは、作業を行いながら撮影ができるハンズフリー機能が特徴で、現場作業者の視野をリアルタイムで遠隔の事務所で共有でき、クラウドを活用した写真の自動保存はもとより、事務所のリモート職員から現場作業員へ資料を送信し、現場作業員は、スマートグラス越しにそれを見ることができ、現場と事務所との間でオンラインによる打合せが可能です。

このような取組は、コロナ禍における3密対策だけではなく、女性や若者が活躍できる機会を広げ、ひいては建設業の人材確保や生産性向上に寄与することが期待されます。

土木部としましては、コロナ禍における新しい働き方の仕組みづくりについて、引き続き、積極的に検討し、推進してまいります。

○議長(瀬川光之君) 地域振興部政策監。

○地域振興部政策監(村山弘司君) 離島地域については全県的な経済回復の取組に加えて、特別な対策も講じる必要があると考えるが、県として、どのように取り組んでいくのかのお尋ねでございます。

観光産業を中心に、各分野で甚大な影響が生じている離島地域の経済活動の回復に当たっては、県内全域での対策に加えまして、離島振興法や有人国境離島法に基づきます国の交付金を引き続き有効に活用しながら、島外からの需要

のさらなる取り込みなど、促進していくことが大変重要であると考えております。

そのため、国の補正予算で創設されました施策を最大限活用し、雇用の継続を支援しますとともに、観光誘客の取組をさらに強化することといたしております。

具体的には、昨年度までに雇用機会拡充事業により取り組まれた事業者が雇用を継続するために必要な人件費や家賃などの経費を支援してまいります。

また、観光面におきましては、しまの魅力を活かした体験プランを取り込んだ旅行商品などを利用される観光客に対して、現地での飲食やレンタカーなどで使える5,000円分のクーポンを宿泊日数に応じて付与することで、しまへの旅行需要を強力に喚起することといたしております。

こうした対策を関係市町と一体となって講じながら、離島地域の経済活動の回復に向けて、全力で取り組んでまいります。

○議長(瀬川光之君) 水産部長。

○水産部長(斎藤 晃君) 新型コロナウイルス感染症に関連する国等の各種支援制度、特に、持続化給付金について、漁業者への周知や申請等の支援状況と、今後の県としての支援についてのお尋ねでございますが、県は、国の新型コロナウイルス感染症関連の対策事業等について、継続的に情報収集を行い、漁協や市町に情報提供を行うとともに、漁協や市町からの照会等にも積極的に対応している状況でございます。

特に、持続化給付金については、国が電子申請の手続をサポートするための「申請サポート会場」を全国各地に設置し、本県でも、離島であります五島市を含む8市に窓口が開設されておりますが、最寄りの漁協に相談する漁業者も

多いとお聞きしております。地域によっては、相談窓口を設置した漁協や専門の相談員の配置を検討している漁協もあるとのことでございます。

県といたしましては、これらの状況を踏まえて、漁協の相談体制の充実に向けた支援策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

○議長(瀬川光之君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 教育現場における障害者理解の取組についてのお尋ねですが、県教育委員会では、特別支援学校と小学校、中学校、高等学校等が行う「学校間交流」や特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小中学校等において学習する「居住地校交流」など、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ「交流及び共同学習」を積極的に推進しております。

また、特別支援学校の分校や分教室を地域の小中高等学校内に設置することにより、日常の学校生活や行事等への参加を通じて、理解促進が図られているところです。

さらに、特別支援学級を設置している全ての小中学校において、「交流及び共同学習」を実施しており、身近な障害のある児童生徒とともに学ぶことで、早期からの共生社会の基盤づくりに努めております。

今後、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流を推進するとともに、人権教育や道徳教育等を通じて、障害者への理解、啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 山下議員一8番。

○8番(山下博史君) ご丁寧なご答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。

許された時間を使わせていただいて、再質問

をさせていただきたいと思っております。

まず、I R関係で、2点質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど、知事より、I R推進への熱意とともに、このコロナ禍でもぶれずに前進していくという姿勢が感じられたところでございますが、私たち県民にとって気になるところは、誘致が成功した暁に、経済波及効果がどの程度あるのかであります。県民、市民からすると、経済波及効果が実際のところ、どのくらいあるのか、想像がしにくいところでございます。

去る4月に公表されました「九州・長崎I R基本構想」においては、I Rの運営による九州圏内の経済波及効果として毎年3,200億円から4,200億円、雇用創出効果として2万8,000人から3万6,000人という試算を出されておりますが、特に、県民の皆さんの関心は、そのうち長崎県分として、どのくらい経済波及効果を見込んでいらっしゃるのかというところだと思います。ご答弁をお願いいたします。

○議長(瀬川光之君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) 九州・長崎I Rの運営によります効果は、今、ご説明ございましたとおり、経済波及効果3,200億円から4,200億円、雇用創出効果2万8,000人から3万6,000人でございますけれども、これらには観光客等の広域周遊による波及効果が含まれておりませんことから、実際の効果は、さらに大きくなると想定しております。

このうち、県内への経済効果といたしましては、経済波及効果が毎年2,900億円から3,800億円、雇用創出効果が2万4,000人から3万1,000人ということで見込んでいるところでございます。

○議長(瀬川光之君) 山下議員一8番。

○8番(山下博史君) ありがとうございます。

ぜひとも、この経済波及効果が地元活性化につながるように今後とも進めていただきたいと思っております。

I Rについて、2点目ではありますが、I Rについては、やはり大きな視点で捉えることが重要であるかと私も考えております。我が国は、本格的な少子・高齢化、人口減少を迎える中で、このI R導入が、国においては、成長戦略と地方創生の大きな柱と位置づけられているわけであり、特に、政府の観光戦略の中で、2030年に訪日外国人旅行者を6,000万人、また訪日外国人旅行消費額を15兆円とすること等が観光先進国の実現に向けた目標として掲げられています。まさに国策でございます。オールジャパンの観光振興策であるとも言えるわけであり、

私は、冒頭で質問しましたように、この新型コロナウイルス感染拡大で、県内の経済は未曾有の大打撃を受けたわけであり、これは本県に限らず、我が国全体が大きなダメージを受けたわけであり、今回、全国で3カ所ということでI Rが整備されますが、国全体に及ぼす経済効果が期待されるところであります。

この国・政府の目標に大きく寄与ができるというふうに期待もされるわけであり、九州・長崎I R誘致を実現されることで、国策への貢献が期待されるわけであり、このあたりの県のご見解をお尋ねいたしたいと思っております。

○議長(瀬川光之君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) I Rにつきましては、まさに国家的なプロジェクトということで導入が進められているところでございます。

まず、何よりも、I Rによる効果といたしまして、海外からの観光客の誘致を促進するとい

うことが極めて大きな効果だということで考えております。そういう意味で、ご指摘のありました国が進めております2030年の海外からの観光客6,000万人、15兆円という目標を達成していくためには、このI Rの実現というのが極めて重要なものになってくると考えております。

それに加えまして、地域の活性化、さらには地方創生、そういった効果がこのI Rには期待できるということで考えておりまして、これを地方において実現をしていくということで、さらに地方創生の効果が大きくなっていくものというふうに考えているところでございます。

○議長(瀬川光之君) 山下議員—8番。

○8番(山下博史君) ご答弁ありがとうございます。

次に、病院船の誘致についてでございますが、先ほど、国の動向を見ながら検討を進めていきたいということで、ご答弁いただきました。

長崎県にとっては、造船業の振興、医療体制の強化、県民の安全・安心にもつながる、そして長崎県から国内各地への支援、そして海外への派遣支援につながっていく大プロジェクトだと私は考えます。

また、県内では、先週の佐世保市議会の中で、病院船の誘致について、佐世保市としても前向きに検討をはじめるというふうに表明をされております。

長崎県としても、各自治体と連携をしていただきながら、前向きな検討をしていただきますように、要望にかえさせていただきます。

次に、移住戦略についてでございます。

私の知人で、私が知り得る中でもIターン、Uターンで長崎県に実際に移住してくださった方が数名いらっしゃいます。好事例を紹介させていただきます。

仮に、Aさん、Bさん、Cさん、Dさんとしてします。

Aさんは、男性です。函館出身。政府系金融機関や政府系研究所に勤務をして、全国津々浦々を仕事やプライベートで回ってきました。そして、その各地の土地のグルメや人柄、土地柄、環境、自然、文化、歴史などを全て点数化して、独自で総合評価をなされたそうでありませう。何と、このAさんの中で、佐世保市が全国で1位に輝いていただきまして、早速、本年の4月に移住をして、現在、佐世保市民として、地域活性化のためのアドバイザーや全国の地域を対象とした地域振興プロジェクトをサポートする仕事をされています。

次に、Bさんは、女性であります。埼玉在住の大手照明メーカーに勤務。ふらりと一人旅をした長崎市内で携帯電話を紛失。長崎の方々は何人も優しくサポートをしてくださり、人の温かさを感じて、埼玉に帰られました。そして、どうしても長崎の人の温かさとおいしい魚介類とお酒が忘れられず、東京・有楽町の「ふるさと回帰支援センター」にご相談をされました。そこで、長崎市内の電気工事会社とマッチングをし、1年前に移住され、現在も、現場の最前線でご活躍をされています。

次に、Cさん。佐世保市生まれ、男性です。アメリカへ留学後、上場大手飲食検索サイト会社の上海支社や台湾支社に勤務後、佐世保へUターン。現在、家業を手伝いながら、佐世保の魚介類を海外へ展開する事業を精力的にやられており、ご活躍中であります。

Dさんは、以前も一般質問で触れましたが、福岡から五島・福江に移住をしてくださった女性の産婦人科医であります。

このような好事例が私の周りだけでもたくさ

んございます。特に、Iターンで移住してくださった方というのは、長崎の魅力を本当に感じ取って、選んでくださった方々です。ぜひとも、長崎県はもっもっと自信を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。

この4名の方をご紹介しますので、話を聞いていただきたい。なぜ長崎を選んでいただいたのか、その話を聞くことでヒントが出てくると思います。

先ほど、地域振興部長の答弁にありました移住コンシェルジュ制度の方でもリンクしてでも結構ですので、ぜひとも参考にさせていただければと思っております。

次に、建設業の新しい働き方についてですが、先ほど、土木部長答弁でありましたとおり、私も、建設現場は古くから男性の職場というイメージが固定されておりまして、なかなか女性の活躍する場面が少のうございます。女性の活躍できる職場になると、遠隔でオンラインで事務所での作業等々は女性でもできる作業だと思っておりますので、ぜひとも進めていただきたいというふうに思っております。

ここから再質問に入ります。

離島振興に関して、今、村山地域振興部政策監より、ご答弁をいただいたところでありますが、定例会冒頭の知事説明の中にもありました。国境離島地域においても、滞在型観光の振興に向けて、施策をさらに強化するというご説明をいただいたわけであります。

私は、以前より、フィッシング、いわゆる釣りを活用した滞在型観光の推進を持論としております。海洋県長崎は、周りを豊かな資源の海に囲まれ、釣りを楽しみに県内、県外から釣り人が多く来てくださっていることは、周知の事実であります。しかしながら、ほとんどの

釣り人が、早朝から夕方ぐらいまで釣りを楽しんで、日帰りをしてしまいます。

そこで、離島等で、宿泊までをパッケージにした滞在型の釣りツーリズムを推進していくべきだと私は考えます。離島から好漁場まで釣りに出かけ、釣った魚を持ち帰っていただいて、宿で調理して、おいしく召し上がっていただく。釣りに行かない家族は、しまで観光やグルメを楽しんでいただく。まさに、長崎版釣りツーリズム、略して長崎釣りツリ、これをキャッチコピーにはいかがでしょうか。

このように、釣りをメインにした滞在型観光について、ご見解を伺いと思います。長崎釣りツリ、中崎文化観光国際部長、いかがでしょうか。

○議長(瀬川光之君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 私自身は、残念ながら釣りは不得手でございますけれども、対馬に勤務していた時に、韓国のお金持ちの方が、高級なマイ釣りざおを民宿に預けたままにして、何度もしまにおいでいただいたというようなお話をお聞きしておりますので、釣りというのは非常に魅力的なコンテンツだと思っております。

国境離島交付金を活用した長崎しま旅には、それぞれのしまが、釣りを楽しみにした体験メニューを数多くそろえていますので、こういったことを積極的に情報発信して、今年の夏は、ぜひ多くの方がしまにおいでいただくよう、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○議長(瀬川光之君) 山下議員—8番。

○8番(山下博史君) ご答弁ありがとうございます。

わくわく乗船券などで多くの方々に来島して

いただけるように、また夏休みも近くなってきていますので、ぜひ夏休みに間に合うように取り組んでいただければと思いますし、全ての離島に釣りのメニューがあるということですので、多くの釣り愛好家の方に離島に来ていただいて、泊まっていただくということをぜひとも頑張っていたきたいと思っております。

次に、就労支援事業所の支援の件であります。長崎県障害者共同受注センターを通じて、いわゆる優先発注というんでしょうか、さらに発注枠を広げていただきたいというふうに思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

また、「障害者優先調達法」という法律もございまして、私の方で優先発注を少し調べさせていただきましたのですが、九州各県の一般会計支出に占める障害者就労施設等からの調達額ですが、発注金額が平成30年度、九州地区で、我が県はワースト2位だったという数字もあります。なぜこの順位なのか、程度なのか、他県に比べて比率がなぜ低いのか、原因は必ずあると思いますので、そういうところを研究していただいて、原因がわかれば、そこを改善していけば、調達率も上がっていくんじゃないかと思っております。ちなみに、ナンバーワンは宮崎県で、優先発注の割合は長崎県の4倍の比率であります。

ぜひとも、本県も本気を出して取り組んでいただくことを要望させていただきたいと思っております。

障害者への支援ということで、先ほどもご答弁いただいたのですが、私が感じるに、介護も障害の分野も、国も県も同じ福祉なんです。しかし、なぜか非常に縦割り感がありまして、介護ではあるけれども、障害ではないとかですね。同じ福祉のステージなので、もっと同じ目線で

取り組んでいただきたい、こういうことが多々あります。

そういうことで、ぜひとも、まずは県庁内からそういった取組を、同じ部なんですから、そういうところで障害の分野にもっと理解を深めていただきたいというのが、私の特に今回、要望させていただきたいことでもあります。

そして、本当の意味で共生社会をつくるためには、障害がある人もない人も日常的に同じ空間をつくらなきゃいけないのですが、なかなか実現ができておりません。インクルーシブ教育のように共に学べる仕組みづくりというのに努力しなきゃいけないのですが、そこで提案なんですけれども、今までの取組ももちろん頑張らせていただいているのですが、もう一歩進んで、日々の生活の中で、障害のある方とない方が触れ合う機会というのが、なかなか県民の皆さんにもないものですから、多くの県民の皆さんに参加していただけるような大規模な福祉イベントみたいなものを県の主催で開催していただきたいと思います。例えば、共同で演奏会があったり、共同で販売会があったり、共同で、著名な歌手が見えて、そこで楽しんだり、いろんなイベントの中で障害のある方もない方も一緒に楽しめると、一緒に盛り上がれると。想像してみてください、素晴らしいことじゃないでしょうか。ぜひともご検討をいただければと思います。

最後に、今般のコロナウイルスの影響で、私たちは、この国、この県のあり方を見直さなければならぬ転換期を迎えました。行政のあり方、議会のあり方も、これまでの概念を柔軟に変化させ、ウィズコロナ、アフターコロナに合わせた新しい概念の下に、県民とともに一歩一歩進んでまいりましょう。コロナを正しく恐れ、

正しく理解し、感染予防に努めながら、県内経済を動かしていきましょう。そして、新型コロナウイルスを克服し、子どもや孫の世代に安心して暮らせる社会を残そうではありませんか。

まだまだ我慢の日は続きますが、まさに災いを転じて福となす、その気持ちで県民の皆さんにエールを送らせていただいて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君） 午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時15分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○副議長（西川克己君） 会議を再開いたします。午前中に引き続き、一般質問を行います。

麻生議員—16番。

○16番（麻生 隆君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

公明党、長崎市選出の麻生 隆でございます。

今回の一般質問、2期目になりまして2回目です。ありがとうございますので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

今回の新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方々に哀悼の意を申し上げ、また、いまだ入院中の皆様にお見舞いを申し上げます。

一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束を願うものであります。

それでは、通告に従い順次質問してまいりますけれども、今日は3日目でございますので、同じような質問がっております。私の視点で取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、昼からになりましたので、皆様の子守

歌にならないように頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

知事並びに教育委員会教育長、理事者の皆様の簡潔で明快な答弁をお願いいたします。

1、コロナ感染症対策に関して。

(1) コロナ感染症での医療崩壊防止と強化策について。

新型コロナウイルス感染症は、未曾有のパンデミックへと拡大し、100年に一度とも言われます不況に陥っております。

県内の感染者は17名と大きな拡大には至っておりませんが、医療従事者の皆様には、日夜、医療全般にわたり県民、市民のために献身的に取り組まれていますことに感謝を申し上げます。

今回の感染症を教訓に、今後進められます医療体制の見直しについて、感染症対策を新たに追加して、公的病院の再編整備や統合についても検討する必要はないでしょうか。

厚生労働省は、「2025年問題」を見据え、病床数の削減を検討しています。今回の新型コロナウイルス感染症への対応として、どのように効果的、戦略的に医療の充実と崩壊防止を図られるのか、お尋ねをいたします。

また、予想されます第2波、第3波の感染拡大が懸念されます。その対策はどのように取り組まれるのか。

また、感染軽症者の受入施設は、長崎、佐世保、壱岐の3地域が確保できましたが、残り5医療圏の確保はいかがでしょうか、お伺いをいたします。

(2) クルーズ船「コスタ・アトランチカ」への危機管理対応を通じて成果と課題。

三菱重工香焼メンテナンスに入港していたクルーズ船乗組員の620名のうち149名にも上る感染者が発生したことに、近隣の住民の皆さ

んからは驚きと心配の声が寄せられ、多くの方々からもご意見をいただきました。

7名から8名の死亡者が出て不思議ではない数字と言われましたが、国の関係省庁や自衛隊、県、長崎大学感染症対策班やDMATの皆さん、医療ボランティアの数多くの関係者の努力により、1人の命も失うことなく、5月31日には長崎港を無事出港。改めて、関係者の皆様の努力に心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

横浜港の「ダイヤモンド・プリンセス号」は、長崎市で建造されたクルーズ船であり、今回の「コスタ社」のクルーズ船感染症対策が長崎で無事に措置できたことは、クルーズ船関係者の思いに安心感を与える大きな意味があったと思っております。

今後、松が枝埠頭の2バース化が決定した中で、クルーズ船のメンテナンス事業への取組を、県として本格的に後押しをするためにも、県民、市民に安心できる情報開示が必要と考えます。

今回のクルーズ船の対応に関して、危機管理の成果と見えてきた課題は何だったのか、お尋ねをいたします。

2、コロナ禍後の県内産業振興について。

(1) 中小・零細企業の雇用維持対策と失業対策について。

6月11日、長崎財務事務所は、県内の企業景気予測調査の結果を発表しており、「景気判断指数が、新型コロナウイルスの影響が本格化し、リーマンショックに次ぐ低い水準に落ち込み、特に、中堅・中小企業の指数が過去最低」との報告を発表いたしました。

また、日銀長崎支店も、特に、観光関連の事業者の落ち込みを指摘しております。

私の地元、東長崎商工会の調査によりますと、企業500社のアンケート調査から、約44%の事

業者は何らかの支援を活用している実態がわかりました。

今後の景気動向で雇用の落ち込みが予測されますが、県として、雇用の対策に関してどのように把握をされ、対策を打たれているのか。

また、リーマンショックの時には、失業対策のために臨時の雇用対策が準備されておりましたが、同様の取組を行う予定があるのか、お尋ねをいたします。

(2) 航空機クラスターの現状と対応について。

コロナ禍の影響は全世界中に及び、特に、航空機産業を直撃しております。

アメリカのボーイング社は、大幅な人員整理と納期延長策を打ち出し、全世界の航空会社も、航空機の購入を先延ばしや見直しに着手しており、産業全体が大きな減産体制となっております。

このような中、本県は2年前より航空機産業クラスターを立ち上げ、県内での中堅企業を中心とした設備投資や育成を後押ししてきました。

今後、厳しい環境下に置かれる各企業へ、事業支援をどのように考え、取り組まれるのか。アフターコロナの県内産業の大きな節目と考えます。県の取組をお尋ねいたします。

(3) 洋上風力発電の進捗状況について。

昨年、五島市沖での洋上風力発電のエリアが決定、発表されました。日本で最初の本格的な事業がスタートいたしました。

今後、洋上風力の新たなエリア指定に向けた準備が進んでおりますが、洋上風力は、海域指定と漁業権、しま住民への説明責任が求められます。

事業者には、住民への配慮と、今後の運営に当たっては、地元住民、漁民の皆さんとの協調

体制が一番重要と考えます。

本県の後押しをするこの事業に対して、県はどのように地域住民の理解を得る努力と地域の安定化に取り組まれようとしているのか、お尋ねをいたします。

(4) テレワークの拡大と移住者 I・Uターナー者の取込みについて。

アフターコロナの一番の変革は、働き方の選択です。会社への通勤から、遠隔地でも情報環境が整っていれば、仕事ができる。また、企業も、ジョブ型契約での新たな人材発掘や地方の価値を見出し、テレワークが一気に拡大する様相です。まさに、各地域間の競争が水面下で始まっております。

仕事ができる余暇の時間に自然が満喫できる、安心して子育てができる、その地域の住民が受け入れてくれる、そのような環境を整えれば、地方に目を向けてくれますし、企業も働き方改革の名のもとに地方分散テレワーク型雇用を検討しております。

本県のアフターコロナの環境下で、どのような戦略でテレワークの拡大と移住者の取込みを図ろうとされているのか、お尋ねをいたします。

3、コロナ禍後の I R 誘致に関して。

(1) コロナ禍後の世界的変化と長崎県の目指す I R 誘致への基本的方針は如何か。

世界の I R 事業地は、ダイナミズムな世界経済の発展で活気を呈しておりましたが、コロナ禍の影響で全世界的に I R 拠点は大幅な赤字に陥り、地域経済も大幅なダウンとなり、これまでにない失業者の高止まりとなっております。特に、アメリカ、ラスベガスのネバダ州の失業率は28%にも拡大をしております。

グローバル化時代の社会の中で、一大産業として謳歌してきた I R 事業者も、今回のパンデ

ミックに立ち往生している実態が浮かびあがってきました。

コロナ禍後の人の往来が元に戻るには4年ほどかかるとのこと、I R事業者の日本への投資規模が縮小するのではないかと有識者の意見もあります。

このような環境のもとで、アフターコロナの事業展開として、国内3カ所に入るため、I R区域認定獲得に向け、どのように臨まれるのか、基本的な考え方をお尋ねいたします。

(2) I R事業者選定のポイントについて。

世界の覇権をどの国が握るかを争うような激動の今日です。

今回の新型コロナ禍は、政治経済の基盤を大きく揺り動かしています。

このような中で、国は、平成30年に「I R整備法」を制定して、投資を見込む事業者と日本型I Rの展開ができる地域を求めています。

今回の事業者選定に関して、重要な視点は、激動の社会に耐え得る事業者選択と投資マネーのみで判断ではなく、事業者の実績はもちろん、文化や教育、歴史、それに芸術性や企画力、発信力が求められるのではないかと考えております。

長崎の強みは、ハウステンボスの敷地のもと、既存の施設にプラスして展開しようとしている点であります。テーマパークとして設備も充実しております。

今回のI R事業者選定に対するポイントはどのように定めておられるのか、お尋ねをいたします。

4、教育行政に関して。

(1) 「G I G Aスクール構想」本県の目指す考え方について。

一昨年から、国は、「G I G Aスクール構想」

を打ち出し、小学生から中学生まで一人一台のタブレット、パソコンの配布をすることを決定し、早急なI C T化を図ろうとしております。

今まで、パソコンをはじめとしたI C T機器の物の配備をされておりましたが、使いづらく、活用がうまく機能していませんでした。

今回は、高速回線とクラウドを活用し、多くのデータ処理と多様な教材を活用でき、ネット回線機能を強化し活用範囲を広げ、世界的にも遅れております教育環境の情報化を一気に世界レベルに押し上げようとしております。

Society5.0の時代を迎える今日、次世代を担う子どもたちが、激動する社会の中で生き抜く力を育まなくてはなりません。

県教育庁は、「G I G Aスクール構想」の中で、どのような取組を目指されるのか、お尋ねをいたします。

(2) I C T教育の充実のために必要となる教職員の意識改革について。

教育分野のI C T化は、2010年から本格的に取り組み、電子黒板の普及や、3人に一台のパソコンが使えるよう各校に配置をされてきました。

長崎市の教育委員会では、現場教員の抵抗感と混乱を避けるために、独自のI C T教育推進の狙いを、学力向上よりも情報処理・活用能力の育成に絞った活用方法で効果を上げるとの報告がっております。

一方、教育関係の有識者からは、次のようなことが語られております。

課題は、「教員間でI Tスキルに差ができてしまったこと」、「タブレットを導入したら、教師の授業設計力や覚悟が問われるようになった」、「今までの日本では、I C Tを使う一歩手前の段階で止まっている。教育現場におけるテ

テクノロジーの活用は、生徒たちの未来をどう生きるかにも関わっており、現場の教員らの意識改革が急がれる」と。

今回のICT化の環境整備は、手段であり、目的ではありません。教える側の変革も必要となります。オンライン学習や、さらなるICT化の活用が進む中、教職員の意識改革が求められると考えますが、県教育委員会教育長の見解を求めます。

5、地域交通行政。

(1) 県内公共交通事業者の大幅収益減への支援策について。

県内公共交通機関は、コロナショックで大幅な収益減で大変ご苦労されております。

特に、2月末の時点で学校一斉休校に伴うバス定期券払い戻しの資金の支出や、4月の全国一斉緊急事態宣言に伴い人の移動が県内外で止まりました。また、5月の連休での一番の稼ぎ時期を直撃しており、急激に財務内容が悪化しております。

今回の臨時交付金では損失補填はできませんが、何らかの支援ができないでしょうか。今後の県内経済活動の活性化に直結すると考えます。

また、県タクシー協会の報告によりますと、タクシー事業者の4月から5月の業績は、前年対比50%を割り込み、体力的に踏ん張りの効かない企業も散見されるとのこと。

タクシー業者を含めた公共交通事業者への支援についてのご意見をお伺いいたします。

また、アフターコロナの公共交通機関のあり方に関しても、お尋ねいたします。

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が制定されました。

今後の人口減少や、今までのような人の動きが見直される時に、いつまでも赤字路線を放置

できません。

また、バスの運転手不足の状況では、さらなる経営の見直しが必要であります。待ったなしの状況と考えます。

今後の県としての対応についての見解を求めます。

6、災害時の避難所について。

今日、災害は年々大型化、複雑化してきており、災害に対する備え、危機意識の県民との共有や、災害時を想定して、さらなる準備が求められます。

今回はコロナ対策で、以前にも増して感染症対策を考慮に入れた対策が必要です。

そこで、2点について質問いたします。

(1) コロナ禍における災害時の避難所のあり方について。

先日、時津町で、県と県下市町の皆さんで、避難所の課題や手順に関して訓練がありましたが、そこから見えてきた課題や留意点など、県民の安心と安全を守るために、どのように周知徹底と各市町との連携を図ろうとされるのか、お尋ねをいたします。

(2) 3密回避の運営と備品設置等について。

感染症対策では、「3密」の回避が一番です。避難所等の広さや空間には限度があり、また、今まで経験したことのない運営が求められます。

各市町が直接の運営を展開されますが、本県として、運営のサポートや各種備品の供給が必要と思われまます。

本県の災害時対応に関して、感染症対策での新たな視点での取組に、どのような備品等の準備を実施されるのか、お尋ねいたします。

以上、本壇からの質問とし、ご回答によりましては、再質問を対面演壇席より行わせていただきます。

ご清聴ありがとうございます。

○副議長(西川克己君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 麻生議員のご質問にお答えをいたします。

アフターコロナの事業展開として、I Rの誘致をどのような考え方で進めていくのかとのお尋ねでございます。

「I R整備法等」において、I R区域に整備すべき施設の種類や規模が定められておりますが、特に、I Rの中核施設とされておりますM I C E施設や宿泊施設については、これまでにないスケールとクオリティが求められており、本県といたしましては、国の要件を満たすことが必須要件になってくるものと考えております。

一方、I R事業者は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、長期間にわたる休業要請を余儀なくされるなど、非常に厳しい状況にあったとお聞きしているところであります。

本県のI R候補地は、ハウステンボスという既存のテーマパークに隣接し、既に道路や上下水道などの都市インフラは整備済みでありますことから、ほかの地域のような大規模な投資までは必要ないものと考えているところであります。

また、本県並びに九州は、成長著しいアジアの大都市に近く、豊かな自然や上質な温泉など質の高い数多くの観光資源を有しており、こうした優位性を活かして九州・長崎I Rという新たな玄関口を設けることで、これまでにない人の流れを生み出してまいりたいと考えております。

今後とも、アフターコロナを見据え、I R事業者の状況把握に努めてまいりますとともに、区域整備計画作成の期間確保も考慮しながら、事業者の公募・選定作業に注力してまいりたい

と考えております。

そのほかのご質問につきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○副議長(西川克己君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 私から、2点お答えさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症での医療の充実と崩壊防止及び第2波に備えた医療体制、宿泊療養施設の整備状況はどうかとのお尋ねでございます。

地域医療構想は、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向け、地域に必要な医療機能等の検討を行い、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を目指すものでございます。

本構想におきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行といった非常時は想定しておらず、今後、地域医療体制の検討を行う際には、このような視点も必要になると考えております。

なお、第2波に備えた医療提供体制につきましては、現在の受入医療機関として23病院で307床、宿泊療養施設として3か所で163室を確保しておりますが、国の補正予算も活用して、受入れのための確保病床や休止病床に対する費用の補填や、人工呼吸器等の医療機器の購入等の支援を行い、さらなる病床の確保を目指すとともに、宿泊療養施設につきましても、引き続き確保に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、第2波に備えた医療体制の整備、充実に積極的に取り組んでまいります。

次に、今回のクルーズ船感染症対策に当たった危機管理の成果と見えてきた課題は何かとのお尋ねでございます。

今回のクルーズ船における新型コロナウイルス

ス感染症への対応につきましては、発生早期から、国の関係省庁や陸上自衛隊、長崎大学、災害派遣医療チーム（DMAT）等、数多くの関係者の応援をいただき、専門的なアドバイスをもとに危機管理に当たることができました。

特に、長崎大学のご支援により、船内の感染管理が適切に行われ、市中への感染拡大を防止し、船員の健康を維持することができたことが、県内の医療体制への影響を最小限に抑えて、安全な「コスタ・アトランチカ号」の出港につながったものと考えております。

今回の事案から見えてきた課題といたしましては、まず、感染の拡大を防ぐためには、船内の健康状況をいち早く把握することが重要であり、関係機関との連絡体制や、今回長崎大学が民間と共同で開発したアプリなどのITの活用について検証を進める必要があります。

また、船内は感染症の蔓延防止を図る構造ではなく、一旦発症すると大規模なクラスターとなることから、重症者が多数発生した場合に備えて、国に対して、受入れの際のルールづくり等をお願いしたいと考えております。

引き続き、県民への正確な情報提供のあり方や、今回の事案の課題を整理いたしまして、今後の感染症対策に反映したいと考えております。

○副議長（西川克己君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 私から、4点について、お答えいたします。

まず、国の雇用対策をどのように把握し、県としての対策を打たれるのかとのお尋ねでございます。

国においては、新型コロナウイルス感染症の影響で従業員を休業させた事業主の負担を軽減し、雇用の維持を図るため、雇用調整助成金の制度を設けられておりますけれども、この制度

について、補助率や日額上限の引き上げなどの特例措置を講じているところでございます。

この助成金の6月12現在での申請件数は1,289件、支給決定された件数は623件、金額で約4億1,000万円となっております。

事業者の円滑な申請を図るため、長崎労働局においては、臨時の窓口の開設や県内ハローワークでの出張相談を行うなど取組を強化されております。

また、県といたしましても、20人の社会保険労務士を県のアドバイザーを委嘱し、県庁及び各地域での相談窓口、企業への派遣など、事業者の円滑な申請手続を支援しているところでございます。

今後とも、長崎労働局と連携し、事業者の雇用維持に向けた取組を支援してまいりたいと考えております。

次に、リーマンショック時と同様な緊急雇用対策を実施するのかとのお尋ねでございます。

リーマンショック時には、国が定めた交付金要綱により基金を造成し、これを財源として雇用創出事業を実施いたしました。今回の新型コロナウイルス対策に当たっては、同様のスキームによる財源措置はなされておられません。

しかしながら、県といたしましては、新型コロナウイルスの影響による解雇の動きが拡大傾向にあることから、国の地方創生臨時交付金を活用して、離職を余儀なくされた失業者を対象とした緊急雇用創出事業を実施しているところでございます。

今後の雇用情勢を注視しながら、この事業の拡充を検討するとともに、国、市町に対しても雇用創出に向けた対応を働きかけるなど、関係機関とも連携しながら、離職者の雇用の場の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、航空機クラスターにおける県内企業への支援についてのお尋ねでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、航空需要の回復には一定の期間を要すると見込まれるなど、世界の航空機産業は非常に厳しい状況でございます。

県では、これまで「長崎県航空機産業クラスター協議会」を中心に、ビジネスマッチングや展示会出展など、実際のビジネスにつながる活動を積極的に支援してまいりましたが、感染症の影響に伴う経済活動の後退により、県内企業の受注が減少するなど影響が出はじめております。

このような中、県においては、大手重工メーカーから県内企業への発注を促すほか、各企業へ今後の見通しを伝えるため、業界の動向に詳しい専門家を派遣するなど、支援を強化いたしております。

国内の自由な往来が回復した段階においては、県産業振興財団による県内企業と県外企業とのビジネスマッチングを活用し、航空機分野以外の需要獲得を図るなど、受注拡大に結びつく具体的な支援を講じてまいります。

過去において、何度か世界的な危機に見舞われた航空機産業は、回復期に入ると一転して、その需要を大きく拡大させてきたことから、今後の成長期に向けて、引き続き、県内企業の支援に努めてまいります。

最後に、洋上風力発電に関し、新たな促進区域の指定に向け、どのように地域住民の理解を得よう取り組むのかのお尋ねでございます。

昨年12月に、五島市沖が、再エネ海域利用法に基づく全国第1号の促進区域に指定され、国内初の本格的な洋上風力発電の商用事業の実施に向け準備が進んでおります。

また、県では、五島市沖に続く、促進区域の候補地域として、西海市沖の情報を国に提供するなど、海洋エネルギー関連産業の拠点地域形成に向けた環境整備に取り組んでいるところでございます。

事業を推進するに当たりましては、地元住民や漁業関係者の皆様の理解を得ることが不可欠であり、日ごろから丁寧な説明を行うとともに、国、県、地元市、漁業者などの利害関係者で構成される、法に基づく協議の場で、十分に意思の疎通を図りながら合意形成を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君） 地域振興部長。

○地域振興部長（浦 真樹君） 私から、2点お答えをいたします。

まず、アフターコロナの環境下で、どのような戦略でテレワークの拡大と移住者の取込みを図っていくのかのお尋ねでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、リモートワーク等への注目が高まってきていることから、県としても、そのようなニーズをしっかりと捉え、スピード感をもって対応策を講じていく必要があると考えております。

県内では、既に壱岐市や五島市などの一部地域におきまして、リモートワーク等の誘致・推進に取り組まれておりますが、地域間競争が厳しくなる中、いかに地域の強みを活かした魅力的な受入環境を整えることができるかという点が大変重要となってまいります。

そのため、リモートワークやワーケーション等を積極的に推進する市町に対しまして、ハード・ソフト両面から支援する新たな制度を予定しており、支援策を通じて県内に魅力的な受入環境を創出するとともに、具体の事例を活かしながら、県内他地域への横展開も図ってまいり

たいと考えております。

また、こうしたリモートワークの推進に関しましては、先般の緊急スクラムミーティングにおきましても、必要とされる情報基盤の整備、推進と併せまして、議題に挙げさせていただき、県内市町と、その方向性について認識を共有したところでありますので、今後、市町とも連携を深めながら、受入環境の整備を進め、移住者の拡大にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、公共交通事業者に対する支援とアフターコロナの公共交通機関のあり方に関してのお尋ねでございます。

公共交通事業者は、地域住民に身近な移動手段として、また、交流人口の拡大におきましても重要な役割を担っていただいておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、本年3月以降、大変厳しい状況であるというふうに認識をしております。

そのため県といたしましては、事業者が感染防止対策を講じながら、住民の移動手段となる交通事業をこれからも継続できるよう、路線バスやタクシー、鉄軌道、航路事業者に対しまして、それぞれ保有する車両や船舶の台数に応じた奨励金の交付を予定いたしますとともに、離島航空路線を運航する航空会社に対しましても、経営安定化のための緊急支援策を講じる予定としております。

また、地域公共交通の今後のあり方につきましては、先に改正されました「地域公共交通活性化再生法」におきまして、各市町での計画策定が努力義務化されますとともに、地域の移動手段の確保、充実に向けて、さまざまな輸送資源を活用する取組事例などが国において示されております。

今後は、これらを踏まえ、例えば乗合バスと予約制タクシーを組み合わせるなど、各市町の実情に応じた持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、県としても、市町や交通事業者による取組をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君） 企画部長。

○企画部長（柿本敏晶君） I Rにつきまして、事業者選定のポイントをどのように考えているのかというお尋ねでございます。

I Rは、世界各国から多くの人々を呼び込み、民間ならではの自由な発想で、我が国の伝統や文化、芸術などを活かした魅力的なコンテンツを提供し、非日常的な空間を創出することで、多くの観光客を引きつけることができるものと考えております。

加えて、本県や九州は、古くから海外との交流の歴史があり、豊かな自然や豊富で新鮮な食材など、都市部のI Rにはない、九州・長崎ならではの特徴ある観光素材を数多く有しており、県としては、こうした強みを強力にアピールする必要があると認識しております。

こうしたことから、事業者の公募・選定に当たっては、I R事業者の実績、能力や財務面の安定性、廉潔性といわれるクリーンさなどと併せて、国際的にも最高水準のエンターテインメント性を有する公演、展示、イベントなどを企画提供することで、我が国の伝統文化、芸術などを強力に発信する魅力ある提案を求めていくこととしており、事業者を選定する際の重要なポイントになるものと考えております。

○副議長（西川克己君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） G I G Aスクール構想についての本県の考え方についてのお尋ねですが、G I G Aスクール構想により、

教育現場におけるICT環境の整備が飛躍的に進めば、児童生徒の学び方には大きな広がりが生まれてまいります。全ての子どもたちのICTを活用した学びを保障し、個々の興味、関心や学習進度に応じた学びを具現化するものとなります。また、非常時における学習支援にも有効であると考えております。

県教育委員会では、これまでに本県の教育現場で蓄積された教育実践とICT教育とを融合させながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図り、学習活動が一層充実することを目指してまいります。

次に、ICT教育のための教職員の意識改革についてのお尋ねですが、ICT教育の充実には、教職員の意識改革が不可欠であると考えております。そのための県教育委員会の役割は、ICT教育に対する教職員の抵抗感を軽減させるとともに、可能性や必要性を実感させることだと考えます。

県教育委員会では、今年度から、教職員を対象とした研修会を計画的に開催することとしております。先進的な取組により他の模範となる学校の実践を紹介するとともに、教職員のICT活用力に応じた研修会やオンライン研修会などの工夫により、全ての教職員がICT教育に対して、積極的に取り組もうとする学校の風土づくりを目指してまいりたいと考えております。

○副議長(西川克己君) 危機管理監。

○危機管理監(荒木 秀君) 私から、2点お答えさせていただきます。

まず、時津町での避難所開設訓練から見てきた課題や留意点及び各市町との連携についてのお尋ねですが、去る6月12日、時津町内の指定避難所において、県と時津町の合同による新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設

訓練を、各市町の担当者及び時津町各地区の自主防災組織のリーダーを集めて実施をいたしました。

訓練では、避難所内の「3密」を踏まえたスペースの確保、段ボールベッドやパーテーション等の感染症対策資機材の設置、そして避難者の受付や避難者の症状に応じた振り分けの手順等を確認するとともに、課題等の洗い出しを行いました。

訓練を通じて、受付時に想定以上に時間を要し、多くの人が避難所に来た場合、受付が混乱するといった意見や、感染症対策のためには、これまで以上に多くの人員を要するといった意見が報告されました。

県としましては、訓練で得られた課題を市町と共有するとともに、他の市町に対しても訓練の実施を働きかけ、災害時に円滑な対応ができるよう支援してまいります。

次に、本県の災害時対応に関して、感染症対策での新たな視点での取組に、どのような備品等を準備されるのかのお尋ねですが、限られたスペースに住民が集まる避難所では、これまでもインフルエンザやノロウイルスの集団感染等が報告されており、コロナ禍においては、これまでの対策に加え、「3密」対策などの新たな対応が必要となると認識をしております。

避難所における「3密」対策を支援するため、市町への聞き取りの結果、不足している感染症防止のためのパーテーションや段ボールベッド、熱中症や換気対策のためのスポットクーラーや大型扇風機など、市町が備蓄する資機材の一部を県が補完して備蓄するため、5月専決補正予算として4,071万1,000円を計上したところであります。

そのほか、避難所開設、運営における新型コ

コロナウイルス感染症対策チェックリストの作成・配布、さらには、この手順確認のための避難所開設訓練を行ったところであり、県としましては、引き続き、市町が実施する避難所の環境整備について支援してまいります。

○副議長(西川克己君) 麻生議員—16番。

○16番(麻生 隆君) 6項目にわたりまして、それぞれご回答いただきまして、ありがとうございました。

また、知事におかれましては、IRに関して基本的な考え方を述べていただきましたけれども、今日、私で5人目、各議員がIRについて質問いたしました。

今回、IRを改めて取り上げましたのは、コロナ禍後の状況で、世界的に厳しい投資状況ではないかという観点で、いかにしたら長崎のIRを、国が求めます3つの中に、本当に入るのかどうかと、そのために明確な戦略をもって臨まないと、都市型の大阪とか横浜がありますけれども、その中で本当に長崎を選んでもらえるのかどうか。ただ単に東アジアで中国とか香港を含めて近いというだけでは、なかなかできないんじゃないかと。

今回、九州IRとして、一体化して取り組まれるという話がありました。こういう動きは本当に大事な視点だと思っております。いかにしたら、和歌山とか北海道とか、そういったところと競合できるのかということの闘いが大事なところだと思っております。

今回、選定が夏以降に、公募を改めて出されるということでございますけれども、今後、予想される来年1月から7月までの状況として、改めて長崎が優位に立てるような提案力が求められていくのではないかと思っております。

先ほど申し上げましたように、コロナ禍の中

で求められるのは、大きく世界が今、変革をしております。コロナ禍前と後では状況が違うのではないかと。

そういった中で、歴史は幾度となく繰り返され、大きな波を乗り越えてきていると思っておりますので、そういった流れを見誤ることなく、粛々と、透明性のある事業者の公募と選定に向けて取り組んでいただくことを強く要望したいと思います。

ぜひ、3つ目に入るために全力を尽くしていきたいと。入らなければ、今までの努力は無に帰すわけでありますので、どうか関係者の理事者の皆さん、知事はじめトップで取り組まれると思っておりますので、私どももしっかりと、この長崎の応援団として、取組をさらに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、公共交通について、ご回答がございました。

まだ議案が挙がっていないので、細かな話ができないということもわかっておりますけれども、改めて、今回、交通事業者、大変苦勞されております。

昨日も私たち公明党として、バス事業者の方々からご意見を伺いました。

本当に財務内容が厳しいんですと、雇用調整基金と言っておりますけれども、まだ手元にきていない、キャッシュフローとして手元資金が大事なんですということを盛んに言われておりました。そういった中で、今回の公共交通機関に対して支給してもらおう。

また、先ほど申しましたようにタクシー業界の方々も大変厳しい状況でございます。売上状況も見せていただきました。4月、5月、急速に悪化をしております、50%を割り込む。

基本的に経営者の方々、賃金の最低賃金をなかなか払えない厳しい状況でもあると。また、もちろん経営者として、この状況は厳しいんですという話も伺っております。

どうか、そういった意味で、早急な手当をさせていただいておりますので、今回の2次補正、しっかりと皆さんに、全て損失補填になるとは思いませんが、意欲を失わずにしっかりと取り組んでいこうと、そしてまた、しっかりと県も応援しますよと、そういった取組で後押しをしていただきたいと思いますので、この点はよろしくお願ひしたいと思います。

各交通機関の皆さんには、大変朗報だと思います。損失補填、なかなかできていないということでありましたので。

通告していませんでしたけれども、県内で今回は公共交通機関でありますけれども、全国の中で、交通機関について支援をするというのは長崎が初めてなんでしょうか。その点をお尋ねしたいと思います。

○副議長(西川克己君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) 交通機関に対する支援につきましては、他県でも幾つかの県におきまして、売上の減収部分等を踏まえた、直接的な損失補填は議員ご指摘のようにできませんけれども、一定そういったところも見据えながら、何らかの支援をバス事業者、あるいはタクシー事業者に支援をされている事例はお聞きしております。

○副議長(西川克己君) 麻生議員—16番。

○16番(麻生 隆君) わかりました。本当に皆さん大変だと思っておりますので、ぜひ、心が折れない状況の中で、ご支援を賜りたいと思います。

そして、先ほど、今後の地域公共交通の活性

化についてもお話をいただきました。今後の推移を見守りたいと思います。

人口減少、高齢化の中で公共交通機関の役割は大事であります。地方に住んで、しっかりと安心・安全、ないしは高齢化した時にも自分たちの足を守れる、だから、そこに住み続けられる、そういった状況であります。

また、長崎県下の各自治体、長崎市と佐世保市もしっかり巻き込んで、早急に今回の法整備に基づいて関係者の積極的な議論をお願いしたいと思っておりますので、この点についても要望にとどめたいと思っておりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

今回、クルーズ船についての対応を福祉保健部長から話をいただきました。

今回の「コスタ・アトランチカ号」での集団発生で、感染に対する恐怖感、認識が深まったのではないかと考えております。

今回の長崎大学との連携は、まさに長崎大学は感染症という部を持たれておりますがゆえに、早急な手当ができたのではないかと考えております。

こういった中で、長崎大学ではBSL-4という、4段階の中で一番厳しい状況。

今回の新型コロナウイルスはBSL-3と聞いておりますけれども、今、長崎大学で、感染症の一番厳しいBSL-4の設備を検討されています。改めて、長崎大学の感染症に対する大切さを、長崎市民も共有できたのかなと考えております。

こういったことで、今後、先ほどは連携と言われましたけれども、私は、感染症を含めた創薬だとか新しい流れができると思っておりますので、いろいろな面で長崎大学との連携があると思っておりますけれども、感染症対策の分野、

また創薬の分野もあるかと思えますけれども、どのように取組を進めていかれるのか、お尋ねしたいと思えます。

○副議長(西川克己君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 長崎大学は、海外にも拠点を持ち、WHO（世界保健機関）が熱帯病の研究施設として指定している熱帯医学研究所や、専門医の育成及び高度医療を担う大学病院を有しております。

また、長崎県は、人口当たりの感染症専門医数も全国一となっており、長崎大学は、全国トップクラスの感染症の研究や医療の拠点であると認識しております。

今回のクルーズ船の対応に当たりましては、長崎大学が開発した「蛍光LAMP法」を活用して約620名の船員に対する検査を実施したほか、感染症の専門家の知見を活かして船内での感染拡大を防止し、さらに、同大学が開発したアプリの活用により多数の船員の健康管理を行うことで、地域への感染拡大を防止することができました。

このような成果は、感染症に強い長崎大学があったからこそであり、地域の安全や安心に重要な役割を果たしていただいているものと考えております。

長崎大学が存在することは、県にとって大きな財産であり、今後、国際的な交流も徐々に回復し、クルーズ船の受入れも見据える中で、引き続き連携しながら、感染症対策のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

○副議長(西川克己君) 麻生議員—16番。

○16番(麻生 隆君) 長崎大学があることと、今回クルーズ船で、このように対応してきたことは、午前中に話がありましたけれども、長崎の誇れる大きな決定打かと思っております。

また、本壇から述べましたけれども、「ダイヤモンド・プリンセス号」、長崎で建造されて、もう20年近いですけれども、横浜で感染症で毎日「ダイヤモンド・プリンセス号」の名前を聞くたびに心を痛めておりましたけれども、今回、長崎でこういうことができ、本当に解決できたことについて、私自身喜んでるところでございます。改めて感謝したいと思います。

そんな中で、クルーズ船のそばに自衛隊が静岡県富士市から持ってきましたCTスキャン、この検査について、お尋ねしたいと思います。

これは、長崎大学、併せて県医療政策課、そして我が議員団の川崎議員を含めて、秋野公造参議院議員と連携して、CTスキャンの設備を提案されたと思えます。

今回、自衛隊の中でも2台の設備を、国はCTスキャンを新たに設備するということが発表されております。こういうふうには、まさにいち早く現地の課題を見据えながら適切な処置をされた。

そういった中で、今回は県も、新たにまたCT検診車を導入されると聞いておりますけれども、ここに至るまでのプロセス、そして今後の展開について、お尋ねしたいと思います。

○副議長(西川克己君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) クルーズ船対応におきましては、現地における診療体制の強化を図る目的で、自衛隊富士病院からCT診断車を配備いただき、5月2日から14日まで活動いただきました。

この間、6名の乗組員のCT撮影を行い、このうち3名の方に肺炎の所見を認め、市内の感染症指定医療機関へ救急搬送したところでございます。

CT診断車の配備によりまして、現地での正

確な診断が可能となり、その後の迅速な入院調整や治療につながったものと認識しております。

また、機動的な対応が可能となるCT診断車を活用することによりまして、万が一、離島や高齢者施設などにおきましてクラスターが発生した場合にも迅速な現地診断が可能となることから、効果的に感染症対策を講じることが可能になるものと考えております。

平時には長崎県健康事業団が健康診断に活用し、精度の高い健康診断を実施できることから、ぜひこの機会に導入を進めていきたいと考えております。

○副議長(西川克己君) 麻生議員—16番。

○16番(麻生 隆君) 今回、CTスキャンについては、改めて医療従事者の、特に、秋野公造参議院議員の知見といたしますか、そういった連携と、自衛隊を説得されたと聞いておりますけれども、そういう動きが本当に功を奏したのだなと思っておりますので、今後とも、CTスキャンの検診車の展開をしっかりと見守っていききたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、産業労働部関係について、お尋ねをしたいと思っております。

今回、県内の事業者が大変苦勞されているということを、私自身も心を痛めております。

そして、金融支援については持続化給付金、また雇用調整助成金、そういったものがございますけれども、今回2次補正で改めてまた大きな資金が手当てされる中で、一点お尋ねしたいのは、いろいろお尋ねする中で、雇用調整助成金、また持続化給付金についても、パソコンで入力しなくちゃいけないので、なかなかできないという方もおられまして、広報関係についてしっかりお願いしたいと思っております。

今回新たな支援策の中で、借入れをすると、

返さなくちゃいけないといえますか、バランスシートの借入側、借金、借財の負債の部が増えるわけですね。ですので、基礎的な資産の部に組込みができる劣後ローンという状況がございます。全てどこでも活用はできませんけれども、こういった制度について、もっと県は紹介をして、劣後ローンの取組を進めるべきだと思いますけれども、これについてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○副議長(西川克己君) 産業労働部長。

○産業労働部長(廣田義美君) 資本制劣後ローンにつきましては、借入期間中は利息の支払いのみで、長期間、元本返済がなく、民間金融機関等が資本と見なすことができる融資制度でありまして、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に財務状況が悪化した中小企業等の資金繰り対策の一つとして、国の第2次補正予算で予算措置がなされたものでございます。

県といたしましても、非常に資金繰りに悩む中小企業者を支援するという制度でありますので、これをできるだけ多くの中小企業に周知をしたいと考えております。

県、市町、商工団体の相談窓口、あるいは各団体の会報誌やホームページ等を活用するほか、事業者の助言支援をするために県が委託しております税理士会、中小企業診断士協会の専門家を通じて、中小・小規模事業者に対し広く周知し、事業者の再建と事業継続につなげてまいりたいと考えております。

○副議長(西川克己君) 麻生議員—16番。

○16番(麻生 隆君) 劣後ローンも資本金に入りますけれども、返還は10年後、金利も3.2%程度と聞いておりますので、しっかり活用に向けて取組をお願いしたいと。

東日本大震災で企業が厳しかった時に、活用

した企業もございました。こういった例もしつかり紹介しながら、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

次に、航空機クラスターについて、お尋ねをしたいと思います。

2年前から、造船関係が基幹産業でありましたけれども、なかなか厳しい状況の中、新たな産業構造として航空機クラスターを取り組まれておりますけれども、私も本壇で述べましたように、大変厳しい状況に置かれている。

三菱航空エンジンは、工場を継続されて建てると言われておりますけれども、今後、復帰するまで1年半とか2年ぐらいかかるんじゃないかと。

その間に、先ほど言われていましたけれども、マッチングを紹介したいという話がありましたけれども、事業者の心が折れないように支援し、また、投資された資金手当てについて、設備資金の返還と併せて、そういったことについてもしっかりとアドバイスをすべきだと思います。

そこでお尋ねしたいのは、航空機産業の分野で今、何社ぐらいあって、そして今後、具体的なアドバイスをするとされておりましたけれども、どういう観点からアドバイザーを入れて、皆さんに的確な話をされるのか、その2点について、お尋ねしたいと思います。

○副議長(西川克己君) 産業労働部長。

○産業労働部長(廣田義美君) 現在、「長崎県航空機産業クラスター協議会」を設置いたしておりますけれども、これは本年6月現在でオプザーバーも含め78の企業・団体が加入しています。

もう一つのお尋ねの、どういう支援を行っていくのかということですが、本県のこれまでの造船業で培った高い技術、その中で

タービン等の金属加工技術については、特に秀でたものがございます。

そういった特徴を活かして航空関連産業を本県の成長産業として位置づけて、県内の中小企業の参入に向け積極的な取組を行っていきたいと思っております。

これは先ほどもご説明しましたけれども、専門家等を招聘いたしまして、参入に向けてのアドバイス等を今、行っているところでございます。

その強みを活かした具体的な成果が、これまで幾つか出ております。ここでご紹介いたします。

先ほど麻生議員からありました三菱航空エンジンは、昨年、長崎市進出を決定いただき、年内の操業開始に向け、現在、工場を建設されております。

このほか、県内中小企業においても大手重工と直接取引ができる企業が多数出てくるなど、少しずつではありますけれども、成果が出ておりますので、これを継続していくように、県内中小企業に支援を行ってまいりたいと考えております。

○副議長(西川克己君) 麻生議員—16番。

○16番(麻生 隆君) ありがとうございます。しっかりとまた応援していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

テレワークについて、ご意見だけ述べたいと思えます。

実は、テレワークに関して、今日の報道で載っておりましたけれども、改めて今回、経済産業省の運営の方針に、骨太の方針の中にテレワーク関係について載るとされておりました。

結果として、今、関東、東京圏については大変、テレワークを含めて地方に向ける意識が高

ということですので、ぜひ、戦略をもって取組をお願いしたいと思います。

最後に、時間がありませんので、「G I G A スクール構想」について、一点お願いをしたいと思います。

先ほど教育委員会教育長から話があったけれども、先週ありましたように、ぜひ、地域戦略として、大学、企業含めて、しっかりと地元をサポートできるような体制で、みんなが取り組んでいけるような体制をとっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

いろいろな観点があったけれども、しっかりとまた、今回の新型コロナウイルスに対して対策をとらざるを得ないと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（西川克己君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

— 午後 2時31分 休憩 —

— 午後 2時45分 再開 —

○議長（瀬川光之君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君）（拍手）〔登壇〕 皆様、お疲れさまでございます。

県民・島民の会、五島市選出の山田博司でございます。

このたびの新型コロナウイルス感染症により亡くなられました方々に、謹んでお悔やみ申し上げます。

長崎県におきましても、感染症対策に従事さ

れている医療関係者の方々には、敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

また、このたび亡くなられた吉村庄二元県議会議員、野本三雄元県議会議員のお二人には、心からご冥福をお祈り申し上げます。

また、本日は、五島市の後援会長をはじめ、多くの皆様方にお越しいただき、感謝と御礼を申し上げます。

これから、私は、多くの県民、島民の心と声をもとにして質問させていただきますので、知事をはじめ、理事者の方々におかれましては、明快な答弁をよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

1、新型コロナウイルス等の感染症に対する医療体制等及び対策後の経済対策について。

（1）新型コロナウイルス感染症に対する医療体制等について。

①日米地位協定等における米軍関係者等の検疫について。

長崎県も加盟しております主要都道府県知事連絡協議会が、2013年7月に、国に対して提出した要望書にも、「BSEやSARS、新型コロナウイルス等の新たな感染症の脅威や外来生物の侵入による生態系の影響を考えると、基地周辺住民の不安を払拭するために、日本国内法令を適用し、米軍に対しても日本側当局による検疫を実施する必要があると考えます」と書かれております。

そこで、中村知事は、米軍佐世保基地へ、さきの要望書の趣旨を訴え、届けるべきであると考えますが、中村知事の見解をお尋ねいたします。

残りの質問は、対面演壇席にて質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 山田博司議員のご質問にお答えいたします。

日米地位協定等における米軍関係者等の検疫について、知事が直接、佐世保基地を訪問し、国内法に沿った検疫を受け入れるよう、要望すべきではないかとのお尋ねでございます。

佐世保基地においては、日米合同委員会合意に基づき、米軍の責任において検疫が行われており、今回の新型コロナウイルス感染症に関しては、入国後に基地内で14日間の隔離措置が行われておりますとともに、感染者が発生した際には、佐世保市保健所長に対し、通報が行われているところであります。

県といたしましては、住民の不安を払拭するために、しっかりとした情報提供が重要であることから、3月26日に危機管理監名で、基地内における感染予防対策と情報提供について適切に対応していただくよう、要請を行ったところであります。

一方、渉外知事会においては、検疫を含む保健衛生等に関する法令についても、国内法を適用するよう要望しているところでありますが、これは一基地の個別運用の問題ではなく、米軍全体の運用に関する国家間の条約等に関わる事項でありますため、基地に対してではなく、国等へ要望しているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席からお答えをさせていただきます。

○議長(瀬川光之君) 山田博司議員—32番。

○32番(山田博司君) 知事が今おっしゃった件でございますが、私も、それは理解しているわけでございます。

しかし、県民感情からいたしますと、2013年から国に対して要望書のことを、やはり知事自

らが足を運んで、確かに、国家間のことでございます。しかし、身近なところにアメリカ軍の基地があるんです。そこを中村知事、県民の心と声を代弁して私は言っているわけでございます。確かに、そういったことがあるんです。そこを一步も二歩も踏み込んで、それを長崎県の知事として、このアメリカの佐世保基地に足を運んで訴えていただきたいと私は思うわけでございます。

知事、その思いは、私は、こう訴えているわけでございますが、ご理解いただけませんか。もう一度、答弁をお願いします。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほどもお答え申し上げましたように、一連の手續については、両国間の双方合意に基づき運用が行われているところであり、米軍佐世保基地においては、これは運用上の問題として一旦定められた方向性に基づいて、その詳細について要請を行うということは、これは十分、私どもも考えないといけないことであろうと思います。

ところが、両国間の合意が全く異なる形でなされているわけでありますので、その合意の変更がなければ、一つの基地の問題としてではなく、国家間の問題として取り組んでいく必要があるものと考えているところであります。

○議長(瀬川光之君) 山田博司議員—32番。

○32番(山田博司君) 知事が言っていることは、一定理解もできますので、私は、この思いを引き続きしっかりと持って、別の場でまたこの問題に取り組んでいきたいと思っております。

②バス・船舶等における衛生対策等について。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の第4条には、「事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の

実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならぬ」とありますが、令和2年6月15日現在、交通政策課の調査によりますと、バス、船舶事業者におきまして、インフルエンザ等の感染が判明した従業員に対し、特別休暇を取得できるように、全ての事業者がなっておりません。

今後、新型コロナウイルス等の感染症を想定しますと、全ての県内バス、船舶事業者等におきましても、特別休暇取得が望ましいと思えますので、県から各事業者に対し、支援策等を講ずるべきと考えますが、県当局の見解をお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 地域振興部長。

○地域振興部長（浦 真樹君） 県では、これまで交通事業者に対しましては、新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底をお願いするとともに、今後も防止に努めながら事業を継続いただけるように、新たな支援策も講じる予定とされているところでございます。

仮に乗務員が感染した場合の特別休暇制度につきましても、これは法定外の休暇でもありますので、各事業者において、労使協議によって就業規則等で定められるものというふうに認識しております。

県といたしましては、労働者の方々が安心して働ける環境づくりにつきましても、大切なものと認識しておりますけれども、既に特別休暇制度を導入している交通事業者もありますこと、それからまた、ほかの業種におきましても、社会生活を支えるに当たりまして努力されている事業者も多々おられるという中では、特別休暇の導入に関しまして、議員ご提案のバス、船舶等、交通事業者を対象に支援制度を設けるということは、難しいのではないかと考えてお

ります。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 確かに、難しいのは難しいんです。難しいからこそ、私は言っているんですよ。今回の実情というのは十分理解して、引き続き、このバス、船舶等の事業者の支援をしっかりとやっていただきたいと要望して、次の質問に移りたいと思います。

③外国船の入港手続き等について。

令和2年5月28日、国際観光振興室において、新型コロナウイルス感染拡大に伴うクルーズの影響をまとめた資料によりますと、今後、長崎港、佐世保港等に入港予定のクルーズ船が261隻とされております。

外国船の入港等において、今後の新型コロナウイルス等の感染対策の面から、現在の長崎県港湾管理条例、特に第9条の許可の条例を、安全のための必要な条件を加え強化し、速やかに改正すべきと考えますが、県当局の見解をお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 港湾管理者である県では、管理する岸壁等の使用について、長崎県港湾管理条例に基づき、許可を行うこととしておりますが、その許可基準においては、今回のような感染症発生時の取扱いは想定されておりました。

今後、受入れの可否等について判断する仕組みを構築してまいりたいと考えており、条例改正の必要性についても検討してまいります。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 土木部長、そんな悠長なことを言っておれますか。先ほど言ったでしょうが、これからどんどん、どんどん入ってくるんですよ。

平田副知事、国からも、国土交通省から二人来てるんですよ。九州の各県で副知事と土木部長が国土交通省から来ているのは長崎県だけなんだ。そんな答弁があるか。もうちょっと真剣に危機感を持って答弁してくださいよ。何回も言ってたんだよ、私は。平田副知事、よろしくをお願いします。

○議長(瀬川光之君) 平田副知事。

○副知事(平田 研君) お答えいたします。

今後、クルーズ船の入港に関して、どのように対応していくかということでございますけれども、長崎県港湾管理条例の現在の規定において、そうした規定がないということは、今、土木部長が答弁したとおりでございます。

いずれにしても、これについては、今後、受入れをどういう基準でやっていくのか、どういうふうな情報共有体制を組みながらやっていくのかということとも密接に関係しますし、関係法令との関係もあるということでございますが、港湾の観点からクルーズ船の入港に関してどのような対応が適当であるのか、議員のご指摘の条例改正ということも一案だと思いますけれども、しっかり検討してまいりたいと思います。

○議長(瀬川光之君) 山田博司議員—32番。

○32番(山田博司君) 平田副知事、この問題は、問題が発生してから速やかに取り組まないといけなかったんです。そういった答弁で県民の皆さん方の心配が払拭できますか。速やかに9月定例会までに提出できるようにしっかり取り組んでいただきたいと思います。要望しまして、次に移りたいと思います。

④応援医師及び応援看護師等の準住民の対象拡大について。

このたびの新型コロナウイルス感染症に対する離島地区における離島医療体制が十分に取れ

ていないのは、ご承知のとおりでございます。

そこで、離島地区における新型コロナウイルス等感染症の緊急医療体制に取り組む応援医師及び応援看護師等を準住民として、バス、船舶、航空路等における交通費負担軽減を行い、離島地区における緊急時の医療体制の確立に取り組むべきと考えますが、県当局の見解をお尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 地域振興部政策監。

○地域振興部政策監(村山弘司君) 有人国境離島法に基づきます国境離島交付金につきましては、毎年の政府施策要望において、対象事業の拡充などを要望しますとともに、機会あるごとに交付金制度のあり方などについても、国と意見交換を行っているところであります。

国境離島住民に準じて、航路、航空路運賃の割引対象として取扱う準住民につきましては、制度創設時から、国の要領で、移住定住促進や交流拡大に効果が期待できるものに限定をされております。

離島の民間病院等への応援医師等に対する支援のあり方については、医療政策の面から検討されるべきというふうな国の考え方もございます。

一方で、本年3月の「離島・半島地域の振興対策に関します意見書」において、航路・航空路の運賃低廉化に関しましては、準住民の適用の範囲の拡大に加え、島民以外にも運賃の引きがなされるよう、必要な支援制度の充実等を国へ要望することとのご意見をいただいているところでございまして、引き続き、庁内関係部局をはじめ、国や関係市町と意見交換を行いながら、国への新たな提案などにつなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長(瀬川光之君) 山田博司議員—32番。

○32番(山田博司君) 私がこの問題を言ったのはなぜかと言いますと、実は、病院企業団の離島地区における外来の応援医師が、これは平成30年ですけれど、病院企業団からいただいた資料で3,000人いたんです。いいですか、今度は壱岐が平成29年だけで応援医師が480人余り、平成30年は360人ですよ。こういった現状を私は訴えているわけございまして、今後も引き続き取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願います。

実際、私も内閣府の担当者に連絡しました。全く、全くですね、この実情がわかっておりません。誠に残念だったわけございまして。

これもまた新しいステージにおきまして、この件はしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願います。

⑤リフレッシュ割引（高度医療）における緊急時の対応について。

現在、リフレッシュ割引事業の中において、高度先進医療割引制度につきましては、各離島において、地域で完結できない医療に関しては、担当医からの紹介状をもって、本土にて治療を受ける際の運賃割引ができるようになっております。

離島での新型コロナウイルス等の感染症対策は、医療体制等も十分でない観点から、高度医療を要する島民の患者の方々が、診察後、早い段階で担当医からの紹介状をもって本土に通院できるよう、緊急時においては、紹介状の発行機関に診療所も加えることができないのか、県当局にお尋ねいたしたいと思っております。

○議長(瀬川光之君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) リフレッシュ割引制度のうち、高度・先進医療割引は、中核的病院を中心として離島の医療を確保していくと

いう観点から、ご指摘のように、離島地域で完結できない高度な医療が必要な場合に限り、離島地域の病院が発行する紹介状をもって、本土の医療機関を受診する際の運賃を割引の対象とする制度であります。

また、緊急時に本土の医療機関に救急搬送された場合におきましても、その後に本土に通院する必要性を離島地域の病院が証明すれば、割り引きの対象としております。

この割引制度につきましては、最終的に「県離島基幹航路運賃対策協議会」で決定することになりますけれども、議員ご提案の紹介状の発行機関に診療所を加えることにつきましては、現行制度の趣旨を踏まえたうえで、まずは離島の地域医療を担う関係団体、それと市町等におきまして十分に議論していただく必要があるものと考えております。

○議長(瀬川光之君) 山田博司議員—32番。

○32番(山田博司君) 議論するのはいいんですけれど、いつ決定するんですか。そこを明確にお答えいただけますか。

○議長(瀬川光之君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) まずは離島の地域医療機関、あるいは市町等を含めて議論をいただいて、やはり議員ご提案のような、発行機関に診療所を加えることが適当ということであれば、そういった総意が示されれば、県の「離島基幹航路運賃対策協議会」で諮ることになると思いますので、まずは地元の協議がどうなるかということによって時期も決まってまいろうかと思っております。

○議長(瀬川光之君) 山田博司議員—32番。

○32番(山田博司君) ぜひ速やかにお願いたしたいと思います。

⑥新型コロナウイルス感染拡大に伴うDV相

談の状況について。

現在、新型コロナウイルス等の感染拡大等において、県の配偶者暴力相談支援センターでの相談件数及びその相談内容をお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君） 県の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV被害者からの相談状況につきましては、昨年度と比較して、3月から5月は、約30件から50件、率にして約20%から30%の増となっております。

このうち新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛等を背景としたDV相談は2件ありますが、原則として、世帯主に支給される特別定額給付金を、DV避難者に個別に支給する特例手続等に係る相談が、4月は33件、5月は12件あっており、相談が増加した一つの要因となっております。

緊急事態宣言解除後も、様々な生活不安やストレスなどが継続し、DVの発生リスクは高い状況が続いていると考えておまして、DV相談窓口の周知や相談に対する迅速な対応など、関係機関と連携しながら、引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） このDV相談でございますが、この相談にこれからも引き続きしっかりと対応して、痛ましい事件に発展しないように取り組んでいただきたいと思います。

⑦県立高校における空調設備の設置状況について。

新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした県立高校の一斉休校により、県立高校では、夏期休業の期間中に授業が予定されているとお聞きしております。

そこで、その期間中において、熱中症対策が

必要であるため、全ての県立高校における空調設備の設置を早急に行うべきと考えますが、教育委員会教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 普通教室に空調設備が設置されていない県立高校につきましては、これまでも熱中症対策として、空調設備が設置されている特別教室等を利用しながら対応してまいりました。

今回、新型コロナウイルス感染症対策のため、生徒の学習環境の充実を図ることを目的として、7校の17特別教室に空調設備を拡充設置することとし、できるだけ早期に完了するよう作業を進めているところであります。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 教育委員会教育長ね、今回、国におきまして一斉休校になったわけですね。聞くところによると、学校の事務費でやるということをお聞きしておりますからね、学校の運営に支障を来さないように、しっかりと財源確保に取り組んで、今後も子どもたちの学習の意欲を損なわないように取り組んでいただきたいと思っております。よろしく願います。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策後の経済対策について。

①新型コロナウイルス対策における補正予算による経済波及効果について。

新型コロナウイルス感染拡大により、国の緊急経済対策を伴う補正予算が執行されました。

長崎県においても、感染拡大の影響を受けている地域経済や県民生活支援のため、補正予算が執行されましたが、長崎県においては、経済波及効果額をどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） お答えいたします。

これまで新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、令和元年度及び令和2年度の5月専決補正までの金額を合わせますと、総額約407億円の補正予算ということで編成をさせていただいておる状況でございます。

これらが執行されたという前提でございますけれども、産業連関表に基づきまして経済効果を試算いたしましたところ、事業費の約1.3倍が経済波及効果という形になりますので、計算しますと、約539億円程度の経済波及効果をもたらすものと算出しております。（発言する者あり）

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 今、あっちの方から「少ないぞ」という声があっております。

これは総務部長ね、407億円、補正予算を組まれて、経済波及効果が539億円ですか。総務部長ですね、頑張ってもらわんとはいけませんよ。1.3倍になるんですよと。国がこれだけ出したからといって、もっともっと経済波及効果が出るように頑張っていたらいいと思っております。

これは、知事、決意を聞かせていただきたい。最近、明るいニュースがないもんだから、ここで知事の方から、この経済波及効果について、決意と思いを語っていただきたいと思っております。

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君） 一連の新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、いわゆる感染症の拡大防止対策、様々な医療、福祉分野に対する支援措置等を講じているところでありますが、そうした一方で、また経済活動の活性化に向けた支援策も講じているところであります。

そういった経済活動分野においては、できるだけ将来につながるような形で産業構造の強化に向けて、ご活用いただけるように努力しているところであります。中長期的には、今回の新型コロナウイルスの課題を踏まえて、より強靱な経済構造になるよう、努力していく必要があるものと考えているところであります。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） ぜひお願いしたいと思います。

②（仮称）子どもふるさと元気事業の実施について。

このたびの新型コロナウイルス感染拡大は、県内の経済に大きな打撃を与えております。特に、観光関連産業は厳しい状況が続いているため、県民への県内観光を促し、地域経済の活性化に向けたキャンペーン等を実施しているわけでございます。

そこで、さらに県民の方々が、より多く県内観光へ出かけていただくために、目的地までのバス、船舶、航空機等の運賃を、子ども運賃に関しては、人数により無料もしくは半額と思切った施策を講ずることで、家族旅行等、幅広い世代の方々が利用されると思っておりますが、県当局の見解をお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） ご提案の子ども交通費割引につきましては、家族旅行の負担軽減につながるものと考えておりますが、県におきましては、コロナ対策としての宿泊割引助成、あるいは国境離島交付金の活用により、需要喚起策を講じているところでございますので、まずは交通事業者、あるいは旅行者にご提案の内容をしっかりとお伝えして、割引商品の造成を働きかけてまいりたいと考えておりま

す。

また、今後展開される国の「GoToキャンペーン」につきましては、宿泊と交通がセットになったパッケージ商品も割り引き対象となっておりますので、この制度の活用と併せて民間事業者独自の割り引きをセットで講じることができないか、さらに魅力ある商品づくりができないか、事業者の方には、このような具体的なお話もしてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 山田博司議員—32番。

○32番(山田博司君) ぜひそのようにやっていただきたいと思います。今日の答弁の中で、今のところ、一番いい答弁だったですね。ありがとうございました。

2、日本の教科書における太平洋戦争による原爆投下に関する記載について。

(1) 高校教育における教科書における原爆投下に関する記載について。

平成30年6月定例会一般質問において、私が、被爆者の高齢化により被爆の実相の継承が難しくなっていくことから、次世代への継承、理解を進めるためにも、教科書に原爆に関する記載の記述を、国や教科書出版会社に対して働きかけをすべきではないかと質問いたしました。

私の質問に対するその後の県当局及び教科書出版会社の取組状況をお尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監(前川謙介君) 被爆県として、若い世代へ被爆の実相を確実に継承していくことは、非常に重要であると認識いたしております。

そのため、県といたしましても、主要な教科書出版会社に対しまして、高校の歴史教科書における原爆に関する記述内容の充実について検討いただくよう、要望を行ってきたところであり

ます。

教科書出版社においては、令和4年度から使用される新たな学習指導要領に基づく教科書につきまして、現在、国による検定を受けているところでございます。

検定後の教科書につきましては、来年度中に採択されていく予定とお聞きしております。

県としましては、引き続き、長崎市や関係団体等と連携しながら、地域や世代を超えて被爆の実相の継承に努めてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 山田博司議員—32番。

○32番(山田博司君) ぜひ今後も引き続き、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

3、福江港等の重要港湾のあり方及び県内港湾の管理について。

(1) 福江港等の重要港湾の整備状況について。

福江港、厳原港、郷ノ浦港は、国において重要港湾と指定されており、「長崎県地方港湾審議会条例」に基づいて審議会が開かれ、議論され、整備がなされております。

そこで、最近の審議会は、いつ開催され、どのような審議がなされたのか、お尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 最近の審議状況ですけれども、福江港につきましては、港湾計画の見直しを平成10年3月に改定し、その後、平成25年に軽微な変更。郷ノ浦港につきましては、平成5年に計画を見直し、平成24年に軽微な変更。厳原港におきましては、平成9年に計画を改定し、平成30年に軽微な変更を行っております。

○議長(瀬川光之君) 山田博司議員—32番。

○32番(山田博司君) 土木部長、私は事前通告しております。そういった答弁がありますか。私は、今回、この質問をなぜしたかといいますと、いいですか、郷ノ浦港と巖原港には、いまだにジェットフォイルの浮き桟橋がないんですよ。これを私は言っているんです。重要港湾として指定しておきながら、今の答弁のとおり、そういった整備がされてなかった。

しっかりと整備していただきたいことを要望して、次の質問にいきたいと思います。

(2) 重要港湾等に関する港湾管理について。

重要港湾である福江港においては、県外の企業に対して使用許可について目的使用、目的外使用といった区分の使用許可にて使用料を徴収しております。

その一方で、県内企業が県発注の公共事業を施工し、使用する場合には、今日まで、先ほどの使用区分の実施はされておられません。

つまり、県有地の使用許可において、県外企業と県内企業との間に使用料の徴収について差別的と思われる使用許可を実施している理由をお尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 港湾用地の使用において、荷捌地や野積場などとして、港湾施設の目的に従い、使用する場合は、「長崎県港湾管理条例第4条」で通常使用としております。

また、仮設構築物を設置したり、物干し場として利用する場合等は、「同条例第8条」で目的外使用として許可を行っているところであります。

福江港の公共工事のブロック製作ヤードとしての使用については、申請に基づき、目的外使用として許可しています。

一方、福江港における洋上風力発電施設の製

作ヤードとしての使用は、機体製作部分を目的外として、また、船舶からの資材搬入や製品の積み込みを行う部分を通常使用として申請がなされております。

なお、通常使用の用途として明確に区分できるものについては、通常使用の対象として取扱います。

○議長(瀬川光之君) 山田博司議員—32番。

○32番(山田博司君) 土木部長、私は、あなたが答弁するようなことを聞くために、わざわざこの質問通告をしていないんですよ。私としては、いいですか、差別的な使用の許可のあり方を私は問うてるんです。具体的な中身なんか言っていないんですよ、私は。

いいですか、地元の公共事業で回っている時に、そういった区分の仕方があったんですよ。しかし、今までそれをしなかった。しかし、大手ゼネコンのためになんですか、そんなことを。地元企業にはそんなことをせず、大手ゼネコンには、なぜそんなことをするんですか。だから、私は言ってるんですよ。そういった答弁は、担当課長からいつも聞いてますよ。

私は、今回、なぜこの質問をしたかという、こういった事実を県内の公共事業をやっている県内の地元企業者に教えたかったんです。だから、私は言っているんですよ。

こういったことをやっている土木部ですから、中村知事ね、しっかりやっていただきたいと思っております。

4、公共事業における入札制度について。

(1) 公共事業における入札制度について。

このたび、私が県発注の公共事業の入札制度において、幾つかの指摘をさせていただきました中で、特に、重要な項目を質問いたします。

用地補償に関する入札などについては、仕様書に記載されている項目を実施されることが当然であると思われませんが、実際はされてない中で施行されている現状が見られます。

改善すべき点が幾つかあると思いますが、こういった指摘を踏まえ、県当局の見解をお尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) ご指摘は、恐らく事業損失調査に関するものかと思われませんが、本県における事業損失調査は、長崎県工損調査等共通仕様書にのっとり行っております。

調査の同意は、口頭でなされており、文書で取ることは規定しておりません。

調査報告書も適正に納品され、その結果に基づき補償契約を行っており、仕様書違反はなく、問題はないものと考えております。

なお、国や九州各県では、調査結果に権利者等の署名押印を求めていることを確認しましたので、同様の取扱いとするよう、速やかに仕様書の改正を実施いたします。

○議長(瀬川光之君) 山田博司議員—32番。

○32番(山田博司君) 土木部長は、「問題がない」とおっしゃいましたけれど、これは九州各県は、この事業損失にトラブルがあったらいかんということで、所有者の方から立入りとか事前調査で確認するために署名と押印をしてもらってるんです。これは平成26年からやっているんです。が、しかし、長崎県は、それをやってなかった、今まで。いいですか。他県は、国土交通省の基準に準じてやっているんですよ。

土木部長、あなた、どこから来たんですか、国土交通省から来たんですよ。国土交通省から来たのにかかわらず、こんなていたらくなんですよ。もうちょっとしっかりしてもらいたいん

ですよ、私は。だから指摘しているんです。

平田副知事、あなたにも当たっているんです、あなたにも。しっかりと中村県政を支えていただきたいと思いますよ。

5、二人の副知事のあり方について。

(1) 水産行政における副知事の認識度について。

昭和46年6月30日施行の「卸売市場法第66条」に定められている県内の主な魚市場の検査が、長崎県水産部においては、平成29年度まで実施されてなかった事実、また、長崎県水産部は、漁業者に対し、漁業許可を発行する際、昭和39年より実施されている長崎県漁業調整規則にもうたわれていない漁業許可申請時に漁業者の所属する漁業組合長の意見書を求めることを行っていた事実、このような水産部において大きな項目を、上田副知事は、いつ、水産部より報告を受けたのか、お尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 上田副知事。

○副知事(上田裕司君) 魚市場の検査の件につきましては、令和元年9月25日に農水経済委員会分科会の審査結果の報告事項として、水産部より報告を受けております。

今後は、卸売業者に対する検査を実施していく旨の報告を受けたところでございます。

それから、漁業許可の件につきましては、昨年9月に一度報告を受け、議員ご指摘の意見書の添付の件につきましては、令和2年6月5日に報告を受けたところであります。

担当副知事の方へ報告すべき内容、そのタイミングにつきましては、政策上の大きな課題に関することや、その方向性を決定する際に必要に応じて水産部が判断して報告を挙げてくるようになっております。

それ以外にも、私の方から必要に応じて特殊

な事項、あるいは重要な事項については、報告を求めているところでありまして、引き続き、緊密な意思疎通を図っていきたいと思っております。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 上田副知事ですね、この質問をしたのは、こういった大きな問題があったということをこの議場でお知らせして、ご理解いただきたいと思って質問させていただきました。

上田副知事ね、今、中村知事を支えている助さん、格さんのお一人でございますので、重要なポジションでございます。ぜひ引き続き頑張ってくださいと思っています。

あるマスコミの役員が県内の水産会社に、いろいろと私的流用したという報道もありますから、引き続き、水産行政については、上田副知事はしっかりと舵を取っていただきたいと思っております。

6、介護サービス事業のあり方について。

(1) 介護サービス事業者の評価について。

平成30年3月に推計されました「国立社会保障人口問題研究所」の資料によりますと、令和2年度において、長崎県の高齢者人口率は約33%、20年後の長崎県においては、人口減少が進む中、高齢者人口率は約39%になると推測されます。

そのような中において、今後は介護サービス事業者の需要がますます高まり、質の高い事業者の取組と人材育成等が必要であると思えます。一定の基準を定め、認証に取り組む事業者に対しては、県もサポートを行うことで良好な職場環境、利用者の方々の信頼のおける事業者の増加を図ることができるのではないかと思うわけでございます。

我が長崎県におきましても、速やかに介護事業所認定評価制度の導入をすべきと考えますが、県当局の見解をお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 介護事業者の認証評価制度につきましては、介護事業所の働きやすい環境の整備や業界全体の取組のレベルアップが期待され、介護業界のイメージアップにつながるとして、国や都道府県に対して導入を促しております。

全国では、18府県で評価制度が導入されており、例えば、埼玉県や高知県は、良好な職場環境の整備、人材の育成、利用者サービスの向上、社会貢献などの項目を評価しております。

事業所からも、評価制度の導入には前向きな意見もあることから、県といたしましては、今後、関係団体からも意見を伺いながら、認証評価制度の導入について検討を行ってまいります。

また、具体的な導入スケジュールの目安につきましては、来年度に試行を行い、問題がなければ令和4年度からの実施を目標としたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 山田博司議員—32番。

○32番（山田博司君） 福祉保健部長、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

私は、あなたを大変評価しておりますよ。県の関係者の方にお聞きしますと、今回の新型コロナウイルス感染対策では、中村知事をよく支え、取り組んでいただいたということに関係者の皆さんが口をそろえて言っております。本当にありがとうございました。これからも引き続き頑張ってくださいと思っています。

7、監査事務局のあり方について。

(1) 県議会議員の費用弁償について。

先般、監査事務局は、県議会議員の政務活動

費を調査し、報告されましたが、県議会議員の費用弁償については、いまだ、調査報告がなされておられません。

県議員議員の政務活動費の使用内容の問題もさることながら、費用弁償の使用についての問題も、一部マスコミ等で報道されておりますことを踏まえ、適切な調査報告をすべきと考えますが、代表監査委員の見解をお尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 監査事務局長。

○監査事務局長(下田芳之君) 今、議員からご指摘がございました県議会議員に対する費用弁償については、ご承知のとおり、2年前に一度、不適切な受給について問題になりまして、その当時に県議会におかれましては、再発の防止策として、旅費計算の起点となる住所地の考え方を条例でもって新たに規定するとともに、手続上も、賃貸している宿舎の場合には、賃貸借契約書の写しや通帳等の写しを提出させるといった見直しを行っておられます。

こうした経過を踏まえ、費用弁償を対象とした特別な監査は、これまで実施しておりません。

そもそも、政務活動費や議員への費用弁償については、議会・議員の自主性、自律性が一定尊重される一方で、その適正な運用や県民への説明責任も求められております。

このため、基本的には、まず、業務の所管課において、この場合は議会事務局の総務課になるかと思っておりますけれども、適正な運用と説明に係る取組を求めるものでございます。

そもそも、監査事務局におきましては、毎年度、ご指摘がありました県議会議員への費用弁償を含む財務会計事務全般を対象といたしまして、定期監査等を実施しております。

その際、対象事務が非常に多岐にわたりますので、監査に際しましては、特に、留意すべき分野を設定したり、案件を抽出するなどして監査を行っているところでございます。

○議長(瀬川光之君) 山田博司議員—32番。

○32番(山田博司君) 簡単に言うと、この費用弁償というのは、いいですか、議会でいろいろ調査して決まったから、もうしませんということですね、簡単に言うと、平たく言えば。

これは代表監査委員に聞いているんです。その点、イエスカノーかだけお答えください。

○議長(瀬川光之君) 代表監査委員。

○代表監査委員(濱本磨毅穂君) 今、局長が答弁しましたように、基本的には議会の自主性と自立性が尊重されるという一方で、その説明責任、適正運用についても議会・議員に一定の責任が求められているという状況です。

ですから、そういう中で、まず議会における取組というものをしっかりやっていただきたいということをお私どもとしては考えているということです。

決して全くやらないとはなりませんけれども、それは全般の中で、何を監査としてやっていくかということは全体として考えることですので、まずは議会における自浄作用というか、そういうものを果たすことをお願いをしたいと思います。

○議長(瀬川光之君) 山田博司議員—32番。

○32番(山田博司君) 自浄作用と言うけれどね、できないから私は言っているんですよ。今回、政務調査費に関しては、政治団体から指摘されて、監査事務局が指摘したんですよ。それで、あの結果になったんですよ。

これは、代表監査委員、長崎県監査基準の第2章の一般基準、「監査委員は、公正不偏の態度

を保持しながら県民と同じ視点に立ち、正当な注意を払ってその職務を遂行する」、こう書いてあります。

平成29年9月定例会において、離島航路のリフレッシュ事業の問題についても調査報告をされたじゃないですか。これはして、これはしない。これは確かに議員の自浄努力というのは必要です。しかし、それをあえて私は言っているんです。私も含めて、やっぱりせんといかんことを言っているんです。そういったことを要望して、次の質問に移りたいと思います。

8、長崎県選挙管理委員会について。

(1) 選挙管理委員会のあり方について。

公職選挙法第136条には、選挙管理委員会の委員及び職員は、在職中に選挙することはできないとされております。

そこで、現在の選挙管理委員会の中で、特定の政党職員として勤務し、給与または報酬を受け取っている委員がいるのか、選挙管理委員長にお尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長(茸本昭晴君) 県選挙管理委員会の委員には、選挙管理委員以外の職を有する方もおられ、その中には政党に勤務し、当該政党から報酬を受けておられる方もいらっしゃるかと承知しております。

○議長(瀬川光之君) 山田博司議員—32番。

○32番(山田博司君) これは議員の皆さん方にお話をさせていただきたいと思います。

この選挙管理委員の選挙運動の禁止というのは、公職選挙法の第136条にあるんです。「次に掲げる者は、在職中、選挙運動をすることができない」。つまり選挙管理委員も入っているわけですが、この選挙運動というのは、公職選挙法の解釈では、どういうことをいうかというのと、

これは選挙管理委員会の資料ですよ、もちろんですね。特定の選挙については、「特定の候補者の当選を目的として投票へ、またはえさしめるために直接または間接的に必要かつ有利な行為」と言っている。

だから、特定の政党において報酬をもらっていたら、それをするのは当たり前じゃないか、これを私は言っているんですよ。

それで、これはまた皆さん方に聞いてもらいたいことがあって、この選挙管理委員というのは、もちろん、私たち議会で承認しているんです。

それで、地方自治法にこのようにうたわれているんです。この第184条の2に、「普通地方公共団体の議会は、選挙管理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は選挙管理委員に職務上の義務違反その他選挙管理委員たるに適しない非行があると認めるときには、議決によりこれを罷免することができる」と。

つまり、これは県議会で承認したけれども、特定の政党において所得があって、公職選挙法の解釈によると、これは全く大丈夫かというふうになるわけですよ、これは。

今、私が言った事実ですけれど、事実か、事実じゃないか。法の解釈、地方自治法、それは正解か、正解じゃないか、そこだけお答えください。

○議長(瀬川光之君) 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長(茸本昭晴君) 議員おっしゃったとおりで、その第136条の関係であるとか、第184条の2については、そのとおりでございます。

○議長(瀬川光之君) 山田博司議員—32番。

○32番(山田博司君) 私は、なんでこれを言

うかという、立憲民主党の県連代表のパンフレットに、「長崎県第3部総支部長就任」と書いてある、「次期衆議院選挙立候補予定者」と書いてある。

これは選管に確認したんです、これはね。公職選挙法の第129条に「事前運動の禁止に係ること」ということで、これは抵触するんじゃないかと言ったんです。これは文書でありますけど、これはどんなに言ったかという、「公職選挙法の第129条の規定に抵触する場合もあるとされますので、差し控えた方がいいと考えています」と。

つまり、特定の政党において報酬があつて、公正中立な選挙管理委員ができないんじゃないかと、私はそれで危惧して言っているんですよ。

これは、先ほど選挙管理委員長が言った特定の政党を支持する党员の方が私に言ってきたんだから。「これは、自分たちは、この政党を支持するけれども、その政党職員が、そういったところから報酬をもらって働いて、選挙管理委員として働くのは言語道断だと、自分たちが支持する政党の職員がそんなやったら冗談じゃない」という声だったから、私は質問しているわけでございます。

私は、こういったことで、いわゆる結論から言うと、この解釈というのは、地方自治法では、いずれにしても、こういったことがまかり通るような世の中であってはならないから、私は言っているんですよ、これ。

選挙管理委員長も、私が言っている趣旨を踏まえていただいて、よく選挙管理委員会の中で議論していただきたい。もちろん、これは県議会の問題でもありますから、県議会の中で今後はいろんな議論をされていくと私は信じております。こういったことがまかり通る世の中だっ

たら言語道断です。

そういうことで、次の質問に移りたいと思います。

9、県立大学における講義について。

(1) 講義の状況について。

質問に入る前に、「教育基本法第14条」を提示させていただきます。

教育の中立性、政治教育、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」とあります。

2018年8月に、立憲民主党長崎県連代表に就任されたY氏は、聞くところによりますと、県内私立大学において、単位制のある地方自治に関しての非常勤講師を2016年から2019年までの期間、されております。

こういった状況の大学の講義が県立大学においても同様になされているのか、お尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) お答えいたします。

県立大学におきまして、地方自治に関する授業を実施しておりますけれども、ご指摘のような方が講義したという実績はないと聞いております。

○議長(瀬川光之君) 山田博司議員—32番。

○32番(山田博司君) 私が、この質問をしたのはなぜかと言いますと、やはり地域の皆さんから、「なぜ、こういったことをするのか」と。教育基本法というのを知らないのかと。ましてや、よくよく聞いてみたら、その方から苦情というか、相談があったのは、就任してからも講義している。

私は、確認したんです。「職業選択の自由もあるから、いいじゃないですか」と言った。そしてたら何と言ったかという、「山田先生、これは大学の単位でしょう。普通の、1時間、2時間、週に一回来てするような講師じゃない。大学生の単位ですよ。この教育基本法に抵触するんじゃないですか」と、こういう声があったんです、総務部長。

私は、こういったことをよくよく考えてみますと、こういったことがあっていいのかと。私は、別に特定の政党を批判しているんじゃないんです。やっぱり政党は、こうあるべきだとか、政府・与党に対して指摘しているんです。しているにもかかわらず、そしてたら自分たちがきちんとしないといけない。こういった、こんなことをやってどうなるのかと。

これは、子どもたちに見本を示さないといけないんです。こういったことがあってはならないから。私は、そういった教育者、県民、島民の声を聞いているわけです。

教育委員会教育長、わかりますか、私のこのつらい立場をね、教育委員会教育長、あなたに答弁を求めたいんだけど、あなたも答弁はしにくいでしょうから、私は、こう言っているわけでございます。これはね、こんなことがあったらいけない。

それで、総務部長、私は、長崎県の「私立学校教育振興費補助金交付要領」をいただきました。その中に、県は、要するに補助金の算定をする時には、その他の管理運営が著しく適正を欠いている場合には補助金の減額を算定できるとなっているんですね、これ。

あなた方も、こういった事実を目をつむらずに、目をしっかりと開いて取り組んでいただきたいと思っております。これは答弁は要りませ

ん。

それで、時間があと4分ぐらいあるので、土木部長と平田副知事にお尋ねしたいことがあります。

今、私は、県議会議員を5期させていただいておりますけれども、上田副知事、平田副知事、この二人の体制で中村知事を支えていただいているわけでございます。上田副知事は、昔から、私が県議会議員になった時からずっと農林部で、本当に農政の活動に取り組んで頑張ってきていただきました。

私は、土木部においては、さっきの使用許可の差別的な扱い、こういったことをなぜ大手のゼネコンにはして、地元企業にしないのかと。先ほどの答弁みたいなことは、私も地元だから、よく知っているんです。「それをやめなさい」と言ったんですよ。そしてたら、「これは事務移管で、地元の市とか町に任せてますから、こうなったんです」と、こういう答弁なんですよ。

平田副知事、いいですか、あなたは間もなく国に帰るのかもしれませんが、もうちょっと県内企業をしっかりと大切にさせていただきたいと思っております。地元企業に、あーいった差別的な使用があつていいのかどうかと、思っているんです。平田副知事、その見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長(瀬川光之君) 平田副知事。

○副知事(平田 研君) ご指摘の件でございますけれども、港湾の土地の使用に関しまして、基本的にはその用途、つまり、どのような対応でなされる事業のために供される土地なのかどうかということによって、目的外使用か、通常使用かということが決まっておるといふふうに理解しております、その申請主体が誰であるから、どういう使用許可を認めるという形では

なくて、どのような使用をするから、どのような使用許可を与えるかというのが、基本的な考え方だと理解しております。

いずれにしても、港湾の土地の使用については、適切なものとなるよう、しっかり努力してまいりたいと思います。

○議長(瀬川光之君) 山田博司議員—32番。

○32番(山田博司君) 平田副知事、五島市選出の県議会議員は誰ですか。私、山田博司でございます。私、山田博司は、この地域の2万世帯の方の地域をずっと、しっかりと目を開いて見ているわけでございます。私は、あなたより詳しい。

今、使用許可に準じてやっていると言ってますけれど、地元の建設会社が、いいですか、公共事業で同じように使用されても、そういうことはしていないんですよ。私は、大手ゼネコンだから言っているんじゃないんですよ。地元企業、地元を愛する気持ちが土木部では薄れているんじゃないかと私はあえて言っているんですよ。

私は、この土木行政について大変不信感を持ってるんですよ。一方で、しっかりと土木行政に取り組んでいる職員の皆さん方は、私も理解しているわけです。この使用のあり方には大変不信感を持ってるんです。

引き続き、こういったことがないように、誤解がないように取り組んでいただきたいと思います。

上田副知事、先ほど、水産行政の話をしたけれども、今、水産行政において、水産庁から来られておりますけれども、私は、県議会議員の5期を振り返ってみますと、水産行政において、まだまだ整備せんといかんところがあるんです。水産庁から来ているからといって、全

く任せていいかといったら、そうじゃない。先ほどの2つの点についても、ずっと言ってきたんですよ。法律に基づいてしてないことがあったんですよ。

だから、上田副知事、しっかりとこれからも中村県政を支えていって、よりよい長崎県づくりに取り組んでいただきたいと要望しておきたいと思っております。

最後に、中村知事、これからもすばらしい長崎県政に向けて、4期目を目指して頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

以上をもちまして、終わります。

どうもありがとうございました。

○議長(瀬川光之君) 以上で、県政一般に対する質問を終了いたします。

次に、知事より、第108号議案の送付がありましたので、これを上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます—知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 本日、提出いたしました追加議案について、ご説明いたします。

第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」は、6月12日に成立した国の第2次補正予算を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の予防拡大防止、医療従事者等への支援、事業継続、雇用の確保及び生活支援等の対策の推進に要する経費について、計上いたしました。

補正予算の総額は、一般会計410億249万円の増額補正をしております。

これを現計予算及び既に提案いたしております6月補正予算と合算いたしますと、一般会計8,080億7,655万9,000円となります。

以上をもちまして、本日、提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重にご審議のうえ、適正なるご決

定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（瀬川光之君） さきに上程いたしました第96号議案乃至第105号議案及び第107号議案、第108号議案、並びに報告第3号乃至報告第20号につきましては、お手元の議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、各委員会は、お手元の日程表のとおり、それぞれ開催されますようお願いいたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

明日より7月2日までは、委員会開催等のため、本会議は休会、7月3日からは、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時49分 散会 —

第 22 日 目

議 事 日 程

第 2 2 日 目

-
- 1 開 議
- 2 第109号議案上程
- 3 知事議案説明
- 4 第109号議案委員会付託
- 5 委員長審査結果報告、質疑・討論、採決
- 6 意見書上程、質疑・討論、採決
- 7 副議長辞職の件
- 8 副議長選挙
- 9 議会閉会中委員会付託事件の採決
- 10 閉 会

令和2年7月3日（金曜日）

出席議員（44名）

- 1番 宮島大典君
- 2番 宮本法広君
- 3番 赤木幸仁君
- 4番 中村泰輔君
- 5番 饗庭敦子君
- 6番 堤典子君
- 7番 下条博文君
- 8番 山下博史君
- 9番 北村貴寿君
- 10番 浦川基継君
- 11番 久保田将誠君
- 12番 石本政弘君
- 13番 中村一三君
- 14番 大場博文君
- 15番 山口経正君
- 16番 麻生隆君
- 17番 川崎祥司君
- 19番 深堀ひろし君
- 20番 山口初實君
- 21番 近藤智昭君
- 22番 宅島寿一君
- 23番 松本洋介君
- 24番 ごうまなみ君
- 25番 山本啓介君
- 26番 前田哲也君
- 27番 山本由夫君
- 28番 吉村洋君
- 29番 大久保潔重君
- 30番 中島浩介君
- 欠番
- 32番 山田博司君
- 33番 堀江ひとみ君
- 34番 山田朋子君

- 35番 西川克己君
- 36番 外間雅広君
- 37番 瀬川光之君
- 38番 坂本智徳君
- 39番 浅田ますみ君
- 40番 徳永達也君
- 41番 中島廣義君
- 42番 溝口英美雄君
- 43番 中山功君
- 44番 小林克敏君
- 45番 田中愛国君
- 46番 八江利春君

欠席議員（1名）

- 18番 坂本浩君

説明のため出席した者

- 知事 中村法道君
- 副知事 上田裕司君
- 副知事 平田研君
- 統轄監 平田修三君
- 危機管理監 荒木秀君
- 総務部長 大田圭君
- 企画部長 柿本敏晶君
- 地域振興部長 浦真樹君
- 文化観光国際部長 中崎謙司君
- 県民生活環境部長 宮崎浩善君
- 福祉保健部長 中田勝己君
- こども政策局長 園田俊輔君
- 産業労働部長 廣田義美君
- 水産部長 斎藤晃君
- 農林部長 綾香直芳君
- 土木部長 奥田秀樹君
- 会計管理者 吉野ゆき子君
- 交通局長 太田彰幸君

地域振興部政策監 村山弘司君
文化観光国際部政策監 前川謙介君
産業労働部政策監 貞方学君
教育委員会教育長 池松誠二君
選挙管理委員会委員長 葺本昭晴君
代表監査委員 濱本磨毅穂君
人事委員会委員長 水上正博君
人事委員会委員(午前) 中牟田真一君
人事委員会委員長(午後) 水上正博君
公安委員会委員 川口博樹君
警察本部長 迫田裕治君
監査事務局長 下田芳之君
人事委員会事務局長
(労働委員会事務局長併任) 大崎義郎君
教育次長 林田和喜君
財政課長 早稲田智仁君
秘書課長 石田智久君
選挙管理委員会書記長 大塚英樹君
警察本部総務課長 川本浩二君

議会事務局職員出席者

局長 松尾誠司君
次長兼総務課長 柴田昌造君
議事課長 川原孝行君
政務調査課長 太田勝也君
議事課長補佐 永田貴紀君
議事課係長 梶谷利君
議事課主任主事 天雨千代子君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(瀬川光之君) ただいまから、本日の会議を開きます。

この際、知事より、第109号議案の送付がありましたので、これを上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知

事の説明を求めます—知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 本日、提出いたしました追加議案について、ご説明いたします。

第109号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」は、国の第2次補正予算に基づく介護・障害福祉サービス施設・事業所及び児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策に要する経費について計上し、一般会計36億3,695万1,000円の増額補正をしております。

これを現計予算及び既に提案いたしております6月補正予算と合算いたしますと、一般会計8,117億1,351万円となります。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重にご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(瀬川光之君) ただいま上程いたしました第109号議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり、予算決算委員会に付託いたします。

予算決算委員会での審査が終了するまでの間、休憩することにいたします。

— 午前10時 2分 休憩 —

— 午後 3時 0分 再開 —

○議長(瀬川光之君) 会議を再開いたします。

これより、さきに各委員会に付託して審査をお願いいたしておりました案件について、審議することにいたします。

まず、総務委員長の報告を求めます。

山口経正委員長—15番。

○総務委員長(山口経正君) (拍手)〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

総務委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第100号議案「一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」ほか4件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決、承認すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第100号議案「一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」に関し、警察本部関係について、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための手当とは具体的にどのような業務に従事した際に支給されるのかとの質問に対し、国の危険業務に従事する際に支給される手当を準用したもので、感染症患者や、その疑いのある者に直接接触する業務、または対象者に長時間接触しなければならない場合に支給するものであるとの答弁がありました。

次に、第103号議案「長崎県税条例及び長崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」に関し、コロナ禍において、各種イベント等が中止になり、チケット購入費の払い戻しを放棄したことが寄付行為となり、個人県民税の寄付金税額控除の対象になるとのことだが、どのくらい県税収入の減額が見込まれるのかとの質問に対し、チケット購入費が寄付になると2,000円分は控除できないため、例えば、チケット代金が1万円とする場合、2,000円を差し引いた額に所得税が40%、住民税が10%の控除となるため4,000円の減税になる。

なお、県税については、その4,000円のうち県民税相当の320円が減収となるが、その減収

分については、国からの交付税により補填されることとなっているとの答弁がありました。

これに対し、寄付者に対する減税の措置、さらに開催を予定した事業への経済的支援になる非常に良い制度であり、県民への広報にも力を入れるべきであるとの意見がありました。

次に、議案のほか審議しました案件について、ご報告いたします。

企画部関係の、九州・長崎 I R 区域整備計画骨子（行政部分）」について、国の基本方針案は示されているものの、正式な決定・公表がなされていない状況であるが、案のままで I R 事業者の公募を開始することも考えているのかとの質問に対し、区域整備計画の認定申請が令和3年1月4日から同年7月30日までとされていることを踏まえ、基本方針案の状態で事業者の公募を開始することも選択肢の一つとして検討してまいりたいとの答弁がありました。

また、これに関連し、「九州・長崎 I R 設置運営事業予定者審査委員会」が開催されているが、委員氏名は、現時点で非公表とされている。

透明性を確保することが事業者による審査委員への接触の抑止力になると考えられ、しかるべき時期には委員氏名を公表すべきと考えるが、県の見解はどうかとの質問に対し、区域整備計画の認定申請期間を考慮し、本年7月から8月には事業者の公募・選定について重要な判断を行う必要がある。公募開始時の募集要項公表に併せて、委員氏名についても公表したいとの答弁がありました。

最後に、別途、本委員会から、「地方財政の充実・強化について」の意見書提出方の動議を提出いたしておりますので、併せてよろしくお願いたします。

以上のほか、総務行政全般にわたり活発な論

議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、総務委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長(瀬川光之君) お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第103号議案「長崎県税条例及び長崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(瀬川光之君) 起立多数。

よって、第103号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決、承認されました。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

深堀委員長—19番。

○文教厚生委員長(深堀ひろし君) (拍手)〔登壇〕 文教厚生委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第104号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基

準に関する条例の一部を改正する条例」であります。

慎重に審査いたしました結果、異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告申し上げます。

第104号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」について、条例改正により、児童自立支援施設長の養成施設の名称を「児童自立支援専門員養成所」から「人材育成センター」に改めるとのことであるが、児童自立支援施設長の養成施設は、全国に幾つあり、どこにあるのかとの質問に対し、児童自立支援施設長の養成施設は、国立の児童自立支援施設である埼玉県武蔵野学院に併設されており、全国で、この1施設のみであるとの答弁がありました。

次に、議案のほか審議しました案件について、ご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症対策関係について、教育委員会関係で、臨時休業後の児童生徒の心のケアについて、6月11日現在で、学校に寄せられた相談件数が265件あったとのこと、具体的な相談内容として、どのようなものがあるのかとの質問に対し、学校に寄せられた相談内容は、「学校での感染リスクについて」が一番多く、次に、「学習面に関する不安」、「生活習慣の乱れ等に関する相談」が主なものである。

また、学校だけでは解決できない社会的な問題に関しては、スクールソーシャルワーカーが対応しており、同ワーカーの指導を行うスーパーバイザーの各地区での活動についても報告があつているとの答弁がありました。

これに対し、今後もスクールカウンセラー等の必要性がさらに高まり、需要が増えてくると

思われるので、対応できる体制をしっかりと作っていただき、予算措置についても、国に要望できるように努めていただきたいとの意見がありました。

次に、福祉保健部関係で、今回のクルーズ船「コスタ・アトランチカ号」に係る事案については、県当局はもとより、国、長崎市、自衛隊、そして何よりも医療現場の最前線で、危険と向きあいながら尽力をいただいた関係者の全ての皆様に対し、心から敬意と深い感謝を申し上げます。

今後、再びクルーズ船等による観光客が戻ってくると思えるが、県民の不安は、いまだ払拭されておらず、新型コロナウイルス感染症についても、第2波、第3波が心配される。

同じことを二度と繰り返さないために、クルーズ船の入港時や長崎空港での入国管理体制など、水際対策の強化も含め、国、県、市、三菱造船、船舶代理店等の関係機関等と、しっかりと課題を検証し、対策を構築していく必要があると考えるがどうかとの質問に対し、これまで取り組んできた一連の対策についてDMA T等を含め、ご支援いただいた方々から早急に聞き取りを行い、専門家の評価もいただきながら、検証作業を行いたいと考えているとの答弁がありました。

さらに、今回の一連の経過と今後の対策の取りまとめが終わった暁には、県民が安心できるよう、また、観光県長崎としての本県の信頼、安全性をアピールできるよう、県のトップによる記者会見等、公表が必要と考えるがどうかとの質問に対し、県全体としての課題と認識しており、今後、県民の皆様が安心していただけるよう正確な情報の伝達に努めてまいりたいとの答弁がありました。

以上のほか、一、県学力調査、全国学力・学習状況調査について、一、ふるさと教育、キャリア教育について、一、高等学校入学者選抜について、一、臨時休校による学力の遅れについて、一、遠隔授業実施の課題について、一、学校行事の状況について、一、就職活動への支援と影響について、一、保健所職員の時間外について、一、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等への支援についてなど、教育及び福祉・保健行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、文教厚生委員会の報告といたします。議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長(瀬川光之君) お諮りいたします。

第104号議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、第104号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、環境生活建設委員長の報告を求めます。山本由夫委員長—27番。

○環境生活建設委員長(山本由夫君) (拍手)

〔登壇〕 環境生活建設委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

今回、本委員会に付託されました案件はございませんが、陳情審査や新型コロナウイルス感染症に係る対策とその進捗状況等について、各

部局に質問を行いました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、土木部関係について、新型コロナウイルス感染防止対策に伴う離島往來の自粛や観光客の激減により、打撃を受けている長崎港ターミナルビル入居8事業者からの使用料（家賃）の減免に係る陳情に関し、国の2次補正において、特別家賃支援給付金の創設が決まっているが、長崎港ターミナルビルのような公共施設の使用料については対象になるのかとの質問に対し、現在、把握している情報では、対象となる家賃等は、民間と公共施設で区別はされておらず、売上げが前年同月比50%減少している場合など、一定の要件に合致する中小企業者等が対象になるとの答弁がありました。

これに関連し、県有施設の使用料等については、減免をしない方針なのかとの質問に対し、県有施設の使用料等については、特定事業者への減免は難しく、現在、来年3月まで納入を猶予することになっているとの答弁がありました。

これに対し、指定管理者に対しては減収分を県が負担するのに対し、県の施設を直接借りている事業者については、補助、減免のどちらも受けられない場合の支援について検討願いたいとの意見がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る対策とその進捗状況等に関し、まず、文化観光国際部関係について、コロナ対策の一環として進められている、ネット販売により県産品事業者を応援する「よかもんキャンペーン」と、飲食店を応援する「よかみせキャンペーン」について、売上げの目標額に対する現在の実績はどれくらいかの質問に対し、6月21日現在で、「よかもんキャンペーン」については、目標額2億3,000

万円に対して6,100万円、「よかみせキャンペーン」については、目標額3億円に対して約670万円の売上げとなっているとの答弁がありました。

これに対し、いい施策であるため、ウェブサイトを見やすくする、送料の負担を軽減するなど、もっと工夫していただきたいとの意見がありました。

次に、県民生活環境部関係について、人権教育啓発センターにおいて、これまでに感染者等から相談を3件受けたとのことだが、どのようにフォローアップをしたのかとの質問に対し、相談者から救済措置を求められた場合、人権侵犯事件に関する調査、被害の救済及び予防に関する業務を所管している法務局の相談窓口を紹介し、支援につなげているとの答弁がありました。

さらに、感染者が出た事業所においては、事業所名を公表することにより、関係者が差別的な対応を受けるなどの被害に遭われている。今後、第2波、第3波に備え、県としても積極的に対応していくべきではないかとの意見に対し、新型コロナウイルス感染症については、医療専門家等からの周知によって正しく理解してもらうとともに、誤った情報に惑わされずに冷静な行動を取っていただくよう、ホームページやSNS等で県民の皆様に呼びかけている。

また、今後実施する各種人権研修会等においても、人権侵害防止等に向けた教育・啓発を行っていききたいとの答弁がありました。

次に、交通局関係について、貸切バスにおける「コスタ・アトランチカ号」の帰国者輸送に係る安全対策について、使用車両は専門の業者に消毒を依頼し、その後2週間は使用せず、乗務員は、運行終了後、交通局が手配したホテルで2週間の自主待機を行ったとのことであるが、

その理由は何かとの質問に対し、車両については、コロナ禍により受注がほとんどない状況の中、安全対策に万全を期すということで、2週間使用しないこととした。

また、乗務員については、専門家の意見を聞いたところ、医療的見地からは2週間の待機は必要ないとのことであったが、乗務員やその家族の要望等を踏まえたうえで、県内4事業者と協議をし、事業者側の判断で2週間の自主待機を実施したものであるとの答弁がありました。

これに対し、念には念をという対応は理解するが、一方で、やり過ぎという考えもあり、それが経済的活動にも影響を与えかねないことから、バス以外のことも含め、県として統一的な対応を取っていただきたいとの意見がありました。

以上のほか、一、石木ダムの建設推進について、一、新型コロナウイルス感染症による修学旅行への影響、V・ファーレン長崎への影響について、一、レジ袋の有料化と削減に向けた取組について、一、長崎ニモカのポイント付与についてなど、環境生活建設行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、環境生活建設委員会の報告といたします。

○議長(瀬川光之君) 次に、農水経済委員長の報告を求めます。

近藤委員長一21番。

○農水経済委員長(近藤智昭君)(拍手)〔登壇〕 農水経済委員会の審査の結果について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第105号議案「長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例」のほか1件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

第107号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」に関し、新型コロナウイルス感染症の影響のため、県が主催するイベントを中止したことに伴う損害賠償の額の決定であるが、働く人の立場や企業を守るという観点からいくと、損害賠償として、契約金額の全額を支払うべきだと考えるが、ここに至った経緯はどのようなことなのかとの質問に対し、本事業は、新型コロナウイルス感染防止のために中止した事業であり、不可抗力のものと考えている。そのため、この事業にかかった経費を一つずつ事業者と確認したうえで、県の顧問弁護士とも相談しながら、実費弁償という考え方で決定したものであるとの答弁がありました。

以上のほか、農水経済行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、農水経済委員会の報告といたします。議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長(瀬川光之君) お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、予算決算委員長の報告を求めます。

大久保委員長—29番。

○予算決算委員長(大久保潔重君) (拍手)〔登壇〕 予算決算委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会で審査いたしました案件は、第96号議案「令和2年度長崎県一般会補正予算（第4号）」ほか22件でございます。

慎重に審査いたしました結果、第98号議案につきましては、起立採決の結果、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

その他の議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり、可決、承認すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務分科会では、新型コロナウイルス感染症対策に係る国の補正予算に対処するために、多額の予算が計上されており、今回までの補正予算で約819億円の予算が措置されているが、どのくらい本県への経済波及効果があるのかとの質問に対し、現時点で、経済波及効果を算出するには至っていないが、まずは、どんな事業を講じていくのか、個々の政策について県民や事業者の方々に説明していくことに重きを置いていきたいとの答弁がありました。

これに対し、県民はコロナ禍において、相当な経済的打撃を受けている。多額の予算を講じている以上は、経済的な効果を実感できるようにしていくのが県の役割であり、県民が前向きになれるよう、知事が先頭に立って発表すべきであるとの意見がありました。

次に、文教厚生分科会では、医療機関等に從

事する職員等への慰労金給付について、今回の補正予算で計上されている対象の医療機関や介護施設・事業所の数及び医療従事者等の数はどのようになっているか。また、対象者へはいつ支給されるのかとの質問に対し、医療機関等については、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関及び帰国者接触者外来の設置医療機関、PCR検査センター等に勤務し、患者と接する医療従事者で、県内で1例目が発生した3月14日から6月30日までの間に10日間以上勤務した職員、合計4万8,530人が対象となっている。

また、介護施設・事業所等については、県内介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員を対象とし、入所、通所、訪問すべての介護サービス事業所の約3,300事業所に従事している職員、合計5万6,000人を対象としている。

支給時期については、国の枠組みが固まり次第、あらゆる媒体を使い、事業者に周知し、速やかに対応するとの答弁がありました。

次に、環境生活建設分科会では、ふるさと再発見誘客対策事業費に関し、全国向け10万人泊「ながさき癒し旅」ウェルカムキャンペーン」の販売状況はどうかとの質問に対し、現在の販売状況は6万1,000人泊となっている。

今回のコロナ禍で観光産業の損失は、1月から4月までの速報値による推計で280億円という数字だが、この事業全体の24万人泊全てが使われれば、推計で約60億円の消費がなされるとの答弁がありました。

次に、農水経済分科会では、緊急雇用創出事業費に関し、新型コロナウイルス感染症の影響による県内企業の解雇、または解雇予定の労働者数はどれくらいなのか。また、4月補正予算

で実施している事業の雇用実績はどうなっているのか。さらに、解雇の増加が見込まれる中、今後どのように取り組んでいくのかとの質問に対し、6月19日現在、65の事業所で600人が解雇、または解雇予定であり、また、4月補正に係る事業の雇用者数は、250人の計画に対し、現時点では158人となっている。

今後の雇用情勢を注視するとともに、長崎労働局や市町との連携を図りながら、必要な対策を講じていきたいとの答弁がありました。

以上のほか、補正予算に関し、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長(瀬川光之君) お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第98号議案「令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(瀬川光之君) 起立多数。

よって、第98号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決、承認されました。

次に、お手元に配付いたしております「動議件名一覧表」のとおり、総務委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議が提出されておりますので、これを議題といたします。

○議長(瀬川光之君) お諮りいたします。

本動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、本動議は、可決されました。

この際、ご報告いたします。

副議長 西川克己議員から、本日付で、一身上の都合により、副議長の職を辞職したい旨の辞職願が提出されましたので、ご報告いたします。

ただいま、ご報告いたしました辞職願を直ちに議題といたします。

本件につきましては、長崎県議会会議規則第88条第2項の規定により、許可を与えるかどうかについて、お諮りいたします。

西川克己議員の副議長の辞職を許可することについて、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(瀬川光之君) 起立多数。

よって、西川克己議員の副議長の辞職は、許可することに決定されました。

この際、西川克己議員より、退任のご挨拶があります—西川議員。

○35番(西川克己君) (拍手)〔登壇〕 ただいま議会のご承認をいただき、副議長を退任させていただくこととなりましたので、一言、ご挨拶を申し上げます。

昨年5月、議員皆様方のご推挙をいただき、副議長に就任以来、瀬川議長を補佐し、議会の円滑な運営のため、誠心誠意務めてまいりました。

この間、特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、今までに経験のない事態であり、その対策に理事者と議会が一体となって取り組んでおり、その中で、私も微力ではありますが、副議長としての役割を果たすことができたのではないかと考えております。

こうして一年間、副議長の職を遂行できましたのも、瀬川議長並びに議員の皆様のご支援、ご指導はもとより、中村知事をはじめ、理事者の皆様のご協力と報道関係各位のご理解の賜物と、ここに深く感謝申し上げる次第でございます。

今後は、この1年間の貴重な経験を糧に、議員として決意も新たに、長崎県の発展と県民の幸せを第一に、県政の推進に努力する所存でありますので、これまで以上のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、退任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(瀬川光之君) これより、副議長の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長(瀬川光之君) ただいまの出席議員は、44名であります。

お諮りいたします。

選挙立会人2名を議長において指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、中村一三議員及び山下博史議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長(瀬川光之君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) 配付漏れなしと認めます。

中村一三議員及び山下博史議員の立ち会いをお願いいたします。

〔選挙立会人・立ち会い〕

○議長(瀬川光之君) 投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長(瀬川光之君) 異状なしと認めます。

本選挙につきましては、地方自治法第118条第1項の規定に基づき、公職選挙法を準用いたします。

この際、念のため申し上げます。

投票は、単記無記名でありますので、投票用紙に、被選挙人の氏名のみを記載のうえ、点呼に依じて、順次、ご投票を願います。

氏名を点呼いたさせます。

〔局長点呼・投票〕

○議会事務局長(松尾誠司君) 宮島議員、宮本議員、赤木議員、中村泰輔議員、饗庭議員、堤議員、下条議員、山下議員、北村議員、浦川議員、久保田議員、石本議員、中村一三議員、大場議員、山口経正議員、麻生議員、川崎議員、深堀議員、山口初實議員、近藤議員、宅島議員、松本議員、ごう議員、山本啓介議

員、前田議員、山本由夫議員、吉村議員、大久保議員、中島浩介議員、山田博司議員、堀江議員、山田朋子議員、西川議員、外間議員、瀬川議員、坂本智徳議員、浅田議員、徳永議員、中島廣義議員、溝口議員、中山議員、小林議員、田中議員、八江議員。

○議長(瀬川光之君) 投票漏れはありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
これより、開票いたします。
〔開 票〕

○議長(瀬川光之君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数44票。うち有効投票44票、無効投票なしであります。

有効投票中、松本洋介議員42票。山田朋子議員1票。堀江ひとみ議員1票。

以上のおりであります。

本選挙の法定得票数は、11票であります。

この結果、松本洋介議員が副議長に当選されました。(拍手)

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

○議長(瀬川光之君) この際、副議長に当選されました松本洋介議員をご紹介します。

○副議長(松本洋介君)〔登壇〕 ただいまの副議長選挙におきまして、議員各位のご推挙を賜り、副議長にご選任をいただきました松本洋介でございます。

若輩で、浅学非才の身でありながら、ご選任いただきました議員の皆様、心より感謝申し上げます。

コロナウイルスにより、県内は大きな影響が出ており、支援を必要とする方々のために議会

の果たすべき役割は大きく、責任を感じております。

もとより、微力ではございますが、瀬川議長を支え、議会の円滑な運営に取り組む所存でありますので、議員の皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(瀬川光之君) これより、しばらく休憩いたします。

— 午後 3時52分 休憩 —

— 午後 4時15分 再開 —

○議長(瀬川光之君) 会議を再開いたします。

まず、予算決算委員会副委員長の辞任許可及び補充選任の件を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

先ほど、松本洋介議員から、一身上の都合により、予算決算委員会副委員長を辞任したい旨の申し出がありましたので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり許可することに決定されました。

この際、予算決算委員会副委員長の補充選任を行います。

松本洋介議員の予算決算委員会副委員長の辞任が許可されましたので、前田哲也議員を、その後任副委員長に選任することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり選任することに決定されました。

次に、各委員会から議会閉会中の付託事件として、お手元の一覧表のとおり申し出があつておりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、終了いたしました。

この際、知事より、ご挨拶があります—知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 6月定例県議会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、初めに、松本洋介新副議長のご就任に対しまして、心からお慶びを申し上げますとともに、県勢発展のため、格段のご指導、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

今回、ご退任になられました西川克己前副議長におかれましては、就任以来、九州新幹線西九州ルートをはじめとした社会資本整備の促進や特定複合観光施設（IR）区域整備の推進、海外との友好交流の拡大等の県政の重要施策のほか、今般の新型コロナウイルス感染症対策等について、多大なるご貢献を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。今後とも、ご健勝のうちに、引き続き、お力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、このたびの議会は、去る6月12日から本日までの22日間にわたり開かれましたが、議員の皆様方には、本会議及び委員会を通して、終始熱心にご審議いただくとともに、それぞれ適正なご決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応に際し、県議会におかれましては、議会運営等に

ついて格別の御高配を賜り、重ねて感謝申し上げます。

この際、議会中の主な動きについて、ご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策。

県では、新型コロナウイルス感染拡大に備え、軽傷者等への宿泊療養施設の確保を進めておりましたが、去る6月15日までに、長崎、佐世保両市内のホテル2カ所において157床を確保いたしました。引き続き、県内8つの2次医療圏ごとに宿泊療養施設の確保を図ってまいります。

また、PCR等検査については、医療機関などにおける検査機器の導入を促進することにより、一日当たりの検査可能件数を1,634件から2,040件まで拡大してまいりたいと考えております。

今後とも、県議会のご支援とご協力を賜りながら、新型コロナウイルス感染症対策の強化に力を注いでまいります。

国土交通大臣の来県。

去る6月25日、赤羽国土交通大臣が本県を訪問され、新幹線長崎駅や長崎港松が枝地区を視察されるとともに、国の「緊急事態宣言」解除後の観光振興に向けて、関係事業者との意見交換を行われました。

私も、赤羽国土交通大臣と会談し、クルーズ船「コスタ・アトランチカ号」で発生した新型コロナウイルス感染症クラスターに対する一連のご支援や、九州新幹線西九州ルートの整備促進に係るご尽力、長崎港松が枝岸壁2バース化の新規事業化等について、お礼を申し上げたところであります。

赤羽国土交通大臣からは、新型コロナウイルス感染症対策に係るねぎらいの言葉をいただくとともに、観光振興に向けた国の施策のほか、

九州新幹線西九州ルート整備について、防災、減災の観点からの必要性や、地元のご苦勞と期待をしっかりと受け止めて取り組んでいく旨のお話がありました。

今後とも、国との連携を緊密に図りながら、地域の活性化や、県民生活の基盤となる交通ネットワークの整備推進に努めてまいります。

九州新幹線西九州ルート整備促進。

九州新幹線西九州ルート整備については、去る6月16日、国土交通省から佐賀県に対し、幅広い協議の対象となる5つの整備方式の全てに対応できる環境影響評価の手續について提案がなされました。

国土交通省の提案においては、複数年を要する環境影響評価の手續実施期間にわたり、腰を据えて、幅広い協議を行うことが可能となり、佐賀県の意向にも最大限配慮したものとされております。

県としては、こうした提案も含めて、今後、協議が積み重ねられ、議論が進展していくことを期待するとともに、九州地域、ひいては西日本地域の発展に資するフル規格による整備の実現を目指してまいります。

スポーツの振興。

今年10月に、鹿児島県において開催が予定されておりました「第75回国民体育大会」及び「第20回全国障害者スポーツ大会」については、去る6月19日、主催する日本スポーツ協会等から、新型コロナウイルス感染症の影響により延期することとし、両大会の具体的な開催時期は、関係機関で検討を継続していくことが発表されました。

県としては、本県選手の皆様が新たな目標に向かって練習に励み、「ふるさと長崎」の代表として活躍できるよう、引き続き、競技団体等

と連携しながら、競技力の向上に取り組んでまいります。

このほか、会期中、皆様からお寄せいただきました数々の貴重なご意見、ご提言などについては、今後の県政に積極的に反映させてまいりたいと存じます。

県としては、新型コロナウイルス感染症対策について、引き続き、国の交付金等を活用しながら対処してまいりますとともに、コロナ社会ともしっかりと向きあいながら、人口減少や地域経済の活性化など、県政の諸課題に対し、地域の総力を結集して取り組んでまいりたいと考えております。

さて、日ごとに暑さが増すこの頃、皆様方には何かとご多様のことと存じます。どうかご健康には一段とご留意いただき、ますますご活躍されますよう心からお祈り申し上げます。

終わりに、報道関係の方々には、会期中、終始、県議会の広報について、ご協力を賜り、ありがとうございました。

この機会に、お礼を申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

○議長(瀬川光之君) 令和2年6月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、副議長を辞任されました西川克己議員には、この一年間、副議長として、私をお支えいただき、円滑な議会運営のため、多くのご指導、ご支援を賜りました。心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

また、副議長にご就任されました松本洋介議員には、課題も多いこれからの議会運営等について、多くのお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

去る6月12日に開会いたしました本定例会も、全ての案件の審議を終了し、本日、閉会の運び

となりました。

この定例会中は、新型コロナウイルス感染症の本県への影響と対策をはじめ、特定複合観光施設（IR）誘致、人口減少対策、災害時の避難所対策、土木行政、教育行政、医療福祉行政、農林業・水産業の振興等、当面する県政の重要課題について、終始熱心にご論議いただきました。

この間の議員各位のご努力と、知事はじめ、理事者の皆様並びに報道関係の皆様のご協力に対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、先ほども申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大により、我が国の景気は急速に悪化しており、とりわけ、本県におきましては、観光関連産業をはじめ、農林水産品の価格低迷、中小・小規模事業者の資金繰りや雇用不安など、各分野で大きな影響が生じているところであります。

このような中、県民の皆様には「新しい生活様式」を、事業者の皆様には、業種ごとのガイドラインへの対応を実践していただきながら、徐々に経済活動を回復させる段階に入ったものと考えております。

この件については、本定例会において、関連の補正予算が可決されたところであり、その効果をできるだけ早く発現させ、本県経済の一日も早い回復・拡大につながるよう取組を後押しするとともに、引き続き、事態の推移を見極めながら、理事者や関係団体と連携し、必要な対策に取り組んでまいりたいと存じます。

また、本年4月、「緊急事態宣言」の対象地域が全国に拡大されたことなどに伴い、本県の議会においても、活動の制限等の対応を余儀なくされてきましたが、その後、宣言の解除や移動の制限が緩和されたことで、今後は感染症の蔓

延防止に努めながら、地域の声をお聴きするため、現地調査、意見交換などを積極的に実施し、県や国に対し提案等を行ってまいりたいと存じます。

これから厳しい暑さを迎えますが、皆様方には、くれぐれも健康にご留意のうえ、県勢発展のために一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たってのご挨拶といたします。

これをもちまして、令和2年6月定例会を閉会いたします。

— 午後 4時28分 閉会 —

議	長	瀬	川	光	之			
副	議	長	西	川	克	己		
副	議	長	松	本	洋	介		
署	名	議	員	大	久	保	潔	重
署	名	議	員	山	下	博	史	

(速記者)

(有)長崎速記センター

配 付 資 料

上 程 議 案 件 名 表

議案番号	件 名
第 96 号	令和2年度長崎県一般会計補正予算(第4号)
第 97 号	令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第1号)
第 98 号	令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
第 99 号	令和2年度長崎県交通事業会計補正予算(第1号)
第 100 号	一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
第 101 号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
第 102 号	長崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例
第 103 号	長崎県税条例及び長崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
第 104 号	長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
第 105 号	長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例
第 106 号	長崎県病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について
第 107 号	和解及び損害賠償の額の決定について
第 108 号	令和2年度長崎県一般会計補正予算(第5号)
第 109 号	令和2年度長崎県一般会計補正予算(第6号)
報告第3号	令和元年度長崎県一般会計補正予算(第10号)
報告第4号	令和元年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)
報告第5号	令和元年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算(第2号)
報告第6号	令和元年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算(第2号)
報告第7号	令和元年度長崎県営林特別会計補正予算(第3号)
報告第8号	令和元年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第2号)
報告第9号	令和元年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第2号)
報告第10号	令和元年度長崎県用地特別会計補正予算(第2号)
報告第11号	令和元年度長崎県庁用管理特別会計補正予算(第2号)
報告第12号	令和元年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算(第1号)

議 席 表

32	33	34

35	36	37	38

39	40	41	42
浅田			

43	44	45	46

16	17	18

19	20	21	22

23	24	25	26

27	28	29	30	31

1	2	3

4	5	6	7

8	9	10	11

12	13	14	15

委員 会 開 催 日 程 表

議案番号	件名
報告第13号	令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第5号)
報告第14号	令和元年度長崎県流域下水道特別会計補正予算(第4号)
報告第15号	令和元年度長崎県公債管理特別会計補正予算(第2号)
報告第16号	令和元年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
報告第17号	令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算(第4号)
報告第18号	令和元年度長崎県交通事業会計補正予算(第2号)
報告第19号	令和2年度長崎県一般会計補正予算(第3号)
報告第20号	長崎県税条例の一部を改正する条例

月日	曜日	開会時刻	委員会名	場所
6月25日	木	10:00	総務委員会	委員会室 1
			文教厚生委員会	委員会室 2
			環境生活建設委員会	委員会室 3
			農水経済委員会	委員会室 4
6月26日	金	10:00	総務委員会	委員会室 1
			文教厚生委員会	委員会室 2
			環境生活建設委員会	委員会室 3
			農水経済委員会	委員会室 4
6月29日	月	10:00	総務委員会	委員会室 1
			文教厚生委員会	委員会室 2
			環境生活建設委員会	委員会室 3
			農水経済委員会	委員会室 4
7月1日	水	11:00	予算決算委員会(分科会長報告、採決)	議場

審査報告書

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年6月26日

文教厚生委員会委員長 深堀 ひろし

議長 瀬川 光之 様

記

1 議案

議長 瀬川 光之 様

総務委員会委員長 山口 経正

記

1 議案

番号	件名	審査結果
第100号議案	一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特 殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第101号議案	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を 改正する条例	原案可決
第102号議案	長崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例	原案可決
第103号議案	長崎県税条例及び長崎県産業廃棄物税条例の一部を改正 する条例	原案可決
報告第20号	長崎県税条例の一部を改正する条例	承認

計 5件 (原案可決 4件・承認 1件)

番号	件名	審査結果
第104号議案	長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 の一部を改正する条例	原案可決

計 1件 (原案可決 1件)

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年6月26日

議長 瀬川 光之 様
農水経済委員会委員長 近藤 智昭

議長 瀬川 光之 様

記

1 議案

番号	件名	審査結果
第105号議案	長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第107号議案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決

計 2件 (原案可決 2件)

予算決算委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年7月3日

議長 瀬川 光之 様
予算決算委員会委員長 大久保 潔重

議長 瀬川 光之 様

記

1 議案

番号	件名	審査結果
第96号議案	令和2年度長崎県一般会計補正予算(第4号)	原案可決
第97号議案	令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第98号議案	令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第99号議案	令和2年度長崎県交通事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第108号議案	令和2年度長崎県一般会計補正予算(第5号)	原案可決
第109号議案	令和2年度長崎県一般会計補正予算(第6号)	原案可決
報告第3号	令和元年度長崎県一般会計補正予算(第10号)	承認
報告第4号	令和元年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)	承認
報告第5号	令和元年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算(第2号)	承認
報告第6号	令和元年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算(第2号)	承認
報告第7号	令和元年度長崎県営林特別会計補正予算(第3号)	承認
報告第8号	令和元年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第2号)	承認
報告第9号	令和元年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第2号)	承認
報告第10号	令和元年度長崎県用地特別会計補正予算(第2号)	承認
報告第11号	令和元年度長崎県庁用管理特別会計補正予算(第2号)	承認

委員会提出意見書等一覧表(結果)

1 委員会等提出

番号	件名	審査結果
報告第12号	令和元年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算(第1号)	承認
報告第13号	令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第5号)	承認
報告第14号	令和元年度長崎県流域下水道特別会計補正予算(第4号)	承認
報告第15号	令和元年度長崎県公債管理特別会計補正予算(第2号)	承認
報告第16号	令和元年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	承認
報告第17号	令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算(第4号)	承認
報告第18号	令和元年度長崎県交通事業会計補正予算(第2号)	承認
報告第19号	令和2年度長崎県一般会計補正予算(第3号)	承認

計 23件(原案可決 6件・承認 17件)

区分	提出先	件名	提出者	可否	掲載ページ
意見書	府国会	地方財政の充実・強化について	総務委員会	可決	付録 6ページ

重 力		議 決	
提 出 者	総 務 委 員 会	提 出 日	令 和 2 年 6 月 2 9 日
種 類	提 出 書	提 出 年 月 日	令 和 2 年 6 月 2 9 日
件 名	地方財政の充実・強化について		
要 旨	<p>地方自治体は、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、地方創生・人口減少対策や、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、大規模災害に対応するための防災・減災対策など、様々な政策課題に直面している。</p> <p>政府においては、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で定められた新経済・財政再生計画において、2021年度まで、地方一般財源総額を2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしているところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の下振れや税収の大幅な減少が懸念される中で、地域経済の再生を実現させるためには、さらなる地方財源の確保が必要不可欠である。</p> <p>よって、国に対して、2021年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、次のとおり適切な措置を講じるよう強く求めるものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定にあたっては、国の政策方針に基づき一方的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。 2. 地方創生・人口減少対策をはじめ、社会保障関係費の増高への対応、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保・充実を図ること。 3. 地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、財源不足への補填については、臨時財政対策債の発行等によることなく、更なる法定税率の引上げにより対応すること。 4. 新型コロナウイルス感染症対策に関する地方向け交付金については、感染状況や地方における財政需要を把握しつつ、2021年度予算においても、国の責任において十分な財源を確保すること。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税収の大幅な減少が懸念されることから、地方税の減収補填債の対象税目を拡大すること。 5. 地方創生を確実に推進するため、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費(1.0兆円)の拡充及び「地方社会再生事業費(0.4兆円)」 		

<p>の維持・確保をするとともに、その算定については条件不利地域を有する団体や財政力の弱い団体に配慮すること。また、地方創生推進交付金については、継続的かつ安定的な財源を確保すること。</p> <p>6. 地方交付税については、2020年国勢調査に基づき人口に基礎数値を切り替えることによる影響を最小限にとどめる措置を講ずること。</p> <p>7. 地方が引き続き防災・減災対策に取り組みでいけるよう、2020年度までの事業期間となっている「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業費」、「緊急自然災害防止対策事業費」、「緊急防災・減災事業費」を2021年度以降も継続すること。</p> <p>8. 会計年度任用職員制度に伴う2021年度以降の更なる財政需要の増加については、地方財政計画に確実に計上すること。</p> <p>9. 地方団体は、国を上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行うなかで基金の確保など財政運営の年度間調整に取り組んでいることから、地方の基金残高の増加を理由に地方財政計画の圧縮や、地方交付税の削減をおこなわないこと。</p> <p>なお、文案の作成及び提出の諸手続きについては、議長に一任する。</p>	<p>政 府 ・ 国 会</p>
提出先	政 府 ・ 国 会

令和2年6月定例会議会閉会中 委員会付託申出一覧表

No. 1

委員会名	付託事件
総務	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会、現地調査及び要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理、防災、消防、危険物の規制等に関する事項について ・重要施策の企画及び総合調整に関する事項について ・特定複合観光施設（IR）に関する事項について ・職員の仕事、勤務条件、給与、福利厚生等に関する事項について ・行政改革、情報公開等の行政一般に関する事項について ・具の予算、財政、県税その他の財務に関する事項について ・政策評価に関する事項について ・公有財産に関する事項について ・秘書、広報及び広聴に関する事項について ・地域・半島及び地域の振興に関する事項について ・県内市町の行政、財政、選挙に関する事項について ・土地対策に関する事項について ・交通運輸に関する事項について ・県庁舎の跡地活用に関する事項について ・出納及び物品調達に関する事項について ・議会事務局に関する事項について ・監査事務に関する事項について ・人事委員会に関する事項について ・労働委員会に関する事項について ・警察の組織及び運営に関する事項について ・交通安全、防犯対策の推進に関する事項について ・公安委員会に関する事項について
文教厚生	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会、現地調査及び要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校及び県立大学（公立大学法人）に関する事項について ・福祉保健行政の企画及び総合調整に関する事項について ・社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査に関する事項について ・医療政策に関する事項について ・医療人材の確保等に関する事項について ・薬務行政に関する事項について ・国民健康保険等に関する事項について ・障害者施策の推進に関する事項について ・原簿破産者対策等の推進に関する事項について ・子どもに関する総合的な施策及び調整に関する事項について ・教育委員会に関する事項について ・県立学校の施設及び設備に関する事項について ・義務教育及び高校教育に関する事項について ・特別支援教育に関する事項について ・生涯学習に関する事項について ・字芸文化に関する事項について ・保健体育に関する事項について ・競技力の向上に関する事項について

No. 2

委員会名	付託事件
環境生活建設	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会、現地調査及び要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・文化振興に関する事項について ・世界遺産に関する事項について ・観光振興に関する事項について ・物流流通振興に関する事項について ・国際関連振興の推進に関する事項について ・スポーツ振興に関する事項について ・県民生活及び環境に関する施策の企画及び総合調整に関する事項について ・県民との協働推進に関する事項について ・人権・同和問題に関する事項について ・男女共同参画に関する事項について ・交通安全の企画、交通安全運動等に関する事項について ・統計に関する事項について ・生活衛生に関する事項について ・食の安全・安心及び消費者行政に関する事項について ・環境保全等に関する事項について ・生活排水対策及び水資源政策に関する事項について ・陸軍物対策に関する事項について ・自然環境に関する事項について ・道路及び河川に関する事項について ・まちづくりに関する事項について ・土砂災害対策に関する事項について ・住宅及び建築に関する事項について ・県土地開発公社に関する事項について ・県住宅供給公社に関する事項について ・県道路公社に関する事項について ・港湾、空港その他土木に関する事項について ・県営交通事業に関する事項について
農水経済	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会、現地調査及び要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・産業の振興に関する事項について ・労働に関する事項について ・産業技術の振興に関する事項について ・水産業に関する事項について ・漁港漁場に関する事項について ・農業に関する事項について ・林業に関する事項について
予算決算	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会、要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計、特別会計及び企業会計予算等について
議会運営	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会、現地調査及び要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・議会の運営に関する事項について ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について ・議長の諮問に関する事項について
離島・半島地域振興特	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会、現地調査及び要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・離島・半島地域振興対策 ・有人国境離島法対策 ・離島地域航空路・航空路対策
観光振興・交通対策特	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会、現地調査及び要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・IR対策 ・新幹線対策 ・観光振興対策 ・国際戦略 ・交通対策
人口減少・雇用対策特	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会、現地調査及び要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・社会減対策 ・人材確保対策 ・若者・女性対策